

\*\* <翻訳> \*\*\*\*

# 英国の一般的租税回避対処法ガイダンス UK GAAR Guidance

- I 英国の一般的租税回避対処法ガイダンス (A、B 及び C)
- II 英国の一般的租税回避対処法ガイダンス (D)
- III 英国の一般的租税回避対処法ガイダンス (E)

翻訳 亜細亜大学経済学部大学院経済研究科  
前特任教授 小林剛 (Takeshi Kobayashi)

## 要 旨

2013 年に制定された英国の一般的租税回避対処法（一般的反濫用ルール）のガイダンスを翻訳したものである。英国の一般的租税回避対処法の公式の総合的解釈書及びその個別事例集となるものである。ガイダンス (A、B 及び C) では、英国の一般的租税回避対処法の導入の背景、目標、運用方法及び主要概念の説明が行われ、パート D では 32 件の事例について英国の一般的租税回避対処法の適用について詳細な検討が行われ、パート E では英国における GAAR 運用手続きの概要が示されている。

## Abstracts

Guidance of UK General Anti-Avoidance Rule that the HMRC published.  
UK GAAR Guidance with effect from 30 January 2015 : Part A, B and C  
UK GAAR Guidance with effect from 30 January 2015 : Part D  
UK GAAR Guidance with effect from 30 January 2015 : Part E

These are translations of the UK General Anti Abuse Rule (GAAR) guidance. UK General Anti Abuse Rule (GAAR) guidance are the official general interpretation publications of UK GAAR. By the guidance of a background of the introduction, an aim, modi operandi and the main concept of UK General Anti Abuse Rule (GAAR) are explained, and the examination about the application of UK GAAR about 32 examples is performed in Part D. UK GAAR procedures of application of the GAAR are explained in Part E.

\*\*\*\*\*

## はじめに

本資料は「英国の一般的租税回避対処法ガイダンス」を翻訳したものである。「英国の一般的租税回避対処法（英国2013年財政法パート5）」及び「同手続法（英国2013年財政法スケジュール43）」並びにこれらの法律の基礎となった「アーロンソン報告」については、亜細亜大学経済学紀要第40巻第1号「英国のアーロンソン報告、一般的租税回避対処法及び同ガイダンス」を参照されたい。

このたび訳出した資料は「英国の一般的租税回避対処法ガイダンス」の「パートD 実例集」及び「パートE GAAR手続」である（「英国の一般的租税回避対処法ガイダンス」の「パートA、B及びC」は参考のため再掲している。）。

このガイダンスDでは、裁判等の判決例を基礎として32件の実例が取り上げられ比較的詳細に論じられている。実例集では、法人税6件、所得税5件、キャピタルゲイン税7件、源泉税及び国民保険料4件、相続税6件並びに印紙土地税4件の実例が取り扱われているが、是認（納税者の主張するタックス・アレンジメントを認めるもの）に関するものが13件、否認（納税者のタックス・アレンジメントは濫用的タックス・アレンジメントであるとするもの）に関するものが18件、是認及び否認に関するものが1件となっている。

各実例では、その実例を取り上げる目的のほか、①その事案を理解するための背景的税法知識等、②納税者の行うアレンジメントの内容、③関係する法律規定、④納税者の主張、⑤歳入関税庁及び諮問委員会の分析並びに⑥歳入関税庁及び諮問委員会の結論について説明されている。

特に、⑤歳入関税庁及び諮問委員会の分析においては、i「アレンジメントの実質的結果が関係法律規定の基礎とする原則及びそれらの規定の政策目的に一致しているか」、ii「実質的課税結果を実現する手段は人為的又は異常なステップを伴っているか」、iii「アレンジメントは関係租税法規定の欠陥を利用することを意図したか」、iv「アレンジメントは2013年財政法§207の濫用の指標を含んでいるか」、v「タックス・アレンジメントは確立した実務に一致するか」、そして、vi「歳入関税庁はその実務の受け入れを示したか」の項目別にタックス・アレンジメントへの一般的租税回避対処法の適用の可否が詳細に論じられている。

こうした租税回避事件の多税目にわたる多くの実例が、統一的基準に基づきそれも公的立場（公的なGAAR諮問委員会等が承認している）から検討されたものは少なく、背景とする租税法制度及び信託制度等法律制度が異なっていること、法改正が行われた分野が多いこと等、理解が困難

---

な事例もあるが、それ以上に、租税回避問題の検討の有益な資料になるものとする（なお、各事例のタイトルに次ぐ〈参考〉は、本資料を読む読者の理解を容易にするために訳者が参考として付したものである。）。

また、ガイダンス E では、英国における GAAR の運用方法の概要が説明されている。

英国は伝統的には租税法律主義を厳格に順守してきた国である。立法時の想定外の濫用的租税回避行為等には個別の租税回避対処法を制定して対処してきた。しかしながらそうした対処方法も長期にわたり継続すれば、膨大な数の個別租税回避対処法となり、租税法の確実性を担保しようとして制定する個別租税回避対処法自体が租税法の明確性の障害となるものとなるとともに、租税法の濫用の機会を増大させ、租税法の確実性を脅かすものとなっていた（アーロンソン報告 1.7、3.14、3.15）。こうした状況の下に制定されたのが、英国の一般的租税回避対処法である。

英国の一般的租税回避対処法は、濫用的租税回避行為（正確には濫用的タックス・アレンジメント）がある場合、その税務上の利益を是正措置により打ち消すというものである（英国 2013 年財政法 § 207、208 及び 209）。

何が濫用的租税回避行為（タックス・アレンジメント）であるかについては

- ① アレンジメントの実質的結果が、関係租税法規定が基礎とする原則及び関係租税法規定の政策的に一致するか否か
  - ② 結果を達成する手段が不自然又は異常なステップを伴うか
  - ③ アレンジメントが租税法規の欠陥の悪用を意図しているか
- を含む全ての状況を考慮した場合、それらを行うことが関連租税法規定に関して合理的行為とみなすことができない場合、濫用的であるとされている。

また、租税回避行為（タックス・アレンジメント）が濫用的であることを示す例として、

- ① 経済目的の金額よりも著しく少ない課税上の所得、利益又は利得金額に結果する場合
- ② 経済目的よりも著しく高額な課税上の控除又は損失に結果する場合
- ③ 納付されなかったか、納付される可能性のない、税の還付又は税額控除の請求に結果する場合、を掲げている。

濫用的租税回避を「行為の形態」及び「結果の態様」から特定しようとしている（英国 2013 年財政法 § 207 参照）。

しかしながら一般的租税回避対処法は、濫用的租税回避行為に一般的に対処しようとするものであるからそれを例示はすることはできるが濫用的租税回避行為一般を具体的に定義しきることはできない（開かれた具体的例示主義）。一般的租税回避対処法を制定するということは、ある意味で厳格な文言解釈を基礎とする租税法律主義から距離を置くことを意味する。租税法の立法当時想定

しなかったような回避行為にも対処できるものでなければならず、それは、厳格な租税法律主義から離れることとなる。

ここに、一般的租税回避対処法制定下における法的安定性の確保の問題が生ずる。英国においてこれに対処しようとするのが、GAAR 諮問委員会等の制度である。租税法律主義が言葉による法的安定性の確保方法であるとするれば、英国のそれは租税法律主義の限界を認め、それを一般的租税回避対処法の適正な運用システムにより補完しようとするものである。

英国の歳入関税庁（我が国の国税庁に相当する機関）の一般的租税回避対処法運用官吏は、特に指定された官吏であり、その指定官吏は、専門委員を含む公正な委員からなる GAAR 諮問委員会の意見を聴取しながら事案の取り扱いを行う（英国 2013 年財政法スケジュール 43）。また、審査請求或いは訴訟事件になった場合においては、GAAR 諮問委員会の意見を参考に審判又は裁判が行われる（英国 2013 年財政法 § 211）。GAAR 諮問委員会の判断の結果は取りまとめられて、資料集として、以降の一般的租税回避対処法の運用の資料とされる。現在訳出したガイダンスもこうした観点から GAAR 諮問委員会の審査を経て歳入関税庁により作成されたものである（ガイダンス A4）。

租税法律の立法目的に反する、通常ありえないようなステップを伴う、或いは法律の欠陥を悪用する濫用的租税回避行為が租税法律主義の美名のもとに主張されてきたのは事実であり（ガイダンス D 実例集参照）、それは、忌むべき行為であると英国一般的租税回避対処法の基礎となったアーンソン報告でも述べられている（アーン報告 1.7、4.6、4.7）。

一般的租税回避対処法を持たない数少ない国となった我が国において、租税法律主義の過信から解放され、建設的な一般的租税回避対処法制定の議論が進むことを期待したい。

平成 29 年 1 月 10 日

小 林 剛

---

## 英国の一般的租税回避対処法と権利濫用

小 林 剛

### 英国の一般的租税回避対処法：濫用的租税回避行為の取消

英国の一般的租税回避対処法は、濫用的であるタックス・アレンジメントから生ずる税務上の利益を打ち消すために制定された（英国 2013 年財政法 § 206 (1)）。濫用的であるタックス・アレンジメントがある場合、タックス・アレンジメントから生ずる税務上の利益は、是正措置を行うことにより打ち消される（英国 2013 年財政法 § 209 (1)）。

タックス・アレンジメントとは、全ての状況を考慮して、税務上の利益を得ることがアレンジメントの主たる目的又は主たる目的の一つであるアレンジメントである（英国 2013 年財政法 § 207 (1)）。また、アレンジメントとは、全ての合意、了解、スキーム、取引行為又は一連の取引行為（法的効力を持つか否かを問わない）であるから、通常わが国で言われる法律行為である。

従って、英国の一般的租税回避対処法は、我が国で言う濫用的租税軽減回避行為の税務上の利益を打ち消すために制定された法律ということができる。

英国の一般的租税回避対処法は、一般的租税回避対処法が存在しない場合、濫用的租税軽減回避行為によっても税務上の利益が生ずることを前提としている（ガイドンス B6.1）。

何が濫用的租税軽減回避行為であるかといえば、租税回避軽減行為が、関係租税法の基礎とする原則及び政策目的に一致するか否か、行われる行為が不自然さ又は異常性を伴うか否か並びに租税法規定の欠陥の悪用を意図しているか否か等を総合的に考慮して判断するとされ（英国 2013 年財政法 § 207 (2)）、税務上の利益が経済上の利益よりも少なくなる場合等が、租税軽減回避行為が濫用であることの例であるとしている（英国 2013 年財政法 § 207 (3)）。

### ドイツ租税通則法第 42 条

濫用的租税回避行為に対し否認規定を早くから設けたドイツでは、現在租税通則法において次のように規定している。

第42条 法的形成可能性の濫用

(1) 法的形成可能性の濫用により租税法を回避することはできない。租税回避阻止に資する個別租税法の規定要件が満たされるときは、当該規定により法的結論は確定される。そうでない場合で、第2項の意味における濫用のあるときは、租税債権は、経済的事象に適切な法的形成のときに生ずるように生ずる。

(2) 濫用は、納税義務者又は第三者に、適切な形成に比較し、法律上予定されていない税務上の利益に至らしめる不適切な法的形成が選択されたとき存在する。これは、納税者が、選択された形成のための、状況の全体像から考慮すべき、税以外の理由を証明した場合には適用しない。

ドイツ租税通則法では、濫用的租税回避行為の本質を「法的形成可能性の濫用」即ちいわゆる租税法律の濫用と表現しているが、英国の一般的租税回避対処法は「濫用的であるタックス・アレンジメントから生ずる税務上の利益を打消す目的のために効力を有する。」として濫用がある租税回避行為の本質は何であるかについて説明を行っていない（英国2013年財政法§206(1)、§209(1)）。英国の一般的租税回避対処法は、濫用的租税回避行為の本質は、何であるか語らないでタックス・アレンジメント及び濫用的の意義（2013年財政法§207）において、「(1) アレンジメントは、全ての状況を顧慮して、税務上の利益を得ることがアレンジメントの主たる目的又は主たる目的の一つであると結論することが合理的である場合には、「タックス・アレンジメント」である。」と規定し、「(2) タックス・アレンジメントは、次の(a)(b)及び(c)を含む全ての状況を考慮した場合、それらが、それに入ること又はそれを行うことが関係租税法規定に関して合理的行為の過程と見做すことができないアレンジメントの場合、濫用的である。」としている。そして「(a) アレンジメントの実質的結果が、それらの関係租税法規定が基礎とする原則（明示されているか又は含意されているかを問わない）及びそれら関係租税法規定の政策目的に一致するか」「(b) それらの結果を達成する手段が一つ又はそれ以上の不自然又は異常なステップを伴うか否か」及び、「(c) アレンジメントがそれら租税法規定の欠陥の悪用を意図しているか否か」と規定し、濫用か否かを判定する場合の行為の形態を規定するとともに、その(4)において「次のそれぞれは、タックス・アレンジメントが濫用的であることを示しうるものの例である。」として濫用的租税回避行為の結果の態様について詳細に規定している。

英国の一般的租税回避対処法はドイツ租税通則法第42条のように濫用的租税軽減回避行為の本質は何であるかは表現はしていないが、濫用的租税回避行為を抽象的表現に終わらせないで、一歩進め、その「行為の形態」及び「結果の態様」を詳細に規定している。租税法律主義的対応を更に進めたものともいえるが先の資料において説明したようにそれも開かれた例示主義による表現にとどまっている（「英国のアーロンソン報告、一般的租税回避対処法及び同ガイダンス」の解説参照）。

### 権利の濫用と法律の濫用に関する客観的規定

次は、民事法学辞典（編集代表 末川博）の項目「権利濫用」の一節である。「権利〈法律〉の濫用ということが問題となる場合には、必ず権利〈法律〉の行使と見られる行為、少なくとも権利〈法律〉の行使だという口実のもとになされる権利者の行為〈法律行為〉があって、それが社会的に制約されたある限界を超えているかどうか問題とされるのである。そこで、権利〈法律〉の正常な行使と権利〈法律〉の濫用との限界をどこに求めるか、すなわち権利〈法律〉濫用の標識いかん、ということが、（一部略）いろいろ論議されている。（一部略）客観的な標識によるといっても、個々の権利が法によって〈前部分：法律が〉設けられる理由には、それぞれ違ったところがあるのだから、全ての権利〈法律〉に通ずるような内容を盛った標識を求めることはできないので、結局、具体的には、個々の場合に即して諸般の状況を考慮した上で公共の福祉とか信義誠実とかいった社会的理由にかんがみて判断するほかはない。」（〈法律〉等は筆者が加えたものである）。

上記は権利濫用の客観的表現の困難性を説明したものであるが、上記のように権利等を〈法律等〉に置き換えれば法律の濫用にも通用するものと考えられる。

英国の一般的租税回避対処法はこうした法律の濫用の定義をこうした困難にもかかわらず限界的に定義しようとしたものと考えられる。

ここに一般的に濫用的租税回避行為に対処しようとする「一般的租税回避対処法」の租税法律主義の限界があるのではないかと考える。そもそも、全ての法律上の濫用行為を具体的に例示した一般の否認法を作ることは不可能なのである。

### 英国における一般的租税回避対処法の適正運用システムの構築

以上のような租税法律主義の限界に対し自覚的に対処しようとしているのが英国における一般的租税回避対処法の適正運用システムの構築であると考えられる。

英国では「一般的租税回避対処法」（2013年財政法パート5）のほかに同法の適正運用のために2013年財政法のスケジュール43で一般的租税回避対処法の運用手続規定が定められている。同スケジュール43は12のパラグラフから構成されたもので、このスケジュール43において適正運用のための機関として、GAAR 諮問委員会（パラグラフ1）及び指定歳入関税庁官吏（パラグラフ2）が設けられている。

GAAR 諮問委員会は、関連知識と経験により選任された全ては歳入関税庁から完全に独立した個人からなる委員会であり（ガイダンスA4）、一般的反濫用ルールのため歳入関税庁運営委員会により設置された委員会である（スケジュール43のパラグラフ1）。

また、指定歳入関税庁官吏とは、一般的反濫用ルールのために歳入関税庁運営委員会により指定された歳入関税庁の官吏で（スケジュール43の paragraph 2）、歳入関税庁が合理的に一貫してGAARを発動するために設けられている。GAARの適用案は、歳入関税庁から独立し、問題のアレンジメントが合理的過程の行為になっているか否かに関し意見（委員の意見が一致しない場合は各意見）を提供する専門家諮問委員会に提出されることが求められている（ガイダンスB14.1）。

更に、審判所又は裁判所は、アレンジメントが開始されたときにGAAR諮問委員会により承認されているガイダンスの役割を考慮しなければならず、歳入関税庁指定官吏に与えられたGAAR諮問委員会（実務上は小諮問委員会）の意見又は各意見を考慮しなければならないとされている（英国2013年財政法パート5§211（2）、ガイダンスC8.3、C8.4）。

### 権利濫用と濫用的租税回避行為

「権利の濫用」とは、外形的には権利の行使と認められるが、その行為が行われた具体的な状況と実際の結果を照らしてみると、権利の行使として法律上認めることが妥当でない判断されることをいう。歴史的には、権利の行使の自由が特に観念されたことから生ずる妥当でない結果を修正する意味を持つ」とされる（「法律学小辞典」金子宏等 編集代表）。

また、「民事法学辞典」（末川博 編集代表）では、「権利の濫用」について次のような趣旨の説明を行っている。

「I. 意義 「自己の権利を行使するものは、何人に対しても不法を行うものではない」という法語によって表されているような権利を絶対視する考え方は、個人の自由と意思を尊重し財産権の不可侵性を強調する近世市民法の個人主義的な基盤の上で一応是認されてきたのであるが、このように権利者のみを中心的に考えることに対しては、（一部略）反省が求められることとなった。（一部略）それがやがて権利の濫用の禁止ということにまで発展したのである。もともと、権利の濫用の禁止は、権利者の個人的・利己的な立場からする権利の行使に対して社会的・公共的な見地から制約を加えるものであって、本質的には権利そのものに内在する法的（社会規範的）な要請から出ているものである。すなわち、権利は、一応権利者の利益のために認められているものではあるけれども、法がこれを認めているのは、共同社会生活における法秩序のためにいわば部分的な秩序として認めているのであるから、それは、権利者だけのためにある絶対的なものではなくて、当然に社会的な制約を受けている相対的なものといわねばならない。したがって、民法が、公共の福祉に遵う私権の公共性の表れとして、権利の行使に関する信義誠実の原則と並んで権利濫用禁止のことを規定しているのは適切である。」

こうした、権利濫用に関する説明は、一般的租税回避対処法の導入を行った英国での検討の文脈

ときわめて類似している。英国における一般的租税回避対処法の導入の契機となったアロンソン報告は、そのセクション3「英国はGAARを必要とするか？」において、次のように説明している。『3.1 ある人々は、「議会は予定する金額の税を生み出す方法で租税法を特定の取引行為に適用することを期待したであろうが、全ての納税者は少ない税負担を確保するために、自己の手管と技術を限度なく使用する権利を与えられている」との見解を持っている。こうした見解を持つ者に対する適切な対応は、議会がそうした企てを阻止する特別のルールを導入することである。これは、従い、一種の税務上のチェス・ゲームであるが、指し手と駒は何時までも増加していく。

3.2 こうしたアプローチは、一般に税を「国家による財産の没収であり、課税が合法的であるためには、法の文言により正当化されなければならない」と見做すことが一般的であった初期の時代に、より多くの支持者を持っていた。それは、租税法の解釈の非常に厳しいアプローチと手を取り合って歩んできた。

3.3 私の「課税」、「租税回避」及び「GAARは英国に有益か否かの問い」に対するアプローチは、「課税は、国がその国民のために提供するサービスおよび施設のために国が支払を行うための主たる手段である」との前提に立っている。ママリー裁判官（Mummery LJ）がごく最近の控訴裁判所判決においてそれを表現したように、税は「市民の社会での生活のためにコミュニティ及びその他の利益を提供するためのコストに対する」分担金である。

3.4 このアプローチに基づけば、税のルールにおけるループホール（抜穴）又は弱点を探し出し、それらを悪用するために考案される複雑なスキーム（仕組）を作り出し、自己の税負担の持分を回避する納税者の可能性に、ある種の制限を課すことは、合理的である。』

また、GAARガイダンスでは「B2 GAARの基本的アプローチ」において次のような説明を行っている。

『B2.1 GAAR検討グループ報告書は、「租税の賦課の制度は、国が、市民のために提供するサービス及び施設の費用の支払いを行うための主要なメカニズムであり、全ての納税者は適正な自己の分担金を納付すべきである。」との前提に基づいている。この同じ前提がGAARの基礎となっている。したがって、それは、多くの古い事件において裁判所により取られた、「手段が如何に不自然で、税務上の結果が如何に真の経済的地位から隔たっていようと、納税者は合法的手段により自己の租税債務を減額するために自己の独創性を自由に活用できる。」とするアプローチを拒絶している。B2.2 これらの裁判所判決のうち、次のものは、最も濫用的な租税回避スキームにさえ合法性を与えるものとして、通常、引用されているものである。

「上院議員閣下、最上級当局（である上院は）はいつも、『臣民は、法律内で、そうすることができる限り、君主により課税される税を引き寄せないよう自己の諸事を整える権利を与えられているこ

と、及び、租税法で賛同を発見することができる、どんな明白な言葉又はどんな遺漏も合法的に利用することができることを』認めてきております。それをする際に、臣民は責任を負担しないし、非難も招かないのであります。』

「全ての人は、できるのであれば、適用される法により引き寄せられる税がその他の場合より少なくなるよう、自己の諸事を整える権利を与えられているのである。この結果を得るために諸事を整えることに成功すれば、内国歳入庁長官又は仲間の納税者が、納税者の独創性を如何に評価しなくとも、納税者は増額された税を納付することを強要されないのであります。』

「この国の人間は、誰も、内国歳入庁が最大級のシャベルを自己の店舗に差し入れることを可能にするよう自己の事業又は自己の財産への法律関係を形成する、最小限の義務、道徳又はその他の下には置かれていない。内国歳入庁は、納税者のポケットを減少させる目的のため税法に基づいて歳入関税庁に提供されている全ての強みを活用するに、のろまではないし—そして、正しく、迅速であるのである。そして、納税者は、同様に、歳入庁による彼の財産の減少を阻止するために、正直にできる範囲で、抜け目なくする権利を与えられているのである。』

B2.3 エアシャー・プルマン事件のクライド卿の判決からの引用である最後のものは、議会がGAAR法を制定する際に拒絶したアプローチを要約するものである。税制は、納税者が租税債務を除去又は軽減するために巧妙なスキームにふけることのできるゲームのように取扱われるべきではない。

B2.4 したがって、下記を理解することが重要である。GAARの運用に関する限り、議会は、こうしたアプローチを断固として拒絶し、納税者が自己の租税債務を減額しようとして行なうことのできる範囲に関し、優先的法律上の制限を課したのである。合理的に合理的行為の過程と見做され得るものを超えていこうとする、そうした目的を達成するためにアレンジメントが納税者により実施される時に、その制限に達するのである。』

#### 濫用的租税回避行為：嫌悪すべき反社会的行為

—濫用的租税回避行為は英国税制の完全性への耐え難い攻撃である。—

英国の一般的租税回避対処法の基礎となったアーロンソン報告の助言委員会は、3名の租税関係裁判官、2名の高名な租税法学者等からなるものであるが、また、報告書を作成するに際しアーロンソン氏は代表機関のメンバーから2度にわたり意見を聴取している。代表機関は、租税法の専門家等ということから、法曹界、会計士協会のみならず、産業界及び労働界からの団体の代表に意見が求められている。

こうした代表機関の意見として、アーロンソン報告では次のような意見が取りまとめられている。

『1.7 但し、信頼できるタックス・プランニングには適用されないで、濫用的アレンジメントを対象とする緩やかな GAAR ルールを導入することは、英国税制のため有益であろう。そうしたルールは、多くの重要な利益を伴うことができよう。』

(i) 最初の最も重要なことは、それは、英国税制の完全性への耐え難い攻撃と広く見做されている考案された人為的スキームを阻止する。そして、阻止が失敗する場合には、それを打消する。そうした租税回避スキームは議会の意思をあざけている。税務専門家の各種の代表機関との協議において、「そうしたスキームは完全に受け入れられないと」の意見の一致があった。』

#### 『租税回避に対する態度』

4.6 実にひどい租税回避スキームに対しては、全員が一致して反対し、確実に嫌悪していた。即ち、(上のパラグラフ 3.20-3.23 で論じられた) SHIPS 2 (ガイダンス D 実例集 D15) のようなスキームは、抑止されなければならないか、抑止できなければ、打ち負かされるべきである。

4.7 そうした種類の高度にアグレッシブなスキームが、衡平でない活動分野を作ったと言うことが、一般的に且つ強く持たれている見解であった。それは、アドバイザーであれ、会社の税務担当管理者であれ、税の専門家を、彼らが個人的に嫌悪を持ってそうしたスキームを見做していたとしても、現行法では、そのスキームが殆ど確実に税の納付額の減額の結果を作り出す場合に、かれらをそうしたスキームを利用することにより、そうするよう努めるべきか否かを決定しなければならない、忌々しい地位においた。彼らの競争相手がそうした良心を捨て、そうしたスキームを顧客に助言し又は自社で採用することにより商業上の優位を獲得するかもしれないという事実には、明白なジレンマがある。』

先に説明したように租税法律観或いは国家観の変更を基礎として、英国は一般的租税回避対処法を導入したのであるが、その前提として、国民及び租税専門家の間に濫用的租税回避行為に対する嫌悪感が成立していた、即ち、濫用的租税回避行為は反社会的行為になっていた、ということも重要であると考えられる。濫用的租税回避行為は、一応合法的租税回避行為として取り扱われ、特別法により濫用的租税回避行為としてその租税軽減効果が取り消されるというものであるが、それ自体が反社会的な行為であり、そうした行為に対しては一般的な嫌悪感があったということである。



---

英国の一般的租税回避対処法ガイダンス  
英国歳入関税庁 (HMRC)

総目次

I	英国の一般的租税回避対処法ガイダンス (A、B 及び C)	27
	パート A ガイダンスの目的と地位	29
	パート B GAAR の目的と機能	30
	パート I GAAR は何を実現するために企画されているか	30
	パート II GAAR は如何に機能するよう企画されているか	35
	パート C 主要概念等	41
	(GAAR 助言委員会承認、2015 年 1 月 30 日から適用)	
II	英国の一般的租税回避対処法ガイダンス (D)	61
	パート D 実例集	63
	パート I 実例集の背景	63
	パート II 法人税	71
	パート III 所得税	103
	パート IV キャピタルゲイン税	126
	パート V 源泉税及び国民保険料	148
	パート VI 相続税	162
	パート VII 印紙土地税	187
	パート VIII 適用開始	202
	(GAAR 助言委員会承認、2015 年 1 月 30 日から適用)	
III	英国の一般的租税回避対処法ガイダンス (E)	207
	パート E GAAR 手続	208
	(GAAR 助言委員会の承認には服さない、2015 年 1 月 30 日から適用)	



# I 英国の一般的租税回避対処法ガイダンス (A、B 及び C)

## 目次

パート A このガイダンスの目的と地位	29
パート B GAAR の目的と機能	30
パート I GAAR は何を実現するために企画されているか	30
B1 GAAR 導入の背景	30
B2 GAAR の基本的アプローチ	30
B3 GAAR の目標	32
B4 GAAR は何を目標としないか	32
B5 国際的タックス・アレンジメント	33
B6 GAAR とその他の租税ルール	33
B7 GAAR とその他の法律上の反租税回避規定	34
B8 GAAR 及びその他の規定を使用した歳入関税庁の租税回避に取り組む権利	34
パート II GAAR は如何に機能するよう企画されているか	35
B9 GAAR が適用される税	35
B10 タックス・アレンジメント	35
B11 「濫用的」アレンジメントの特定の仕方	36
B12 納税者保護措置	36
B13 打消と派生的調整	37
B14 歳入関税庁官吏による GAAR の運用	38
B15 GAAR 及び自主査定	38
B16 GAAR 及びペナルティー	38
B17 クリアランス	39
B18 GAAR ルールの施行日	40
パート C 主要概念等	41
C1 重要概念	41

C2	税務上の利益	41
C3	タックス・アレンジメント	42
C4	アレンジメント	44
C5	濫用的	44
C6	税務上の利益の打消	53
C7	派生的救済調整	57
C8	審判所又は裁判所における手続	57
C9	GAAR法の優先性	58
C10	GAAR法の適用開始	59
C11	租税回避スキームの開示 (DOTAS)	59
C12	銀行課税実務コード	59

## パート A このガイダンスの目的と地位

- A1 このガイダンスは、二つの主要な目的をもって公表される。
- A2 第一に、普通人の言葉で、GAAR〈一般的反濫用ルール〉が実現しようとしたこと及びその実現のためにGAARは如何に機能するかについて幅広い要約を提供することである<sup>1</sup>。
- A3 第二は、その目的を議論することにより、GAARの特有の特徴を考慮し、必要に応じて、具体例によってその議論を例示することにより、GAARの解釈と適用のための助けとすることである。
- A4 この場合、解釈と適用の助けになるこのガイダンスの機能は、GAAR立法によって明確に認められていることに注意することは重要である。2013年財政法§211(2)は、GAARの適用を検討する全ての裁判所又は審判所が、GAAR諮問委員会により承認されたガイダンスを考慮することを義務付けている。このガイダンスのパートA、B、C及びDは諮問委員会により承認されている（諮問委員会は、関連知識と経験により選任された全ては歳入関税庁から完全に独立した個人からなる委員会である）。
- A5 このガイダンスのパートEは、GAARの運用の手続き的な側面を扱う。そのパートは、諮問委員会により審査されたが、委員会に承認されることは義務づけられていない。そうしたものとして、裁判所は、法律により義務づけられてはいないが、それを考慮することができる。
- A6 このガイダンスは、歳入関税庁及び諮問委員会の見直しの下に置かれ、定期的に最新のものとされる。ガイダンスが、改正される時は、ガイダンスの改正日は明確に記録される。アレンジメントが行われる時に通用しているガイダンスの特定の版の引用を容易にするため、ガイダンスの各々の版は、HMRC〈歳入関税庁〉ウェブサイトのリンクとしてアクセスできる。

---

<sup>1</sup> GAAR法自体は、2013年財政法パート5及び同法のスケジュール43に掲げられている。

\* 〈 〉内は、訳者の付した参考等である。

## パート B GAAR の目的と機能

### パート I GAAR は何を実現するために企画されているか

#### B1 GAAR の導入の背景

B1.1 2010年12月に政府は、グレハム・アーンソン勅撰弁護士に、英国に一般的反租税回避ルールが必要であるか否かを検討する委員会を指導するよう依頼した。

B1.2 グレハム・アーンソンは、税の専門家の検討グループを集め、同グループは2011年11月21日にその報告書を公表した(11111GAAR最終報告)。この報告書は、政府に、濫用的租税回避スキームを目標とする対象を狭く絞った一般的反濫用ルールを英国税制に導入することを求める勧告を提出した。

B1.3 2012年の予算で政府は、その報告書の幅広い内容の勧告を受け入れることを発表した。

B1.4 2013年財政法におけるGAARは、大部分は、GAAR検討グループ報告で発展された原則に基づいているが、公式の諮問手続の結論を反映し、いくつかの実質的相違点を有している。

#### B2 GAAR の基本的アプローチ

B2.1 GAAR検討グループ報告書は、「租税の賦課の制度は、国が、市民のために提供するサービス及び施設の費用の支払いを行うための主要なメカニズムであり、全ての納税者は適正な自己の分担金を納付すべきである。」との前提に基づいている。この同じ前提がGAARの基礎となっている。したがって、それは、多くの古い事件において裁判所により取られた、「手段が如何に不自然で、税務上の結果が如何に真の経済的位地から隔たっていようと、納税者は合法的手段により自己の租税債務を減額するために自己の独創性を自由に活用できる。」とするアプローチを拒絶している。

B2.2 これらの裁判所判決のうち、次のものは、最も濫用的な租税回避スキームにさえ合法性を与

えるものとして、通常、引用されているものである。

「上院議員閣下、最上級当局（である上院は）はいつも、『臣民は、法律内で、そうすることができ限り、君主により課税される税を引き寄せないよう自己の諸事を整える権利を与えられていること、及び、租税法で賛同を発見することができる、どんな明白な言葉又はどんな遺漏も合法的に利用することができることを』認めてきております。それをする際に、臣民は責任を負担しないし、非難も招かないのであります。』<sup>2</sup>

「全ての人は、できるのであれば、適用される法により引き寄せられる税がその他の場合より少なくなるよう、自己の諸事を整える権利を与えられているのである。この結果を得るために諸事を整えることに成功すれば、内国歳入庁長官又は仲間の納税者が、納税者の独創性を如何に評価しなくとも、納税者は増額された税を納付することを強要されないのであります。』<sup>3</sup>

「この国の人間は、誰も、内国歳入庁が最大級のシャベルを自己の店舗に差し入れることを可能にするよう自己の事業又は自己の財産への法律関係を形成する、最小限の義務、道徳又はその他の下には置かれていない。内国歳入庁は、納税者のポケットを減少させる目的のため税法に基づいて歳入関税庁に提供されている全ての強みを活用するに、のろまではないし—そして、正しく、迅速であるのである。そして、納税者は、同様に、歳入庁による彼の財産の減少を阻止するために、正直にできる範囲で、抜け目なくする権利を与えられているのである。』<sup>4</sup>

B2.3 エアシャー・プルマン事件のクライド卿の判決からの引用である最後のものは、議会が GAAR 法を制定する際に拒絶したアプローチを要約するものである。税制は、納税者が租税債務を除去又は軽減するために巧妙なスキームにふけることのできるゲームのように取扱われるべきではない。

B2.4 したがって、下記を理解することが重要である。GAAR の運用に関する限り、議会は、こうしたアプローチを断固として拒絶し、納税者が自己の租税債務を減額しようとして行なうことのできる範囲に関し、優先的法律上の制限を課したのである。合理的に合理的行為の過程と見做され得るものを超えていこうとする、そうした目的を達成するためにアレンジメントが納税者により実施される時に、その制限に達するのである。

<sup>2</sup> Lord Sumner in *Fisher's Executors v CIR* [1926] AC395

<sup>3</sup> Lord Tomlin in *Duke of Westminster v CIR* [1936] AC1

<sup>4</sup> Lord Clyde in *Ayrshire Pullman v CIR* (1929) 14TC754

### B3 GAARの目標

B3.1 GAARの主たる政策目的は、納税者が濫用的アレンジメントに入ることを阻止し、自称プロモーターのそうしたアレンジメントの販売促進を阻止することである。租税法典の他の部分を使用して歳入関税庁により拒絶される租税回避アレンジメントがあり得るが、それら租税回避アレンジメントは、濫用的なものでない限り、GAARの適用範囲にはない。

B3.2 納税者が濫用的アレンジメントを阻止されず、前進する場合は、GAARが納税者の実現しようとする濫用的税務上の利益を打消すよう機能する。GAARが認めている打消は、全ての状況の下で、公正で合理的な税の是正である。適切な税の是正は必ずしも税を最も多くさせるものではない。

### B4 GAARは何を目標としないか

B4.1 GAARが何を目標としているかを理解することが不可欠なように、何を目標としていないかを理解することは等しく不可欠なことである。

B4.2 GAAR立法の根底にあるものは、英国租税法の下では、様々な状況において、納税者が全く適切に選択できる行為の異なる過程があるということの認識である。GAARは、行為過程の合理的選択がGAARの目標領域から除外されるよう、多くの保障措置を含めるよう注意深く作成されている。

B4.3 明白な例を挙げれば、事業を行うことを決定する納税者は、個人事業者としてか、又は、出資者となり会社を設立し被用者として働くことによっても、そうすることができる。そうした選択は、完全にGAARの目標領域外である。そして、そうした会社が一度利益を獲得し始めると、即時に高額の給与を支払わないで将来配当により支払うために殆どの利益を蓄積することとは、再度、再び、正常な事業内の事柄であり、GAARの目標領域外とされる。

B4.4 同様に、個人貯蓄優遇勘定 (ISA) に、そうした投資に伴う所得税法上の優遇措置の提供を受けるために、投資する決定、或いは、死亡時に納付すべき相続税を少なくさせるとの考えから、贈与財産上の利益を維持することなく息子又は娘に財産を与える決定は、明らかに、GAARの目標領域外となる。事業活動及び投資を直接的に支援する法律上の奨励措置 (incentives) 及び軽減措置 (reliefs) (事業財産特別控除、企業投資特別措置、資産償却等) の利用は、また、GAARにより捕えられない。しかしながら、これまでの経験は、奨励措置及び軽減

措置は濫用され得ることを示してきた。例えば、納税者が、軽減措置の獲得のために考案された、しかし、それに相当する経済的リスクを生じさせない、アレンジメントに入ることにより、税法のあるループホールの悪用を企てる場合、納税者は GAAR の目標領域に自らを連れ込むこととなる。

## B5 国際的タックス・アレンジメント

B5.1 一国を超える諸国を伴う投資及び事業の課税を規制するルールを設ける諸国間の条約網がある。これらの条約（一般的には OECD モデル条約に基づいている）は、通常、「二重課税条約」とよばれ、その目的は、そうした投資または活動を、一国を超える複数の国での課税に服させることを回避し、脱税を阻止することである。英国はそうした 100 以上の条約を締結しており、それらは国内税法において効力を与えられている。

B5.2 国際課税の多くの確立したルールは二重課税条約に示されている。例えば、これらは、支店への或いは多国籍企業のグループ会社間への利益の帰属問題、そうした企業が事業を行う異なる諸国間の課税権の配分問題を対象としている。これらルールからアレンジメントが利益を得るという単なる事実は、アレンジメントが濫用となることを意味しない。それ故、GAAR はそれらに適用されない。従って、GAAR の法制化に導いた数か月間のメディア及び議会の多くの議論を生み出した種類の多くのケースは、GAAR によっては取り扱うことはできない。

B5.3 しかしながら、二重課税条約の特定の規定、又は、そのような規定が英国税法の他の規定と相互作用する方法を濫用しようとする濫用的アレンジメントがある場合は、GAAR は濫用的アレンジメントを打消すために適用できる。D12 (Huitson-DTAs) の例を参照。

## B6 GAAR とその他の租税ルール

B6.1 GAAR はそうでなければ（即ち、GAAR がなければ）濫用的アレンジメントが達成する税務上の利益を打消すために企画されていることを理解することは重要である。このことは、アレンジメントが GAAR の意味において「濫用」であるか否かを考慮する前に、アレンジメントが他の（即ち GAAR のない課税ルール）租税法典の下でその租税回避目的を達成するか否を判断することが、通常必要であることを意味する。歳入関税庁は、実務上は、選択肢として利用できるその他の技術的挑戦を主張すると同時に、適切な場合には、GAAR を主張することを予定している。

B6.2 しかしながら、はなはだしく濫用的であり、アレンジメントがその他の租税ルールの下で意図した税務上の結果を達成するか否かを、歳入関税庁が判断する作業を完了することなく、GAARを発動することが適切である、いくらかのアレンジメントが有り得る。従い、歳入関税庁が濫用的アレンジメントと考えるものを攻撃するために利用できるすべてのその他の手段が使用されていないとの単なる理由で、納税者はGAARの使用に反対することはできない。

## B7 GAAR とその他の法律上の反租税回避規定

B7.1 特別〈個別〉反租税回避ルールを設けた、GAARの適用対象とされた各税に関する多くの規定がある。これらのいくらかは特定〈個別〉反租税回避ルールとして知られており、その他のものは、明示性の少ない反租税回避の擁護の形態を持っている。

B7.2 原則として、GAARはこれらその他の反租税回避ルールから独立して機能する。そして、それは、特定〈個別〉反租税回避ルール又はその他のルールにかかわらず、その他の反租税回避ルールの欠陥の悪用を目論む濫用的アレンジメントの打消のためにうまく使用される。

## B8 GAAR 及びその他の規定を使用した歳入関税庁の租税回避に取り組む権利

B8.1 これまで強調されてきたように、GAARは、それが「濫用的」アレンジメントと定義するもののみを目標とし、打消すよう企画されている。

B8.2 多くの場合、存在する（非GAAR）租税ルールは、濫用的租税回避アレンジメントを有効に打ち負かすことができ、そうした場合、歳入関税庁はGAARに頼る必要はないということに注意することは重要である。しかしながら、濫用的スキームがGAARの存在しない場合に成功するケースが有り得るが、それが、正にGAARが導入された理由である。

B8.3 また、濫用とは記述できないが、それでもなお、歳入関税庁がある税務上の利益の実現を求めていると見做し、受け入れられるタックス・プランニングの範囲界外に陥ると見做すアレンジメントも有り得る。GAARがそうした状況では適用できないという事実は、必要な場合、裁判所で発展された法原則に従って適用される租税法典の他の部分に依存し、そうしたケースに挑戦する歳入関税庁の権利を否定するものではない。

## パート II GAAR は如何に機能するよう企画されているか

### B9 GAAR が適用される税

B9.1 GAAR は 2013 年 7 月 17 日から次の税に適用されている。

- \* 所得税
- \* キャピタルゲイン税
- \* 相続税
- \* 法人税
- \* 被支配外国会社課金、銀行課金、石油追加課金及びとん税のように、法人税のように課税されるか法人税のように取扱われる税額
- \* 石油収入税
- \* 印紙税土地税
- \* 法人等囲込住宅年税 (The Annual Tax on Enveloped Dwellings)

B9.2 GAAR は改正され 2014 年 3 月 13 日から国民保険料 (NICs) をも対象とする。これは、異なる法 (2014 国民保険料法 § 10) に含まれている。国民保険料法の規定は、特に 2013 年財政法パート 5 の GAAR 法及び同法のスケジュール 43 を国民保険料法に適用しており、従って上記掲載各税への GAAR の適用に関し適用される同じ原則が適用され、同じ手続き上の保障を有している。国民保険料規定は、財政法 2013 パート 5 の税は国民保険料を含むと規定している。同様に、このガイダンスにおける税は、特定の税を言及するものを除き、国民保険料を含む。

### B10 タックス・アレンジメント

B10.1 GAAR は「濫用的」な「タックス・アレンジメント」に適用される。幅広く定義すれば、タックス・アレンジメントとは客観的に見た場合、その主たる目的として、或いは、その主たる目的の一つとして、税務上の利益の獲得をもっているアレンジメントである。この場合、「税務上の利益」も、また、幅広く定義されている。

B10.2 幅広い定義の「アレンジメント」及び「タックス・アレンジメント」は、GAAR の適用可能性の最初の検討のための敷居の低い入り口となっている。遥かに高い敷居が次に、「濫用」

であるタックス・アレンジメントに GAAR の適用を制限することにより設けられている。

## B11 「濫用的」アレンジメントの特定の仕方

B11.1 英国の詳細な租税ルールの下では、納税者は取引行為が行われ得る方法に関ししばしば選択肢を持っており、行われた選択により異なった税務上の結果が生ずるということは、理解されている。GAAR は、そうした選択が濫用的であると見做されない限り、そうした選択に挑戦をしない。幅広い用語の結果として、GAAR は、納税者により取られた行為の過程が、議会が問題の租税ルールを導入したときに議会が予想しなかった有利な課税結果を達成することを目的としているときに、そして、正確には、行為の過程が合理的には合理的とは見做すことができない場合に、機能を開始する。

## B12 納税者保護措置

B12.1 アレンジメントが濫用的であるか否かを決定するとき、実質的に、納税者が理にかなった嫌疑の利益を与えられることを確実にするために、多くの保障措置が GAAR に設けられている。これらの保障措置は次のものを含む。

- \* 歳入関税庁が、アレンジメントが濫用であることを立証すること（アレンジメントが、濫用ではないことを証明するのは納税者の責任ではない）。
- \* 「二重の合理性」テストの適用、これは、歳入関税庁が、当該アレンジメントは「合理的な行為の過程と合理的に見做すことができないこと」を証明することを求め、そして、他の一部の人は認めないが一部の人が合理的なコースの過程と見做すアレンジメントが存在することを認めている。「二重の合理性」テストは、アレンジメントが合理的行為の過程であるとの見解を持つことが合理的であるか否かを問うことにより、高い敷居を設けている。そうした見解を持つことが合理的ではない場合にのみ、アレンジメントは濫用的として取り扱われることとなる。
- \* 納税者が濫用したことが示唆される法律の目的に関し、又は、アレンジメントが行われる時に確立した実務慣行となっていた種類の取引行為に関し、裁判所又は審判所が関連資料を考慮することを認めている。
- \* 歳入関税庁が GAAR 適用を開始できる前に、アレンジメントが合理的行為の過程にあたるか否か、独立した諮問委員会の意見を得ることを歳入関税庁に義務付けている。

B12.2 これらの保障措置は、このガイダンスのパート C でより詳細に取り扱われている。しかし

ながら、これら保障措置（及び特に「二重の合理性」のテスト）は、さもなければ、それはより直接的な取引行為によって引き起こされる、適切でない税負担を避ける目的で行われたアレンジメントに関し、GAARが機能するのを阻止することを、ここで述べることは有益である。この種の税負担（時に「ベア・トラップ」と呼ばれている）は時々遭遇し得るものである。例えば、経済的利得よりも多く課税されないようにするために、人為的ステップと見えるものを納税者が行わなければならないときは、そうしたアレンジメントは、一般的に濫用と見做されない。

### B13 打消と派生的調整

B13.1 アレンジメントが濫用的であると決定されると、次いで、アレンジメントが実現しようとした税務上の利益は打消されると、GAARは規定する。GAARは、これは、一英国税法で全く幅広く使用されている用語である—公正で合理的な方法で、行われると規定している。

B13.2 殆どの場合、如何なる調整が公正で合理的結果を実現するために行われる必要があるか決定することは、（例えば、明確な金額による課税所得の増額又は許容控除金額の減額等）比較的簡単な作業である。

B13.3 ただし、作業が簡単ではない、いくつかのケースがある。それは、例えば、濫用的なものが行われなかった場合に、同じ非課税の目的実現のために、幾つかの選択的な非濫用的取引行為の一つを行ったであろうケースである。この場合、公正で合理的打消措置は、そうした状況で納税者が最も実行したであろう取引行為を選択すること（それは、いかなる取引行為も行われなかったということであるかもしれない）であり、そして、この選択的取引行為が行われた、或いは場合により、如何なる取引行為も行われなかったとの前提の下で税務上の結論を調整することである。最もありそうである取引行為は、必ずしも最高の税負担となるものではないということに注意することは重要である。

B13.4 租税債務がGAARにより濫用的取引行為の打消を反映するために調整されるとき、これらの調整が（濫用的取引行為を行った納税者の手中におけるか又は他の者の租税債務を考慮したときに）二重課税の要素を少しも含まないことを確保とすることが、必要である。GAARに基づく税務上の利益の打消が二重負担の発生を阻止するために必要とする場合に、そうした他の租税債務への派生的調整を認めることにより、二重課税を除去するための特則がGAARに含まれている。

## B14 歳入関税庁官吏による GAAR の運用

B14.1 歳入関税庁が合理的に一貫して GAAR を発動し適用することを保障するために、GAAR 法は、濫用的タックス・アレンジメントの打消が、歳入関税庁によりこの目的のために特に指定された官吏により、開始されることを求めている。歳入関税庁は如何なる場合においても、そうした官吏の事前の同意なく GAAR に基づく打消を開始することはできない。そして、納税者はそうした同意が得られていることの証拠の提示を求めることができる（このガイダンスのパート E はより詳細に説明している）。GAAR をアレンジメントに適用する手続きは、GAAR の適用案は、歳入関税庁から独立し、問題のアレンジメントが合理的過程の行為となっているか否かに関し意見（委員の意見が一致しない場合は各意見）を提供する、専門家諮問委員会に提出されるべきことを求めている。

## B15 GAAR 及び自主査定

B15.1 GAAR は適用される各税の税法の一部を構成している。これら各税が、自主査定制度の下で機能する場合は、納税者は自主査定申告書を仕上げるときに、GAAR の規定を考慮することを求められる。

## B16 GAAR 及びペナルティー

B16.1 GAAR 立法はペナルティーを課し、又は、これを取扱う特別規定を含んでいない。

B16.2 ただし、上記パラグラフ B15 で言及した自主査定の一般原則の下では、納税者は正しい納税申告書を提出する義務がある。

B16.3 従って、納税者が GAAR により打消される濫用的アレンジメントに入ったと納税者が信じることが合理的である場合は、自主査定納税申告書は GAAR が適用されるという事実を反映するために適切な調整を行わなければならない。そうしない場合は、納税者は納税申告書の作成に合理的注意を払わなかったことを事由に、ペナルティーを科せられうる。

B16.4 実務上の用語では、納税者はアレンジメントが濫用的であり GAAR により捕えられることが明白であった時に、納税者が租税回避行為は租税債務の減額に成功したとの理由に基づいて自主査定申告書を作成した場合には、これは、自主査定義務違反として罰則を課し得ることを

意味する。類似的な考え方は、自主査定制度の下で機能しないその他の税にも適用される。

B16.5 アレンジメントがGAARの適用範囲に入るか否か確信のない者は、不確実な事項を示しながら自主査定申告書上で「空白開示 (white space disclosure)」を行うことを希望することができる<sup>5</sup>。

## B17 クリアランス

B17.1 GAARはそれ自体のクリアランス制度を設けていない。

B17.2 特定の取引行為に関しクリアランスを納税者が申請する規定を含むGAARの適用対象とされる税に適用される租税法律上の規定がある。そうしたクリアランスが、歳入関税庁により与えられれば、特別の税務上の結果から取引行為を保護する効果を持つ。通常、関係法律規定は、クリアランスを与える条件として、取引行為がその主たる目的の一つとして租税回避を持っていないことを要件に課す（この要件の多くの異なる表現が使用されている）。

B17.3 勿論、全ての関連情報がクリアランスの申請時に歳入関税庁に提供されれば、GAARは、クリアランスが与えられた法律規定に関してクリアランスを無効とするために発動されえない。

B17.4 また、（完全な開示に関する同じ条件に従い）クリアランスを与えることは、取引行為は、具体的な目的として税の回避を持っていなかったことの歳入関税庁による承認を意味すること、そして、その結果として、クリアランスによってはっきりとカバーされない若干の他の法律の規定の場合においてさえ、GAARは同取引行為に関して使用されえないであろう<sup>6</sup>。

B17.5 ただし、クリアランスを提供する法律が、実際には幅広い多くのアレンジメントの一部を形成する取引行為のある種のタイプに着目する場合が有り得る。そうした状況においては、歳入関税庁は、歳入関税庁が濫用であると考えられる幅広いアレンジメントのその他の要素に関し、それらがクリアランスの主題の一部としてそれら自身を含んでいないのであれば、GAARの発動を自由に検討することができる<sup>7</sup>。

---

<sup>5</sup> そうした、開示を取扱う、Statement of Practice SP1/06のパラグラフ18を参照。

<sup>6</sup> 例えば、2010年法人税法（CTA）§1044（非上場商事会社による自己株の購入）、クリアランスが株式の購入はその主たる目的又はその主たる目的の一つが租税回避であるスキーム又はアレンジメントの一部を形成しないことが満足されていることの歳入関税庁の確認を伴う場合。

## B18 GAAR ルールの施行日

B18.1 GAAR は、B9.1 に掲げられた税に関しては、2013年7月17日以降に行われた全てのアレンジメントに対し、国民保険料に関しては2014年3月13日から効力を有す。

B18.2 もし、先のアレンジメントの参照が後のアレンジメントが濫用的アレンジメントでないことを示すのに役立つのであれば、そうした場合にのみ、施行日前に行われた取引行為の参照を可能とする特別規定がある。

B18.3 施行規則がどのように実際には適用されるかについて説明している例については、パートDを参照。

---

<sup>7</sup> 例えば、1992年課税対象利得課税法 (Taxation of Chargeable Gains Act) § 138に基づく、クリアランスは、§ 137の反租税回避ルールは他の会社の証券との証券の交換を伴う組織再編成又は証券の発行を伴う組織再編スキームに適用されないことを認める。そのクリアランスは歳入関税庁が、組織再編が真正な商業理由で行われ、主たる目的がキャピタルゲイン税の回避目的であるスキームの一部ではないことに満足していることを意味している。その組織再編成は、関係する技術的条件が満たされているならば、キャピタルゲイン税の取り扱い上、株式の処分又は取得として取り扱われない。

## パート C 主要概念等

### C1 重要概念

C1.1 GAARは、濫用的であるタックス・アレンジから生ずる税務上の利益を打消す目的で機能する（§ 206（1））。

### C2 税務上の利益

C2.1 「税務上の利益」の表現は§ 208で定義され、次のものを含む。

- \* 税の軽減又は税の軽減額の増額
- \* 税の還付又は税の還付額の増額
- \* 税負担又は査定税額の回避又は減額
- \* 可能な税査定の回避
- \* 税の納付の繰延又は税の還付の前倒
- \* 税の源泉徴収又は報告義務の回避

C2.2 この「税務上の利益」の定義は、概括的なもの（すなわち、必ずしも網羅的ではない。）であり、非常に幅広い意味を持つことを意図している。それは例えば次のような全ての税務上の利益の形態を含むことを意図している。

- \* 控除又は損失の増額
- \* 所得又は利得の減額
- \* 期限の利益を得ること
- \* 還付税額の獲得又は増額
- \* 潜在的税負担が発生しないこと、または、減額することを確実なものとする。

C2.3 「税」は、GAARが適用される税に限定されていることは明白である。

C2.4 アレンジメントがタックス・アレンジメントであるか否かに関して関連するように（下記、

パラグラフ C3 参照)、税務上の利益の概念も打消において役割を演じている。GAAR は、公正及び合理性の基準に基づいて打消されるべきは、濫用的タックス・アレンジメントから生ずる税務上の利益であると規定している。

C2.5 「税務上の利益」の概念は、英国の租税法で一般的なものである。この用語は、利益が生ずるか否かの確認において、実際の税務上の地位が他の税務上の地位と比較されるべきことを示唆している。適切な比較対象又は代替税務ポジションは、事実関係によるものであるが、通常、濫用的税務上の目的がない場合に行われたであろうアレンジメント（アレンジメントがまったく行われなかった場合を含む）から導き出されるものである。納税者が濫用的アレンジメントを採用しなかった場合、採用されたかもしれない一以上の選択しうるアレンジメントがある場合では、適切な比較対象は納税者が最も実施しそうである取引行為である。これは、最高額の租税債務を生み出すアレンジメントではない<sup>8</sup>。

### C3 タックス・アレンジメント

C3.1 GAAR は濫用的タックス・アレンジメントに適用される。したがって、『タックス・アレンジメント』が存在するかどうかについて判断することが、GAAR が適用されるか否かの決定において最初の重要な段階となる。

C3.2 タックス・アレンジメントは § 207 (1) で定義されているが、それは、税務上の利益の獲得が当該アレンジメントの主たる目的であるか、又は主たる目的の一つであると結論することが合理的か否かということに焦点を当てている。

C3.3 「結論することが合理的」との表現は、全ての関連状況を考慮することにより、そして、それらの状況の下で、合理的な結論は税務上の利益の獲得は当該アレンジメントの主たる目的又は主たる目的の一つであったか否か、を問うことによりこれは適用されるべき、客観的テストであることを示している。何れかの特定の者（例えば、納税者自身又はアレンジメントのプロモーター）が現実にその意図を持ったか否か問うことは必要でもなく適切なことでもない。実

---

<sup>8</sup> これは、内国歳入庁長官 V タイ・ハイニング・コットン・ミル香港事件 (CACV 343/2005) におけるホフマン卿により採用されたアプローチに従っている。即ち、『[歳入庁長官] は、提言される納税者のためのより人騒がせな案として、納税者が、最高の税率を引き付ける選択的取引行為に入ったという前提に基づき査定を行う権利を与えられてはいないであろう。それは権限の合理的行使ではない。しかし、彼女は、納税者が税務上の利益が確保できなかった場合、最もありそうであった取引行為を証拠がしめす推測を採用することができるよう。』

務上、しかしながら、主観的に税の実務家が事実上そうした目的を持たず、客観的に税務上の利益を獲得することがアレンジメントの主たる目的の一つである状況を見出すことは非常にまれであろう。

C3.4 GAAR立法は、「主たる目的」又は「主たる目的の一つ」により何が意味されているかについて定義していない。これらの表現は通常の英国の言葉としての通常の意味を与えられるべきである。それらは、全ての前後関係及び事実関係を考慮して客観的に適用されるべきである。

C3.5 税務上の利益を獲得しようと試みるのが特定のアレンジメントの「主たる目的」か、どうかは、通常明白である。例えば、それは、税務上の利益を得る機会がなければ、アレンジメントが全く行われなかったケース又は如何なる税外目的も、税務上の利益獲得の利益に劣後するケースである。

C3.6 税務上の利益の獲得が「主たる目的の一つ」であるか否かの判断はより困難なものとなり得る。この場合、このテストが確定しようとしているものは、そうでない場合生じた税務上の結果を大きく変えるために、そうでない場合生じたであろう取引行為が、再構成されたか、異なった条件の下で行われたかどうか及び望まれた税務上の結果はどこでそれ自体実質的な目的であったかということである。再構成 (reshaping) 又は異なった条件 (difference in terms and conditions) は、明白であり、考案されうるかも知れない。しかし、これは必ずしもそうしたケースではなく、そして、全く微妙な変化が伴いうる (たとえば、適切な状況で、新しい規定を導入する移行ルールを利用するために会社の会計日を単に変更すること)。

C3.7 タクスアドバイスが取得されたという事実は、それ自体、税務上の利益の獲得がアレンジメントの主たる目的であることの指標ではないと言うことに注意することは重要である。高額の金額が関係する場合、多くの納税者は経常的にタクスアドバイスを含む専門家意見を求めるものである。

C3.8 それ故、「タックス・アレンジメント」の定義は幅広く設けられ、注意深く敷居が低く設定されていることは明らかである。従い、ある種の税務上の利益を実現する多くの取引行為が、この定義に該当する可能性がある。

C3.9 但し、このことは、これら全ての取引行為がGAARにより打消されるものとなることを意味しない。GAARによる打消を受けねばならない取引行為を区分する主たるフィルターは、タックス・アレンジメントが濫用的であることが示されなければならないという要件にある。

これは非常に高度なテストを設けており、下記パラグラフ C5 で取り扱われる。

## C4 アレンジメント

C4.1 「アレンジメント」は、全ての合意、了解、スキーム、取引行為又は一連の取引行為（法的に有効であるか否かを問わない）を含む。この「アレンジメント」の定義は、一般に反租税回避立法で使用されている定義に基づいている。

C4.2 GAARは、慎重に、「取引行為」ではなく「アレンジメント」の表現を使用している。これは、「アレンジメント」が現在濫用的スキームで見いだされる要素をカバーするためにより適切な表現であるからである。例えば、会社を有限責任会社から無限責任会社に転換すること、又はその逆は、「アレンジメント」の用語内に入る一方、「取引行為」として適切に記述できるであろうかは、疑問である。

C4.3 アレンジメントの定義は、タックス・アレンジメントが存在するか否かを判断する目的テストの検討のために重要である。アレンジメントは、狭くもまた広くも見ることができる。そこで、GAARは、幅広いアレンジメントの一部であるアレンジメントに対しても、又は、全体としての幅広いアレンジメントに対しても適用される。これは、例えば、租税スキームの商業取引との結合によるように、目的のウエイト付けが操作されることを阻止する。

C4.4 しかし、幅広いアレンジメントの一部であるタックス・アレンジメントの考慮のときに、そして、そのパートが濫用であるか否かの確定においては、検討は、それが一部をなす幅広いアレンジメントに対しても行わなければならない。

## C5 濫用的

C5.1 タックス・アレンジメントが、濫用的であるか否かの判断は、GAAR立法の核心である。

C5.2 このテストには、多くの要素があり、それぞれについては以下で説明される。

C5.3 説明についてゆくの容易にするために、法律用語を解説するのが有益である。次のようなテキストが2013年財政法§207(2)-(6)に記載されている。

『(2) タックス・アレンジメントは、それらが、それらに入る事又はそれらを行うことが、

次の (a)～(c) を含む全ての状況を考慮した場合、関連租税規定に関して合理的行為の過程と合理的に見做すことのできないアレンジメントの場合、「濫用」である。

- (a) アレンジメントの実質的結果が、それら関連規定が基礎とする全ての原則（明示的であるか黙示的かを問わない）及びそれら関連規定の政策目的に一致するか否か、
  - (b) それら結果を実現する手段が一つ又はそれ以上の人為的又は異常なステップを伴っているか否か、
  - (c) アレンジメントが、それら関連租税規定のいずれかの欠陥の悪用を意図しているか否か
- (3) タックス・アレンジメントが他のアレンジメントの一部をなす場合、考慮はまたその他のアレンジメントに対しても行わなければならない。
- (4) 次のそれぞれは、タックス・アレンジメントが濫用的であることを示すあるものの例である。
- (a) アレンジメントが、経済的目的上の金額よりも、著しく少額の税務上の所得、利益又は利得の金額に結果していること。
  - (b) アレンジメントが、経済的目的上の金額よりも著しく高額な、税務上の控除又は損失金額となっていること。
  - (c) アレンジメントが、支払われなかったか又は支払われる可能性のない税の還付又は税額控除（外国税額を含む）の請求に結果していること。
- しかし、各ケースは、関連租税規定が立法されたときに、そうした結果が予期されなかった結果であると想定することが合理的な場合においてのみそうである。
- (5) タックス・アレンジメントが確立した実務慣行と一致し、歳入関税庁が、アレンジメントが行われる時に、その実務慣行の受入を示した事実は、アレンジメントが濫用的でないことを示すものの例である。
- (6) サブセクション (4) 及び (5) で示された例は網羅的なものではない。』

C5.4 この規定には多くのカギとなる要素がある。

- \* 関係する租税規定に関連する行為の合理的過程の概念
- \* アレンジメントの実質的結果と関連租税規定が基礎とする原則及びそれら関連租税規定の政策目的との比較
- \* 考案された又は異常なステップが存在するか否かの確認
- \* アレンジメントが関連規定の欠陥の悪用を意図していたか否かの確認
- \* 「二重の合理性」のテスト－アレンジメントは、合理的行為の過程として合理的に見做すことができなどうか…

C5.5 考慮されなければならないその他の補足的要素がある。

- \* 濫用的タックス・アレンジメントの一定の指標
- \* 非濫用的タックス・アレンジメントの一定の指標

C5.6 関連租税規定に関して合理的な行為の過程

C5.6.1 基本的なテストは、その行為の過程により関与する租税ルールの関係で見られるような、納税者の行為過程の選択の性格に集中する。『関連した租税規定』という語は、個別に定義されておらず、考慮中のタックス・アレンジメントの税務上の結果の判断に関連するすべて（一次のおよび二次的法律の双方）の租税法を含む広い表現である。それは、従って、関連する税務上の利益を生み出すために適用される（又は適用に失敗した）租税法を含み、またこれに限定されない。

C5.6.2 このテストは、その租税立法のある部分が一定の行為（たとえば、設備と機械に、又は、年金計画または農地に投資すること）の過程のために税務上の控除又はその他の特定された結果を提供する明確な政策を反映していることを認めている。それ故、それらのルールにより想定された結果を実現するために、又は、それらルールに基づく利益が不適切に否認されるのを阻止するためにとられる合理的なステップは、それらルールに関して合理的な行為の過程である。

C5.6.3 多くのその他のケースでは、法律のルールは、単に、納税者は広範囲の異なった商業的又は個人的選択を行うであろうと想定する。例えば、航空機の編隊を取り換えることを望んでいる民間航空会社は、新しい航空機を直接購入することもできれば、航空機リース会社から航空機のリースを受けることもできるし、又は、フィナンシャル譲渡を行いリースバックを受けることもできる。そして、決定が直接航空機を購入することであれば、株式の発行によりその目的のための資本を増額することにより、又はその目的のために特に資金を借り入れることにより、若しくは、株式調達資金、借入資本及び内部蓄積準備金の混合資金である現存資金を使用することにより、そうするであろう。これらの各選択は、異なる課税結果を伴うし、当該会社がそうした特定の行為過程を決定するに際し、これらの潜在的な課税結果を考慮することは、全く合理的である。

C5.6.4 個人の課税の場合の日常的な例を挙げると、美容師は、美容院を営業するために美容院を設けること、他の美容師とのパートナーシップでそうすること、関係のない会社の被用者となること、若しくは、美容院を経営する会社を設立しその会社の被用者又は役員として働くこと

を検討できる。これらの各選択肢は、異なった課税結果を持つが、再度いえば、どの行為過程を採用するかを決定するとき、その個人がこれら課税結果を考慮することは全く合理的である。

C5.6.5 これは、会社が損失を発生させ、これら損失を相当の額の課税利益を持つある無関係の会社に「売却」することを望む場合と、比較することができる。それら損失が関係のない会社で発生した場合、課税利益と損失を会社が相殺することを阻止するために導入された法人税ルール上の特別規定がある。関係会社がこれら法律規定をかいくぐる特別の目的のために企画された複雑な取引行為に入れば、それらは特にそれら規定の効力を無効にするために企画されているので、これら取引行為は、関係租税規定に関し合理的な行為過程とは見做すことができない。

C5.6.6 同様に相続税は、外国居住者（foreign domiciliaries）により設けられる信託の場合、一定の非課税措置を与えている。英国居住者は、そうした信託の権利を買うことによりそうした非課税措置を利用しようとした。これを阻止するために2005年以来一連の立法措置が行われた。個人がなお既に複雑となった立法を回避する方法を見出すならば、再び、それら取引行為は合理的行為の過程として見做すことはできない。

C5.6.7 これは、納税者は全ての合法的手段により自己の租税債務を減少させるために自己の独創性を使用する無制限の自由を有しているとの主張を否定する、GAARを基礎付ける前提を心に銘記する必要性を強調する（これは、このガイダンスのパートBで説明されている）。

## C5.7 アレンジメントの実質的結果と関連租税法規定が基礎としている原則及びそれら規定の政策目的との比較

C5.7.1 関連租税法規定が基礎とする原則及びこれら関連規定の目的を考慮すべき要請は、関連租税法規定に関する合理的行為の過程の概念に密接に関連している。

C5.7.2 これらの表現は、われわれの裁判所が法律上の『議会の意図』は、その他の資料を検討することと制限されており、当該法律に使用されている言葉の中に見いだされなければならないとの原則を定めたので使用されてきた。従い、「法律規定が基礎としている原則」及「それら規定の政策目的」について言及することにより、GAARは、法律の明示的な用語のみならず、その特定ルールに関する根拠となる前提条件又は幅広い政策目的を考慮することを求めている。

C5.7.3 殆どの場合、関連する原則及び政策目的は、必要な場合に非法律資料（議会での議論又はプレスリリース）とともに読まれる関係法律規定から明らかである。この場合、考慮され得る

資料の範囲は、2013年財政法 § 211 (3) により拡張され、通常の証拠ルールでは認められない資料を含むことに注意すべきである。

C5.7.4 時に、特定の租税ルール当初の基礎となる政策原則及び目的が何であったか判別することが困難な場合がある。しかし、法律への後の改正（たとえば特別〈個別〉の反租税回避ルール）が、どんなタイプのアレンジメントが、たとえば、特定の税務上の利益が排除されることを目的としたか理解することを可能とする。一度、この後の法律が導入されれば、その法律を回避することを意図する後で行われるアレンジメントは、その規定の原則及び政策目的に矛盾するものと見做されよう。

C5.7.5 キャピタルゲイン税の関係では、たとえば、最初の立法は、納税者が多くの方法により財産譲渡者が権利を持つ信託を用いて利益を『ウォッシュ・アウト』するのを阻止しなかった。たとえば、第二の住宅はキャピタルゲイン税の課税なく信託に譲渡することができた。<sup>9</sup> 信託受託者は財産譲渡者の最初の原価で住宅を得るが、信託受益者が彼または彼女の主たる住居として当該住宅を占拠することが許された。信託受託者は次いで当該住宅を譲渡者に売り戻し、信託受託者は譲渡について主たる住居控除を請求し、そして、財産譲渡者は、キャピタルゲイン税の課税されない再設定された市場価格で住宅を再取得した。財産譲渡者関係信託に関してこのスキームを止めるために、法律が2003年に可決された。そして、それゆえに、そのような法律を回避する試みはGAARの目標の範囲内であると考えられている。

C5.7.6 原則及び政策目的が識別可能な場合には、アレンジメントが関連租税法規定に関して合理的な行為の過程と見做しうるか否かの検討において、これらは通常考慮すべき特に重要な事柄となる。

C5.7.7 しかし、原則と政策が明確に識別できない法律規定がありうる。或いは、例えば、法案起草者が特定の種類の取引行為において一定の参加者が英国国外の居住者である可能性を単純に考えなかったケースにおけるように、十分に検討がされなかった場合がありうる<sup>10</sup>。

C5.7.8 こうしたケースでは、アレンジメントが関連租税法規定に関して合理的な行為の過程であったか否かの検討の重点は、2013年財政法の § 207 (2) (b) (不自然な又は異常なステップ) 及び (c) (関連立法の欠陥の悪用) に示された検討に移動する。

---

<sup>9</sup> 1992年キャピタルゲイン税法 § 260に基づく控除持越しの請求により。

<sup>10</sup> GAAR 検討グループ報告書で説明されているメイヤーズ事件はこの例である。

## C5.8 結果の実現の手段が一以上の不自然な又は異常なステップを伴うかどうか

C5.8.1 租税法上に認められるループホールは非常に狭く、それを潜り抜けるには、その他の場合取られないあるステップ又は特徴をとる必要があるのが通常である。たとえば、租税規定のあるループホールを悪用するために、特定の会社の株式 26% をある関係しない会社に移すことによって、会社のグループ構造は一時的に壊れるかもしれないし、あるいは、資産が外国の名義人に一時的に譲渡されるかもしれない。

C5.8.2 これらは単純な一例であり、勿論、実務上、不自然な又は異常なステップは多くの形態を採っている。「不自然な」及び「異常な」の用語は定義されておらず、従って、それらの通常の意味で適用される。

## C5.9 関係税法規定の欠陥を悪用しようとするアレンジメント

C5.9.1 アレンジメントが関連租税法規定の弱点を悪用することを意図したか否かの考慮に注意を向けることは、特定の租税法ルールの起草は予期しない結果に導きうるとの認識に基づいている。これは、多分、租税ルールが起草者に明らかでなかった欠陥を有していたか、又は、起草者は特殊な（ルール内に入るかルール外であるか別として）タイプの取引行為が可能であることを予期できなかったためである。

C5.9.2 この種の状況の例は、新しい税制が一定の種類の実行行為のために導入され、以前の制度から新しい制度への整合的移行を確保すべき一般目的を持った移行ルールが、不注意に、税負担を生ずることなく経済的利益を実現する、又は、経済的損失を実現することのない税務上の損失を作り出す、可能性を残した場合に、生ずる。

## C5.10 「二重の合理性テスト」 - アレンジメントが、合理的行為の過程と合理的に見做しえないかどうか

C5.10.1 二重の合理性テスト（「合理的に見做しえない」）は GAAR テストの核心である。それは、アレンジメントに入ることが、又は、アレンジメントを行うことが関連租税法規定に関して、合理的な過程であったか否かを問わない。そうではなく、それは、問題のタックス・アレンジメントに入り又はそれが行われることが、合理的行為の過程であったとの見解が合理的に持たれ得るかを尋ねる。

C5.10.2 審判所又は裁判所への訴えの場面で、これを適用する場合、テストは、裁判官がタックス・アレンジメントは合理的行為の過程であったか否かに関する見解を提供することを求めるものではない。逆に、裁判官は当該アレンジメントに関して持たれ得る合理的見解の範囲を考慮することを求められる。このことは特定の裁判官が彼又は彼女自身はそれを合理的な行為の過程と見做さないとしても、裁判官が全ての状況の下で、アレンジメントは合理的行為の過程と合理的に見做されたと考える場合は、アレンジメントは濫用と見做されず、従い GAAR は適用されないことを意味する。

C5.10.3 別の言葉で言えば、いずれかの特定のアレンジメントに関し、それが合理的な行為の過程であるか否かに関して幅広い見解が有り得ると言うことである。タックス・アレンジメントが合理的行為の過程であったとの見解を合理的に持つことが可能であるし、また、そのアレンジメントが合理的行為の過程でなかったとの見解を合理的に持ちうるということが可能である場合もある。そうした状況においては、そのタックス・アレンジメントは、GAAR の適用目的上、決して濫用ではない。

C5.10.4 但し、タックス・アレンジメントが合理的行為の過程であるとのある者の見解（勅撰弁護士、会計士、事務弁護士又はその他の）は必ずしも、アレンジメントが濫用でないとの結論に導くものではないことに注意することは重要である。その見解自体が、GAAR 立法の目的及び GAAR が考慮に入れることを求める諸要素を考慮し、合理的と見做しうるか否かを確認するために、その見解をテストすることが必要であろう。

C5.10.5 その理由は、ある個人は極端な見解を取り得るとの認識である。これらの見解は、たとえば、「すべての課税は国がスポンサーの窃盗である」という、あるいは、「政府が賢明に市民のお金を使うということは信頼できない」との主張に、基づくものかもしれない。そうした見解は、そうでない場合には合理的と見做される個人により持たれていたとしても、GAAR の目的上、合理的と見做すことができない。これは、何故なら、GAAR は、「課税は国の必要な諸機能に資金を提供する主たる手段である」との前提に基づいているからである。

C5.10.6 明白に極端な見解ではないが（一般的にもたれ得る）、それでもなお、GAAR の目的上合理的とは見做すことのできない見解がある。多分、その明白な例は、「法律を正しくするのは歳入関税庁及び議会の草案作成者の役割であり、彼らがそうできなかった場合、その草案の欠陥を活用する個人又は会社は何も悪くない」との見解である<sup>11</sup>。しかしながらこの見解は、立法上の欠陥の故意による濫用を阻止し又は打消すという、GAAR の基本的目的のひとつに完全に矛盾している。従って、そうした見解が、通常、合理的と見做される、（会計士又は法律専

門家のような) 仕事の分野で事実有名である者により持たれたとしても、そうした見解自体は、GAAR 目的上合理的とは見做されえない。

## C5.11 濫用的タックス・アレンジメントの一定の指標

C5.11.1 2013年財政法 § 207 (4) は、タックス・アレンジメントが濫用的であることを示す若干の例を述べて示しているが、一方で、それらが行われたとき、これは実際、関係租税規定の予定した結果でないと見做すことが合理的である場合にのみ、それはそうであることを明示的に注記している。

C5.11.2 それらの例は、

- \* アレンジメントが、経済目的上の金額より著しく少ない、課税上の所得、利益又は利得金額に結果する場合
- \* アレンジメントが、経済目的上の金額よりも著しく高額な課税上の控除又は損失金額に結果する場合
- \* アレンジメントが納付されなかったそして納付されそうにない税の還付又は税額控除（外国税額を含む）の請求に結果する場合。

C5.11.3 正に注意されているように、関連租税法規定が立法されたとき、それらは予定されていたと想定することが合理的な場合（又は事実想定されていた場合）には、そうした特徴は濫用の指標ではないと、明確に規定されている。例えば、特別減価償却立法は、意図的に、プラント又は施設に関する資本的支出に関し、特定の期間、その期間に対し会計目的上認められるそれら資産の減価償却額よりも大幅に高額な課税上の控除を納税者が請求することを認めている。この結果は、その法律が立法されたときに、明確に意図されていたものである。

C5.11.4 これらの例は、網羅的なものでないことに注意することは重要である。そして、それらの妥当性は、GAARにより対象とされる各種のケースごとに異なる。

<sup>11</sup> パーティングトン v 司法長官事件 ((1869) L.R. 4 E.と I. App. 100) におけるケアンズ卿の言葉を反映—「如何に大きな困難が裁判官の心に浮かぼうとも、課税を求められる者が法律の文言の範囲に入れば、課税されなければならない。他方、税収を回復しようとする君主が、臣民を法律の文言内につれ来ることができなければ、如何に法の精神において、そのケースがそれ以外に形で出現したであろうとも、臣民は自由である。別の表現をすれば、何れかの他の法において、同等であるとの解釈が認められるとしても、そうした解釈は課税法では、確実に認められるものではない。」

## C5.12 非濫用的タックス・アレンジメントの指標

C5.12.1 2013年財政法§207(5)は、アレンジメントが濫用的でない可能性のある重要な指標を示している。これはアレンジメントが、確立した実務慣行に一致し、歳入関税庁がアレンジメントが行われたときにその実務慣行の受入を示した場合である。

C5.12.2 これには二つの要素がある。第一は、アレンジメントが確立した実務慣行に一致するかどうかである。これはアレンジメントの考慮と、「確立した実務慣行」の考慮を求める。

C5.12.3 「確立した実務慣行」を最初に取り上げると、これは法律で定義されておらず、従い、通常の意味を持っている。確立した実務慣行は、出版された資料（歳入関税庁からの又は教科書若しくは雑誌の記事）又は関係時点（即ち、アレンジメントが行われたとき）までに、一般的実務慣行となったもののその他の証拠により示されよう。

C5.12.4 次に、実際に行われたアレンジメントが、確立したアレンジメントとして判定されたものと同じものであるか否か、若しくは、問題の現実に行われたアレンジメントと一般的に行われているものとの間に何らかの重大な相違があるかどうかを検討することが必要である。例えば、もし、実際のアレンジメントと「正常な」アレンジメントの間の特定の相違が、特定の税務上の利益の実現を意図したある特徴の導入であれば、確立した実務方法であるとの主張は必ずしも、問題のアレンジメントを濫用であることから救うものではない。

C5.12.5 確立した実務慣行保護の第二の分類は、アレンジメントが行われたときに歳入関税庁がその実務慣行の受入を示したことである。これは注意深い検討を必要とする。

C5.12.6 第一に、歳入関税庁が実務慣行の受入を示す方法は、受入に対して与えられる重みに影響を与え得る。例えば、歳入関税庁によって行われる、公表された税務官報、その内部マニュアル、（法律協会又は租税勅許研究所等の）ある代表機関との通信において作成される明確な文書には、相当の重みが与えられよう。即ち、特定の納税者を伴わなかったが、納税者が接触した会計事務所との応答における実務慣行への言及に対しては、重要性は与えられないであろう。

C5.12.7 第二に、歳入関税庁の受入の性格も関係し得る。例えば、受入は、歳入関税庁が一定の実務慣行が特定の法律規定の意図した範囲に入ると考えるとの、声明の形態をとり得る。そう

した場合、そうした声明は、アレンジメントが濫用ではないことを示すことにおいて相当程度の重みを持つ。しかしながら、それに反して、歳入関税庁の意見ではそうしたアレンジメントは作られたもので、その法律を基礎づける政策に一致しないが、起草された課税ルールがその種類のアレンジメントがそれらの課税目的を実現するのを阻止できないことを不承不承に受け入れる以上のものではない声明もある。そうした場合、歳入関税庁の受入は、問題のアレンジメントが濫用であるか否かの判断においてほとんど重要性を持たない。

C5.12.8 歳入関税庁の特定のアレンジメントの受入が、その後、更なるアドバイスと検討の結果として、取消されるケースもまたある。そうした場合には、先の受入は歳入関税庁の新しい見解が公的に知られるようになったとき以降に行われるアレンジメントに関し無意味なものとなる。

## C6 税務上の利益の打消

C6.1 2013年財政法 § 209 及び § 210 は、濫用的タックス・アレンジメントの打消に使用されるルールを示している。

### C6.2 打消に導く一連のステップ

C6.2.1 大雑把に言えば、GAARによる打消は、次の問いが、順次、「イエス」と答えられる時、機能する。

- \* 税務上の利益を生じさせるアレンジメントがあるか？
- \* 税務上の利益は GAAR が適用される税の一つに関係するか？
- \* 税務上の利益の獲得がそのアレンジメントの主たる目的又は主たる目的の一つであると結論付けることが合理的であるか？
- \* アレンジメントは濫用的か？

### C6.3 如何なる打消が行われることが意図されているか

C6.3.1 法律は、税務上の利益が「公正で且つ合理的」な方法で税務上の利益を打消するために調整されることを求めている。「公正で合理的」は、定義されておらず、従い、その言葉は通常の意味を持っている。

C6.3.2 主たる、そして、明確な、打消の目的は、濫用的税務上の利益を実現した納税者に対し、税務上の利益を否認することである。

C6.3.3 何が税務上の利益かを正確に決定することは、多くの場合、簡単である。例えば、アレンジメントが、経済的な損失又は費用を反映しない課税上の損失又は控除を実現することを企画した場合は、その損失又は費用は単純に無視される。

C6.3.4 但し、例えば、納税者が現実の経済的結果及び目的を持っているが、アレンジメントに課税される所得金額を減額する又は課税所得に対し設けられる許容費用金額を増額することを企画するステップ又は特徴を含めることによりそうする取引行為を行うような、見解が単純なものとならない多くのケースが有り得る。

C6.3.5 そうした場合、公正で合理的な打消は、同じ商業的目的を実現するために、ただし、アレンジメントを濫用とさせるステップ又は特徴を含めることなく、いかなる取引行為が行われたかの検討を伴う。そうしたケースにおいて採用されるべきアプローチは、全ての状況の下で、それら目的を実現するために最も行われた可能性の高い、取引行為を特定することである。

C6.3.6 三つの特別の事項が注意されるべきである。

第一に、このテストは、客観的な根拠に基づいて行われる必要があること。別の表現をすれば、この特定の納税者が、彼又は彼女が濫用的特徴を持つことなく同じ商業目的を実現しようと望んだ場合に、主観的に行ったものを問うことは適切ではない。これは、その種の主観の調査は、彼又は彼女が真に望んだのは税務上の利益であるので、彼又は彼女は如何なる取引行為も行わなかったであろうとの答えに導くからである。従い、問いは、客観的基礎の上で行われる必要がある、全ての状況の下で、濫用的税務上の利益を実現することを求めることなくその商業的目的を実現することを望む納税者により、何が行われた最も可能性の高い取引行為であるか問うことである。

第二に、前パラグラフから、打消としての基準として採用される非濫用的取引行為は、最高金額の租税債務を生じさせる取引行為に必ずしもなるわけではないこととなる。既に述べたように、客観的と言うことは、最も行われた可能性の高い取引行為を判定することである。簡明のために、上記説明は、アレンジメントが「商業」目的を持ったケースに言及している。同じアプローチは、非商業の場合でも適用される（例えば、家族の他の一員への資産の譲渡）。そうした場合、比較される取引行為は同じ目的（非商業的）を実現するものとなる。贈与の場合、

適切な打消は、受贈者に影響を与えうるので、特に困難なものとなる。適切な打消は贈与が全く行われなかったことを想定することとはなりそうではない。適切な打消は、贈与は行われたが、納税者が税の回避を主張する濫用的特徴を持たないものを想定することであろう。パート D の実例がここで取られるアプローチの指針を与える。

第三に、いくつかの濫用的アレンジメントは効果において全体として循環的である。そうした場合、打消は、全てのアレンジメントを単純に無視する形態をとる可能性が多い。

## C6.4 打消の形態

C6.4.1 2013 年財政法 § 209 (5) は、打消は（査定を行う又は修正すること、請求を修正又は認めないこと、その他の）適切などんな形態をもとり得ると規定している。

## C6.5 打消に対する手続的な保障措置

C6.5.1 2013 年財政法 § 209 (6) は、(2013 年財政法スケジュール 43 に示された) 一定の手続要件が満たされない限り、打消に関しいかなるステップもとられないと規定している。

C6.5.2 このガイダンスのパート E はこれらの手続要件をより詳細に取り扱う。但し、ここで注意すべき二つの重要なポイントがある。

C6.5.3 第一は、打消へのいかなるステップも、GAAR が適用されうる場合に、事案を取扱うことを歳入関税庁長官により特に授権された歳入関税庁上級官吏である「指定された歳入関税庁官吏」により行われる必要があることである。これは、納税者の種類にかかわらず、又は、納税者の問題がどこで取り扱われるかにかかわらず、GAAR が慎重かつ統一的に適用されることを担保するためである<sup>12</sup>。

C6.5.4 第二は、歳入関税庁が打消を開始できる前に、事案は諮問委員会による検討のために提出されなければならないという要件である。実務上、事案は諮問委員会の 3 名からなる小諮問委員会に提出される。小諮問委員会の委員の全ては、歳入関税庁から独立しており、少なくとも一名は、関連する租税法規定及びそうした規定に関し、納税者により取られる正常な行為の過程の知識に関し、特別の専門知識を有している可能性がある者である。

---

<sup>12</sup> パート E は、歳入関税庁手続に関しより詳細な説明を行っている。

C6.5.5 小諮問委員会は各事案を歳入関税庁の見解の要約文書及び納税者の回答（それがあつ場合）に基づいて検討する。

C6.5.6 特に注意すべき重要なことは、しかしながら、小諮問委員会の役割は、タックス・アレンジメントは全ての状況を考慮して、関係租税法規定に関し、合理的行為の過程であるか否かに関し、見解を（見解の一致がない場合はそれぞれの見解を）表明することである（2013年財政法スケジュール43パラグラフ11（3））。

C6.5.7 これは、効果において、タックス・アレンジメントが濫用的であるか否かの決定に適用されなければならない「二重の合理性テスト」とは対照的に「単一の合理性テスト」である。

C6.5.8 小諮問委員会に与えられるこの独特のテストとは、慎重を期すこと及び二つの理由のためである。第一は、小諮問委員会の役割を審判所又は裁判所の役割と区分することである。小諮問委員会は司法的機能として行為しないで、むしろ、合理的行為の過程に関するそれ自身の見解（又は、意見の一致がない場合は各委員の見解）を表明することである。

C6.5.9 第二に、小委員会意見（又は各委員意見）の獲得の目的は、歳入関税庁の指定官吏に、関係アレンジメントにGAARを適用することを求めることは適当かどうか決定できるようにさせることである。小委員会が問題の取引行為の特別分野における経験又は専門知識を持った個人を含むべきとされることにより、そうした意見又は各意見は価値ある情報となる。

C6.5.10 小委員会が、アレンジメントは合理的行為の過程ではないとの意見に一致しない場合には、指定官吏はGAARに基づいて手続きを進めるであろう。

C6.5.11 もし小委員会が、アレンジメントが合理的行為の過程であると考える場合、又は、そのメンバーに意見の一致のない場合には、歳入関税庁は、税務上の利益の打消の過程を継続するためには説得力ある理由を必要としよう。例えば、そうした説得力がある理由には、小諮問委員会のメンバー又は複数のメンバーが、誤った事実関係の見解を持っている又は非GAAR法律規定の誤った解釈を採用しているか、若しくは確立した実務慣行の誤った見解に達しているとの確信が含まれよう。こうしたことはしばしば起こりえないことであるが、諮問委員会（そして関係小諮問委員会）は、いかなる種類の司法機能を行使するものでなく、それ故、歳入関税庁は、そうする十分な理由があると考えるときは、自由に手続きを進めることができる。

## C7 派生的救済調整

C7.1 2013年財政法 § 210 は、濫用的税務上の利益の打消が行われた場合の派生的救済調整について規定している。

C7.2 この目的は、同じ納税者の上で、あるいは、他の納税者を考慮に入れるとき、濫用的税務上の利益の打消が、二重課税のいかなる要素も生じさせないことを確保することである。例えば、濫用的タックス・アレンジメントが、高税率の個人納税者から利益を相当低い税率で課税される会社に移転することを企画したとする。そうした場合の打消は、その利益の金額を個人により稼得されたとする取扱いを伴い、個人はそれに従って課税される。しかし、会社はその利益を稼得したとの前提で自己申告書を作成しているため、会社の租税債務は、適切な額だけ減額される必要がある。

C7.3 手続的に、軽減調整は、公平で合理的な結果を実現するに適切な如何なる形態をもとり得る。派生的調整が受けられうると考える者は、正規の請求をしなければならず、打消が確定した日（打消に効力を与える調整がもはや変更できないときに達する段階である）から12か月以内にそうしなければならない。派生的救済調整の請求がその12か月の期限内に行われた場合は、全てのその他の法律上の期限は保留される。

C7.4 派生的救済調整が二重課税からの救済を保証するために企画されていることは、強調される必要がある。そうした調整は租税債務増額のためには行えないと明確に規定されている。

## C8 審判所又は裁判所における訴訟手続

C8.1 GAAR立法は、多くの訴訟手続上の革新を含んでいる。これらは2013年財政法 § 211 に示されている。

C8.2 第一に、税務訴訟の一般的位置と異なり、GAAR適用を立証することを求められるのは歳入関税庁であって、納税者がそれが適用されないことを示すものではない。特に、歳入関税庁は次のことを立証しなければならない。

- \* タックス・アレンジメントが存在すること
- \* タックス・アレンジメントが濫用であること
- \* 歳入関税庁により申し出られた打消は公正で合理的なこと

C8.3 第二に、審判所又は裁判所は、アレンジメントが開始されたときに GAAR 諮問委員会により承認されているこのガイダンスの役割を考慮しなければならないことが、明確に規定されている。

C8.4 第三に、審判所又は裁判所は、また、上記パラグラフ C6.5 で説明された、歳入関税庁指定官吏に与えられた、GAAR 諮問委員会（実務上は、小諮問委員会）の意見又は各意見を考慮しなければならない。

C8.5 加えて、審判所又は裁判所は、正規の証拠ルールの下で、裁判手続においてそうした資料が認められるか否かにかかわらず、全ての関連資料を考慮することができる。そうした資料には、アレンジメントが開始されたときに公的場にあった全ての関連資料を含む。この資料は、単に関連するものであれば、性質に制限は設けられていない。従って、資料は公的なもの（例えば、歳入関税庁、省、または議会のもの）又は非公的なもの（例えば、教科書、専門ジャーナルの記事、各専門家代表機関との応答）が有り得る。しかしながら、同意されたガイダンス及び諮問委員会意見と異なり、この種の資料は審判所又は裁判所が考慮し得る資料に過ぎないことに注意することは重要である。そして、そうした資料に実際如何なるウェイトが与えられるべきか決定するのは、審判所又は裁判所自体である。

C8.6 審判所又は裁判所が、アレンジメントが開始されたときに確立した実務慣行の証拠を考慮できることも規定されている。これは、タックス・アレンジメントが歳入関税庁により受け入れられた確立した実務慣行に一致するという事実は、アレンジメントが濫用的ではない指標となり得ると規定する 2013 年財政法 § 207 (5) と結びつくものである。これについては上記パラグラフ C5.12 で説明している。

## C9 GAAR 法の優先性

C9.1 2013 年財政法 § 212 は、GAAR は、GAAR の適用対象となる各税に適用される法律の全ての規定に優先すると規定している。このことは、他の法律が明示的に他の全てに優先すると述べているとしてもそうである。

C9.2 この理由は自明のことである。

## C10 GAAR法の適用開始

C10.1 B9.1に掲げられている各税に関し、GAARは2013年7月17日以降に開始された全てのタックス・アレンジメントに適用され、国民保険料に関しては2014年3月13日から適用される。

C10.2 この日前に開始されたタックス・アレンジメントに対しては適用されない。

C10.3 先に説明したように、「アレンジメント」は、非常に幅広い意味を与えられており、大きなアレンジメントの一部を構成する取引行為又は複数の取引行為を含む。

C10.4 明らかに、大きなアレンジメントが、2013年財政法が成立した日前に実行され始めた場合は、GAARはその大きなアレンジメントに適用できない。

C10.5 2013年財政法§215の特別規定は、君主の裁可（Royal Assent）が与えられた日前に開始したが、その大きなアレンジメントにはその日以降に行われた取引行為があり、個別にみられたとき、歳入関税庁が濫用的アレンジメントと見做す「大きな」アレンジメントがある場合のケースを取扱っている。

C10.6 そのような場合、納税者のための保障措置に従い、狭いアレンジメントに関するポジションの決定において、幅白いアレンジメントに関し判断は行われぬ。保障措置は、そうすることが狭いアレンジメントが濫用的ではないと言うことを示すのであれば、判断は幅広いアレンジメントに関して行われるべきというものである。

## C11 租税回避スキームの開示（DOTAS）

C11.1 GAAR立法は、租税回避スキームの開示ルールへの言及を行っていない。租税回避スキームの開示ルールは、それらのスキームの利用者及びプロモーターによる歳入関税庁への租税回避スキームの早期の通知を求めているが、GAARとは異なった機能を有しており、GAARの運用に関連を持たない。

## C12 銀行課税実務コード

C12.1 先に、詳細に説明したように、GAARは濫用的タックス・アレンジメントに関し効力を持っている。明らかに、銀行課税実務コード（Code of Practice on Taxation for Banks）を採

用した銀行はそうしたアレンジメントに関係しないであろう。

C12.2 しかしながら、GAARの適用対象に入るような「濫用的」ではないが、銀行コードに適用対象となる取引行為は有り得る。従って、歳入関税庁が、特定の取引行為に関して、GAARを発動しないと言うことは、必ずしも、当該取引行為は銀行コード内のもので歳入関税庁により受け入れられるものであることを意味するわけではない。

C12.3 GAARの導入の後、銀行コードに基づき銀行によりアプローチされたときには、歳入関税庁は、取引行為が銀行コードに従っているか否かに関し見解を与えるとするその実務慣行を継続するであろう。

## II 英国の一般的租税回避対処法ガイダンス (D)

### 目次

パート D 実例集 .....	63
パート I 実例集の背景 .....	63
D1 序 .....	63
D2 実例のカテゴリー .....	65
D3 実例集は如何に構成されているか? .....	69
D4 全ての状況を考慮して合理的 .....	69
パート II 法人税 .....	71
D5 閉じ込められた非事業繰越欠損金へのアクセス .....	71
D6 遅延支払利子ルール .....	75
D7 バークレー商業金融会社 v モーソン .....	80
D8 債務としての株式 .....	85
D9 未公認ユニット信託 .....	89
D10 資本的支出控除—二重償却 .....	97
パート III 所得税 .....	103
D11 ワクチン研究 .....	103
D12 フーサン事件—租税条約 .....	107
D13 回転する車輪 .....	111
D14 アシュタール氏事件—関連割引証券 .....	116
D15 デイビト・メイズ v 歳入関税委員会 .....	121
パート IV キャピタルゲイン税 .....	126
D16 単純な適格会社債券／非適格会社債券 .....	126
D17 無条件の契約 .....	129
D18 主たる住宅控除 .....	131

D19	配偶者間の贈与	135
D20	オフ・ショア信託及びキャピタルゲインのウオッシュ・アウト—事例1	138
D21	オフ・ショア信託及びキャピタルゲインのウオッシュ・アウト—事例2	141
D22	ブルーメンタール—適格会社債券／非適格会社債券	145
パートV 源泉税及び国民保険料		
D23	ビンティッジ・カーにより支払われる給与	148
D24	XT ロジスティックス社—商品により支払われる給与	150
D25	MFC デザイン社計画—オフ・ショア信託における将来権により 支払われる給与	154
D25A	RSP 会社—偽装報酬	157
パートVI 相続税		
D26	パイロット信託	162
D27	割引贈与スキームと利益留保の範囲	164
D28	課税対象外承継的財産設定と債務	167
D29	職員給付信託による死亡時税負担の回避	171
D30	課税から除外される財産—信託上の権利の取得	175
D31	外国居住者による英国不動産取得資金のための貸付	179
パートVII 印紙土地税		
D32	セール及びリースバック	187
D33	長期リースの延長	190
D34	繰延べられた対価	193
D35	副次的販売	197
D36	[削除]	201
パートVIII 適用開始		
D37	適用開始規定：2013年財政法§215〈適用開始及び移行規定〉	202
D38	事例1：適用日以後開始アレンジメント それ自体における濫用	203
D39	事例2：適用日以後開始アレンジメントから税務上の利益が生じない	204
D40	事例3：濫用幅広アレンジメントの一部の適用日以降開始アレンジメント	204
D41	事例4：適用日以降開始アレンジメントがそれ自体濫用的	205

## パート D 実例集

### パート I 実例集の背景

#### D1 序

D1.1 実例〈集〉の目的は、アレンジメントが一般的租税回避対処法において、二重の合理性のテストを適用し、濫用と取り扱われるか又は取り扱われないかを説明することである。

まず、全体的なコメントとしては、一般的租税回避対処法の基本的な政策目的を思い出すことが重要である。即ち、それは濫用的租税回避をターゲットとしているが、広い意味で何が租税回避と見做され見做されないかについて、そして、歳入関税庁がGAARの場合以外においてチャレンジしようとするものについて、決して、詳細に描写しているものではない。

D1.2 タックス・アレンジメントを構成するいずれのものも、定義により、税務上の利益を獲得するとの主目的を持っている。それ故、実例は全てタックス・プランニングであることの証拠を明らかにしている。

D1.3 しかしながら、下記実例が示すように、税の軽減に動機づけられた行為が、必ずしも濫用的アレンジメントの一部として取り扱われるものとなるわけではない。

D1.4 タックス・アレンジメントの範囲の両端では、あるものがいつ濫用的であり、そうでないか明白となる可能性がある。主要な困難は、それらが濫用的であるか否か明確ではない場合に、事例にGAARを適用することである。実例は、そうした仕事に直面する人々を支援し、適用されるべき原則を説明することが期待されている。

D1.5 実例が説明するテーマと、そして、実例自体へと進む前に、多くのことが事前に指摘されなければならない。

D1.6 実例は、GAAR用語による分析が明確であるアレンジメントのみならず、また、幅広い背景及び事案の特異な事実関係により、「濫用」の境界線の何れの側にも入り得るアレンジメント

も含んでいる。

D1.7 この序及び実例自体は、しかしながら、類似のタイプの全ての取引行為又はアレンジメントの歳入関税庁の包括的受入れ若しくは同意を示すもの、又は、いかなる意味においても、歳入関税庁の他の手段を使った対処の可能性を制限するものとして捉えられるべきではない。全ての事案はそれ自体の事実関係とその背景に依存している。再度、アレンジメントが、GAAR用語上の濫用ではないとしても、それが、他の租税回避対処ルール又は特別の「技術的な」租税法上のルールに基づくチャレンジに服し得るということを強調することは重要である。

D1.8 GAARは、広範囲の税目及び広範囲の多様な納税者を対象としている。ある背景において正常な行為又は一般的な取引行為若しくは行為が、他の背景においては例外的なものとなり得る。GAARは、各事案において、その事案の事実関係及び付帯状況を考慮するのみならず、基礎となる租税法及び関係諸法に関してもまた考慮される必要がある。実例は、従って、そうした観点から見られるべきである。

D1.9 下記に掲げるテーマ又はカテゴリーは、例示的なものであり、必ずしも網羅的又は唯一のものではない。

D1.10 いくつかの事例は、下記カテゴリーの一以上に容易に該当する。そして、ちょっとした修正、さらなる特徴の付加、又は、異なった背景の下での使用は、他のカテゴリーに移動させることとなるのみならず、〈濫用又は濫用でないの〉境界線をまた超えさせることとなる。実例を使用することのメリットの一つは、一定の状況で濫用と見做されないものが遥かにプッシュされすぎて（例えば、人為的な若しくは異常な側面を付け加えることにより）、又は、不適切な場面で使用されることにより、濫用となり得るものであるかを説明することである。

D1.11 この序及び実例が説明することは、事実関係、状況及び全体的背景が、アレンジメントが「濫用」の境界線のいずれの側に落ち込むかを決定するにおいて重要な役割を果たすということである。法律の目的は、しばしば明確である一方、議会が、実際に意図したこと（又は、議会が、そのアレンジを知っていた場合、議会が持ったであろうこと）を識別することがより困難である場合もある。

D1.12 適用開始及びその説明実例に関する更なる情報のためには、パートⅧを参照されたい。

## D2 実例のカテゴリー

D2.1 以上のこうしたこと全てを認め、何が濫用と考えられ考えられないかに関する考え方をガイドするために、アレンジメントは、数件のテーマ又はカテゴリーに区分された。

### D2.2 〈1〉立法上意図されている選択

D2.2.1 これは、例えば、将来の相続税債務を減少させるための資産の子供への贈与、年金権を増額することの見返りとして給与を犠牲にすること、後の課税年度に控除を維持するために資本的支出控除を請求しないこと、事業の法人化又は資産ではなく株式での売却を決定すること（何れの場合においても、税又は印紙土地税を少なくするため）及び、余剰現金を使用すること又は主たる住居に高額の高額抵当権を持つよりも住宅を購入するために借り入れを選択すること等を含む。

D2.2.2 これらは、全て、明確に、法律により想定されたものであり、議会は、従い、納税者に対し追求すべき行為の過程について選択権を与えている。このカテゴリーは、また、新しい税制に適合するために真っ正直に信託又は会社組織を再編成することも含む。

### D2.3 〈2〉確立した実務方法

D2.3.1 このカテゴリーは、アレンジメントが、それらを濫用として取り扱うことが現在では正しくないほどに、税務又は事業者実務に組み込まれた状況をカバーしている。それらは、納税者による正常な行為であり、歳入関税庁により標準的実務方法として有効に受け入れられるものとなっている（それらが歳入関税庁の出版物においてそうしたものとして認識されてこなかったか、又は2013年財政法§207(5)に記述される受け入れられた歳入関税庁実務方法ではないとしても）。当該アレンジメントの正常な行為としての受け入れは、諮問委員会によりそうしたものと認められた場合、全ての状況において何が合理的であるかに関する決定において考慮される。

D2.3.2 このカテゴリーには、相続税の分野における贈与及びローン信託のような単純な取引行為、広く保有されていないが源泉税非課税のために上場ユーロボンドのような資格のあるものを作り出すこと、非適格法人ボンドとしての資格を得ることを確実にするためコンシダレーション・ローン・ノートに特別の規定を付すこと、そして、上場会社が株主に資金を返還するとき、これらの資金が資本〈の払戻〉として支払われるか、又は所得〈の分配〉の形で支払われるか

(一定の所謂 B 株式スキームはこのカテゴリーに入る) の選択をすることが含まれる。

D2.3.3 これは、もちろん、そうした実務の要素を組み入れた〈新しいスキーム〉が GAAR の下で濫用として取り扱われえないことを意味しない。—そうした、新しいアレンジメントは、正常な納税者行動の一部を構成したものではなく、歳入関税庁により有効であるとは取り扱われてきたものではない。また、そうした実務は、法律の改正、判決又は解釈の変更の発表の結果として、変化しないということも意味するものではない。

#### D2.4 〈3〉法が慎重に厳密なルール又は境界を設けている場合

D2.4.1 法律が、特定の期間を指定し又は条件を極めて詳細に設ける場合には、納税者は、彼らが法定条件を満足し、彼らが行ったことについて人為性がない場合、彼らはラインの正しい側にいることを想定する権利を与えられる。これは、例えば、次のものをカバーしている。

\* 従業員株式オプション・ルール

\* キャピタルゲイン税を繰り延べるために直接譲渡をしないで、オプションを与えること (技巧性をそうしたアレンジメントにさらに加えることができるが、それは濫用となる)。

\* キャピタル・ロスを生じさせるために上場株式の市場取引を発効させるときに、ベット・アンド・ブレイクファースト・タイム制限に従うこと。

\* 贈与者及び受贈者双方が住宅を占有している場合に、住宅の持ち分を贈与すること。このようにして、技術的に利益留保を回避することにより相続税非課税措置を利用すること。

\* 資本的支出控除が、〈他方当事者ではなく〉ある当事者により獲得されることを確実にするために、長期資金供給リースのルールを満たすこと。

\* 主たる個人住宅として取り扱われるために、住居の選択を行うこと。又は、

\* 解約条項付きの 20 年リースで高額の印紙土地税を負担するよりも、更新オプション条項を持つ 10 年間リースを選ぶことを決定すること。

D2.4.2 人為的株式若しくは信託構造又はその他の装置により法定の境界をプッシュし、「濫用」の境界を超えてこの種のアレンジメントを行うことは、もちろん、できるが、そうした場合は、この表題の一般的事例とはならない。

#### D2.5 〈4〉ある人為性の要素を持った標準的なタックス・プランニング

D2.5.1 この地点では、アレンジメントは、事実関係と状況により、なお、「濫用」の境界線の何

れの側にも入り得るものではあるが、我々は明らかに潜在的 GAAR 領域に向けより移動を開始しようとしている。

D2.5.2 このカテゴリーは例えば、次のケースを含む。

そうでない場合に、標準的なタックス・プランニングと見做されてきたものが、しばしば見られたものよりもより異常な又は人為的ステップをもって実行される場合のケースであるが、結果的にはプランニングの形式が二重の合理性のテストを満足するため、アレンジメントが、なお濫用と見做されない（そのアレンジメントは、他の租税回避ルール又は特別の「技術的」租税法ルールに基づき拒否されうるが）場合のケース。しかしながら、それは、諸般の事情がアレンジメントをそれ自体の背景において濫用として取り扱うことを求めるケースもまた含む。

D2.5.3 法人税の分野では、「濫用」ラインの正しい側に入るアレンジメントが、「D6 遅滞支払利子ルール」及び「D7 バークレー商業金融会社事件」で説明されている。逆のケースの事例は、特定の救済措置又は地位に自然体では資格はない者が、意識的には、それらの無理のない適用範囲外にとどまりながら、ルールに技術的に適合するために、人為的取引行為に入る場合の取引行為又はアレンジメントである。「D21 オフショア信託及びキャピタルゲインのウォッシング・アウト—事例 2」は、アレンジメントが、異常な特徴を付け加えることにより、如何に受け入れられるものから受け入れられないものに移行するかを示している。

D2.5.4 相続税及び信託の場合においては、主たる動機が税の軽減である場合で、信託からの贈与及び分配が通常真の所得又は利益を生み出さないが、しばしば非商業的取引行為であるということが与えられた場合、見解確定は特に困難である。例えば、ある人たちは、相続税法で特に禁止されていないアレンジメントを作り出す（例えば、リバーショナリー・リースの創設及び贈与）。技巧的ではあるが、そうした取引行為は、贈与者が売べき価値ある資産をもちや持たないということにおいて純粋に経済的な結果を持っている。受贈者は低コストで遺産を得る。そして、それは受贈者の資産である。その上、贈与者は相続税の代わりに事前に所有した資産の所得税を支払わなければならないであろうし、それ故、そうしたタックス・プランニングを行うペナルティーを受け入れた。そうした取引行為は、従って、それらの明白な人為性にもかかわらず、「濫用」ラインの正しい側に入ることができる。

D2.6 〈5〉明白に法律の精神（又は政策及び全体的原則）に反している取引行為

D2.6.1 これらは、二つのサブ・カテゴリーに該当する。非常に人為的又は非商業的なものが合法的なフレームワーク内の特別のアレンジメントに適合するために行われる場合のアレンジメン

トがある。その場合、GAARが核心にあることは確かである（「D15 デイビット・メイズ v 歳入関税委員会」事件に於けるように）。また、単純な又は伝統的な取引行為が実施されたが、その背景の考察は、そうした取引行為は、関係する納税者にとって正規のものを逸脱しており、そして／或いはある方法で他の側面と結びついており、それ故、全体として見られると、法律の政策及び原則に反しており、潜在的に濫用的であると見ることが、それに対して正しいことを示すアレンジメントがある。法人税の領域では、ユニット信託の事例がそうしたものの一つである。そして、租税法の他の分野では、被用者報酬の新奇な方法があるかもしれない。

## D2.7 〈6〉ある形式の行為を終了させる目的の法律（従って、例えば最近の目的租税回避対処法〈TAAR〉を含む）上の欠陥の悪用

D2.7.1 GAARは、法律改正によるキャッチアップ・ゲームをできる限り終了させること、そして、「立ち入り禁止」の警告が注意されることを確保することを意図している。従って、TAARが特定の種類の行為の阻止の目的をもって導入されたが、納税者がそのTAARのループホール又は欠陥を悪用することを意図するアレンジメントに入り、明らかに意図されていなかった利益を獲得する場合、GAARは適用される。

D2.7.2 この一例は、パートナーシップによる債務買い戻しに関する2012年法改正を生じさせる取引行為であろう。その他の事例は、下記D8事例の法人税の債務としての株式、相続税目的のために除外信託財産にUK domiciliaries buying interestsの方法を考案すること、偽装報酬ルールを回避又は法定限度を超えて年金権を被用者に得させる人為的方法を考案することを含む。

D2.7.3 法律上の欠陥は、「D15 デイビット・メイズ v 歳入関税委員会」事件におけるように、様々な他の場面において明らかに発見されうる。このカテゴリー（D2.7）は、単に「立入禁止」は、アレンジメントがいつGAARの領域にあるかについて、重要な実際的な取り上げるべきポイントであるので、上記ヘッドラインに示されたようなものとして含められている。

## D2.8 〈7〉人為的又は異常で、基礎となる取引行為の法的効果及び経済実態に一致しない税務上の地位を生み出すアレンジメント

D2.8.1 これらは真正面からGAARの領域に落ち込む。そして、事例が複数の事例カテゴリーに該当し得るという事実は、〈他のカテゴリーに該当する〉メイズ事件（参照D15）をこのカテゴリーに入れるために、十分な論拠がないうるという事実によっても説明される。

### D3 実例集は如何に構成されているか？

D3.1 下記事例の全てにおいて（D18の主たる住居控除の事例を除く）、そのスキームは、GAAR 目的上のタックス・アレンジメントであることが想定されている。その他の反租税回避法規定又は特別の「技術的」租税法ルールに基づく正常な否認は考慮されておらず、それらが語られる場合、これは経過的に行われており、あり得る否認の詳細な分析を伴ったものではない。実例における考慮のための問いは、タックス・アレンジメントは、GAAR 規定の意味における濫用的タックス・アレンジメントであるか否かということである。

D3.2 実例の多くは、実際の取引行為又はスキームに基づいている。実例で述べられた関連租税法規定は、そのアレンジメントの行われた時に効力を持つものである。実例は、GAAR の適用に関連する原則及び幅広い考慮を解説するために使用されている。

D3.3 いくつかの事例では、結論は、GAAR が適用されるか、又は、適用されないかは事例の背景において記述されている事実関係の微妙なニュアンスによるということである。

D3.4 各事例は、同種の構成に従っている。

- 〈1〉 アレンジメントに対する幾らかの関連する背景及び関連する租税ルールが、最初に情景を示すために与えられる。
- 〈2〉 問題のアレンジメントが次いで要約される。
- 〈3〉 関連租税法規定が掲げられる。
- 〈4〉 次いで、主張される取扱いを維持するために納税者により提供される税務分析が提供される。  
そして、
- 〈5〉 最後に、GAAR に基づく分析が与えられる。

### D4 全ての状況を考慮して合理的

D4.1 各事案の GAAR に基づく分析は、幅広い関連状況証拠を考慮に入れる。これは、アレンジメントが合理的行為の過程として合理的に見做されるかどうかは、全ての状況に関して見做されなければならないと規定する、二重の合理性テストの法律上の用語により義務付けられている。これは、先に言及した、何が長期に確立した納税者実務となったかとの問いを含む。法律は、当該アレンジメントが行われたときに公の場所にあった、全てのガイダンス、声明文又はその他の資料を、裁判所及び審判所は、参照することができると、また、規定している。考

慮し得る資料の例は、英国国会議事録、説明ノート、大臣声明文書、学術書、国外の実務書、歳入関税庁ガイダンス及び特定のアレンジメントが関係時点で市場で如何に通常行われていたかについての証拠（そうした実務を検討中のアレンジメントと比較又は対比するための）を含む。。

D4.2 各 GAAR 実例に与えられている背景は、必然的に不完全なものである。何れの実例においても、GAAR の適用に関し決定的な唯一の要素または考慮すべきものは存在しない。むしろ、GAAR が適用される或いは適用されないとの結論に導くのは、与えられる全ての事実関係及び状況の集合的ウエイトである。

D4.3 異なる状況で実施される同じアレンジメントが、異なる GAAR 分析に導くということも可能である。例えば、特別の明らかに言語道断のアレンジメントが、法定要件により納税者に対して強制される場合、これは、GAAR はそうであれば適用されないとの結論となるであろう。同様に、法律の改正及び改正が行われた意図に関する明確な文書による大臣声明に続きアレンジメントが実施された場合で、新しいルールを回避しようとする試みは、GAAR が適用されるとの結論に導くであろう。

## パート II 法人税

### D5 閉じ込められた非事業繰越欠損金へのアクセス

〈参考：この事例は、原則として繰越して、将来の同じ非事業利益でしか処理できない繰越非事業損失を有する会社 A が、優先株を課税利益が多く発生している関係会社 B に発行し、資金確保し、その確保した資金を関係会社に貸戻すことにより、貸付金利子を払わせることにより関係会社 B に、損金を発生させ（優先株の配当と利子は同額とされており、受取配当は課税されない。）、関係会社の課税所得を圧縮するとともに、会社 A の負担となった非事業繰越権損金を受取利子により解消するアレンジメントである。会社 A は優先株の払込金額と同額の貸付を行い、支払い配当と同額の受取利子を受取り、関係会社 B は優先株応募による出資額と同額の借入を行い、受取配当金額と同額の利子を支払い、経済実態的には、いずれの会社もフラットであるが、税務上、会社 A は、繰越非事業損失の処理が可能となり、関係会社 B は、課税所得を圧縮することができている。〉

\*〈参考〉は、訳者による事例理解のための参考のための解説である。以下同じ

この事例は、合法的選択を行う納税者〈のアレンジメント〉を解説することを予定している。

#### D5.1 背景

D5.1.1 ローン関係欠損金は、それが生じる年度にグループ控除として処理しうるが、2009 年法人税法 § 457（欠損金の基本ルール：欠損年度後の会計年度への繰越）に従い繰越だけが可能な過大な欠損金があることも稀でないわけではない。そうしたケースでは、欠損金は同じ会社の以降の会計年度に生ずる非事業利益を相殺するためにのみ使用できる。

D5.1.2 これらは、1992 年キャピタルゲイン税法（Taxation of Chargeable Gains Act (TCGA) 1992）§ 171A に基づき選択により再配分される課税利得を、他のグループ会社が実現する場合に生じる利益を含む。

D5.1.3 企業グループは、繰越欠損金に生じた費用の効果的税務上の救済措置を獲得するために、会社に非事業所得を生み出すためにアレンジメントを行うことができる。これを実現する単純な方法は、会社に資本を注入することである。その会社は次いでその資金を、その会社に支払

う利子に対し控除を獲得する十分な課税所得を持つグループの他のメンバー会社に貸し付ける。その会社自体は、その法人税債務（の一部またはすべてを）を避けるために繰越されたローン関係欠損金（の一部またはすべてを）を使用する。

## D5.2 アレンジメント

D5.2.1 会社Aは、年度1末に、相当の金額の非事業ローン関係欠損を持っている。グループ内の他の会社である会社Bが、例によって、高額の課税利益を出す。二つの会社は、次のステップを伴うアレンジメントに入る。

- \*会社Aは、会社Bの事業活動から生ずる成果を得るために優先株を会社Bに発行する。
- \*会社Aは商業利子率で貸付を行い、現金を会社Bにバックする。優先株の条件は、会社Aからのローンに対し会社Bが支払う利子と同額の配当を会社Bに与えるというものである。

## D5.3 関係租税法規定

2009年法人税法§457（欠損金の基本ルール：欠損年度後の会計年度への繰越）及び2010年法人税法パート5（グループ控除）

## D5.4 納税者の分析

### D5.4.1 会社A

この会社Aは会社Bから利子を受け取る。そして、同額の配当を会社Bに支払う。利子は「ローン関係ルール」に基づき課税される。そして、支払い配当に対しては、控除は要求されない。課税利子は繰り越された会社Aの非事業ローン関係欠損金によりカバーされる。

### D5.4.2 会社B

会社Bは、それが会社Aに支払う利子に対し税務控除を獲得すること、そして、優先株に関しそれが受取る配当は課税されないと思っている。2009年法人税法パート6のCHAPTER 2Aの「偽装利子ルール」は、2009年法人税法§486の「除外株式ルール」により、それら〈優先〉株式には適用されない。

## D5.5 2013年財政法§207に基づくGAAR分析はどうであるか？

D5.5.1 そのアレンジメントの実質的結果は、関係税法規定が基礎とする（明示的又は黙示的）原則及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

「ローン関係ルール」は、会社が、そのローン関係において、一般に公正妥当とされる会計原則による測定利益を適正に示す金額に課税されることを確保することを目的としている。会社 A が得る利子は、非事業ローン関係利益であり、利子はそれら〈非事業ローン関係〉ルールに基づき課税対象である。別の問題として、2009 年法人税法 § 457（欠損金の基本ルール：欠損年度後の会計年度への繰越）は、それ故、会社 A の救済されない以前の年度の非事業ローン関係欠損金は繰り越され、以降の非事業利益と相殺されることを求めている。会社 A の請求した税務上の取扱いは、これらの課税ルールと一致している。会社 B に関しては、偽装利子ルールは「〈適用〉除外株式規定」により適用されない。偽装利子ルールに関する協議文書は以下のように記載している。グループ内持ち株の除外は、グループ会社への直接的株式投資は何れの段階においても偽装利子負担を生じさせないことを、疑いのないものとするを意図している。その合理性は、低い階層の会社が利子を稼得する場合、上位の階層の会社はそれが保有する株式の価値のそれに対応する増加を受取るが、偽装利子ルールに基づくその課税は二重課税となる。会社 B の課税上の取扱いの請求は、従って偽装利子ルールの原則に一致する。

D5.5.2 実質的課税結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

アレンジメントは巡回する現金フローを伴っている。歳入関税庁は、これは人為的又は異常なステップを伴っていると見做す。

D5.5.3 アレンジメントは、関係租税法規定の欠陥を利用することを意図したか？

アレンジメントは、ローン関係ルールの欠陥を利用していない。これは、ルールが機能することを予定された方法である。

D5.5.4 アレンジメントは、2013 年財政法 § 207 の濫用の指標を含んでいるか？

B 会社は経済コストなしで税務上の控除を得ると主張されることができたと主張されようが、A 会社は、経済的にフラットのときに、利益に課税されると等しく主張することができた。

D5.5.5 タックス・アレンジメントは、確立した実務に一致するか、そして、歳入関税庁はその実務の受け入れを示したか？

これらのアレンジメントは、「偽装利子ルール」の審議期間中に詳細に議論され、それらが継続することを許されるべきであるとの主張に従って「除外株式ルール」が導入された。2009年法人税法（CTA 2009）〈パート5ローン関係、チャプター15租税回避〉〈許されない目的及び税務控除スキーム〉§441〈許しがたい目的のためのローン関係〉内の許しがたい目的を持たないローンに服するとして、HMRCはそのようなアレンジメントの承認を示した。そうしたアレンジメントの容認は例えば、CFM 92210（如何にしてデプト・キャップの場合、繰越欠損が使用できるかを示す歳入関税庁マニュアルの一部）に示されている。

D5.6 結論

D5.6.1 二つの特徴に基づきアレンジメントが濫用であるとの見方が可能である。

第1は、グループ控除ルールは、当年度の損失及び控除による処理を許すだけである（2010年法人税法パート5（グループ控除））。アレンジメントは、グループ控除ルールが許さない会社Aから会社Bへ控除を移転させる効果的な移転方法とみられよう。

第2に、ローン・アレンジメントは、巡回的で他の商業目的を欠いている。指摘されるように、それらアレンジメントは2013年財政法§207(2)(b)に規定する人為的又は濫用的ステップを伴っている。

D5.6.2 しかしながら、ローン関係制度は、繰越非事業損失を会社Aに生ずる非事業利益に対し使用することを許している。このルールは、長い年月、グループ控除ルール制度と共存してきた。そして、グループ内に生ずる利益を、利用できる繰越控除を持った会社に配分しようと努めることは十分確立した会社経営方法である（それ故、例えば、課税利得が会社Bにより実現される場合、利得は1992年キャピタルゲイン課税法§171に基づき会社Aへと選択されうるのであり、非事業損失により課税から守られえた。）。グループ内の他の会社に控除を作り出すためにグループ内の一メンバーに所得を移動させ、利子控除の行き詰まりを回避するグループ内ローンを伴うアレンジメントは数年を超える多くの場合に、会社により行われてきたし、歳入関税庁により認められてきた。それらの利用は、2009年法人税法§457により認められているものと一致し、従って、全体として、規定の欠陥を利用することなく、規定の政策目的に一致しているとみることができる。

D5.6.3 グループ控除ルールが、グループの一メンバーから利用できる控除を持つ他のメンバーへの利益移転のためにとられる手段を防止しようとする、規定を含んでいた場合は、分析は異なったものとなろう。そうしたルールの欠陥を利用しようとする試みは、アレンジメントが濫用的である標識となる。

D5.6.4 そうした事情で、ローン関係制度が何を許可し、そして、グループ控除ルールが何を排除しようとしなないかの、観点から物事にアプローチするならば、ローンは合理的行為の過程であるとの、合理的見方がとられうる。

## D6 遅延支払利子ルール

〈参考：利子は通常、支払の有無とは関係なく、発生時に損金に計上される（発生主義）が、英国では、利子発生損金の計上はあるが、それに対応した利子受け取り当事者の利子の益金計上のない場合を阻止するために、利子が法人税を課税されない関係当事者に支払われる場合で、当事者が非適格地（英国が無差別条項を持つ租税条約を持たない国または地域）の居住者である場合は、支払い時に損金にのみ計上できることとしている。本アレンジメントでは、英国の会社（A）が、会社の利益調整ができるように、適格地（英国が無差別条項を持つ租税条約を持つ国または地域）にある関係会社からの借入金利子の支払いを、会社（A）が支払いたいときに支払い、必要な時に損金計上できるよう、関係会社に発生した利子債権を、支払い時主義が強制される非適格地に設立した関係会社である目的会社（X）に移転させ、支払時主義による利子損金の計上を主張するアレンジメントである。〉

この事例は、あるアレンジメントが、人為的又は異常なステップを有しているにもかかわらず、GAARの適用範囲内に入らない理由を説明することを予定している。

何故なら、

\* アレンジメントの実質的結果は、関連租税法規定が基礎とする原則に一致している。

そして、

\* それらは確立した実務に一致している。

### D6.1 序

D6.1.1 記述されるアレンジメントは、利子が発生主義に拠らず、支払時に税務上控除されることを確保するために「遅延支払利子ルール」に適合しようとする会社を伴っている。会社がそう

するメリットは、利子に対する控除が、利子に関して生ずる控除及び結果としてのその損失の使用を極大化するために与えられる時を、会社が調整することができることである。

## D6.2 背景

D6.2.1 利子に関する法人税法上のルールは、通常、会社が一般に受け入れられている会計原則（「発生主義」）の下で作成される勘定に従って支払われべき利子を控除することを認めている。但し、利子が、法人税が課税されない関係当事者に支払われる場合で、その当事者が非適格地域（即ち、英国が無差別条項を持った租税条約を持っていない地域）の居住者である場合、利子は実際に支払われたときのみ控除可能である（「支払主義」）。

D6.2.2 この規定（「遅延支払利子ルール」）の目的は、借主が発生した利子に対し税務上の控除を認められるが、貸主は利子を受領したときのみ課税される場合に生ずる非対称性に対処するためである。特に、それは、関係者に対し英国会社により負担される利子が決して支払われないうが、英国の税務控除を生み出し続けるといったリスクに対処することを意図している。

D6.2.3 そのルールは、当初、関係当事者である債権者が法人税を課税されない場合の多くのケースで、幅広く適用されてきた。当初のルールはEU法に準拠しないのではとの懸念に応じ、これは2009年に改正された。2009年財政法で行われた改正は、債権者が会社である大多数の事例の場合、当該会社がタックス・ヘイブンに所在しない場合は、通常のローン関係原則が適用され、利子はそれが発生した時に控除され、それが支払われた時ではないということを意味する。しかし、関連ローン関係の債権者（又は債権者の一人）が、非適格地域（NQT）の関係当事者である居住者の場合は支払基準が適用される。

## D6.3 アレンジメント

D6.3.1 会社Aは、条約地に所在する各種のグループ内貸主（条約地貸主）、即ち、「遅滞利子ルール」を発動しない貸主と、ローン・アレンジメント（ローン）に入る。

D6.3.2 全てのローンは、利子が遅れて支払われることを認め、更に、会社Aが、発生した利子を同社の選択したときに支払うと定める。

D6.3.3 誤って損失が生ずるのを阻止するために、次の取引行為がとられる。

\* 会社グループが、特定目的会社（X社）を非適格地域（NQT）に設立する。

X社は、会社A及び条約地国貸主会社と関係会社である。

\* 条約地国貸主は、会社Xに当該ローンに関し将来発生する利子のいくらか又は全ての非常に少ない部分に対する権利を、利子発生日前に公平法上、譲渡する。

#### D6.4 関連租税法規定

2009年法人税法 § 373（一定のケースにおいて支払時まで発生しないとして取り扱われる遅滞利子）及び § 374（債務者及び債権者の地位にある者の間の関係）

#### D6.5 納税者の分析

D6.5.1 会社Aは、条約国貸主による利子の一部に対する権利の公平法上の譲渡は、利子が発生後12カ月以上して支払われたことに従い、全ての利子は2009年法人税法 § 373に基づき支払時ベースで潜在的に控除可能であることを意味すると主張する。

D6.5.2 その分析は次の通りである。

\* 公平法上の譲渡前は、当該ローンは、2009年法人税法パート5（ローン関係）、チャプター2（基本的定義） § 302（ローン関係、債権者関係、債務者関係）に定義するローン関係を構成する。会社Aは、債務者としてその関係の当事者であり、条約地国貸主は、債権者関係としてその関係の当事者である。そのローン関係は、関連会社ローン関係である。

\* その譲渡の後、会社Aは、単独借主関係当事者にとどまっている。同様に、条約国貸主は、債権者関係に対する当事者として取り扱われ続ける。加えて、X社は、現在では、同社は、金銭の貸付のための取引行為（ローンである）から生ずる、金銭債務に関し債権者の位置にある（利子への権利）ので、同じ債務者関係に関してまた債権者関係の当事者である。

\*（「遅延利子ルール」を適用すべき）2009年法人税法パート5チャプター8（当事者関係：遅滞利子） § 374（1）の条件は、満たされる。何故なら、債務者関係を持つ会社である会社A及びローン関係に関し債権者の地位にある会社、X社の間には、関係がある。特に、

譲渡に続いて、条約国貸主及びX社双方は、会社Aの単独債務者関係に関し債権者の地位に立っている。2009年法人税法パート5（ローン関係）チャプター8（関連当事者関係：遅滞利子）§374（債務者及び債権者の地位に立つ者の関係）（1A）の条件は、X社は、非適格地（NQT）の居住者であるので、満たされている。

\*加えて、2009年法人税法パート5（ローン関係）チャプター8（関連当事者関係：遅滞利子）§373（同じケースで支払われるまで発生しないと扱われる遅滞利子）（3）Bの条件は満足されている。何故なら、会社Aにより支払われるべき利子は、対応する関係会社である債権者により、ローン関係ルールに基づいて考慮されない。

\*それは、次のような結果となる。適用すべき利子長期停止ルールの条件が満たされ、2009年法人税法§373（同じケースで支払われるまで発生しないと扱われる遅滞利子）（1）に基づき、会社Aの債務者関係に基づき支払われるべき全ての金額に関係する損金が、利子はそれが支払われるまで発生しないと的前提で考慮されなければならない、との結果を持つ。

D6.5.3 そのスキームの効果は、従って、会社Aは、支払時基準により、全ての利子（12カ月後にそれが支払われると仮定し）に対し控除を獲得する。その上、実際、全ての利子が、X社に支払われた場合、適用される源泉税に関し計上する必要はない。

## D6.6 2013年財政法§207（2）に基づくGAAR分析はどうか？

D6.6.1 アレンジメントの実質的結果は、関連租税規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致するか？

1996年ローン関係ルールは会計基準を導入した。それ故、原則として、利子は、会計認識基準に基づき控除され課税される。全ての会社が、英国会社である場合は、これは整合的結果を生み出す。しかしながら、関連する当事者は、この整合的取り扱いを避けるためにこのルールを悪用することができた。会社はローン関係に基づき支払利子（しかし事実上は支払われていない）に対し控除をできるが、債権者は対応する所得に課税されない、リスクがあった。これは、全体としてのグループが経済的に中立的なグループ内取引行為から、ローンの取り扱いの税務上の非整合的取り扱いから、利益を生み出すことを許した。「遅滞支払利子〈利子支払い時計上〉ルール」は、英国で不公正又は不適切な発生主義に基づく控除を獲得するリスクへの対応である。明示されてはいないが、それは反租税回避ルールである。当初、それは、関連債

権者会社が英国外の居住者であった場合はいつも適用された。歳入関税庁は、その後、それは設立地の自由に関する EU 法に反すると判断されうるとの法的助言を受け、協議が開始され、関連債権者がタックス・ヘイブンの居住者である場合に限定する、現在の限定的適用に結果した。多くのグループは、払われる利子のために現金控除を回避するプランニングに頼った。そして、彼らは、法律改正の目的がそうしたプランニングが有効であることを阻止するかどうか明確に知らなかった。

D6.6.2 実質的税務上の結果を実現する手段が、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

「遅滞利子ルール」を発動させるために利子の少額部分を譲渡することは、望む財務上の結果を確保するため以外の目的を持たないこのような取引行為の状況の下では、人為的又は異常なステップであると考えられる。

D6.6.3 アレンジメントは、関連租税法規定の欠陥の利用を意図しているか？

アレンジメントが、法律の欠陥を利用するものと見ることは困難である。むしろ、法律は、利子のいくらかが非適格地（NQT）の居住者に支払われる場合、発生主義を慎重に撤回している。その取引行為に関する法律の効力は、合理的には欠陥とはみなし得ない。むしろ、これは、その明示的目的である。

D6.6.4 アレンジメントは、2013 年財政法 § 207（4）の濫用の何らかの指標を含んでいるか？

濫用性の何らの指標も存在しない。会社は、正しい経済的コストに一致する金額に対し控除を獲得している。

D6.6.5 そのタックス・アレンジメントは、確立した実務方法に一致しているか、そして、歳入関税庁は、その実務方法の受け入れを示したか？

歳入関税庁は、過去に、クリアランスを与えることを含め、類似のアレンジメントの受け入れを示してきた。

D6.7 結論

D6.7.1 与えられた事実関係に基づく、アレンジメントは、関連租税法規定に関し合理的行為の過程であるとの合理的見解をとりうる。従って、歳入関税庁は、GAARの適用を求めない。

## D7 パークレー商業金融会社 v モーソン

〈参考 リースの課税処理は複雑であるが、英国において、長期資金供給ファイナンス・リースの場合に、リース賃借人による減価償却費に代わる資本的支出控除の請求が義務付けられていなかった時代のケースである。パークレー銀行グループは、そのシンジケートにおいて、アイルランド・ガス公社（BGE）を取り込んでいたが、パークレー銀行の子会社であるパークレー商業金融会社（BMBF）が、アイルランド・ガス公社（BGE）が所有していたガス・パイプラインを法形式上取得し、同社にリースバックしたとする法形式を整え、パークレー商業金融会社（BMBF）がガス・パイプラインに対する資本的支出控除を請求し、同社の利益調整を行った事件におけるパークレー商業金融会社（BMBF）のアレンジメントである。なお、パークレー商業金融会社のパイプライン購入資金は、パークレー銀行から貸付けられたものであり、アイルランドガス会社によってパイプライン譲渡代金として受取られた資金は、パークレー銀行の関係会社であるジャージーの会社に預託された。さらに同資金は、マン島の関係会社に再預託され、最終的にはパークレー銀行に預託されて、パークレー銀行に還流していた。〉

この事例は、裁判所により、法に従っており濫用と適切にみなしうる特徴を有していないと判決された複雑なアレンジメントを説明することを予定している。

### D7.1 背景

D7.1.1 パークレー商業金融会社 v モーソン事件（BMBF v Mawson [2005] STC 1）は、ファイナンス・リースに基づく高額な資本的支出控除が非常に一般的であった1993年に締結されたリース取引行為を伴っていた。歳入関税庁は、リース会社の資本的支出に対する権利を否認した。そして、この事件は、現在ラムゼー・アプローチ及び目的的解释の制限に関するリーディング・ケースとなっている。歳入関税庁は、特別審査請求担当官（pecial Commissioners）及び上級裁判所（High Court）で勝訴したが、納税者が控訴裁判所（Court of Appeal）及び上院（House of Lords）で勝訴した。この事例は、1993年当時にGAARが効力を有していた場合、GAARは、当該取引行為に適用されたどうかを検討する。

D7.1.2 資本的支出控除は、それらが関係する施設の耐用期間に対する商業上の減価償却に比較し迅速な税務上の控除を提供する。しかし、施設の潜在的購入者又は運用者はしばしば、控除に

より完全に受益する税務上の地位にない。ファイナンス・リース・アレンジメントは、通常リース会社を所有する銀行により、資本的支出控除の利益をリース貸主に移転することができ、リース貸主は対応するリース所得収入が発生する前に、税務目的上、施設の費用を償却することができた。リース貸主は、施設を購入し、それを使用者にリースし、リース料でその利益を伝えた。リース貸主の税務上の施設の所有権は、しかしながら、経済的及び会計的地位と比較すると技術的である。ファイナンス・リースでは、リース借主である使用者が、全てに実質的観点で現実的経済的価値及びリスクを有している。リースの利点は、他の取引行為又は特殊アレンジメントがない場合、単に、タイミングに基づく利益だけであった（そして、ファイナンス・リースが利用できる場合、尚、現在もそうである）。

#### D7.1.3 1993年には、

\*資本的支出控除の利益の「輸出」を排除するために、非居住者への一定のリースの場合、リース貸主の控除を制限する若しくは否定するルールがあった。そのルールは、パークレー商業金融会社事件のリース構造にある関連を有しており、それは当時流行していた実務方法を参照し、それらの周りに踏み出すよう企画されていた。

#### \*特別ファイナンス・リース・ルールの不存在

ファイナンス・リース・ルールは後に、特に（会計学上の利得に基づく最低リース所得増加分を確保するためにルールが導入された）1996年に導入された、そして、より決定的には1997年に。この年に、下記に記述する担保アレンジメントが伴う場合には、控除が全て否認される方法で、セール・アンド・リースバック規制が導入された。

#### \*リースの繰り延べ利益を最大にするための長期リースに対し制限がないこと

2006年に長期資金供給リースに関するルールの導入を行う大規模な法改正があった。

\*長期耐用年数資産に対する減額資本的支出控除が存在しないこと（そうした減額は1996年に導入された）。

### D7.2 アレンジメント

D7.2.1 アレンジメントは、銀行のリース子会社（パークレー商業金融会社）がガス・パイプラインを購入した場合における資本的支出控除の請求に関係している。そのパイプラインはアイルランド会社（アイルランド・ガス公社）から購入され、続いて同社にリースバックされた。

D7.2.2 そのパイプラインは、英国内のポンプ及び管理基地により天然ガスをアイルランドに輸送するために建設されていた。アイルランド・ガス公社がパイプラインを所有していた。アイルランド・ガス公社は、英国税法上のパイプラインにリース・ファイナンスを獲得することを希望し、バークレー・グループのリース会社であるバークレー商業金融会社とのアレンジメントに入り、バークレー商業金融会社にパイプラインを譲渡し、それをリースバックした。次いで、アイルランド・ガス公社は、パイプラインを英国子会社にサブリースした。英国子会社はそのパイプラインを運用し、英国子会社がリース料を支払うことを可能とさせる使用料をアイルランド・ガス公社に課した。

D7.2.3 しかしながら、アイルランド・ガス公社グループはその取引からファイナンスを得なかった。グループは、すでに、銀行のシンジケートを含む資金源泉からパイプラインの資金を確保しており、ファイナンスは変わらなかった。バークレー銀行は、バークレー商業金融会社に対しリース債務の保証を提供した。そして現金担保保証がアイルランド・ガス公社から始まる保証アレンジメントを通じバークレー銀行に提供されていた。それは、バークレー・グループ内のジャージー・ビークルへの、そして、マン島会社への現金預託を伴うものであった。そのマン島会社は次いで、その現金をバークレー銀行に預託した。バークレー銀行は、また、バークレー商業金融会社がそのパイプライン施設を取得するために、バークレー商業金融会社に資金を提供した。従って、施設の購入代金（又は、それに相当する資金）は、究極的に循環し、アイルランド・ガス公社はそれを受け取らなかったと主張することができた。そのアレンジメントは、バークレー・グループのリース資産参加の資本適正比率費用を最小限のものとし、資本適正比率費用最小限化利益はリース料に反映されていた。従って、リース借主に対し商業的利益は存在した。何故なら、リース借主は、有益な英国リース・ファイナンスを獲得することができたし、また、そのより正常な源泉からの安い資金提供にアクセスすることもできた。

### D7.3 関連租税法規定

1990年資本的支出控除法 § 24（現在、2001年資本的支出控除法パート2（プラント及び機械装置）チャプター1（序） § 11（プラント及び機械装置控除の適用可能性の一般条件））

### D7.4 納税者の分析

D7.4.1 人が、彼の事業目的のため施設に資本的支出を生じさせ、彼が、その支出を生じさせた結果、施設が彼に属した場合、1990年資本的支出控除法 § 24に基づき、資本的支出控除が利用

可能であった。

D7.4.2 バークレー商業金融会社の分析は、従って、同社は、ファイナンス・リース貸主として資本的支出控除の権利を与えられている。それ故、同社はそのリース取引に通常の方法で課税される。そして、同社の権利は、バークレー商業金融会社への保証及びバークレー商業金融会社への資金供給を行った、バークレー銀行を通じた現金の循環的フローに因っても影響されない、というものであった。

#### D7.5 2013年財政法 § 207 (2) に基づく GAAR 分析はどうか？

D7.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連租税法規定が基礎とする（明示的又は黙示的）原則及びそれら規定の政策目的に一致するか？

そのリースが、関連規定又はそれらの政策目的に一致しないと見るのは困難である。資本的支出控除は、長期継続したファイナンス・リースの実務慣行に従うと、施設所有者が利用できるものであった。経済的所有者であることは求められなかった。リースは、通常、投資インセンティブを提供することができた（セール&リースバックに典型なように、事後的ではあるが）。受け入れられたリース・アレンジメントに制限を課す関連反租税回避ルールは存在していなかった。

D7.5.2 実質的税務結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

全てのリースは、税務上の所有権が経済上の所有権から分離されており、幾分、人為的ステップを伴っているが、その中心的セール&リースバック取引行為は広く普及したファイナンス・リースの基準に一致しており、採用されただけで、異常となるものではなかった。しかしながら、その幅広い保証アレンジメントは、それらの循環性を含め、人為的又は異常であった。但し、循環性は、実質的税務上の結果を実現するために必要なものではなかった。

D7.5.3 アレンジメントは、関連租税法規定の欠陥を悪用することを意図していたか？

リースに関する特にファイナンス・リースに関する特則が存在しない場合に、関連租税法規定の特別の欠陥を指摘するのは困難である。

D7.5.4 アレンジメントは、何らかの2013年財政法 § 207 (4) の濫用性の指標を含んでいるか？

如何なる指標も如何なる実質的程度で存在しなかった。パークレー商業金融会社の支出は、究極的には救済され、その所得は究極的には税務目的上考慮された。

タイミングの利益が生じており、特定の会計期間、税務上の損失又は税務上の利益は、経済的利益と異なっていると見られる。しかし、基本的タイミング利益は、単に、資本的支出控除制度の一側面であり、資本的支出控除制度は、会計その他の経済的尺度から税の明確な意図的区分を伴っていた。

D7.5.5 そのタックス・アレンジメントは、確立した実務方法に一致するか、そして、歳入関税庁はその実務慣行の受け入れを支持してきたか？

大規模なチケット・リース・マーケットには、ある他の大雑把に類似した「廃止された」取引行為があったが、歳入関税庁が受け入れた徴候はなかった。歳入関税庁は、その他の取引行為を否認したし、歳入関税庁のアプローチは、リース貸主が非遡及ベースで資金提供を受ける場合のような、リース貸主に現実的リスク又は役割を伴わない、リース・アレンジメントについて過去に表明された、留保に一致するものとしてみる事ができた。

## D7.6 結論

D7.6.1 当時、資本的支出が施設に関して生ずること、及び、所有権（又は一定の場合は見做し所有権）が、結果として生ずること以外に何かを要求するものは、当時の資本的支出控除法にはなかった。経済的な実質的所有権が要求されていなかったことは明白であった。税ベースのリースは非常に確立していた。特別ファイナンス・リース・ルールが存在していない場合に、所有者がリース貸主であった場合、所有者が、資産の何らかの特定レベル若しくはクレジット・リスクを把握すること又は（リース借主その他に対し）ファイナンス提供の商業的に求められる役割を果たすこと要求されたことを示すものは何もなかった。（例えば、人為的高額セールのような）その他の要素がない場合に、長期存続したファイナンス・リースの取り扱いが与えられた時、裁判所が資本的支出控除の請求を否認することは不可能であった。

D7.6.2 パークレー商業金融会社事件において現実に使用されているようなアレンジメントが、グループに入ってくる現金担保の結果、循環的現金フロー及び何人かに対するリース貸主グループにより引き受けられる金融リスクの不存在若しくはその極小のものを与えられた場合、歳入関税庁において、他のアレンジメントよりは関心を生ぜしめる可能性がよりあったことは明白

であった。しかし、ファイナンス・リースの使用の受け入れ及びパークレー商業金融会社自体により採られた中心的取引行為のステップが（同社が、その親銀行により資金提供を受けた方法を含め）一般的な取引形態であったということは、そのリース・アレンジメントは§ 207 (2) の目的上合理的行為の過程を示すとの見解を合理的に持ちうるとの結論に導く。それらは長期に確立され受け入れられている実務慣行に密接に関係していたし、アレンジメントがGAAR目的上濫用であると見做されるためには、当時存在した法律の政策背景には十分な明確性がなかった。

## D8 債務としての株式

〈参考：英国には「債務としての株式」という税制上のルールがある。借入金のような性格を持つ株式を保有する会社を、株式が借入金であるように課税するというルールである。借入金のような性格を持つ株式とは、株式の価値が、商業的利子率での金銭投資の見返りを示す利率で増加することである。全ての条件が満たされると、株式から生ずる課税すべき金額は、公正な価値会計に基づき決定される。即ち、課税額は、当該株式の期首及び期末の公正価値の差額プラス、期中に支払われた所得をベースとしている。本件アレンジメントでは、この制度を利用しようとする会社（A）が、関係会社（B）を設立し、会社Bの株式1億ポンドを取得する。当該株式を2か月間保有し、商業的利子率に応じて変動させた債務としての株式としての資格を示したのち、会社Bに9,500万ポンドのB社社債による配当を行わせ、1億ポンドの株式の価値を500万ポンドに下落させ、9,500ポンドの損失の申告を行ったものである。〉

この事例は、商業的動機（グループ資金供給）を持つ取引行為が、濫用的税務上の結果を作り出すように人為的又は異常な方法で行われうることを説明することを予定している。

### D8.1 背景

D8.1.1 租税回避スキーム開示制度（DOTAS）に基づく開示に従い、一定の借入金のような性格を持つ株式を保有する会社を、株式が借入金であるように課税するため、2005年に法律（「債務としての株式ルール」）が導入された。

D8.1.2 この法律は、様々な条件が満たされる場合に適用されるが、そのうちの一つは、株式の価値が、商業的利子率での金銭投資の見返りを示す利率で増加することである。全ての条件が満たされると、当該株式から生ずる課税すべき金額は、公正な価値会計に基づき決定される。即ち、会計期間中の課税額は、当該株式の期首及び期末の公正価値の差額プラス、期中に支払わ

れた所得をベースとしている。下記のスキームは、それらルールを悪用することを意図している。

## D8.2 アレンジメント

D8.2.1 会社 A は、スキームのために設立された関係会社（会社 B）の株式を取得する。その株式は、「債務としての株式ルール」の要件を満たしており、公正価格、即ち、1億ポンドで取得される。2か月の間、その出資金価値は、実質的に、商業上の利子率に等しく増額する。少しあとで、会社 B は、社債のボーナス発行の形で、会社 A に 9,500 万ポンドの配当を行う。これは価格引き下げ取引行為である。その配当の支払後、株式の公正価値は、およそ 500 万ポンドとなった。

## D8.3 関係租税法規定

(2005 年第 2 財政法スケジュール 7 のパラグラフ 10 により挿入された) 1996 年財政法 § 91B (ローン関係として取り扱われる株式：非適格株式)

## D8.4 納税者の分析

D8.4.1 会社は、その株式は 1996 年財政法 § 91B に該当すると主張し、ほぼ 9,500 万ポンドの非事業ローン関係損失を請求する。

会社請求の根拠は、次のようなものである。

\* 1996 年財政法 § 91B (3) に基づき、見做しローン関係は、公正なる価値会計を基礎に課税に服す。

\* 1996 年財政法 § 91B (2) (b) に基づき、1988 年所得法人税法 § 209 (2) (a) 及び (b) に基づく配当は、この目的上、配当ではないが、ボーナス社債の発行は § 209 (2) (c) に該当し、配当としての性格を維持する。

\* 1996 年財政法スケジュール 9 パラグラフ 1 (1) に基づき、配当に関するクレジットは、ローン関係クレジットとして考慮されない。そのクレジットがなければ、ローン関係ロスとして控除される 9,500 万ポンドの公正価値損失があることとなる。

## D8.5 2013年財政法 § 207 (2) に基づく GAAR 分析はどうか？

### D8.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関係租税法規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致するか？

§91B 及びそれとともに導入された諸規定（§ 91A、§ 91C 及び § 91E）の共通の特色は、経済的に利子と同じ成果を生み出す株式を債権者ローン関係として取り扱うことを目的としていることである。関係租税法規定（§ 91B）が基礎とする原則は、英国租税法の下では、借入金に関し会社に生ずるリターンは所得として課税されるべきであるということである。政策目的は、会社が、借入金上のリターンを株式上のリターン（それはそれが配当又は未実現キャピタルゲインを構成する範囲内でそれは法人税を非課税とされる）であるがごとく粉飾することにより、法人税を回避することを阻止することである。§ 91B 及び関連規定の説明ノートは、以下のことを確認している。その法律は、その手段が株式の形態をとることを確保し、実際上は借入金又は預金であるものへのリターンをローン関係規定の範囲外に該当させることを企画するスキームをターゲットとしている。「これらのパラグラフは、2004 財政法パート 7 及びその他で開示された、価値の増額及び出資金の処分からの利得が、全て、課税利得に関する法人税法の規則にのみ服すとの事実を利用する、多くのスキームを取り扱う。そのスキームは、形式は株式であるが経済的実体は預金または貸金であるものを作り出すために、株式と結び付いたデリバティブ、又は、繰延買取アグリーメントを使用する。何故なら、それらの殆どにおいて、報酬と同様に、貸付から期待される種類の収入である、カッコつき「配当」の支払い、又は、完全に予測できる価値の増加により、株式に見返りを与えさせ、株式投資に伴うリスクは、除去又は減少されている。この文脈において、価値の損失を示す実質的税務上の結果（非課税配当にマッチする過大な税務上の損失）は、関係租税法規定の原則又は政策目的と一致しないことは、明らかである。

### D8.5.2 実質的課税結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

請求される税務上の結果を実現する直接的手段は、規模及び性格においても異常である配当の支払である。それは、株式の払込価値のほとんどを占めるのみならず、それは、又 § 209 (2) (c) の通常の形態ではない配当に該当するよう企画されてもいる。アレンジメントの幅広い脈絡は、人為的又は異常なステップの存在を示している。アレンジメントが一部を構成する各アレンジメントを考慮すれば、反租税回避ルールに基づいて予想されなかった税務上の利益を獲

得するために、会社が慎重に自社を反租税回避ルールとして導入された規定に組み込んだことは、明らかである。これらの状況の下では、アレンジメントが人為的又は異常なステップを伴うことは疑いない。

#### D8.5.3 アレンジメントは、関係租税法規定の欠陥を利用することを意図したか？

関係租税法規定を審議する委員会段階では、株式に関し採用されるべき公正なる価値会計の要請の合理性を次のように説明している。

「その法律は十分な理由から、公正な価値会計を課している。そのセクションは、利子のような出資金価値の増額に課税する、そして、公正な価値はそうした増額がそれらが生ずる各期間に考慮されることを確実とするであろう。他の会計方法を許すことは、会社がそうした価値増額の課税を遙かな将来に繰り延べることを可能とさせよう。」<sup>1</sup>

この目的が与えられる場合、その法律には明白な欠陥があった。§ 91B (2) (b) が § 209 (2) (a) 及び (b) 内の配当をローン関係クレジットとして考慮されることを許す一方、§ 209 (2) (c) 配当が払われるという可能性に対応することに失敗した。この欠陥は、そのアレンジメントが利用を意図したものの一つである。

#### D8.5.4 そのアレンジメントは、2013年財政法 § 207 (4) の濫用の指標を含んでいるか？

濫用の指標の一つは、アレンジメントが、経済目的上の金額よりもはるかに高額な、税務目的上の金額の控除若しくは損失に結果していることである（そうした結果は関係租税法規定が立法されたとき、意図された結果ではないと見做すことが合理的であるならば）。このケースにおいては、会社は、高額な配当の形で、出資の価値を獲得している。その支払は、経済的損失を生じさせていないが、税務目的上は高額な損失が生じたことが主張されている。こうした結果を提供することは、関係租税ルールの目的ではなかった。

#### D8.5.5 租税アレンジメントは、確立した実務に一致し、歳入関税庁はその実務の受け入れを示したか？

歳入関税庁は、そうしたアレンジメントが請求されている税務結果を生じさせることを決して受け入れていない。

---

<sup>1</sup> <http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200506/cmstand/b/st050628/pm/50628s03.htm>

## D8.6 結論

D8.6.1 与えられた事実の下では、そのアレンジメントは、歳入関税庁が GAAR を適用することを求める濫用的なものである。社債のボーナス発行は、実現されることを求められた税務上の利益創出目的のためだけに導入された、異常な若しくは人為的なステップである。

## D8.7 提案された対処

D8.7.1 対処はその経済的結果に従って取引行為に課税し、損失を無視することである。

## D9 未公認ユニット信託

〈参考：英国の銀行である UK 銀行が、スキームのパートナーであるルクセンブルグの外国銀行のルクセンブルグ子会社（発行人）から源泉税の徴収済み優先株式配当を受け取ることとなるが、これをルクセンブルグ銀行の他の子会社であるルクセンブルグ子会社（Luxco）を通じ、英国国内の仲介業者（AUKI）に受け取らせ、受取配当の代わり金としてのマニファクチャード配当を支払わせ、これを更に自ら出資した英国国内の未公認ユニット信託（UUT）に受け取らせ、英国の源泉税徴収済みの英国所得に転換させて同信託から受け取ることとした（詳細は D9.2.8 以下のアレンジメントを参照）。英国の銀行が海外の配当を直接受け取った場合は外国で源泉徴収された外国源泉税は単純には英国の銀行の税とは相殺し、又は還付請求することはできなかった。また、ルクセンブルグ税法に基づき、ルクセンブルグの源泉税を納付した会社のルクセンブルグ親会社は納付済み源泉税の還付を受けることができた。〉

この実例は、法の意図した結果に明確に反する税務上の結果を作り出すために、不適切な方法で現行法体系を使用する、高度に人為的な取引行為を説明することを予定している。

## D9.1 背景

D9.1.1 このスキームは、〈外国の〉源泉徴収税に服す所得を英国税の税額控除を有する英国所得

<sup>2</sup> ユニット信託は捺印証書により作り出される集合投資スキームあり、スキーム財産は投資家のための信託に基づき保有される。投資家は彼らの金銭をプールし、金銭は、次いで、管理された資産プールに信託受託者により投資される。未承認ユニット信託（「UUT」）は大まかに言えば、信託受託者が英国居住者であると規定している「2000年金融サービス及び市場法」の条件に基づいて公認されていない、ユニット信託スキームである。

の受取りに転換するため未公認ユニット信託（「UUT」）<sup>2</sup>に適用される税ルールを利用しようとしている。スキームの目的は、この〈英国税の〉税額控除の還付（英国税は実際には納付されていなかったか又はわずかであったにもかかわらず）を生み出すか、二重課税救済（DTR）請求の制限を迂回することである。二重課税救済請求の制限は、海外所得が（金融事業者である）その投資家により直接受け取られた場合、適用されたであろうものである。

D9.1.2 未公認ユニット信託（「UUT」）の信託受託者は、課税年度における総所得金額とユニット保有者に分配された所得金額の差額に対し、基本税率（20%）で所得税の課税に服す。それ故、所得額と分配額が同額であれば、信託受託者は彼らが受け取る所得に関して租税債務を負担しない。但し、信託受託者は分配される所得に対する所得税額を歳入関税庁に対し控除し報告する義務を有している。

D9.1.3 未公認ユニット信託（「UUT」）により所得が受領され、同じ課税年にユニット保有者に分配される単純なケースにおいては、法律上のルールは信託受託者と投資家の取り扱いの間に対象性を提供している。信託受託者は分配総金額に基本税率で所得税を控除し歳入関税庁に報告しなければならない。法人投資家は総所得に対し法人税の納付責任があるであろうが、その法人税債務に対し基本税率による税を相殺することができるであろう。

D9.1.4 分配が2年度までに遅延した場合においてさえ、信託受託者が事実、前課税年度に彼らの所得の全額に税を納付していれば、そのルールは、単純な場合におけると同じ対象的結果を生み出す。しかし、年度1に信託受託者による義務付のある税が外国税の税額控除により減額された場合は、その所得の後の分配に付帯する税額控除額は、英国国庫に支払われる実際の税額に一致しない。

D9.1.5 租税回避スキームでは、問題の未公認ユニット信託（「UUT」）は、もっぱらマニファクチャード海外配当（「MODs」）の形態で、海外所得を受け取る。マニファクチャード海外配当に付帯する外国税の税額控除は、未公認ユニット信託（「UUT」）の所得税債務を零に（又はほとんど零に）減額する。

D9.1.6 次課税年度に、その所得は分配されるが、所得税を控除すべき如何なる要件も発動させない。その課税年度において、ユニット保有者は（實際上、ほとんどは、そのスキームを設定した会社から構成されている）、実質的に外国税額に相当する金額の税の相殺又は還付の権利を得る。

## D9.2 アレンジメント

### 概要

D9.2.1 未公認ユニット信託（「UUT」）が、12カ月の所得分配期間を持って創設されるが、その期間は課税年度とは一致しない。そして、UK銀行にユニットを発行する。UK銀行は金融事業者である。未公認ユニット信託（「UUT」）は、所得を生み出す海外資産（株式又は債務証券）を取得するために、ユニット発行による現金を使用する。

D9.2.2 課税1年度に、未公認ユニット信託（「UUT」）は、外国の源泉税に服する海外所得を受け取るが、その所得の分配はない。これは、未公認ユニット信託（「UUT」）の分配年度が課税年度1に生ずる分配に起こらなかったためである。

D9.2.3 課税年度1に、信託受託者は信託所得に基本税率の所得税を納付しなければならない。しかし、彼らは、海外の源泉税に関し、その所得税に対し、全額の税額控除を請求することができる。

一例として：

15%の海外源泉税に服す1,000の海外所得は、信託受託者が850（総額は1,000）を受取ったこと及び20%の所得税即ち200の所得税を報告しなければならなかったことを意味する。しかしながら、200は150の外国税の税額控除により減額され従い、50の英国租税債務を与え、信託受託者に800の所得を残す。

D9.2.4 課税年度1には分配金の支払いがないので、「徴収できる金額」（基本税率所得税の源泉徴収と報告の義務はない）は存在しない。その課税年度の末に、非分配金額が信託受託者の「所得プール」に加えられ、それを零から1,000に増加させる。この所得プールは、後の課税年度において、その後の年度に行われる所得の分配に関して控除されなければならない所得税額を減額するために使用されうる。しかし、その分配金の受取人はなお、所得税の控除に基づいて分配金を受取るものとして取り扱われることとなるであろう。

D9.2.5 課税年度2において、未公認ユニット信託（「UUT」）は更なる所得金額は受取らない。そして、分配期間の末に、全ての可能な所得のUK銀行への支払がある。上記例を継続すると、分配金は、純額で800（総額で1,000）であり、それ付帯する200の所得税額控除をもっている。これは、UK銀行が納付すべき税と相殺するか、又は還付請求することができる。

D9.2.6 未公認ユニット信託（「UUT」）の信託受託者は、次の理由から、課税年度2に如何なる税も報告しない。

\*未公認ユニット信託（「UUT」）は所得を持っていない。

\*分配に関し徴収できる金額は、ゼロである。

分配からの200の見做控除があるが、所得プールが考慮されるときには、見做控除に関する徴収可能額は零に減額されるので、同様に零であるためである。

D9.2.7 スキームは、UK銀行が法人税に関し純債務を持たないことを想定している（事業損失のため）。結果として、UK銀行は、預金者に支払われる利子から源泉徴収される金額に関しそうでなければ報告しなければならなかった税に対し、200の税の「還付」又は相殺を請求する。対象的に、未公認ユニット信託（「UUT」）が基礎となる投資へ直接投資した場合は、UK銀行にほとんど税務上の利益の権利を与えなかった。なぜなら、ロス・ポジションであったこと及び、事業所得への税に関し、二重課税救済（「DTR」）措置の使用の制限があった。

アレンジメントの詳細

D9.2.8 課税年度1の4月3日以前に：

UK銀行は未公認ユニット信託（「UUT」）を設定する。信託捺印証書は、同信託の所得の実際上の全額（99%）は、トランシュで次課税年度の特定分配日に分配されると規定する（即ち、次の課税年度（課税年度2）の4月7日に）。

D9.2.9 課税年度1の4月3日に：

\*UK銀行は信託のAクラス・ユニットに対し、1億ポンドの現金で応募する。Aクラス・ユニットは、投資家UK銀行に99%の所得とその投資額に比例した未公認ユニット信託（「UUT」）資本に対する持分権を与える。外国銀行がそのスキームのパートナーであり、同外国銀行はルクセンブルグ子会社を通じそのスキームのBクラス・ユニットに対し20億ポンド応募し、所得の1%とその投資額に比例した未公認ユニット信託（「UUT」）資本に対する持分権を取得する。

\*外国銀行のルクセンブルグ子会社（「Luxco」）は他のルクセンブルグ子会社（「発行人」）により発行される定率優先株式21億ポンドに応募する。未公認ユニット信託（「UUT」）は、ルクセンブルグ子会社（「Luxco」）から21億ポンドの優先株式を取得する。

\*未公認ユニット信託（「UUT」）は、認可英国仲介業者（「AUKI」）に株式貸付アレンジメントに基づき同株式を貸し付ける。

D9.2.10 課税年度1の4月4日に：

税込総額配当1億ポンドが同優先株に基づき認可英国仲介業者（「AUKI」）に支払われ、15%の税率1,500万ポンドのルクセンブルグ源泉税に服す。ルクセンブルグ租税ルールに基づき、配当支払会社のルクセンブルグ持株会社はこの源泉税の還付を請求する。認可英国仲介業者（「AUKI」）は、実際の純配当金額に代わる純額8,500万ポンドのマニファクチャード海外配当（「MOD」）を株式貸付契約に基づき未公認ユニット信託（UUT）に支払う。認可英国仲介業者（AUKI）は、マニファクチャード海外配当（MOD）に関し如何なる税も歳入関税庁に報告することは求められない。何故なら、源泉徴収された海外税と相殺できるので（それが還付されてたにもかかわらず）。

D9.2.11 課税年度2の4月7日に：

未公認ユニット信託（UUT）による所得の見做（及び現実の）分配が生ずる。

D9.2.12 課税年度2の4月7日のすぐ後：

認可英国仲介業者（AUKI）は、株式貸付条件に基づいて、未公認ユニット信託（UUT）に発行人への株式を返還する。同信託はルクセンブルグ子会社（Luxco）に発行人への株式を20億ポンドで売り戻す。そして、残っている所得がUK銀行に分配される。同信託はアレンジメントの解消の一部として同信託のAクラス・ユニットを償還するためである。Bクラス・ユニットは、当初の申込者（外国銀行のルクセンブルグ子会社）に払い戻される結果的収入により、償還される。経済的実態において、UK銀行は商業的にほとんどフラットである。同行は未公認ユニット信託（UUT）への同行の権利に対し1億ポンドを支払い、1億ポンドの税込総所得の流入を受け取っている。

D9.3 関連租税法規定

2007年所得税法、§504（未承認ユニットの取扱）、§941（ユニット保有者への見做支払及び所得税の見做控除）、§942（信託受託者から徴収されるべき所得税）、及び§943（信託受託者の所得プールの計算）。

及び、

2010年課税法（国際的その他の規定）§18（英国税に対して認められる外国税額控除に与えられる効力）

D9.4 納税者の分析

#### D9.4.1 UK 銀行

UK 銀行に関しては、同行は課税年度 2 に 1 億ポンドの税込総金額の分配を受けている。同行はその所得を得るために 1 億ポンドを支払っていたので、利益を得ていない。2007 年所得税法 § 941 に基づき、その支払いから信託受託者により控除されたと見做される税額は、2007 年所得税法 § 848 により、UK 銀行により支払われた税と取り扱われる。2010 年法人税法 § 967 は、UK 銀行が、同行が支払ったとして取り扱われる所得税を、同行が負担する法人税に対し相殺すること、又は同税の「還付」を得ることを認めている。対症的に、海外配当所得がこうした状況で直接受け取られた場合は、2010 年課税法 § 44（事業所得への税に対する税額控除）が、UK 銀行が海外の税から利益を獲得することを阻止した（海外税は UK 銀行が取引に関して作り出した「利益」に対する英国税金とのみ相殺できるものであったから）。

#### D9.4.2 信託受託者

課税年度 1 において、マニファクチャード海外配当（MOD）は、見做海外税の控除後の海外配当所得として取り扱われる。2007 年所得税法 § 504 に基づく信託受託者の所得税債務が 2007 年所得税法 § 261 及び 2010 年課税（国際的その他の規定）法 § 18 に従い、見做外国税により減額されるように。これは、未公認ユニット信託（UUT）の税込総マニファクチャード海外配当（MOD）に対する僅か 5% 純税率に結果する。分配が存在しないので、年度 1 において、2007 年所得税法 § 942 に基づき徴収すべき金額は生じない。そして、2007 年所得税法 § 943 に基づく信託受託者の所得プールは、受取税込総所得により増額される（§ 943 のケース 2 が適用）。課税年度 2 において、未公認ユニット信託（UUT）により所得は受け取られておらず、所得の分配に関し、2007 年所得税 § 504 に基づき如何なる債務も生じない。そして、課税年度 1 に非分配所得により作られた所得金額プールにより、2007 年所得税法 § 942（4）に基づき、徴収できる金額は零に減額される。

#### D9.4.3 それ故、アレンジメントの全体的な結果は、

- \*（海外税の形態で受け入れる場合に制限に服した）海外の税をそうした制限に服さない英国税に転換すること。そして、
- \* 国庫大臣が納付されなかった税に税額控除（又は「還付」）を与えることに結果する。

#### D9.5 2013 年財政法 § 207（2）に基づく GAAR 分析はどうか？

##### D9.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関係租税法規定が基礎とする（明示的又は黙示的）原則

及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

歳入関税庁の見地からは、請求される税務上の結果は、関連租税ルールに一致していない多くの明白な特徴がある。

- \*第1は、UK銀行は支払われなかったし、そして、支払われることのない税に関し税額控除を獲得している。これは、二重課税救済（DTR）措置ルールの原則に一致していない。それは、二重課税から救済を与えることを目的とするが、二重の非課税に結果することは目的としていない（逆にへの明示的規定はない）。
- \*第二は、アレンジメントの実体は、UK銀行がその事業活動の一部として海外配当所得を受け取っているということである。通常は、2010年課税法（国際的及びその他の規定）§44が適用された。しかし、所得が未公認ユニット信託（UUT）を経由したので、実際の取り扱いは、それらのルールに一致していない。
- \*最後の指標は、未公認ユニット信託ルールが課税年度2に行われる所得分配に関し「徴収金額」を減額する黙示的根拠は、源泉となる所得が課税年度1に所得税を生じさせたということである。しかし、当該所得は見做二重課税救済（DTR）措置によりカバーされるので、それは此処の事例ではない。

D9.5.2 実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

通常、未公認ユニット信託（UUT）への権利は、関連を持たない投資家により幅広く保有される。この未公認ユニット信託（UUT）は、丁度2名の投資家により短期間に設定された。全ての所得は、課税年度1に受取られたが、所得分配日は次課税年度に定められている。課税年度1の所得は、二重課税救済（DRT）措置が利用可能なことから、ほとんど英国租税債務を生じさせなかった。その二重課税救済（DRT）措置額は、外国税の実際の純支払額に一致していない。未公認ユニット信託（UUT）に生ずる所得は、後に所得分配が行われたときには、信託受託者が所得税の責任を求められないように、次いで減少する。全てのステップが異常で人為的であるが、特に、マニファクチャード海外配当をそれに通過させ、還付されえない外国税を還付可能な所得税に転換させるために受動的未公認ユニット信託を設定することは、未公認ユニット信託を設定する他の明白な目的がないので、重大な異常で人為的ステップである。

D9.5.3 アレンジメントは関連租税法規定の欠陥を悪用することを意図していたか？

アレンジメントは、租税法規定の二つの欠陥を悪用することを意図した。

\* 主要な問題は、未公認ユニット信託ルール欠陥にある。それは、海外の税（厳格な相殺ルールに服し、英国国庫に因る還付を生じさせない）が制限なく相殺され還付される英国税に転換されることを許している。これは、未公認ユニット信託の分配金が、それらが究極的に海外所得から由来する範囲で、海外所得として取り扱われることを確保するため、2009年の法改正により是正された。

\* 第2の問題は、2010年課税法（国際的及びその他の規定）§85の二重課税救済（DRT）措置の反租税回避ルール（外国税支払いの効力に関するスキーム）が、マニファクチャード海外配当（MODs）に起因するような見做外国税を伴うスキームに及ばなかったこと。これは、2010年財政法において、課税法（国際的及びその他の規定）§85Aの編入により是正された。

D9.5.4 そのアレンジメントは、2013年財政法§207（4）の濫用の指標を含んでいるか？

上に記述したように、アレンジメントは、経済的実態では税が支払われていないときに、還付可能な税額控除を生じさせている。

D9.5.5 そのタックス・アレンジメントは確立した実務方法に一致するか、そして、歳入関税庁はその実務の受け入れを示したか？

これらのアレンジメントが行われるときに、それらが請求される税務上の結果を生じさせることを歳入関税庁が受け入れることを示すような何事も、歳入関税庁は言っていない。

## D9.6 結論

与えられた事実関係に基づくと、アレンジメントは歳入関税庁がGAARの適用を求める濫用的なものである。

## D9.7 対処案

適切な対処は、これを、投資家の手中で課税される（隠されたルールと同じベースで）正常なリターンを与える金融投資として取り扱うことであろう。未公認ユニット信託は無色透明の装置として取り扱われるべきである。

## D10 資本的支出控除—二重償却

〈参考 プラント等の所有期間中に、その所有期間中の純資産コストの控除を与える「資本的支出控除制度」及び「長期資金供給リース制度」を濫用した租税回避アレンジメントである。  
 ①納税者である会社 A が会社 B に対しプラントを譲渡し、②数週間後に、会社 B からこのプラントのリースバックを受け、また、その際、③会社 A から会社 B にプット・オプションを与えることにより、会社 A がプラントのリースバック賃借人とプラントのオプションによる購入者の二重の地位を獲得し、「法律の機械論的性格」及び「紙面上の単純な用語」解釈に基づき、同一プラントに対し二重の資本的支出控除を請求したものである。プット・オプションは、会社 A から会社 B に与えられたオプションであるが、会社 B が会社 A にプラントの再取得を要求することのできるオプションで、B のプラント購入及びリースバック投資を担保するものであり、A 会社及び B 会社間の手数料契約条項に基づき実施されることとなるとされている。実例集では、正式には、譲渡、リースバック等対象物件はプラント又は機械装置と表現されているが、この参考欄では簡単にプラントと表示した。〉

この実例は、人為的で、法律の意図した趣旨と経済実体の双方に反する税務上の結果を生み出すことを追求している。明白に濫用的であるアレンジメントを解説することを予定している。

### D10.1 要約

D10.1.1 この実例は、「資本的支出控除」及び「長期リース資金提供」のための租税法の規定上における気付かれた欠陥の濫用を意図したアレンジメントを説明する。そのアレンジメントは、同じ支出に税務上の救済が二度与えられるような税務上の利益を実現することを意図していた。

D10.1.2 そのアレンジメントは、異常で且つ人為的なステップを伴っており、その実質的結果は関係租税法規定が基礎としていた原則に一致していない。実例の事実関係に基づけば、そのアレンジメントは濫用的であり、歳入関税庁が GAAR を適用することが予想される。

### D10.2 背景

D10.2.1 「資本的支出控除制度」の目的は、一定の適格プラント又は機械装置の所有期間に、その期間中の資産所有の純資本コストに等しい金額（原則として、資産原価マイナス譲渡収入）の控除を与えることである。

D10.2.2 「長期資金供給リース法制」は、資本的支出控除の権利を与えられる者が、資産の法的所有者（一般にリース賃貸人）ではなく資産のリース賃借人であるという点においてのみ異なっている。「リース賃借人の利用できる資本的支出控除の金額」は、「リースに基づくリース賃借人の純支出額」、マイナス、「ファイナンス・チャージ（これらファイナンス・チャージは個別に救済される）」であることを除き、純コスト原則が維持される。

D10.2.3 「長期資金提供リース・ルール」は、「リース賃借人の資本的支出」を、「リースに基づくリース賃料支払額の現在価値」、プラス、「リースの終了時にリース・プラント又は機械装置のリース賃借人により与えられる保証額（「残価保証額」）」を含むよう定義している。それ故、最初に、残価保証額が、リース賃借人が資本的支出控除を請求する金額に含められる。

D10.2.4 「長期資金供給リース」が終了したときには、リース賃借人の資本的支出控除プールに対する結果調整を伴う、見做資本的支出控除処分イベントが行われる。その資本的支出控除処分イベントのための処分価値（即ち、繰越プールから除外される金額）は、残価保証金額に基づくリース賃借人により行われる現実の支払いにより減額される。

D10.2.5 この調整の効果は、処理イベントの後に、残価保証の下でリース賃借人により行われる支払額は、引き続き資本的支出控除適格となり続けるということである。正常な状況の場合、これは正しい結果である。何故なら、リース賃借人により支払われる残価保証金額は、リース期間中のリース・プラントに関する、リース賃借人により生じられる資本的支出の一部を示すものであるから（それ故、資本的支出控除の資格を有す費用の一部として正しく扱われる）。

### D10.3 アレンジメント

#### D10.3.1

会社 A が所有し、その事業で使用しているプラント又は機械装置を、会社 B に 100 で売却する。

そのアレンジメントは次のステップを含んでいる。

\* 会社 B は非常に短期間（最大で数週間）で商業的リース料により会社 A にプラント又は機械装置をリースバックする。

\* 会社 A は会社 B に、会社 B が、事前に定められた価格（当初の資本的支出 100 の 98）で会社 A にプラント又は機械装置を再取得することを要求できるプット・オプション（put

option) を与える。これは、会社 B の投資の残存価格を効果的に保証又は担保して、投資資産からの重大な資産リスクを除去する。

\*会社 B は、会社 A の関係当事者が会社 B に同様に 98 でプラント又は機械装置を関係会社に売却することを会社 B に要求することのできるコール・オプション (call option) を会社 A の関係会社に与える。

D10.4 慣行上、会社 A 及び会社 B 間のフィー・アレンジメント条項はプット・オプションが実施されることにいたらしめる。コール・オプションは、そうでない場合、会社 A がメンバーであるグループがプラント又は機械装置の使用権を持ち続けることを確保するための保証メカニズムである。

#### D10.5 関連租税法規定

2001 年資本的控除法 § 11 〈プラント機械装置控除利用可能性に関する一般条件〉〈リースで提供されるプラント及び機械装置〉、§ 70C 〈長期資金供給リース：資本的支出の金額〉及び § 70E 〈処分イベント及び処分価値〉

#### D10.6 納税者の税務分析

D10.6.1 そのリースバックは、(短期間にもかかわらず) 長期資金供給リース・ルールに該当し、会社 A はリース料支払額の現在価値プラス残価保証額に対し資本的支出控除を請求する権利を与えられる。リース料の現在価値は 2 であり、それゆえ合計 100 が会社 A の資本的支出控除プールに入る。

D10.6.2 プット・オプションの行使は処分価値が計算されなければならないとの結果を伴う処分イベントである。会社 A はこの処分価値が残価保証額としてのプット・オプション支払額を除外することを主張する。結果として、100 の当初資本的支出の 98 は資本的支出控除プールに残る。

D10.6.3 会社 A は、また、プット・オプションに基づくプラントの取得コストは、2001 年資本的支出控除法 § 11 に基づく適格支出であり、98 に関し別の請求が生ずる結果を持つ、と主張している。

D10.6.4 従って、98 万ポンドの残価保証額は、次のような三方法で考量されるべきものとなる。

- \* 2001年資本的支出控除法 § 70C 〈長期資金供給リース：資本的支出の金額〉に基づく会社 A の当初適格支出の一部として、
- \* 支払われたときは、2001年資本的支出控除法 § 70E に基づいて計算される処分価値を減額するものとして、そして、
- \* 支払われたときは、プラント又は機械装置の所有権の再取得に基づき 2001年資本的支出控除法 § 11 における通常資本支出控除に基づく適格支出として。

D10.6.5 これらの主張が正しいとする場合の結論は、当該資産の所有権の再取得に関するその支払額に対し二度目の控除を請求する一方で、プット・オプションの支払額は、会社 A がその 100 に対し事実上全額の資本的支出控除を維持することを可能とする。

D10.7 2013年財政法 § 207 (2) 〈濫用的タックス・アレンジメント〉に基づく GAAR 分析はどうか？

D10.7.1 アレンジメントの実質的結果は、関連租税法規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

「長期資金提供リース制度」の目的は、「本質的に資金供給取引行為となるリース取引行為」と、「実際のローン・ファイナンスを使用するプラント又は機械装置の取得を伴う取引行為」との間に、税務上の取扱いの平等を提供することである（参照、Explanatory Notes to clause 81 and Sch 8 to F (No 2) B 2006）。「長期資金供給リース制度法制」が基礎とする原則は「一般的資本的支出控除」と同じものを基礎としている。別の言葉では、「利用できる控除の純額」は、「関連期間上の純支出額」に等しくなるべきであるということである。リース賃借人の場合、これは、金融費用その他の金額を除外している。リース賃借人の場合、このことは、金融費用その他の金額を除外する。それらは、（購入者の金融その他のコストと類似して）別に控除されるか又は控除を認められない。支出は一度控除されるが一度だけである。この文脈において、実質的な税務上の結果（残価保証支払額の二重控除）が、関係租税規定の基礎となる原則又は政策目的に一致しないことは明らかである。

D10.7.2 実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

そのアレンジメントは、多くの人為的そして異常なステップを含んでいる。

- \*会社 B からのリースは、関係するプラント又は機械設備の種類に対し異常に短期である。
- \*そのリースは、関係資産の完全使用をずっと続ける譲渡会社のために、如何なる実質的ファイナンスも提供していない。
- \*会社 B が無関係の第三者である場合、そのアレンジメントは、要求されている税務上の控除を除けば、会社 A がアレンジメントに入るために会社 B により要求される手数料により、会社 A のために税務前損失を作り出す。

アレンジメントは、販売する資産の法的所有権を持ってスタートし、即座にそのリースバックを受け、そして、ほとんど即座にそれを再購入する会社を伴っている。歳入関税庁からみた場合、プラント又は機械装置を売却し、1 カ月未満でそれをリースバックし、そしてそれを再び買い戻す、現実的又は明らかな、如何なる商業的又は経済的理由も存在しない。こうした状況において、そのアレンジメントが人為的又は濫用的ステップを伴っていることにはほとんど疑いが無い。

#### D10.7.3 そのアレンジメントは、関係租税法規定の欠陥の利用を意図しているか？

そのアレンジメントを支持するために与えられる主張は、「法律の機械論」及び「紙面上の単純な用語」解釈に基づいている。「長期資金供給リース法制」及び「幅広い資本支出控除法制」の関連条文の目的に対し、配慮が払われていない。その主張は、2001 年資本的支出控除法 § 70E 上の用語法のみを、特に、同規定中の気付かれた「適格金額」の定義上の欠陥のみを基礎としている。その定義は、ある目的のために行われる支払（残余価値保証を構成するといわれるプット・オプション支払い）を除外していない。プット・オプション支払は、また、他の目的即ち当該プラント又は機械装置の再取得の目的も有している。歳入関税庁は、この分析を受け入れていない。しかし、疑問を避けるために、§ 70E が 2011 年 3 月 9 日からの効力を持つ、2011 年財政法 § 33 により修正された。その結果、「その他控除しうる」金額は「適格金額」から除外されている。

#### D10.7.4 そのアレンジメントは、2013 年財政法 § 207 (4) の濫用の指標を含んでいるか？

指標の一つは、そのアレンジメントは、経済目的上の金額よりもはるかに高額、税務目的上の控除又は損失に結果している（そうした結果は、関係租税法規定が立法されたとき意図されていなかった結果と想定することが合理的であるとするならば）。このケースにおいて、会社 A は（最初は法的、次いで経済的、そして再度法的）所有期間を通じ、その資産の使用を得る純コストを遥かに超す資本的支出控除権の獲得を求めている。上記例では、主張は、経済的損

失に一致しない98の税務上の損失に結果する。

D10.7.5 そのタックス・アレンジメントは確立した実務に一致しているか、そして、歳入関税庁は、その実務の受け入れを示したことがあるか？

歳入関税庁は、そのアレンジメントが主張されている税務上の結果を生じることを受け入れてこなかった。

## D10.8 結論

D10.8.1 与えられた事実に基づく、そのアレンジメントは歳入関税庁がGAARの適用を求める濫用的なものである。

## D10.9 提案される対処案

D10.9.1 対処案の目的は濫用的税務上の利益を納税者に対し否定することである。この例では、これは、単に、リース資金供給アレンジメントに基づいて請求される資本的支出控除を無視することであろう。但し、取引行為の事実関係が、アレンジメントは現実の経済的結果を持ったというものであれば、対処措置は各ステップを考慮する必要がある。即ち、会社Aは当該資産の法的所有権をもって開始し、それを売却し、即時にそれをリースバックし、そして、ほとんど即時に、それを再購入した。これらのステップの資本的支出控除計算が考慮される必要がある。同じ最終結果は、プット・オプションが行われる時に、完全有効処分コストを認めることにより達成されよう。

## パートⅢ 所得税

### D11 ワクチン研究

〈参考：邦貨で25億円程度のワクチン研究開発のために研究開発費を必要とする会社があった。これに対応するための魅力的な投資対象を作り出すためとして以下の内容のスキームが作り出された。①パートナーシップを設立し、②個人投資家の資金を取り込み、③個人投資家の投資額を銀行借入れとその返済保証預託金によりその出資金額を拡大させる（5倍程度）、並びに、④スキーム展開会社の介在による、出資と支払研究開発費の両建て、⑤スキーム展開会社を通じた研究開発費の支払いにより、（イ）パートナーシップの研究開発費を実際の十数倍（邦貨で330億円程度弱）に増額させ、（ロ）パートナーシップに多額の損失を生ぜしめ、（ハ）これをパートナーシップから個人投資家にすべて配布させることにより、（ニ）個人投資家に全個人投資額の40%を超える多額の税金の還付を生じさせることとした。現実に英国の審判所で争われた租税還付スキームである。〉

この事例は、法律上の政策及び原則に反した税務上の控除を作り出すことを目論んだアレンジメントを説明することを予定している。

#### D11.1 背景

D11.1.1 2001年資本的支出控除法（CAA）法§431から§451は、研究開発に資本支出を生じさせる者に100%の資本的支出控除を与えている。

#### D11.2 アレンジメント

D11.2.1 この事例は、ワクチン研究パートナー・リミテッドV歳入関税庁事件における第1審判所（租税）（FTT（Tax））判決に基づいている（TC/2010/0041 and TC/2010/09293）。

このGAAR分析は〈研究開発のため〉「生じた支出」の概念に焦点を合わせており、パートナーが取引〈事業〉をしていたかどうかを含む判決のその他の側面は考慮していない。

D11.2.2 会社（P社）は、重大な人類の疾病に対するワクチンの開発への研究に従事していた。会社（P社）はその仕事の継続に資金を確保する必要があり、投資者となりうる者（クラスB

有限責任パートナー) にリスクの低い資金確保スキームを整えるために M 会社グループに接近した。

D11.2.3 新しいパートナーシップ「VRLP」が設立され、各種のアレンジメントが2日間で締結され、アレンジメントに基づく当事者の債務を定めた。VRLP パートナーは、A クラス有限責任パートナーである N 社及び B クラス有限責任パートナー (複数の個人であった) を含むものであった。パートナーシップ契約は、全ての利益及び損失は B クラス有限責任パートナーに配分されると定めていた。

D11.2.4 研究開発業務は VRLP により N 社に対し契約され、そして、N 社は P 社と下請け契約を締結した。

D11.2.5 B クラス有限責任パートナーからの VRLP への投資額は 1 億 700 万ポンドであった。この内 8,600 万ポンドは全額遡及条件で貸付銀行 (銀行 1) により提供された。

D11.2.6 N 社もまた A クラス有限責任パートナーとして VRLP に 8,600 万ポンドを投資し、同額が銀行 1 により B クラス有限責任パートナーに貸し付けられていた。N 社が発行済株式資本 2 億ポンドを超えて何らかの資産を持っているとの証拠はなかった。そして、そのアレンジメントには、B クラス有限責任パートナーから得られた 1 億 700 万ポンドを超える新規のマネーはなかった。

D11.2.7 A クラス有限責任パートナーと B クラス有限責任パートナーの投資額の総合計金額 1 億 9,300 万ポンドが試験研究開発契約者としての N 社に支払われ、資本的支出控除がその金額に関し請求された。

D11.2.8 VRLP は、N リミテッドから 15 年間にわたる特許料を受け取る保証を提供された。それは、銀行 1 に対しローン及び利子を返済する B クラス有限責任パートナーの責任に見合うものであった。これは 8,600 万ポンドの銀行 2 への預金により保全された。加えて、B クラス有限責任パートナーは研究開発から生ずる所得の 10% を受け取るものとなっていた。

D11.2.9 1,400 万ポンドが研究を実際に行った P 社に支払われた。そして、B クラス有限責任パートナーにより投資された資金の残額は、銀行 2 の預金の後、当該アレンジメント関連するより少額の手数料金額 (1 億 700 万ポンド - 1,400 万ポンド - 8,600 万ポンド = 700 万ポンド) を生じさせた。

## D11.2.10 アレンジメントに基づいて作り出された権利

\*P社は、4件の特許に対する権利をN社に譲渡し、N社はVRLPに当該権利を譲渡した。VRLPはついでN社に当該特許に基づく製品を使用し取り扱うライセンスを与えた。対価において、N社は、15年にわたるVRLPへの保証特許料及び知的財産からそれ及び下請け契約者によって受け取られる合計額に対し10%の特許使用料を支払うこととされた。

\*(保証特許料支払い義務を確保する) 特許契約の利益及び負担はP社に与えられた。N社はそれにワクチン研究から生ずる全ての知的財産に対する全ての権利を購入することを認めるオプションを与えられた。

## D11.3 関係法律

2001年資本支出控除法(CAA)法§437から§451

## D11.4 納税者の分析

D11.4.1 法律は、研究及び開発に支出を行う者に対し100%の資本支出控除を提供している。これは当該者により直接行われた又は当該者のために行われた支出を対象としている。クラスA及びクラスB有限責任パートナーによりVRLPに投資された1億9,300万ポンドの全額は、VRLPにより研究開発に生じられた支出として資格づけられるので、その全額は控除のために利用できるものである。

## D11.5 2013年財政法§207(2)〈一般的租税回避対処法の濫用的アレンジメント〉に基づくGAAR分析はどうであるか？

D11.5.1 税務上の利益を獲得するとの主たる目的がある。Bクラス有限責任パートナーは手数料後の彼ら自身の財源からの総投資額の25%を出した。残額は全額遡及条件で、Nリミディドからの保証特許料は、利子と資本返済額をカバーする。そのアレンジメントが成功するならば、Bクラスパートナーは彼ら自身の財源からの25%投資額プラス手数料〈2,100万ポンド〉に比較し、彼らの全投資額の40%〈4,280万ポンド〉を超える税の還付を受ける。このスキームは製薬研究投資に通常のリスクを持たないものとして売り出されていた。

## D11.5.2 アレンジメントの実質的結果は、関連税法規定が基礎とする原則(明示的又は目次的)

及びそれら規定の政策目的に整合しているであろうか？

関税消費税庁 v タワー M キャッシュバック事件 (LLP [2011] UKSC 19) の最高裁判決において、ホープ卿は、資本的支出控除法 (CAA) の目的のために支出が行われたか否かの問いは、当該支出の実体への実質的、商業的究明を必要とすることを確認した。タワー事件では、主張された支出の総額が現実にソフトウェアの権利の獲得に生じたものであることが証明されなければならないことが示された。この事件において、研究開発の目的に生じる支出に関する § 437 から § 451 の原則及び政策目的は同じである。1億9,300万ポンドの支出が生じたとの主張は、これらの原則及び政策目的に一致しない。アレンジメントに流入した唯一のマナーが、Bクラス有限責任パートナーからの1億700万ポンドであった。そして、投資家へのローンを返済するために備えるため、その合計金額の8,600万ポンドが銀行2に預金することを義務付けられている。

D11.5.3 実質的現実の課税結果を実現する手段は、一以上の考案された不自然な又は異常なステップを伴っているか？

税務上の結果は、クラスB有限責任パートナーにより投資される資金から直接的または間接的に由来するクラスA有限責任パートナーによる投資に依存するものである。この税務上の結果を実現する手段は、人為的でありそして異常である。アレンジメントの唯一の新規マナーは、Bクラス有限責任パートナーにより拠出された金額であった。そして、その金額の80%以上は、彼らの当初投資の80%を構成したクラスB有限責任パートナーへのローンの返済を担保するために、銀行2に預託することを義務付けられていた。パートナーシップの全ての損失は、クラスB有限責任パートナーに配分されるものとされていた。これはAクラス有限責任パートナーにより主張される投資及び請求される税務上の税結果の関連においては異常である。

D11.5.4 アレンジメントは、関連租税法規定の欠陥を利用することを意図していたか？

スキームは、BMBF v Mawson 事件の上院判決の後で、しかし、Tower 事件 (2011) の最高裁判決の前に、実行された。それらの規定は、Tower 判決が示すよりもより機械的に読まれるべきことが期待された。その限度までそのアレンジメントは2001年資本的支出控除法 (CAA) の関連条文を利用することを意図していた。

D11.5.5 そのアレンジメントは確立した実務に一致し、歳入関税庁はその実務方法の受け入れを

示していたであろうか？

否、歳入関税庁は、そうした資本的支出がこれらの状況において1億9,300万ポンドの金額において正当であるとは決して受け入れてこなかった。

## D11.6 結論

D11.6.1 これらのアレンジメントは、全ての状況を考慮した場合、当該租税法規定に対する関係において、行為の合理的過程と合理的に見做すことができないものであった。GAARが適用される。

## D11.7 提案される対処案

D11.7.1 P社に支払われた1,400万ポンドのみが、研究に関係した。

パートナーシップ支出に対する控除金額は1,400万ポンドに限定される。

## D12 フーサン事件—租税条約

〈参考：英国で個人事業者としてITコンサルタントサービスを提供していた納税者が、英国で直接個人事業者としてサービスを提供するのを止め、英国の西方海上にあるマン島（税法上、英国とは別の国とされている）で設立されているパートナーシップを通じて、ITコンサルタントサービスを提供することとしたもの。その場合、マン島のパートナーシップは、マン島設立会社5社をパートナーとしており、パートナーであるマン島設立会社5社はそれぞれ個別の信託の受託者となっており、英国の特定個人事業者がその個別信託の設置者であり受益者となっていた。英国納税者であった個人事業者は自ら信託を設定し受益者となり、マン島パートナーシップの5社のうちの1社のパートナーを個人事業者の信託受託者とした。納税者はわずかな対価でマン島のパートナーシップにITサービスを提供したが、マン島パートナーシップは従来通りの対価で英国の最終顧客にITサービスコンサルタントサービスを提供し、マン島パートナーシップが獲得した対価の大部分は信託受益者としての英国納税者に提供された。こうしたスキームにおいて、英国納税者が受け取るわずかな手数料は英国所得であるが、マン島パートナーシップにかかる所得の部分はマン島の事業所得であり、英国では英国及びマン島間の租税条約により非課税であると主張された事案である。上記スキームは英国で租税回避スキームK2と呼ばれ、英国の多額の個人事業所得のある納税者に利用されていた。英国の有名な喜劇俳優ジミー・カーがこれに類似したスキームを利用して多額の租税回避をしていたこと

が2012年6月20日に英国タイムズ紙により報道され、2013年7月の英国の一般的租税回避対処法の制定のための英国市民の世論動向に大きく影響したとされている。)

この事例は完全に人為的なスキームを説明することを予定している。それは、英国で事業をする人々が英国で課税されることを阻止することを主張するものであり、英国及びその他の国により意図されてこなかった方法で、二重課税回避条約の用語の悪用を行うものであった。

## D12.1 背景

D12.1.1 これは、英国居住者が、英国／マン島租税条約の一定の規定を通じ、英国で非常に低い実効税率で事業を行うことを可能とすると言われ〈販売されていた〉ている租税回避スキームに関係している。

D12.1.2 英国居住者が、マン島パートナーシップを通じ、彼の役務の提供を行うことを契約した。その場合、各パートナーは納税者が設定者であり生涯保有権者である IIP 信託の信託受託者であった。

D12.1.3 そのスキームは英国／マン島租税条約の Article 3 (2) の規定を根拠にし、IIP 信託に基づく受益者としての資格で英国で受け取られるパートナーシップ利益の持ち分は、英国税を非課税とされる主張された。マン島では税は納付されておらず、英国で支払われた税は、実効税率 3.5% であった。

## D12.2 アレンジメント

D12.2.1 英国居住者（個人）が英国で IT コンサルタントの事業を行っている。その個人が5社のマン島会社からなるマン島パートナーシップに彼のサービスを提供する契約に入る。パートナーシップは次いで彼のサービスを最終ユーザーに提供する。各マン島会社は、英国居住者が設定者であり生涯テナント〈受益者〉である IIP 信託の受託者である。

D12.2.2 従い、パートナーシップは5の個別の IIP 信託の5の信託受託会社から構成されている。5の個別の IIP 信託内では、5名の個別の英国居住者が彼ら自身の IIP 信託の受益者である。最終ユーザーは、該当する個人により提供されるサービスに関しパートナーシップに支払いを行う。

D12.2.3 その個人は、当該パートナーシップから1万5,000ポンドの年間手数料及び受益者として彼の信託からの当該パートナーのマン島パートナーの利益の持ち分に等しい更なる資金を受け取る。年間手数料は英国で通常税率で課税されるが、マン島信託受託会社から受け取るその他の資金は英国税からは非課税と主張され、また、マン島では課税されていない。

### D12.3 関連税法規定

英国／マン島租税条約；及び2005年所得（事業及びその他の所得）税法（ITTOIA）§ 858

### D12.4 納税者の税務分析

D12.4.1 英国の個人がマン島信託の受益者としての資格でマン島信託から金銭を受け取る場合、英国／マン島租税条約の Article 3 (2) 条は、「マン島企業の工業又は商業の利益は英国税に服さないものとする」と規定しているので、同条はそれらの金銭を英国から非課税とすると主張された。

D12.4.2 その外国パートナーシップのパートナーは英国納税者が受益者である IIP 信託の受託者である。2005年事業所得等所得税法（ITTOIA 20）§ 858 は、会社のメンバーについて言及しているが、信託の受益者に対しては適用されるべきではないと主張された。

### D12.5 2013年財政法（一般的租税回避対処法）§ 207 (2) に基づく GAAR 分析はどうか？

D12.5.1 アレンジメントの実質的結果は関係租税法規定が（明示的に又は黙示的に）基礎とする原則及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

租税条約の明示的目的は、二重課税を回避し、脱税を阻止することであり、二重の非課税を助長することではない。これは、R（フーサンの申請に基づく）v 歳入関税委員会事件（[2010] EWHC 97 (Admin) and [2011] STC 1860）の上級裁判所及び控訴裁判所判決並びにベイファイン UK v 歳入関税委員会事件（[2011] EWCA Civ 304）の控訴裁判所の判決から明らかである。GAAR は、英国の税務上の利益が、租税条約に基づく権利又は利益により獲得される場合は、濫用的アレンジメントに適用される。OECD のモデル租税条約1条に関する注釈は、パラグラフ9で、次のように述べている。「加盟国は、条約規定の濫用となるアレンジメントが行われる場合には、二重課税回避条約の利益を与えてはならない。」。更に、2005年事業所得等所得税法（ITTOIA）§ 858 の前身規定は、外国パートナーシップ及び租税条約の使用により英国所得に対する英国税の回避を英国居住者に許そうとする以前の租税回避ス

キームの結果として導入されたものである。その規定は、租税条約は英国において稼得される所得に、自国の居住者に課税する英国の権利に影響を与えないことを明確にしたものである。

D12.5.2 実質的な税務上の結果を実現する手段は、一つ又はそれを超える不自然又は異常なステップを伴っているか？

納税者は、以前は英国で事業を行い、その利益に税を納付していた。納税者は次いで、同じ方法で、但し彼が理解する租税条約の用語を通じ、税を回避するためだけのために、マン島の中間機関を通じ事業を行った。海外のパートナーシップ及び信託を介在させることは、英国で事業を行う英国の個人の場合、人為的で異常であり、フーサン（Huitson）事件における司法審査において、上級裁判所及び控訴裁判所により全く人為的なものと説明された。

D12.5.3 アレンジメントは関係租税法規定の欠陥を利用しようとしたか？

スキームは、低い実効税率による税が事業利益に対し英国居住者により支払われることを主張するために、マン島／英国租税条約の規定を悪用することを意図している。

D12.5.4 アレンジメントは2013年財政法§207(4)における濫用の指標（タックス・アレンジメントが濫用であることの指標）を含んでいるか？

アレンジメントは、経済上の金額（1万5,000ポンド+マン島受託者から受け取る金額）よりもはるかに少ない英国税上の所得金額（1万5,000ポンド）に結果している。これは、関係条約規定が協議され立法化されたとき、意図されたものではなかった。

D12.5.5 タックス・アレンジメントは確立した実務に一致するか、そして、歳入関税庁はそうした実務方法の受け入れを示したか？

歳入関税庁は、そのアレンジメントが主張される税務上の結果を生じさせることを決して受け入れてこなかった。逆に、歳入関税庁は納税者にそのアレンジメントが成功しないことを助言し、その前提の上で税を納付することを助言してきた。契約者の一人ロバート・フーサン（Huitson）により開始された司法審査において、上級裁判所の判事は、明白な主張の一つとして、「いかなる時も、歳入関税庁は請求人又は類似に立場にあるその他の納税者により行われた解釈を受け入れなかった。逆に、歳入関税庁はその解釈に挑戦してきた。」と判示した。

## D12.6 結論

D12.6.1 与えられた事実に基づくと、アレンジメントは濫用的で、歳入関税庁が GAAR を適用しようとするものである。

## D13 回転する車輪

〈参考：オフ・ショア銀行からのアルファー会社、アルファー会社からベーター会社及びベーター会社からガンマー会社への 100 万ポンド（約 1 億 8,000 万円程度）の融資の連鎖により、ガンマー会社に 100 万ポンドの資金を確保するとともに、ベーター会社にアルファー会社からの 100 万ポンドの借入の担保の 5,000 ポンド債券（90 万円程度）を発行させアルファー会社がこれを取得する。こうした背景の下で納税者 A が登場し、納税者とガンマー会社との間でローン・ファシリティー契約を締結され、納税者にローン・ファシリティー契約の担保として納税者がアルファー会社から借り入れたベーター会社発行債券をローン・ファシリティー契約の担保としてガンマー会社に対し提供させることとする。納税者 A からガンマー会社への担保差し入れ契約は、遅滞がなければ利払配当（500 ポンド）付きで、遅滞の場合は利払配当落ちで、5,000 ポンド（90 万円程度）債券の担保提供が利払配当落ちの場合の納税者の支払金は 2,000 倍の 100 万ポンド（約 1 億 8,000 万円）であるとされる。本件の場合、納税者 A は支払金 100 万ポンドを支払うこととなり、納税者は、「通常の場合支払う 500 ポンドを超える 99 万 9,500 ポンドはローンファイナンスを獲得するための付随費用である」と主張する。なお、ガンマー会社と納税者の間には真正な 5,000 ポンドの貸付契約が成立している。納税者 A は 100 万ポンドをガンマー会社の関係会社ガンマー A 社から借り入れガンマー会社に支払っている。また、ガンマー A 会社は納税者 A に対する 100 万ポンドの貸付金を納税者 A の関係者（A の受動信託）に譲渡し、ガンマー会社とガンマー A 会社の間には相殺契約が成立している。納税者 A は本件ローン・ファシリティー契約に基づき借り入れた 5,000 ポンドの資金を納税者の行う真正なジョイント・ベンチャーの資金に活用している。〉

この事例は、基礎となる取引行為の法的効力及び経済実態に完全に一致しない税務上の損失を作り出すことを企画した完全に不自然で異常なアレンジメントを説明することを予定している。

### D13.1 背景

D13.1.1 これは、マーケティングされた租税回避スキームであり、租税回避スキーム開示制度

(Disclosure of tax avoidance schemes) に基づき歳入関税庁に開示された。

## D13.2 アレンジメント

D13.2.1 大まかな概略によると、スキームの目的は、海外債務証券のインタレストの代替物であると主張されている支払額に、税務上の控除が事業所得等課税法 § 58 に基づき請求される手数料（事業利益の計算において控除を求められるローン・ファイナンス取得の付随費用）としての、特徴を与えることである。スキームのユーザーは、プロフェッショナル手数料を別とし、アレンジに基づき経済損失を被ってはいない。

### D13.2.2 予備的ステップーローン債券の創造

- \* オフ・ショア銀行がアルファー会社へ 100 万ポンドを貸付る。
- \* アルファー会社がローン債券（ベーター債券）の見返りにベーター会社に 100 万ポンドを貸付ける。
- \* ベーター会社が 100 万ポンドをガンマー会社に貸付ける。  
これらのステップの結果、アルファー会社がベーター会社の債券を持ちガンマーが 100 万ポンドの現金を持つ。

### D13.2.3 スキームそれ自体

- \* A が真実の事業を行っている者とのジョイント・ベンチャーに入る。A はさらにガンマーとのローン・ファシリティー契約に入る。  
このローン・ファシリティー契約に基づいて獲得されるべき資金提供は純粋に事業に必要とされたし、借り入れに対する利子は事業の利益計算において控除として認められるものであった。
- \* A はガンマーと 100 万ポンドローン・ファシリティーに入り、5,000 ポンドのベーター債券を担保として提供することに同意する。  
A はアルファーからストック・ローンに基づきベーター債券を獲得する。  
A は次いで、抵当契約に基づく担保として、ガンマーにベーター債券を譲渡する。  
抵当契約はローン・ファシリティーが取り消される時に証券の返還を行うものとしている。
- \* A はベーター債券が利払配当付で提供されるべきことに、同意する。  
しかし、ガンマーに届けられる証券の実施が遅滞する場合は利払配当落ちである（500 ポンドの利払いが丁度行われていた）。通常の場合は、A がそして補償的 500 ポンドのマニ

ファクチャード支払いによってガンマーに補償するであろうが、しかし、担保証券が移転された契約のこのケースの場合は、Aが実際の利子よりも2,000倍高額の金額を支払うことを要求しており、100万ポンドの支払いが行われる。

\*AはガンマーA（ガンマーの子会社）から100万ポンドを借り入れ100万ポンドのマニファクチャード支払いをガンマーに行う。

記述されたように、手数料を支払うためにAが使用した現金は、ガンマーAから借り入れられた。しかし、払われる手数料を受け、ガンマーAは、そのローンの利益をAと関係する者又はAの受動信託（a bare trust）に譲渡する。これは、Aが彼の負債を有効に処理したことを意味する（なぜなら、有益に、A又はAと関係を持つ者が返済の権利を持っているのであるから）。ガンマーAは100万ポンドの貸付の返済は受けなかったが、関係会社（ガンマー）が、100万ポンドの支払いの受領により利益を得ている。ガンマー及びガンマーAとの間には相殺契約がある。

\*Aは貸付会社との100万ポンドのローン・ファシリティーに基づき、担保金額（即ち5,000ポンド）まで借り入れ、この金をAのジョイント・ベンチャー事業に使用する。

### D13.3 関連税法規定

2007年所得税法（ITA 2007）§ 581 及び § 583 並びに、2005年事業所得等所得税法（ITTOIA 2005）§ 58

### D13.4 納税者の分析

D13.4.1 Aは、マニファクチャード支払額は現実の海外利子の代わり金であり、従って、2007年所得税法 § 581（マニファクチャード海外配当）に該当すると、主張する。Aがマニファクチャード海外配当を許される事業控除として取扱いすることができるようなメカニズムはないが、2007年所得税法 § 583（基礎となる支払いを超えるマニファクチャード支払）は、マニファクチャード支払額が当該支出が代位する基礎となる真の利子を超える場合、超過金額は所得税目的上は、それが支払われた契約に入るための別個の手数料として取り扱われると規定している。従って、Aは、99万9500ポンドは手数料であると主張する。

D13.4.2 Aは、また、手数料が支払われた契約は、ローン・ファイナンスを獲得するための契約であったと主張している。Aは、手数料は、従って、事業利益の計算において2005年事業所得等所得税法 § 58（融資獲得の付随費用）に基づき義務的に控除されるローン・ファイナンスを

獲得する付随費用であると主張する。

D13.4.3 結果的損失は、1988年所得税法 § 381 (2007年所得税法 (パート4 損失控除) (チャプター2 事業損失) (初期事業損失控除) § 72 (事業開始4年以内の損失に対する個人控除)) 及び1988年所得税法 § 380 (2007年所得税法 (パート4 損失控除) (一般所得に対する事業損失控除) § 64 (一般所得からの損失控除)) に基づき控除され又は1992年キャピタルゲイン税法 (TCGA 1992) § 261B 及び2007年所得税法 (ITA 2007) § 71 に基づきキャピタルゲインに対し控除される。

D13.5 2013年財政法 § 207 (2) (2007年一般的租税回避対処法の濫用的アレンジメント) に基づく、GAAR分析はどうであるか？

D13.5.1 アレンジメントの実質的結果は関連租税法規定が基礎とする (明示的又は黙示的) 原則及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

2007年所得税法 (ITA 2007) § 583 (基礎となる支払いを超えるマニファクチャード支払) は、以前、スケジュール23規定の所得税法改正前の1988年所得税法 (ICTA 1988) のスケジュール23パラグラフ7であった。パラグラフ7は、基礎となる特定支払いルールがその当時存在するその法の下で濫用され得るとの懸念を取り扱うために、1991年財政法に導入された租税回避対処法であった。当時、年金資金により受取られるマニファクチャード支払額は、その非課税所得の一部を構成したが、一方、株式貸与手数料は課税であった。それ故、株式ローンに基づき有価証券を移動させる年金基金が、それが通常、借入人に負担させる手数料を減額し、マニファクチャード支払額の同額の増加金額を受取るほうが有利であった。従って、パラグラフ7 (1) (a) は、マニファクチャード配当により支払われる金額が、それが代位する配当の金額を超える場合は、超える金額は手数料として取り扱われると規定した。現在、2005年事業所得等所得税法 § 58 (融資獲得の付随費用) は、そうした費用が資本取引の付随的費用として認められない場合に、事業目的のための金融獲得の費用に救済を与えるために導入された。それは、実際には付随的費用ではなく租税債務を減額する人為的手段である金額に救済を与えるために導入されたものではなかった。従って、名目上の手数料に実質的な事業経費控除を求めることは、関係租税法規定の原則又は目的に一致していない。

D13.5.2 実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれ以上の人為的又は異常なステップを伴っているか？

アレンジメントの全ての要素は、人為的で異常である。アレンジメントは、商業上の損失を大きく超えて税務上の損失を作り出すためだけに存在していた。

\*ガンマーAは、ガンマーが99%の割合で受益をする場合に、受動信託受託者（a bare trustee）に100万ポンドのローンの利益を譲渡している。

これは異常である。ローン債券の譲渡は利払配当付条件であるべきであったが、アレンジメントは、利払配当落債券の引き渡しを確保することを企画している。これは人為的である。

\*Aは500ポンドの価値の利子に関しガンマーに99万9500ポンドの非標準マニファクチャード支払いを行うことに合意し、この支払が行われなければならないことが確実となるよう事前に計画されたアレンジメントに入った。これは異常で人為的である。

#### D13.5.3 アレンジメントは、関係租税法規定の欠陥の濫用を意図していたか？

スキームは、完全に機械的かつ規範的に機能することが司法上支持されるとの前提のもとに2007年所得税法（ITA 2007）（パート11 マニファクチャード支払い及びレ-pos）（マニファクチャード海外配当）§583（基礎となる支払いを超えるマニファクチャード支払い）の規定を濫用することを目的としている。

#### D13.5.4 アレンジメントは2013年財政法§207（4）の濫用の指標を含んでいるか？

アレンジメントは、納税者に対し、経済的損失よりもはるかに高額の税務上の損失要求に結果している。この結果は、関係法律が立法されたときには、意図されたものではありえなかった。

#### D13.5.5 タックス・アレンジメントは、確立した実務方法に一致するか、そして、歳入関税庁はその実務の受け入れを示してきたか？

これは、開示された租税回避スキームである。歳入関税庁は、これらアレンジメントが主張するような課税結果を生ずることを受け入れてこなかった。

### D13.6 結論

#### D13.6.1 与えられた事実関係に基づくと、アレンジメントは濫用的で、歳入関税庁がGAARを適

用としたものである。

#### D14 アシュタール氏事件－関連割引証券

〈参考：この事例はジョン・アシュタール氏とグラハム・エドワード氏による不服申立事件をベースとするものである。彼らは、KPMG 会計事務所により売り出された租税回避スキームに係る不服申立事件の二名のサンプル参加者である。事件は、関連割引証券の定義に基づくものであった。彼ら両名は、2007年1月16日に行われた自主査定申告に対する更正に対し、不服申し立てを行った。2001-02年度に関し、アシュタール氏のケースにおいては198万9,464ポンド〈約3.6億円〉及びエドワード氏のケースの場合は497万6,098ポンド〈約9億円〉の損失が否認されている。

概要において、スキームは生涯権を持つ信託に少額を信託設定している申立人から構成されている。信託設定者は信託受託者の一人（会社）が発行する証券と見返りに信託に金銭を貸し付ける。証券の条件は、その発行価格の118%で15年以内に償還されるが、申立人は発行後1月及び2月の間に発行価格の100.1%で証券を償還することができる。ドル・ポンド交換レート条件（85%満足される機会を持つよう計画されている）が、1か月以内に満足され証券移転の通知が与えられると、証券の期間は65年となるが（同じ償還価格）、購入者は、7日間の通知に基づき、それを償還価格の5%（およそ発行価格の6%）で償還することができることとされている。償還条件は、1996年財政法のスケジュール13内の関連割引証券の定義を満足するよう企画されているといわれているものである。目的は、申立人が発行価格と発行価格の6%（購入銀行の利鞘を控除）の差額を関連割引証券の損失として請求することである。一方で、その差額は不服申立人の利益のために信託にとどまる。

同じスキームに少なくとも100万ポンドの所得を持つ64名の人々が入り、凡そ1億5,600万ポンド〈約280億円〉の損失を持つこととなったと言われている。〉

この事例は、法律の趣旨及び基礎となる取引行為の基本的実体に矛盾する、税務上の損失を作り出すために企画された、異常で且つ人為的ステップを含むアレンジメントを解説することを予定している。

##### D14.1 背景

D14.1.1 1996年財政法別表13は、割引で発行される有価証券の譲渡又は償還において個人により作り出される利益及び損失の課税のための新しいルールを導入した。これは、法人納税者のためのローン関係のために導入された制度に類似しているが全く同一ではない制度を提供する

ものであった。

D14.1.2 法律（1996年財政法別表13パラグラフ1）は、個人により保有される割引有価証券の利益に対し所得税を課税する遥かに簡単で単純な方法を導入した。そうした有価証券上の利益は、（大部分は割引から生ずるもので一利札はいかなる場合も所得として課税される）所得として課税されるので、新しい法律は、損失は一般所得に対し控除されることを認めた（古いルールは控除を認める規定を含んでいなかった）。

D14.1.3 その法律は各種の条件が満たされた場合適用されるが、その条件の内の一つは、問題となる有価証券は関連割引有価証券（relevant discounted securities RDS）としての資格があるかどうかということである。関連条件が満たされる場合には、関連割引有価証券（RDS）に生じた全ての損失は、その年の一般所得と相殺されうるが、キャピタルゲイン（chargeable gains）とは相殺されない。

D14.1.4 1996年財政法別表13は、以前の典型的ディープ利得有価証券（deep gain securities）とは異なる関連割引有価証券の概念を導入した。割引額は伝統的に償還合計金額に対して計算される。パラグラフ3（3）は、しかしながら、年0.5%30年以上の証券に対し少なくとも最高15%までであれば、利得をディープと測定している。1年未満で償還される有価証券に対しては、0.5%は各完全月数の比率計算で減額される。

D14.1.5 下記のスキームは、課税所得に対して相殺すべき人為的損失を作り出すことにより、これらのルールを悪用することを意図している。

## D14.2 アレンジメント

D14.2.1 ある個人が信託を設定する。その信託に対し彼は関連割引証券（RDS）の基準を満たしているといわれる有価証券と見返りに金銭を貸付ける。その捺印証書に基づき、その信託は、（プロモーターが提供する）会計士の文書の受領時に、関連割引証券条件に基づき借入を行わなければならない。

D14.2.2 発行条件に基づき、有価証券が1996年財政法別表13パラグラフ3（3）意味におけるディープ利得で償還されうる二つの場合があった。

\*15年後の満期時に18%の利得で；又は

\*発行後2か月以内に0.1%の利得で。

D14.2.3 発行条件は、また、保有者は、追加的条件（即ち市場変動条件）に従い、有価証券を第三者に譲渡できる旨規定している。市場変動条件は、英国ポンド／米国ドル交換レートに依存していた。交換レートは適用される短期の期間に満たされる85%のチャンスを実現するためにセットされた価格範囲にとどまるものであった。信託に貸し付けられる資金は、米国ドルでは投資されず、市場変動条件は商業的役割を持たなかった。

D14.2.4 ひとたび市場変動条件が（最初の1か月以内に）満足されると、その個人に利用される三つの選択肢があった。

\*ローン債券を第三者へ移転する。

その場合、償還期限は15年から65年に変更されるが、その第三者は当初の償還価格の5%（又は65年満期とした場合のその時点の市場価格で）支払いを行うか、65年後に有価証券の支払いを行うことができた。

\*有価証券を0.1%プレミアム（割増金で）で買い取る。

又は、

\*最終償還日まで（即ち、15年間）債券を保有し続ける。

D14.2.5 有価証券は第三者に5%で売却された。債券の考えられる購入者には、債券が発行される後までには、勧誘が行われなかった。第三者はその後、発行条件に従い、有価証券を償還した（即ち、当初の償還価額の5%で）。

D14.2.6 納税者は相当の額の損失を主張し、その他の課税所得と相殺した。

その有価証券を買い戻すための資金を保有する義務はなく、その信託は、その個人に対し又はその個人のために自由に資金を指定し又は便宜を提供する。

### D14.3 関連租税法

1996年財政法別表13（現在、廃止され、2005年事業所得等税法により代位されている）

### D14.4 納税者の分析

D14.4.1 納税者は、当該証券は1996年財政法別表13に該当すると主張する。特に、納税者の主張は次の通りである。

\*1996年財政法別表13の Paragraph 3 (1) 及び3 (3) に基づき、問題の取引行為は「関係割引証券」に該当し「ディープ利得」を伴っている（そして、1996年財政法別表13の Paragraph 3 (1A) 及び3 (1D) の制限に服さない）。

これは、発行時にその債券は、ディープ利得で償還され又は償還されえたものであるから（1996年財政法別表13の Paragraph 3 (1) (b)）。

\*1996年財政法別表13の Paragraph 2 に基づき、納税者は関連割引証券の割引からの損失を他の他の所得に主張できる。

\*市場条件が変動すること及び購入者が発行後までそのローン債券に見いだされなかったという事実は、その予約者へ実質的損失でその債券が第三者譲渡されることによる、事前に計画された取引行為はなかったことを意味する。

生じたことは、早期の償還が第三者購入者に予想できる展開又は利益を与えたということであった。

D14.5 2013年財政法 § 207 (2) 〈濫用的アレンジメント〉に基づく GAAR 分析はどうであるか？

D14.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関係租税法規が基礎とする（明示的又は黙示的）原則及びこれらの規定の政策目的に一致しているか？

別表13の目的は、個人に保有された割引証券への簡単な所得税の課税の方法を導入することであった。その法律は、証券が損失で処分されるか又は償還される場合に、全ての投資家に損失控除を認めた。関連割引証券損失は、関連割引証券利益と同じ方法で計算された。関係者間の取引は市場価格であった。人為的な市場条件（「市場変動」と呼ばれたが、事実上は無変動を意味した）の発生及び債券の購入者が容易に見つけ出された事実は、事実関係の現実的見方によれば、そのスキームは、計画されたように、即ち、損失を作り出すよう進展するものであった。これが、〈スキーム〉参加者が理解し、期待し、手数料を支払った対象である。実質的税務上の結果（高額の損失）は、関連租税法規定の原則又は政策目的に一致しない。

D14.5.2 実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれ以上の人為的又は異常なステップを伴っているか？

もしも、正しい取引行為が考慮されるならば、多くの人為的ステップがあることは明白である。：

\*市場変動条件—これが生ずること及びその証券が第三当事者により買い戻されることは、  
確実であった（即ち、85%）。

\*15年又は65年末での償還—これは仮説的な可能性であって、計画の一部ではない。

\*証券の購入者発見の遅滞

\*もしも、償還の唯一の現実的可能性（即ち、上記、オプションの1）が考慮されるならば、  
1996年財政法別表13パラグラフ3の意味におけるディープリ得は存在したとは言えない。  
これらのステップは、税務上の特典を得るためだけに挿入されたものであった。こうした状況  
の下では、アレンジメントが人為的あるいは異常なステップを伴っているということは疑いな  
い。

D14.5.3 アレンジメントは、関連租税法規定の欠陥の悪用を意図しているか？

スキームは、1996年財政法別表13パラグラフ3(1)(b)及び「ディープリ得で償還される」  
の用語を濫用しようとした。

D14.5.4 アレンジメントは2013年財政法§207(4)における何らかの濫用の指標を含んでいる  
か？

そうした結果は関連租税法規定が立法されたときに意図された結果ではなかったと想定するこ  
とが、合理的であるならば、指標の一つは、アレンジメントが、経済目的上の金額よりも著し  
く高額な税務目的上の控除又は損失金額に結果していることである。このケースにおいて、納  
税者は、不確実性を作り出すことを意味し、そして当該証券を関連割引証券と性格づける、一  
連のステップを挿入することにより、(証券の価値の)95%近い損失を作りだしている。納税  
者は信託から無利子ローン又は資本若しくは便宜の約束を受けることにより、経済的には完全  
になった。従って、経済的損失はなかったが、その代わりに、請求される所得税目的のための  
高額な損失があった。こうした結果を提供することは関係租税法ルールの目的ではなかったこ  
とは明らかである。

D14.5.5 そのタックス・アレンジメントは、確立した実務方法に一致し、歳入関税庁はそうした  
実務方法の受け入れを示したか？

その法律は関係割引証券に損失控除を認めることを意図したが、歳入関税庁は、(先に説明し

た) 一連の人為的ステップを含むこのタイプのアレンジメントが、主張する税務上の結果を生じさせることを決して認めてこなかった。

## D14.6 結論

D14.6.1 与えられた事実関係に基づくと、アレンジメントは、歳入関税庁が GAAR の適用をしようとする濫用的なものである。

## D15 デイビト・メイズ v 歳入関税委員会

〈参考：英国の生命保険においては、生命保険が中途解約される場合、受け取る生命保険解約収入から控除される支払保険料は支払額が全額控除されないで、20年が経過するまで、各年の保険料の20分の1に制限している。従って早期解約する場合は控除される支払保険料が少ないので不利であるが、早期解約の後で解約する者は多額の未控除保険料が残されているので有利となる。事例は多額の解約保険収入が得る早期解約は非課税となる英国国外のルクセンブルグで行うとともに、多額の控除保険料の得る解約を英国国内で行い200万ポンド弱（約3.6億円）の多額の控除を請求した事案である。こうした租税回避商品が英国で SHIP2 の名で販売されており、歳入関税庁は本件事案の控訴裁判所で敗訴した。こうした結果が、英国における一般的租税回避対処法制定の一因となったと言われている。〉

この事例は、関連規定の欠陥の悪用を企画したアレンジメントを説明することを予定している。法律解釈への目的的アプローチがある結果を阻止しなかったケースである。それは、議会が関連規定を制定したときに想定できなかったものである。

## D15.1 背景

D15.1.1 メイズ事件 (Mayes v RCC [2011] STC 1269) は、2003年に広く実行された生命保険証券上の一連の取引行為を伴うスキームに関連するものであった。それは、「対応不足額控除 (corresponding deficiency relief)」の形態の人為的損失の創出のためデザインされていた。それは一般に売り出されており、Ship2 との名前で知られていた。

歳入関税庁はそのスキームに挑戦した。そして、審判所 (special Commissioners) では成功したが、上級裁判所及び控訴裁判所では納税者が成功した。最高裁判所に上訴する許可への申請は拒否された。この事例は、当該行為が行われたときに、GAAR が発効していたとした場合に、

GAARが適用されたかどうかを検討する。

## D15.2 アレンジメント

D15.2.1 スキームは、次のような一連のステップの結果として当時知られていた「対応不足控除 (corresponding deficiency relief)」の請求を伴うものであった。

(i)

ジャージーの居住者である個人が、確立した保険会社からシングル・プレミアム生命保険証書 (証券) を購入した。

(ii)

数か月後にその証券はルクセンブルグの会社に有償で譲渡された。

(iii)

ルクセンブルグの会社は (翌日) その証書に対し、非常に高額のトップ・アップ保険料を支払った。

(iv)

ルクセンブルグの会社は (およそ4週間後) 当該証書の一部解約に基づき、(iii) で支払い済みの全ての金額を引き出した。

(v)

ルクセンブルグの会社は当該証書を英国の有限責任パートナーシップ (当該スキームのプロモーターの関係者であった) に譲渡した。

(vi)

英国の有限責任パートナーは、利益を得て、納税者に当該証券を譲渡した。納税者は当該有限責任パートナーに約13万3,000ポンドを支払った。

(vii)

納税者は、当該証書を残りの利用できる金額 (その時点で、わずかおよそ2,000ポンド) で解約し、2百万ポンド弱の「対応不足控除 (corresponding deficiency relief)」を請求した。納税者は、また、解約の時に実際に受け取った金額とステップ (vi) で支払った金額との差額に関し

て、キャピタルゲイン税上の損失を請求した。対応不足控除（corresponding deficiency relief）は、実際の損失を反映しなかったが、重要なものであり、ステップ（iv）における部分解約の計算の結果のゆえに、生ずべきものと言われた。その法律は、2004年にこの分野のタックス・プランニングに対処するために改正された。

### D15.3 関係租税法規定

1988年所得法人税法 § 539 から § 554

### D15.4 納税者の分析

D15.4.1 納税者は、概括的に言えば次のように主張した。ルールの機械論的セットは、特定の場合に生ずるものとして取り扱われる、見做利得及び見做損失の計算についてのみ規定している。相当金額の見做利得は、ステップ（iv）の譲渡時に計算された。なぜなら、保険料支払額の非常に小さな部分のみが、部分的解約収入額に対して控除を許された。部分的解約において、生命保険証券ルールは、20年が経過するまで、解約収入に対して控除が許される保険料の金額を経過した各年の保険料の20分の1に制限している。その利得は、その時点での証券の保有者が非英国居住納税者であったことから税負担を生じさせなかった。しかし、次に、保険料支払いの残額が考慮され、ステップ（iv）で計算された利得が反転したとき、計算過程が転換し納税者にステップ（vii）での最終解約において見做し損失に導いた。

D15.4.2 メイズ事件において、上級裁判所及び控訴裁判所は、関係租税法規定の目的解釈の観点からの納税者の分析を受け入れた。裁判所は、英国納税者である債券保有者がはじめから最後まで存在した場合、実際の全利得が最終的には課税されるべきだと認定した。そして、許容金額を超える早期の部分解約を抑制する立法政策を認定した。しかしながら、彼らは、状況の多様性から恣意的又は不公平な結果が生ずることも認定した。上級裁判所において、この規則は、次の点における関心の欠乏を示していると言われた。

- (a) 利得を作ったものへ利得を帰属させること。
- (b) 利得を作らなかった者に利得を帰属させないこと、  
又は
- (c) 利得を公正に課税するタイミング。

法律が実際上の又は商業上の利得を課税することを追求しなかったので、法律は商業的実体を考慮して取引行為に適用するよう解釈されるべきであるということは無意味であるとの見解が

取られた。そして、そのスキームの一部の無視につながる基本的又は優先的目的は導き出されなかった。

#### D15.5 2013年財政法 § 207 (2) に基づく GAAR 分析はどうであるか？

##### D15.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関係法律規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及び関係規定の政策目的に一致するか？

裁判所のアプローチでは、結果は、関連法律規定が基礎とする機械的原則に一致しているように見られえたが、基礎的政策目的に一致しているとは、納得がいくようには示されなかった。しかし、それは、不足控除が対応する見直し利得が決して課税されないケースであった。控訴裁判所で、「現在の事件の特異な結論は、立法者によっては、明らかに予見され又は特定されていなかった。しかし、特に高度に設計された法律には、予想外の結果がありうる。」とトルソン判事により述べられた。

##### D15.5.2 実質的な課税結果を実現する手段は、一以上の人為的又は濫用的ステップを伴っているか？

ステップ取引行為、特に高額のトップ・アップ保険料及び (iii) 並びに (iv) のステップの解約は、人為的で異常である。これらの人為的、異常なステップは、ステップ (vii) で生ずる課税結果を期待するように得るために求められた。

##### D15.5.3 アレンジメントは関係租税法規定の欠陥を利用することを意図していたか？

アレンジメントは、異常な事実関係に適用されるルール及び人為的状況に基づき、機械的ルールの欠陥を利用することを意図していた。そのルールは、通常の貯蓄製品として個人により取得され取引される生命保険証書のために企画されたものであった。

##### D15.5.4 アレンジメントは、2013年財政法 § 207 (4) における濫用の特徴を含んでいるか？

濫用の特徴は存在した。特に、アレンジメントは、経済上の金額よりも非常に高額の税務上の控除又は損失額に結果している。加えて、裁判所は、納税者の分析が、伝統的法解釈として、議会の意図に反している示しえないとの見解をとったと言われえよう。しかし、例外的な事実関係と人為的状況に基づく結果は、関連規定が制定されたときには、予想されていなかったと

想定することは明らかに合理的である。

D15.5.5 タックス・アレンジメントは確立した実務に一致し、歳入関税庁はその実務の受け入れを示したか？

生命保険対応不足控除ルール濫用の企画する租税回避スキームの歳入関税庁の受け入れはなかった。

## D15.6 結論

D15.6.1 納税者は、スキームに対する買い入れ手数料を超える経済的な損失を受けていない。それは異常で人為的取引行為から構成されており、循環的及び相殺的ステップを含んでいる。全ての取引行為は税務上の損失の創出の税務上の理由のためだけに作り出されていた。スキームは行為の合理的過程と合理的に見做すことができなかった。GAARが適用される。

## D15.7 提案される対処

D15.7.1 こうした状況では、公正で合理的対処案は税務上の結果を提供しないスキームのアレンジメントに納税者が入った（又はアレンジメントに入らなかった）と取り扱うことであろう。

## パートⅣ キャピタルゲイン税

### D16 単純な適格会社債券／非適格会社債券

〈参照：我が国の組織再編上の「株式交換」に類似した取引により株式を移転する納税者のケース。株主が受け取る対価としてのローン・ノートに外国通貨償還条項を含めることとし、ローン・ノートを非適格会社債券化し、適格会社債券化を避けることとした。これにより株式移転によるキャピタルゲイン確定をローン・ノート償還時まで延長し、回避した。償還条項は、株主が重大な外国為替変動にさらされないようにゼロ・コスト・カラーに従っており、通貨変動に重大にさらされるリスクがあることを意味しない形式的なものであった。〉

この実例は、株式を処分する納税者に提供されているであろう意図された立法上の選択を説明することを予定している。

#### D16.1 背景

D16.1.1 キャピタルゲイン税法は、株式資本の「組織再編成」においてキャピタルゲインが誘発されることを阻止する規定を含んでいる。「組織再編成」の取扱いは通常、新しい資産に「転り」込まれる旧資産上のキャピタルゲインを伴っている。即ち、当初資産の処分はないが、新しい又は転換された資産は当初資産と同じに取り扱われる（1992年課税利得課税法 § 127）。

D16.1.2 この取扱いは、株式が適格会社債券（qualifying corporate bonds（“QCBs”））と交換される場合、適格会社債券はキャピタルゲイン税を非課税とされている（1992年課税利得課税法 § 115）ので問題となる。株主が、適格会社債券と交換で株式を処分すると、適格会社債券の償還において、キャピタルゲインは消滅した。同様に、利得が転り込んだ非適格会社債券（NQCBs）が、適格会社債券に転換されるとき、正規の「組織再編」としての取扱いは、適格会社債券処分上の利得は再度非課税となることを意味した。

D16.1.3 議会は、適格会社債券を伴う「組織再編成」に対する特別規定を制定することにより、この問題を先取りした。これらの特別規定ルールに基づけば、当初資産（例えば、株式又は非適格会社債券）は、取引行為直前のその市場価値に等しい対価で処分されたように取り扱われる（1992年課税利得課税法 § 116（10）（a））。生じた課税利得又は認められる損失は、税務上、当初資産を代表する適格会社債券の処分（例えば、譲渡又は償還）まで、延期された（1992

年課税利得課税法 § 116 (10) (b))。

D16.1.4 取得会社が、適格会社債券が償還される前に破産した場合、何が起こるのであろうか？

そうした場合、適格会社債券の保有者は、経済的ではあるが「凍結された」利得に課税される。彼又は彼女は、適格会社債券が無価値となったときに、経済的損失を被った。

D16.1.5 このリスクに対し防御するために、ローン・ノートと交換に株式を売却する株主を伴う多くの取引行為は、ローン・ノートが非適格会社債権であるよう仕組まれている。ローン・ノートの発行者が、償還前に支払い不能となる場合、ローン・ノートに組み入れられた固有の利得は、保有者が、ローン・ノートが減額された償還収入を受け取るならば、減額され又は除去される。ローン・ノートは、それらが、償還日の少し前の（償還日ではない）為替レートの参照により確定される外国通貨によるローン・ノートの償還を許すオプションを含むことを確保することにより、非適格会社債券として構成されうる。これは、1992年課税利得課税法 § 117 の適格会社債券の法定定義からローン・ノートを取り出す効力を持っている。

## D16.2 アレンジメント

D16.2.1 会社 B が、会社 A の全株式保有の取得を望む。株主に対してなされたオファーは、200万ポンドの即金払プラス B 会社グループにより発行される金利 3% 支払の 600 万ポンドのローン・ノートである。200 万ポンドのノートが、経営権取得完了記念日のそれぞれの最初の 3 記念日に償還される。

D16.2.2 会社 A の株主は、償還前にノートの価値が下落することを懸念しており、あり得る価値の下落が彼らのキャピタルゲイン計算に反映されることを希望する。彼らは、それらが適格会社債券として取り扱われないう、ノートが外国通貨の償還規定を含むことを依頼する。

D16.2.3 償還条項は、株主が重大な外国為替変動にさらされないようにゼロ・コスト・カラーに従った。これは、オプションが行使されることをとともありそうもなくする。

D16.2.4 株式とローン・ノートの交換後のある時、会社 A の元株主の一人がスペインに向け恒久的に英国を離れることを決定する。そして、彼のローン・ノートの二つのトランシュ、合計 100 万ポンドは、彼がその地の居住者である間に償還される。会社 A の他の元株主は英国居住者である間に償還される。

### D16.3 関連租税規定

1992年課税利得課税法 § 10A 及び § 116

### D16.4 納税者の分析

D16.4.1 株式処分の現金対価はキャピタルゲイン税を課税される。ローン・ノートは適格会社債券ではなく、元株主のための取引のこの部分の利得部分は従ってローン・ノートが償還されるまで延期される。ローン・ノートは適格法人債券ではないので、利得は、それらが全額支払われない場合は、減額されよう。

D16.4.2 株式をローン・ノートと交換後非居住者となった株主の場合、彼はローン・ノートの幾らかの償還時には英国居住者でないので税は支払われない。

### D16.5 2013年財政法 § 207 (2) に基づく GAAR 分析はどうであるか？

D16.5.1 アレンジメントの実質的な結果は、関連租税法規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致するか？

取引行為の実質的な結果は、関連規定が基礎とする原則に一致している。全ての株主は取引の現金要素に対しキャピタルゲイン税を納付する。以前の株主である英国居住者は、ローン・ノートからの償還収入を使用して計算される利得に基づき税を納付する。非居住者である以前の株式保有者は、一時的非居住者とは見做されない。従って、彼のローン・ノートの処分について英国税を納付する責任はない。

D16.5.2 実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

イエス。

ローン・ノートを対価とする株式の処分は、正常な商業的取引であり、株式の購入者により開始された。株式交換の税務上の取扱いは、適格会社債券又は非適格会社債券が交換に発行されたかにより異なり、当事者は、商業リスクを反映するようローン・ノートを仕組むことに合意できる。しかしながら、外国為替交換比率の動きに重大にさらされることに結果しない、したがって行使される可能性のない外国通貨オプションを含めることは、人為的ステップである。

D16.5.3 アレンジメントは、関連規定の欠陥の悪用を意図していたか？

ノー。

D16.5.4 アレンジメントは 2013 年財政法 § 207 (4) の濫用の指標を含んでいるか？

ノー。

D16.5.5 タックス・アレンジメントは、確立した実務慣行に一致するか、そして、歳入関税庁はその実務慣行の受け入れを示したか？

イエス。

歳入関税庁は、株主による株式の処分におけるローン・ノートの受入れにより、課税利得が繰延べられ得ることを受け入れている。これらのローン・ノートは、適格法人債券に条件が通貨変動に重大にさらされることがあることを意味しない場合においてさえ、外国通貨償還条項を含めることにより非適格法人債券として仕組むことができる。

## D16.6 結論

D16.6.1 事実関係に基づく、アレンジメントは、濫用的ではなく、歳入関税庁は、GAAR の適用を求めない。

## D17 無条件の契約

〈参考：納税者 A は、B に翌年の 20XX 年 1 月 1 日の予定完了日をもって土地及び建物を処分する交渉を完了していたが、政府が、同じ年の秋に、翌年の 20XX 年 4 月 6 日から、キャピタルゲイン税の税率が現在の水準から引き下げられるとのオータム・ステイトメントを発表した。そこで、税務上のアドバイスを受けた納税者 A が契約相手 B と再交渉し、契約を無条件契約日とすること及び譲渡の完了を 20XX 年 4 月 6 日以降とすること、並びに納税者 B に 20XX 年 1 月 1 日から無料で土地及び建物の排他的占拠を許すこととしたケース。〉

この実例は、アレンジメントが仕組まれ、資産の処分が特定の時期に生ずるタックス・プランニングを説明することを予定している。

### D17.1 背景

D17.1.1 政府が、秋に、20XX年4月6日から、キャピタルゲイン税の税率が現在の水準から引き下げられるとのオータム・ステイトメントを発表する。

## D17.2 アレンジメント

D17.2.1 納税者Aは、20XX年1月1日の予定完了日をもって納税者Bに土地及び建物を処分する交渉を完了していた。税務上のアドバイスを受けた納税者Aは、無条件契約日とすること及び譲渡の完了を20XX年4月6日以降とすること、並びに納税者Bに20XX年1月1日から無料での土地及び建物の排他的占拠を許すために納税者Bと再交渉する。

D17.2.2 売却は、5月10日に完了し、納税者Aに相当の金額のキャピタルゲインに結果した。処分は、税務目的上は、20XX年4月6日後に行われる。

## D17.3 関連租税法規定

1992年キャピタルゲイン課税法 §1、§2 及び §28

## D17.4 納税者の分析

### D17.4.1

キャピタルゲインは、4月6日から効力を有するキャピタルゲイン法の新税率に従い課税されるべきである。

## D17.5 2013年財政法 §207 (2) に基づく GAAR 分析はどうか？

D17.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連規定が基礎とする（明示的又は黙示的）原則及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

取引行為の実質的結果は関連規定が基礎とする原則に一致している。キャピタルゲイン税の税率は、4月6日から引き下げられた。そして、処分は1992年キャピタルゲイン課税法 §28 のルールに従って課税されるが、同ルールでは無条件契約による処分は契約の時に生ずるものと扱われている。

D17.5.2 実質的課税結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを

伴っているか？

契約は、20XX年4月5日後に適用される引き下げ税率を利用するために延期され、一方では、購入者は、当初合意された完了日から通常ではない占有する権利を与えられた。

D17.5.3 アレンジメントは、関連租税規定の欠陥を悪用することを意図したか？

ノー。

キャピタルゲインはその時の税率で課税されている。

D17.5.4 アレンジメントは2013年財政法§207(4)の濫用の指標を含んでいるか？

ノー。

D17.5.5

タックス・アレンジメントは、確立した実務に一致し、歳入関税庁はその実務の受け入れを示したか？

イエス。

キャピタルゲインは処分契約時に効力を持つ税率で課税されている。

D17.6 結論

D17.6.1 事実関係に基づくと、アレンジメントは濫用的ではなく、歳入関税庁はGAARを適用しようとしな

D18 主たる住宅控除

〈参考：税法上の主たる個人住宅控除を利用してキャピタルゲイン課税を免れたタックス・プランニングに関する事例である。二つの事例が説明されており、その1は、主たる住宅に住む納税者が年2か月利用するホリデー住宅を購入したが、ホリデー住宅の価格が上昇していることから、これを主たる住居に指定し、主たる住居の控除の適用から、ホリデー住宅の売却による譲渡利益に対するキャピタルゲイン課税を免れたケース。その2は非常に豊かな納税者のケースで、英国に住居を有していたが26か月の間に①ロンドンのアパート、②サリーのカントリー・ハウス、③ダービーシャーの第二のカントリー・ハウス、④スコットランドのエステート、⑤チェルシーの大きなハウスと順次購入し、それらの主たる住居の指定及び解除を行い、

最後にはフランスに建物を購入して、英国内のすべての資産を譲渡し、左記5件の英国国内住宅資産のキャピタルゲイン課税を免れたケースである。)

D18の二つの事例は、主たる個人住宅控除の請求を使用する標準的タックス・プランニングを説明することを予定している。

## D18.1 背景

D18.1.1 1992年キャピタルゲイン課税法§222は、個人（又は、ある事例において、信託の受託者）が、個人の唯一の又は主要な住居であった住宅を処分する場合、キャピタルゲイン税上の控除を設けている。

D18.1.2 控除の背後の政策は、資産価値が一般的に上昇する場合、住居の譲渡収入（典型的には、新しい住居取得に投資される）が、キャピタルゲイン税により奪われることを阻止することである。

D18.1.3 個人がその所有期間を通じ主たる住宅であった住宅を唯一持っている場合、控除は全額与えられる。控除は、住宅が所有期間を通じ個人の主たる住居でなかった場合、制限される。但し、多くの例外が認められる（例えば、一時的不在を許すこと及び新しい住居に転居後古い住宅を譲渡するための猶予期間を認めること）。

D18.1.4 二つ又はそれ以上の住居の内、どれが、与えられた期間に、主たる住居であるか決定する必要がある場合があり得る。この問題は、通常、個人の主たる住居がどこにあるかについての実際の現実に関して、判断されるべき問題である。しかしながら、法律（§222(5)）は、新しい住居<sup>3</sup>を取得した2年以内に、個人が二つ以上の住居の内どれが主たる住居であるか最終的に決定することを許している。この選択は、いくつかの住居に関し、客観的に見られた場合、別の住宅が明確に個人の生活のより中心であるとの事実関係に関係なく行われうる。

## D18.2 アレンジメント

### D18.2.1 事例1

マンチェスターの住宅に年10か月住むHは、コーンウォールにホリデー住宅を取得する。ホ

---

<sup>3</sup> 例えば、個人が所有しない一時的なレンタル資産を含む。

リデーホームは貸出されず、Hはそこでその年の2ヵ月を過ごす。Hはコーンウォールのハウスに多くの財産を維持しており、歳入関税庁は、コーンウォールのハウスが住居と見做されることを認める。コーンウォール・ハウスの取得の2年以内に、Hは、コーンウォールの財産価値が非常に上昇していることに気づき、そのハウスを次の数年以内に売ることができると考える。客観的に見た場合、マンチェスターのハウスが彼の生活の中心であったが、彼は、購入日までさかのぼり、コーンウォールのハウスを彼の主たる住居と、取り扱うことを決定した。Hはコーンウォールのハウスを4年後に売却し、高額のカピタルゲインを生む出す。そのカピタルゲインは、主たる住居控除に基づきカピタルゲイン税を非課税となる。

### D18.2.2 事例2

Rは非常に豊かで彼女が税務目的上の居住地である英国の外部に、数件のハウスを持っていた。英国外で、彼女は年の5か月を過ごし、英国でその他の時を過ごした。彼女は第1月にロンドンのアパートを取得し、それを主たる住居と選択する。第5月に、彼女はサリーにカントリー・ハウスを取得し、代わりにそれを主たる住居とする選択する。第7月に、彼女はダービーシャーに第二のカントリー・ハウスを取得し、それを主たる住居とする選択する。第12月に、彼女は、彼女の友人が田園地方の趣味を楽しむものとして、スコットランド／エステートを取得する。彼女はそれを主たる住居に選択する。彼女は、彼女が英国で過ごす7か月を、各住居に区分する。平日はロンドンで、週末は二つのカントリー・ホームで、そして、休日はスコットランドで。それ故、それら全ては、住居として使用されている。ロンドンのアパートに不満を持ち、第20月に、彼女はそれを売却し、チェルシーに大きなハウスを購入し、再度それを主たる住居とする選択を行う。第22月にイギリスの天候に飽き飽きし、彼女はカントリー・ホームを売却し、代わりに、南フランスに建物を購入する。しかし、彼女はフランスの建物を主たる住居に選択しない。第26月までに、彼女は、フランスを好み、英国の全ての資産を売却する。

### D18.3 関連租税規定

1992年カピタルゲイン課税法 § 222 以下、特に § 222 (5) (a)。

### D18.4 納税者の分析

D18.4.1 何れの事例においても、§ 222 (5) の選択の効果は、数件の住居の内これらカピタルゲイン税ルールの目的上どれが主要なものであるかの問題決定について、決定的であると納税者は主張する。

D18.4.2 事例2において、Rは次のように主張しそうである。

一度資産が選択により主たる住居となれば、選択の変更により、その財産が彼女の主たる住居であることをやめたとしても、所有した最後の18か月は考慮される。その資産の全てのキャピタルゲインは、それらが主たる住居であった期間、非課税であり、そして、所有した最後の18か月に対する私的住居控除は納付すべきキャピタルゲイン税はないことを意味する。

D18.5 2013年財政法 § 207 (2) に基づく GAAR 分析はどうか？

D18.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

事例1において、

取引行為の実質的結果は、関連規定が基礎とする原則に一致している。客観的に見た場合、他の住居が遥かに明確に納税者の生活の中心であるとしても、§ 222 (5) が最終的に、納税者が数件の住居の内どれが控除の目的上主要な住居であるか決定することを許す。

事例2において、

§222 (5) の政策は、純粹に複数の住居を取得した者に、それらのどれが控除のために適格とすべきかを決定することを許すことである。

D18.5.2 実施的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

(それぞれの事例において) (客観的に見た場合) 選択は人の生活の中心ではない資産に対するものである事実は、異常と考えられるが、これは、その法律の特別効果であるので、それ自体で異常であるとはみなされない。のみならず、選択を行うこと又は控除を請求すること自体はアレンジメント又は人為的ステップとは見做されない。住居として使用する財産を購入すること、そして、主たる住居の選択をすることは、法律により与えられた控除の行使であり濫用的アレンジメントではない。その法律は、選択が変更される回数について制限を設けていない。結果として、事例1及び2において、選択を行うことは人為的又は異常なステップを伴っておらず、またアレンジメントでもない。

D18.5.3 アレンジメントは、関連租税規定の欠陥を悪用することを意図したか？

選択は、明白に法律により与えられた選択権の行使を伴っている。

D18.5.4 アレンジメントは、2013年財政法 § 207 (4) の濫用の指標を含んでいるか？

選択を行うことが、アレンジメントであるとはいかなる場合にも考えられない。

D18.5.5 タックス・アレンジメントは、確立した実務に一致し、歳入関税庁は、その実務の受け入れを示したか？

歳入関税庁は、以前、複数選択の実務の受け入れを示した。

## D18.6 結論

D18.6.1 事実関係に基づくと、事例1は、全く、議論の余地はなく、GAARが標的としようとする言語道断の種類のものからはるかに隔たったものである。

事例1を含めたのは、これに沿った事実がGAARの境界に近づいていることを示すことではない。事例1は、適用される状況の範囲及び考慮されなければならない全ての関連状況を示すために含まれている。

D18.6.2 Rは、定期的に主たる住居の選択を変更し、その資産は主たる住居であることをやめた18か月以内に売却されており、事実関係はより極端なものであるが、先に示した理由で、GAARは、また、事例2には、適用されない。

## D19 配偶者間の贈与

〈参考：多額のキャピタルゲインを含む株式を保有する納税者が、数か月以内に死亡が予測されている夫人に、当該株式を贈与し、予定通り数か月以内に夫人の死亡により、同株式を相続し、同株式の贈与及び相続に関しキャピタルゲインの課税を受けることなく再取得し、同株式の取得価格を時価に転換させたケース。〉

この事例は、配偶者間の贈与に関する標準的なタックス・プランニングを説明することを予定している。

### D19.1 背景

D19.1.1 この事例は、配偶者間の株式の贈与を伴うアレンジメントに関するキャピタルゲイン税上のポジションを検討する。

## D19.2 事実関係

D19.2.1 2012年1月、ジョーンズ夫妻は、ジョーンズ夫人は末期的疾病にあると告げられる。2月に、ジョーンズ氏はかなりのキャピタルゲインを持つ投資会社への彼の株式を夫人に贈与する。贈与の日の彼女の遺言草案の条件によると彼は、彼女が死亡したときそれらの株式を相続することとなっている。ジョーンズ夫人は贈与の時、完全な能力を有している。

D19.2.2 ジョーンズ夫人は6月に死亡し、株式は遺言の条件に基づきジョーンズ氏に移転する。ジョーンズ夫人は贈与を受けた時以来、新しい遺言を執行しなかった。

## D19.3 関連租税法規定

1992 キャピタルゲイン課税法 § 58、§ 62 (1) (b) 及び § 62 (4) (a)

## D19.4 納税者の分析

D19.4.1 株式の贈与は、共に生活している夫及び妻間の移転である。この取引は、1992年キャピタルゲイン課税法 § 58により、利得又は損失の何れも生じさせない対価で行われるものと取り扱われている。

D19.5 人的な相続人に移転する死亡者の全ての資産は、1992年キャピタルゲイン課税法 § 62 (1) (b) に基づき、死亡時の市場価値により、彼らに取得されたと見做される。遺産資産の受益的所有権が人格的代理人〈遺産管理人等〉から遺産受取人に移転するとき、1992年キャピタルゲイン課税法 § 62 (4) (a) は、如何なる課税利得も人格的代理人に生じないと規定している。

D19.5.1 要約すると、ジョーンズ氏によるジョーンズ夫人への株式の贈与及びジョーンズ氏の夫人死亡時の市場価値による株式の取得には課税される利得は存在しないということである。効果として、ジョーンズ氏による先の株式所有中に生じた利得は消え去った。

## D19.6 2013年財政法 § 207 (2) に基づく、GAAR分析はどうか？

D19.6.1 アレンジメントの主たる目的は、税務上の利益を得ることである。株式の贈与は、ジョーンズ氏により、妻がそれを彼に返還するとの理解に基づき利得を洗い落とす希望の下に行われた。

D19.6.2 アレンジメントの実質的結果は、関係租税規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致するか？

イエス。

1992年キャピタルゲイン課税法 § 58 の原則は、資産が配偶者及び民事配偶者間で、ノー利得／ノー損失の原則の下で、移転されることを許すことである。人的代理人への死亡時に移転される資産は市場価値で生ずるものと扱われ、資産が遺産受取人にパスされる時、利得は課税されない。

D19.6.3 実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

税務上の結果を実現する手段は、贈与、ジョーンズ夫人の死亡及び遺言でジョーンズ氏に株式を残す彼女の選択によるものである。これには異常又は人為的ステップはない。取引行為は配偶者又は民事配偶者間の正常なアレンジメントである。

D19.6.4 アレンジメントは、関連租税法の欠陥の悪用を意図していたか？

ノー。

D19.6.5 タックス・アレンジメントは、確立した実務に一致し、歳入関税庁は、その実務の受け入れを示したか？

イエス。

歳入関税庁は、説明マニュアルで、これら取引行為がキャピタルゲイン税上如何に取り扱われるか示している。

## D19.7 結論

D19.7.1 これらのアレンジメントは、全ての状況を考慮し、租税規定に関し、合理的な行為の過程として、合理的に見做しうる。GAARは適用されない。

D19.8 これに代わるアレンジメント、事実関係は上記と同じであるが、株式の贈与がジョーンズ夫人が死亡した日に行われた場合は、どうか？

D19.8.1 歳入関税庁の見解は、ジョーンズ夫人が贈与の時に完全な能力がある限り、分析は同じであり、GAARは適用されない。これは、当然のこととして、贈与が死亡前に有効に完了したことを前提とする。

## D20 オフ・ショア信託及びキャピタルゲインのウオッシュ・アウト—事例1

〈参考：英国のキャピタルゲイン税法は、英国非居住者である信託が、キャピタルゲインを実現した場合に、同信託からキャピタル・ペイメント（キャピタル分配又はキャピタルゲインから構成されている）を受け取る英国居住者である信託受益者にキャピタルゲイン税を課している。キャピタルゲイン税は、キャピタルゲインからなるキャピタルが分配される時に生ずる。キャピタル・ペイメントは、後入先出法によりキャピタルゲインとマッチングされ、キャピタルゲインの分配か、単なるキャピタルの分配か判断される。したがって、キャピタルゲインの配分が、英国キャピタルゲイン税が非課税となる英国非居住者に先に行われ、英国居住者へのキャピタル・ペイメントの支払い時には、キャピタルゲインを反映したキャピタル・ペイメントがなくなったこととなれば（キャピタルゲインのウオッシュ・アウト）、英国居住者へのキャピタルゲイン課税は行われなないこととなる。〉

この実例は、法律が厳密な境界を設けている場合、納税者がその法定条件を満たしていれば、GAARは論点にはないであろうことを説明する。

### D20.1 背景

D20.1.1 1992年キャピタルゲイン税法 § 87 は、一定の英国非居住者である信託が、キャピタルゲインを実現した場合に、同信託からキャピタル・ペイメント（キャピタル分配又はキャピタルゲイン）を受け取る英国居住者である信託受益者にキャピタルゲイン税負担を課している。それ故、キャピタルゲイン税負担は、単に信託プールに入る信託のキャピタルゲインが稼得される時ではなく、キャピタルが分配される時に生ずる。

D20.1.2 キャピタル・ペイメントは、まず、第一に、同じ年にキャピタル・ペイメントとして生ずる信託のキャピタルゲインとマッチングされ、それに応じてそれらキャピタルゲインを減額する。信託のキャピタルゲインの金額がキャピタル・ペイメントより少ないか、又はゼロの場合、そのペイメントは繰り戻され、以前の課税年度の信託のキャピタルゲインに対比される。以前の課税年度が逆の日付順にみられ、古い年度がみられる前に、過大ペイメントは最初に直

前の課税年の信託のキャピタルゲインに対し対比される。これは後入先出法（LIFO）と呼ばれている。非居住者がキャピタルゲイン税を支払わないとしても、非居住者へのキャピタル・ペイメントはまた、信託のキャピタルゲインに対してマッチングすることができる。この税負担を伴わないマッチングは、しばしば、ウオッシング・アウトと呼ばれている。

D20.1.3 このプロセスが完了した後、幾らかの又は全てのキャピタル・ペイメントが、尚、マッチングされない場合は、過剰額は、繰り越され、以降の年度に実現される信託のキャピタルゲインに対してマッチングされる。複数のキャピタル・ペイメントが課税年度に行われる時は、全ては先ず、その年度に実現された信託のキャピタルゲインのプールとマッチングされる。受益者への合計キャピタル・ペイメントが信託のキャピタルゲインのプールを超える場合は、各ペイメントの比例部分がマッチングされる。信託のキャピタルゲインが作られるが、最後の年度までキャピタル・ペイメントにマッチしない場合は、税率は高くなり、キャピタルゲイン税率は現在最高 44.8% である。

D20.1.4 従って、ある課税年に非居住者である受益者にキャピタル・ペイメントを行い、マッチングされるために残された信託のキャピタルゲインのない次の課税年度まで、英国居住者である受益者にキャピタル・ペイメント支払いを遅らせることにより、信託のキャピタルゲインをウオッシュ・アウトすることができる。

## D20.2 アレンジメント

D20.2.1 英国国外の居住者である自由信託が、現在死亡している外国居住の設定者により設定されていた。信託は 400 万ポンドの価値であり、250 万ポンドの信託キャピタルゲインのプールを有しており、集積所得又はオフ・ショア所得ゲインは持っていない。スケジュール 4C ゲインはない。

D20.2.2 4 名の信託受託者がおり、うち 2 名は、英国居住者であり英国に定住し、2 名は英国国外で永続的に生活している。信託受託者は、近年キャピタル分配は行っておらず、信託を終了することを決定した。信託受託者は、三つのオプションを持っており、それぞれに対する納税者の分析は次の通りである。

### \* オプション 1

年度 1 に信託を終了し、各受益者に 100 万ポンドを支払う。英国居住者である信託受益者は、キャピタルゲインが信託受益者に比例して配分されるので、信託のキャピタルゲインの 4 分の

一即ち 62 万 5000 ポンドの適切な比率に対しそれぞれ英国税を支払う。非居住者である受益者は、信託のキャピタルゲインの半分は彼らに配分されるが、英国税は支払わない。

**\* オプション 2**

年度 1 に、英国居住者である受益者に 200 万ポンドを支払い、年度 2 に、非居住者である受益者に 200 万ポンドを支払う。英国居住者である受益者は、全てのキャピタルゲインが後入れ先出し法 (LIFO) で彼らに配分されるので、それぞれ、100 万ポンドのキャピタルゲインに英国税を納付する。非英国居住者である受益者は、英国税を納付せず、キャピタルゲインは彼らに配分されない。

**\* オプション 3**

年度 1 に、英国非居住者である受益者に 200 万ポンドを支払い、年度 2 に、英国居住者である受益者に 200 万ポンドを支払う。英国非居住者である受益者は英国税を納付しない、次の年に支払いに割り当てることができる信託のキャピタルゲインのプールは、50 万ポンドに減少する。200 万ポンドのキャピタルゲインはウォッシュ・アウトされた。英国居住者である受益者はそれぞれ 25 万ポンドにキャピタルゲイン税を納付する。

D20.2.3 信託受託者は、従い、受益者のために最小の税額に結果するオプション 3 を選択する。英国居住者である受益者は、非居住者より後で彼らへの支払いを受け取るが、納付すべき税額は少ない。

**D20.3 関連租税規定**

1992 年キャピタルゲイン税法 § 87-96、1984 年相続税法 § 65 及び居住用不動産税

**D20.4 納税者の税務分析**

D20.4.1 納税者の分析は上に示されたようなものである。納税者は後入先出法が適用されるべきと主張している。

**D20.5 2013 年財政法 § 207 (2) に基づく GAAR 分析はどうか？**

D20.6 アレンジメントの実質的結果は、関連租税規定が基礎とする原則 (明示的又は黙示的) 及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

信託受託者は正常なタックス・プランニングの範囲において、受益者のため税を最小にする方法で配分を行う権利を与えられている。オプション3に関し、取引行為の実質的結果は、関連規定が基礎とする原則に一致している。信託受託者は同じ結果を実現するために、即ち、信託を終了し、受益者に平等に財産を配分するために三つの異なる方法を持っている。彼らは最高額の税を生じる又は中間的オプションを選択することを強要されていない。年度1の非居住者である受益者への支払いが純粋に彼らを利益することを意図した（そして現金が後で英国居住者に単純に返還されない）のであれば、歳入関税庁は、GAARの発動は求めない。信託受益者に対するキャピタル・ペイメントに関するキャピタルゲイン税法の方針は、後入先出法により機能し、ある場合には、英国居住者に多くの税に結果し、あるケースでは少なくなるものであることは、明らかである。

D20.6.1 実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

後の年度に英国居住者である受益者に支払いを行う自由信託の受託者は人為的又は異常なステップを行っているとはみなされない。

D20.6.2 アレンジメントは、関連規定の欠陥を悪用する意図があったか？

後入先出法に基づき生じうる異例結果は、それ自体欠陥とはみなされず、一定の順序でキャピタル・ペイメントにキャピタルゲインを配分するシステムを持つことの必然の結果である。

D20.6.3 タックス・アレンジメントは、確立した実務に一致し、歳入関税庁は、その実務の受け入れを示したか？

アレンジメントは確立した実務に一致し、歳入関税庁は、その実務の受け入れを示した。

## D20.7 結論

D20.7.1 これは、濫用的タックス・アレンジメントとは見做されず、歳入関税庁は GAAR の発動を求めない。

## D21 オフ・ショア信託及びキャピタルゲインのウォッシュ・アウト—事例2

〈参考：D20の実例で説明したように、英国のキャピタルゲイン税法は、英国非居住者である信託が、キャピタルゲインを実現した場合に、同信託からキャピタル・ペイメント（キャピタル分配又はキャピタルゲインから構成されている）を受け取る英国居住者である信託受益者に

キャピタルゲイン税を課している。キャピタルゲイン税は、キャピタルゲインからなるキャピタルが分配される時に生ずる。キャピタル・ペイメントは、後入先出法によりキャピタルゲインとマッチングされ、キャピタルゲインの分配か、単なるキャピタルの分配か判断される。したがって、キャピタルゲインの配分が、英国キャピタルゲイン税が非課税となる英国非居住者に先に行われ、英国居住者へのキャピタル・ペイメントの支払い時には、キャピタルゲインを反映したキャピタル・ペイメントがないこととなれば（キャピタルゲインのウオッシュ・アウト）、英国居住者へのキャピタルゲイン課税は行われなかったこととなる。本事例では、英国の非居住者である信託設定者がキャピタルゲインを有する信託にキャピタルゲイン相当額の現金を贈与し、同じ年に同額のキャピタル・ペイメントの支払いを受け、同信託のキャピタルゲインのウオッシュ・アウトをした後の翌年度に、英国居住者にキャピタル・ペイメントを行う事案である。）

この事例は、異常なステップを介在させることが、アレンジメントをそれ自体の文脈において濫用となることを説明する。

## D21.1 背景

D21.1.1 上記事例 D20 のように、要約すると、1992 年キャピタルゲイン税法 § 87 は、一定の英国非居住者である信託が、キャピタルゲインを取得または実現し、同信託から（キャピタル分配又は利益である）キャピタル・ペイメントを受け取る英国居住者である受益者にキャピタルゲイン税を課している。それ故に、キャピタルゲイン税課税は、単に信託「プール」に行く信託のキャピタルゲインが作られる時ではなく、キャピタルが分配される時に生ずる。キャピタルゲインがキャピタル・ペイメントとマッチングされる方法の結果として、信託のキャピタルゲインをある課税年度に非居住者である受益者にキャピタル・ペイメントを行い、英国居住者である受益者へのキャピタル・ペイメントをマッチングすべき信託利益のない、次の年度に遅らせることにより、信託利得をウオッシュ・アウトすることが可能である。

## D21.2 アレンジメント

X 夫人は英国非居住者であり、英国に住居を定めている。彼女の息子 Y は英国居住者であるが、外国に住居を定め、信託に保有されている英国非居住者である会社により所有されている住宅に住居している。その信託受託者は、他の資産を所有していない。資産の価値は 1,000 万ポンドである。2008 年 4 月後に生じたキャピタルゲインは、400 万ポンドである（資産に 200 万ポンドそして会社に 200 万ポンド）。資産は 2013 年 4 月以来、価値は増加しなかった。信託受託者は、毎年の住居税を納付することを望まず、会社を清算することにより信託を終了させるこ

とを決定する。信託受託者と家族の意図は、息子はその資産を所有すべきことである。集積した所得又はオフ・ショア・インカム・ゲインもない。信託受託者は、二つのオプションを助言され、納税者のそれぞれに対する分析は次の通りである。

**\*オプション1**

信託受託者が、資産を子供に支払う。彼は、400万ポンドのキャピタルゲインが帰属する1,000万ポンドのキャピタル・ペイメントを英国内で受け取る。彼は全ての信託のキャピタルゲインに28%で税を納付する。送金主義は、適用されない。また、少額の相続税イグジット・チャージもある。

**\*オプション2**

設定者Xが年度1に信託に400万ポンドの現金を加える。同じ年度に、信託は会社を清算し、財産を直接保有し、従って、400万ポンドのキャピタルゲインを実現する。それは、同じ年度に設定者Xに400万ポンドのキャッシュバックを支払う。

年度2—資産は少額の相続税とともに息子に分配される。年度1に行われた400万ポンドのキャッシュペイメントは信託のキャピタルゲインをウォッシュ・アウトし、それ故、子息への資産の分配にはキャピタルゲイン税はない。

信託受託者は従ってオプション2を選択する。

### D21.3 関連租税規定

1992年課税利得課税法 § 87-96；1984年相続税 § 65；及び ATED

### D21.4 納税者の分析

D21.4.1 納税者の分析は上に示されたとおりである。納税者は後入先出法が適用されることを主張する。

### D21.5 2013年財政法 § 207 (2) に基づく GAAR 分析はどうか？

D21.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連租税規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

信託受託者は正常なタックス・プランニングの範囲内で、受益者のために税を最小限にする方法

で分配を仕組む権利を与えられている。しかしながら、オプション2は、関連租税規定が基礎とする原則に一致しない。後出先入法は、一定の順序でゲインをマッチングさせることにより、受益者へのキャピタルの分配上で機能することを意図されていた。このケースにおいて、設定者Xは実現され、それに基づき彼女がキャッシュバックを再度受け取ることを知っている、利得をウォッシュ・アウトするために事前に手配したスキームの一部として信託に現金を加えた。歳入関税庁は、GAARの発動に努めるであろう。法律は、その後短期間でそれを再度回収するためのみのために、そして、キャピタルゲインをウォッシュ・アウトするための作業として、設定者が短期間で信託に現金を加えることを認めることは予定していなかった。

D21.5.2 実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

現金の払出しが後に続く現金の追加は、人為的で異常なステップである。

D21.5.3 アレンジメントは、関連規定の欠陥を悪用することを意図したか？

これは、取引行為が経済的結果を得ることを意図していない場合に、ある方法で法律の欠陥を悪用することを意図している。設定者Xは、現金を短期に取り戻すので、現金を失うことのない完全な期待の下に現金の贈与を行った。設定者Xへのキャッシュバックするための事前に設定された循環的スキームの一部ではなく、設定者が現金の贈与を行い、信託受託者が後で、独立して、その裁量権の行使によりその現金を他の受益者に支払うことを決定した場合は、見解は異なったものとなろう。その場合は、同じ争点は生じない。

D21.5.4 タックス・アレンジメントは、確立した実務に一致し、歳入関税庁は、その実務の受け入れを示したか？

歳入関税庁は、そうした実務を決して受け入れなかった。

## D21.6 結論

D21.6.1 歳入関税庁は、そうしたアレンジメントにGAARの適用を追求する。

## D21.7 提案される対処案

D21.7.1 可能性のある対処案は現金の信託への追加及び設定者への支払いは、無視され、子息はオプション1のように税を納付する。

## D22 ブルーメンタール—適格会社債券／非適格会社債券

〈参考：D16のケースのように我が国における「株式交換」による組織再編に類似した株式の交換に参加した納税者のケースである。親会社となる会社から対価として外貨償還条項を含むローン・ノート（非適格会社債券）を受け取ったが、その後、ローン・ノートの償還条件変更の変換証書が作成された。凡そ1か月間、ローン・ノートの新規取得者には償還金額を額面の3%で償還しようと償還条件が一部変更された。他方、ローン・ノートの外国通貨償還条項の除去が行われる（適格会社債券化）。納税者は、償還日に額面金額通り償還を受けるが、変換証書の作成により、ローン・ノートの価格は額面価格の3%に低下し、また、外国通貨償還条項が除去されたことによりローン・ノートは適格会社債券に転換し、価格低下による損失がその時点で確定したとして、ローン・ノートの額面償還を受けた後、キャピタルゲイン税法上の損失を申告したものである。〉

この事例は、最終結果が取引行為の経済的実体に一致しないケースを説明する。

### D22.1 背景

D22.1.1 適格会社債券／非適格会社債券の発行を伴う組織再編の背景については上記D16の単純な適格会社債券の例において取り上げられている。

### D22.2 アレンジメント

D22.2.1 納税者が彼の株式を現金及びローン・ノートと交換する。ローン・ノートは、償還の3日前の交換レートで計算される外国通貨による償還を認めるオプションがあるので非適格会社債券である。

D22.2.2 少し後に、ローン・ノートの市場価値を一時的に引き下げる目的をもって、アレンジメントが行われた。これは変換証書により実行された。それは、凡そ1か月の間、発行者が額面金額の3%でローン・ノートを償還できると、但し、ローン・ノートの新規保有者に対してのみに、と定めた。目的は、新しい償還の権利は現存するローン保有者には適用されない。それ故、彼らの、額面金額で彼らのローン・ノートを償還できる可能性は維持されたが、ローン・

ノートの潜在的購入者が、彼らが取得するローン・ノートが額面金額の3%で償還されるリスクに服することが意図された。従い、主張は、ローン・ノートの市場価値は、それらが公開市場の販売で引き出す金額と定義されており、額面金額の3%であるということであった。

D22.2.3 すぐ後で、ノートの条件は、外国通貨で償還するオプションは除去により変更され、従い、ノートは適格会社債券に変換される。

D22.2.4 1992年キャピタルゲイン税法 § 116 (10) の凍結利得は、非適格会社債券の低い市場価値を参照して計算された。それ故、1992年キャピタルゲイン税法上の損失が納税者のSA申告書に示された。

### D22.3 関連租税規定

1992年課税利得課税法 § 116

### D22.4 納税者の分析

D22.4.1 ローン・ノートは、初めは非適格会社債券であったが、ノートの条件が変更され外国通貨で償還されるオプションを除去した時に、適格会社債券となった。変換証書 (Deed of Variation) に基づく価値の一時的低下は、低い価値を使用して計算される利得の凍結に結果し、償還において課税利得が生じないでキャピタルロスが生ずる結果となった。

### D22.5 2013年財政法 § 207 (2) に基づく GAAR 分析はどうか？

D22.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連租税規定が基礎とする原則 (明示的又は黙示的) 及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

上記のように、適格会社債券を伴う取引行為に「組織再編」の取扱いを許すことは、株式に内在するキャピタルゲインの実現を回避することが可能なので、租税回避の余地を生じさせる。議会は適格会社債券を伴う「組織再編」のための特別規定を制定することにより、この問題を先取りした。1992年キャピタルゲイン課税法 § 116 に基づき、当初の資産の利得又は損失は「組織再編」直前の市場価値を参照することにより計算されるが、その利得又は損失は、適格会社債券が売却されるか償還されるまで、「凍結」される (即ち税務上認識されない)。基礎となる原則は、組織再編の日に当初資産に内在する実際の利得又は損失は、最終的に納税者に実現されるということである。この文脈において、税務上の実質的結果 (税務上の損失が発生)

は、納税者の意図が、ノートが額面金額で償還されること（実際の損失は生じない）であった場合は、関連租税法規定の原則又は政策目的に一致していない、ことは明らかである。

D22.5.2 実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

ノートの価値の一時的引下げ（1か月の期間中にそれらを取得する何者かの手中における）は、凍結される利得を減額するため考案された。この減額は、また、ノート保有者は正常には資産の処分時に彼らが受け取ることを期待する金額の97%が減額されることを望まないとの意味において異常であった。そして、ローン・ノートはいずれにしても、少しあとで、額面価値で償還される予定であった。これらのアレンジメントには、人為的で異常なステップがあった。

D22.5.3 アレンジメントは、関連租税規定の欠陥を悪用することを意図したか？

このスキームは、一時点の市場価値計算方法を決定するルールに依存している。価値の一時的全く人為的引下げにより、市場価値規定と § 116 (10) の「凍結利得」の計算規定の双方の悪用を行おうとしている。

D22.5.4 アレンジメントは、2013年財政法 § 207 (4) の濫用の指標を含んでいるか？

ローン・ノートが償還される時、納税者は額面価値を受け取るが、それは当初の株式のコストに基づく実質的経済的利得を示している。にもかかわらず、税務上、彼は損失を請求している。こうした結果は、関連規定が立法されたときには、意図されえなかったものである。

D22.5.5 タックス・アレンジメントは、確立した実務に一致し、歳入関税庁は、その実務の受け入れを示したか？

歳入関税庁は、これらのアレンジメントが請求された税務結果を生じさせることを決して受け入れてこなかった。

## D22.6 結論

D22.6.1 事実関係に基づく、アレンジメントは、歳入関税庁が GAAR の適用を求める濫用的なものである。

## パート V 源泉税及び国民保険料

### D23 ビンティッジ・カーにより支払われる給与

〈参考：高価なビンティッジ・カーが上級職員に現物給与として支払われたとしても、被用者は、国民保険料は支払わないとするもの。一見、国民保険料負担回避を認め不合理なようであるが、法律上、現物給与に対しては、被用者は原則的に、国民保険料を支払わなくてもよいものとなっている。また、雇用主は別途雇用主の負担する国民保険料を支払うこととなっている。更に、上級職員は国民保険料負担の限度額近くにあるので、実質的負担が少ないとされている。〉

この実例は、雇用主が被用者に現物で報酬（payment）を支払うとき、国民保険料（NIC）ルールが如何に適用されるかを説明する。

#### D23.1 背景

D23.1.1 クラス1国民保険料（NICs）は、給与（earnings）の支払いが被用者に対し又は被用者の利益のために行われるとき、支払い義務がある。給与（earnings）は、全ての報酬（remuneration）又は雇用から生じる利益（profit）を含む。

D23.1.2 1992年社会保障負担金及び利益法§3(3)に基づき作られた規則は、クラス1国民保険料（NICs）上、いくつかの給与（earnings）の支払いを無視（disregard）している。2001年社会保障保険料規則スケジュール3のパート2の Paragraph 1（SI 2001 No 1004）は、一定の現物給付を含む、無視される報酬の種類を特定した。人が給与から無視される現物利益を提供される場合、クラス1国民保険料の納付義務はない。むしろ、クラス1A国民保険料（雇用主だけが責任がある）は所得税を課税される金額に関し納付義務がある。

D23.1.3 下記スキームは、主要な（被用者）のクラス1国民保険料の納付義務が高価なビンティッジ・カーの取得に関しては生じないことを確保するために企画された。

#### D23.2 アレンジメント

D23.2.1 ボーナスとして、雇用主は、ビンティッジ・カー・マニアであった上級被用者のために

ビンティッジ・カーを購入し、彼は次いでそれをそのコレクションとした。こうした形式の給与支払いの主たる動機は、被用者は主要なクラス1国民保険料を納付する義務がないことである。したがって、ボーナスは資金供給上安くなる。

### D23.3 関連国民保険料規定

1992年社会保障保険料及び利益法§3(1)、§3(3)及び§6並びにReg 25、並びに2001年社会保障保険料規則スケジュール3のパート2の Paragraph 1

### D23.4 雇用主の国民保険料分析

D23.4.1 提供されるものは給与であるが、提供されているものは現物報酬である。雇用主は供給業者とビンティッジ・カーの提供を契約している。供給業者は雇用主に請求する。車は給与から特に無視される現物報酬である。

### D23.5 2013年財政法§207(2)に基づくGAAR分析はどうか？

D23.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連国民保険料規定が基礎とする（明示的又は黙示的）原則及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

取引行為の実質的結果は、現物報酬はクラス1国民保険料から除外されるが、クラス1A国民保険料は誘引する、関連規定が基礎とする原則に一致している。車は直ちに現金に換えられることなく、単に、被用者のコレクションの一部となった。

D23.5.2 実質的国民保険料上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

ノー。

その現物報酬は、被用者の現金受領に結果する高度に異常なアレンジメントの主題であるものではなかった。

D23.5.3 アレンジメントは関連国民保険料規定の欠陥の悪用を意図していたか？

2001年社会保障保険料規則スケジュール3のパート2の Paragraph 1は、一定の現物報酬は給与から無視されると規定しているので、クラス1国民保険料は提供される利益に関し納付義務はない。車を提供する雇用主のコストは、クラス1A国民保険料納付義務に服すが、これは

雇用主のみの義務である。現金が被用者に支払われた場合、クラス1国民保険料は納付義務が生じたが、そうした被用者はクラス1国民保険料の上位給与限度額を超えて稼得する可能性があり、結果として、国民保険資金への損失は、ビンティッジ・カーの価値の2%である。このケースにおいて、クラス1主要国民保険の金額が減額されるので、税務上の利益があるが、アレンジメントは、人為的そして異常なステップを欠いており、関連租税規定が制定されたときの、意図された結果に一致している。その意図は、被用者は現物報酬の方法で報酬を受けることができ、当該報酬はクラス1国民保険ではなくクラス1Aを誘引するということであった。車が、次いで被用者が車のための現金を取得する濫用的アレンジメントの一部を構成する場合には、それはGAARの領域にいることとなろう。

## D23.6 結論

D23.6.1 与えられた事実関係に基づくと、アレンジメントは、歳入関税庁がGAAR適用を求める濫用的なものではない。

## D24 XT ロジスティックス社—商品により支払われる給与

〈参考：英国では、被用者にクラス1国民保険料を課しているが、現物給与には原則として、クラス1国民保険料を課していない。現物給与は会社資産の利用に類似しているとの考え方である。但し、公開市場で売買される現物は現金と同じようなものであるので、国民保険料を課せられる現物給与から除外されていなかった。本ケースは、公開市場で売買されていなかったプラチナ・スポンジの支給に名を借りたクラス1国民保険料の回避である。〉

この事例は、立法上のフレームワーク内で行うことを企画したが、しかし、関連規定の政策と原則に反している人為的ステップを持ったアレンジメントを説明する。アレンジメントは、また、その時点で、大臣から声明文を与えられれば、関連規定の欠陥の悪用を意図したものと見做し得たものである。

## D24.1 背景

D24.1.1 クラス1国民保険料は、給与の支払いが被用者<sup>4</sup>に対し又は被用者<sup>4</sup>のために行われたときに納付義務がある。「給与」は、雇用から生ずる、あらゆる報酬又は利益を含む。

---

<sup>4</sup> 会社取締役を含む。

D24.1.2 1992年社会保障負担金及び利益法 §3 (3) に基づく規則は、一定の報酬はクラス1国民保険料目的上無視されると規定している。1979年社会保障負担金規則レギュレーション19 (SI 1979 No 591) は、一定の現物報酬は無視されると規定した。しかしながら、公認投資交換所で売却される商品である現物報酬は無視されなかった。それ故、そうした商品で給与を支払われた者は、クラス1国民保険料の納付義務があった。

D24.1.3 下記スキームは、クラス1国民保険料の納付義務のないよう、無視される現物報酬から除外される現物報酬のリストにおけるギャップを悪用するため企画された。

## D24.2 アレンジメント

D24.2.1 1994年1月及び1995年3月の間の三つの機会に、XTロジスティック社（「XT社」）は、プラチナ・スポンジの受益権の形で取締役役にボーナスを与えた。プラチナ・スポンジは公認投資交換所で売却される商品ではなかった。

D24.2.2 XT社の2名の取締役は、ボーナスで利用可能とされる金銭プールの配分方法を決定した。ボーナスは現金で計算され、現金で支払われたが、クラス1国民保険料納付義務を最小とすることを望んだ。XT社のアドバイザーにより考案されたプランに基づき、銀行からプラチナ・スポンジを購入した。次の日に、XT社は大量のプラチナ・スポンジを各取締役に譲渡する決議を行い、銀行及び取締役に通知した。同じ日に、各取締役は、銀行にプラチナ・スポンジを売却すること、そして、資金を彼らの銀行勘定に送金するよう依頼し、銀行は求められたように行爲した。

D24.2.3 プラチナ・スポンジは終始銀行の保管庫に留まっていた。

D24.2.4 文書案では取締役がプラチナ・スポンジを売却することを強要していなかったが、それは意図されたものであった。

## D24.3 関連国民保険料規定

これらの報酬の支払いが行われたときの関連規定は：「1992年社会保障負担金及び利益法」 §6 ならびにレギュレーション19 (1) (d) (無視される現物報酬) 及び19 (5) 並びに1979年社会保障保険料規則スケジュール1A

## D24.4 雇用主の分析

D24.4.1 会社は、プラチナ・スポンジの受益権が移転されたとき、給与の支払いが取締役に対し又は取締役の利益のために行われたことを受け入れた。彼らは、取締役が、現金にするために銀行にプラチナ・スポンジを売り戻すことが常に目的であったということは受け入れなかった。そして、提供されたものは、特に、1979年社会保障負担金規則の規則19(1)(d)に基づき給与から除外される現物報酬であり、そして、それは、公認投資交換所で売却できない商品であるので現物報酬から除外されないと争った。

D24.4.2 会社は、国民保険料義務が生ずるか否かは複雑であり「共同体」法を伴うので、ラムゼイ原則は国民保険料に適用されるべきではないと主張した。

## D24.5 2013年財政法 § 207 (2) に基づく GAAR 分析はどうか？

D24.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連国民保険料規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

クラス1国民保険料は主に人の現金給与に課せられる。1979年社会保障負担金規則の規則19(1)(d)の目的は、非現金報酬は、会社資産の使用のように、給与から除外されるということであった。被用者が、それらが即時に現金に換えられるアレンジメントに基づき、プラチナ・スポンジ、ロジウム、コバルト等のような商品により報酬の支払いを受けることは予定されていなかった。これらのアレンジメントが使用される以前に、規則19(1)(d)の範囲から一定の報酬を除外するために多くの場合に規定が導入されてきた。例えば、1993年社会保障（負担金）修正（No. 7）規則（SI 1993 No 2925）は、その範囲から公認投資市場（「RIE」）で売却される商品報酬を除外する規定を挿入した。これは、そうした商品の提供は、現金報酬と同じであることに基づいている。そうした全ての報酬は従ってクラス1国民保険料計算のとき、総報酬に含まれなければならなかった。1993年に導入された法律の背後の原則は、人が、公認投資交換所で売却されるうる、商品により給与を支払われる場合は、そうした給与報酬は現金給与の支払いと同じ方法で扱われる、即ち、クラス1国民保険料の査定の際に総報酬に含まれることを確保することであった。大臣は、彼らが、エキゾチックな新奇な資産で支払い、次いで現金にされる、不公正な回避スキームを阻止するために行なったとの公的声明を行った。

D24.5.2 実質的国民保険料結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステッ

ブを伴っているか？

正当な取引行為が考慮されるならば、多くの人為的ステップがあることは明らかである。

- \* 銀行からのプラチナ・スポンジの購入、
- \* プラチナ・スポンジの受益権の取締役への授与
- \* プラチナ・スポンジの銀行への売戻し

これらのステップは、単に、国民保険料上の利益を得るために挿入された。取締役が一定の現金価値のボーナスを受け取ることが意図され、それが彼らの得たものであった。こうした状況では、アレンジメントが人為的又は異常なステップを伴っていることは、疑いがない。

#### D24.5.3 アレンジメントは、関連国民保険料規定の欠陥の悪用を意図したか？

会社の、一定の現金額のボーナスを支払うとの、決定に続いて行われた全てのことは、その金額（又はそれに非常に近い金額）が取締役に受け取られることを確保するために行われた。プラチナ・スポンジの購入、移転、そして再購入は、商業的又は実業的目的を全く持っていなかった。XT社も取締役もいずれもプラチナ・スポンジを使用しなかった。プラチナ・スポンジは、自動車産業で使用される産業用商品であった。XT社のアレンジメントは、無視される現物報酬から除外される報酬リストのギャップを悪用しようとした。プラチナ・スポンジは公認投資市場で売却されない商品であり、従って、特別に、クラス1国民保険料上の給与から除外されなかった。取締役はプラチナ・スポンジの即時売却により現金ボーナスを受け取った。

#### D24.5.4 アレンジメントは、2013年財政法 § 207 (4) の濫用の指標を含んでいるか？

一つの濫用的指標は、アレンジメントが経済目的上の給与金額よりもはるかに少ない賦課金額（即ち、社会保険料に服する金額）に結果することである。これらのアレンジメントは、クラス1国民保険料がプラチナ・スポンジの価値に対し賦課されないこと、そして、国民保険料上の給与が総給与よりも少なくなることを確保するために行われた。取締役は、現金を受け取ることを期待し、現金を受け取った。アレンジメントは、プラチナ・スポンジの形態で提供されることが利益として求められたアレンジメントではない。

#### D24.5.5 タックス・アレンジメントは、確立した実務に一致し、歳入関税庁はその実務の受け入れを示したか？

歳入関税庁は、そうしたアレンジメントが使用された場合、クラス1国民保険料義務が生じないことを受け入れてこなかった。

## D24.6 結論

D24.6.1 与えられた事実関係に基づくと、アレンジメントは、歳入関税庁が GAAR の適用を求め  
る濫用的なものである。

## D25 MFC デザイン社計画—オフ・ショア信託における将来権により支払われる給与

〈参照：英国で被用者の負担する国民保険料は、原則として、現金給与に課せられ、現物給与  
に国民保険料を負担させない。現物給与は会社資産の使用に準じたものとの考え方である。但  
し、現物給与の内、現金給与に類似したものは、国民保険料負担外の取り扱いから除かれてい  
る。本件は、①オフ・ショア信託における将来権の設定、②会社によるオフ・ショア信託の未  
確定将来権の購入、及び、③オフ・ショア信託の未確定将来権の会社から取締役への譲渡と  
いった手順で、実質的にはボーナスを支給しながら、こうしたことは、保険料負担を求められ  
る、除外現物給与に明示的に規定されていないとして、国民保険料負担を回避しようとするも  
のである。〉

この事例は、人為的で異常であり、基礎となる取引行為の法的効果に一致しない税務上の結果  
を生む出すアレンジメントを説明する。

## D25.1 背景

D25.1.1 クラス 1 国民保険料は給与の支払いが被用者<sup>5</sup> に対し又は被用者<sup>5</sup> の利益のために行われ  
る時に納付義務がある。「給与 (Earnings)」は雇用からの報酬又は利益を含む。

D25.1.2 1992 年社会保障負担金及び利益法 § 3 (3) に基づき作成された規則は、クラス 1 国民保  
険料目的上、一定の給与の支払いを無視した。1979 年社会保障負担金規則レギュレーション  
19 (SI 1979 No 591) は無視対象報酬を特定し、これに一定の現物報酬を含めている。アレン  
ジメントを通じて行われる給与の支払いで、資産が供給される者に、当該資産の用意に生ずる  
費用に類似する金額を獲得させるためのアレンジにより行われる給与の支払いは、給与から無  
視されない。

---

<sup>5</sup> 会社取締役を含む。

D25.1.3 下記スキームは、「取引アレンジメント」の定義上の弱点及び無視される現物報酬から除外される現物報酬リスト上のギャップを悪用するために企画された。

## D25.2 アレンジメント

D25.2.1 スキームは、下記に示す多くの特異なステップ又は取引行為を含んでいたが、その目的はMFC デザイン社（MFC 社）の取締役の一人に、現金ボーナスを支払うことが目的であった。

D25.2.2 MFC 社は、会社取締役の一人に10万ポンドのボーナスを支払うことを考えた。ボーナスは、クラス1国民保険料の義務を最小にする意図がなければ、現金で支払われた。

D25.2.3 MFC 社のアドバイザーにより考案されたプランに基づき、自由裁量オフ・ショア信託が設けられた。拠出が信託に対して行われた（設定者により借り入れられた）。設定者は、意図したボーナス・プラス予定コストに等しい金額の未確定将来権を取得した。権利は、理論上でのみ「未確定」で、実際には、偶発性のないものであった。全ての実際上の目的上、その未確定将来権は将来の日における特定された現金額に対する権利であった。その特定された金額は予定されたボーナスの金額であり、特定された日は、MFC 社が、取締役がボーナスを受け取することを希望した日であった。

D25.2.4 将来権は、予定したボーナスの額に等しい対価（プラス、スキームに入るための手数料）で、MFC 社に譲渡され、次いで、取締役に譲渡された。セトルメントは、インタレストは二度譲渡できると規定したので、取締役に譲渡されると、更なる譲渡はできなかった。特定された日に、取締役は予定されたボーナスの額に等しい現金支払いを得た。

D25.2.5 一連の取引行為は数日間で行われた。

## D25.3 関連国民保険料規定

これらの支払いが行われたときの関連国民保険料規定は、1992年社会保障負担金及び利益法 §6 及び 1979年社会保障負担金規則レギュレーション 19 (1) (d)（無視される現物報酬）及び 19 (5) 並びにスケジュール 1A

## D25.4 雇用主の国民保険料の分析

D25.4.1 MFC社は、オフ・ショア信託への権利の取締役への譲渡は、1979年社会保障負担金規則レギュレーション19(1)に基づき給与からは無視される現物報酬であったと主張した。

D25.5 2013年財政法§207(2)に基づくGAAR分析はどうか？

D25.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連国民保険料規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

クラス1国民保険料は主として現金給与に課せられていた。1979年社会保障負担金規則レギュレーション19(1)(d)の目的は、非現金報酬を、会社資産の使用のように、給与から除外することであった。被用者が将来権の譲渡といった手段により報酬を与えられ、次いで、7日以内に現金報酬金額が被用者に届けられることは想定されていなかった。これらのアレンジメントが使用される以前に、多くの場合に、一定の給与支払いを無視される現物報酬から除外するために、法律が導入された。例えば、1995年社会保障（負担金）修正（No.4）規則（SI 1995 No 1003）は、これからトレーディング・アレンジメントが存在する無視される報酬を除外する規定を挿入した。大臣は、これら改正の意図は、後で現金化されるエキゾティクな資産で報酬が支払われることを阻止することであると、明確な声明を行った。

D25.5.2 実質的国民保険料結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

正しい取引行為が考慮されるならば、多くの人為的ステップがあることは明らかである。

- \* オフ・ショア信託における将来権（RIOT）の設定
- \* MFC社によるオフ・ショア信託の未確定将来権（RIOT）の購入、及び、
- \* オフ・ショア信託の未確定将来権の取締役への譲渡。

これらのステップは、単に、国民保険料上の利益を得るために挿入された。

取締役が一定の現金価値のボーナスを受け取ることが意図され、それが、彼らが行ったことであった。こうした状況の下では、アレンジメントが人為的又は濫用的ステップを伴っていることはほとんど疑いない。

D25.5.3 アレンジメントは、関連国民保険料規定の欠陥の悪用を意図したか？

これらのアレンジメントが使用される以前、多くの場合に、一定の給与支払いを現物報酬の無

視分から除く、規則が導入された。例えば、1995年社会保障（負担金）修正（No. 4）規則（SI 1995 No 1003）は、この無視される報酬から事業アレンジメントが存在する支払報酬を除く規則を挿入した。MFC社のアレンジメントは、無視される現物報酬から除かれる報酬のリスト上の、ギャップを悪用しようとした。そして、結果として、国民保険料規定の基礎とする原則及びこれら規定の政策目的に一致しない。

D25.5.4 アレンジメントは、2013年財政法 § 207（4）の濫用の指標を含んでいるか？

一つの濫用の指標は、アレンジメントは、経済的給与金額よりも相当少ない課税額（即ち、国民保険料に服す金額）に結果している。これらのアレンジメントは、クラス1国民保険料がオフ・ショア信託の将来権の価値に生じないこと、及び、それ故、国民保険上、給与が合計給与額より少なくなることを確保することを追求した。取締役は、現金を受け取ることを期待していたし、現金を受け取った。アレンジメントは、現物報酬が行われることが意図されたものではなかった。

D25.5.5 タックス・アレンジメントは、確立した実務に一致し、歳入関税庁はその実務の受け入れを示したか？

歳入関税庁はこれらのアレンジメントの受け入れを決して示していない。

D25.6 結論

D25.6.1 与えられた事実関係に基づくと、アレンジメントは歳入関税庁がGAARの適用を求める濫用的なものである。

D25A RSP会社—偽装報酬

〈参考：事案を大まかに説明すれば、スキームを実行したRSP社が次のような手順方法で、その一取締役（X）に事実上の給与を支払いながら、税及び国民保険料の負担を回避しようとしたケース。

RSP社がその会社の一取締役（X）の利益のために自由裁量信託（職員給付信託（EBT））を設定。RSP社は同信託に100万ポンドを追加拠出。同職員給付信託（EBT）がジャージーの居住者である新しい完全保有会社（Y）の株式払い込みのため100万ポンド応募。他方、取締役（X）は商業金利でRSPファイナンス会社（RSP社のグループ会社）から100万ポンドの現金を借り入れる（ローン1）。取締役（X）は、借入資金により職員給付信託（EBT）から100万

ポンドでジャージー新設会社 (Y) の全株式を購入。その後、RSP ファイナンス会社はローン・ノート証書を100万ポンドで従業員給付金信託 (EBT) に全て売却する (ローン2)。

以上のような手順で次のような貸付、出資及び資金保有関係が形成される。職員給付信託 (EBT) は100万ポンドをRSP ファイナンス会社に貸し付けている。RSP ファイナンス会社は取締役 (X) に100万ポンド貸し付けている。取締役 (X) はジャージーの会社 (Y) の全株を保有している。ジャージーの会社 (Y) は100万ポンドの現金を保有している。

次いで、職員利益信託受託者、取締役 (X) 及びRSP ファイナンス会社の三者契約に基づき、次のような当事者間のローンの放棄が行われる。RSP ファイナンス会社は取締役の負担する債務 (ローン1) を放棄、職員利益信託受託者はRSP ファイナンス会社が負担するローン (ローン2) を放棄する。

これらの最終的なステップの後、ローンは存続せず、資金は職員給付信託には残らず、取締役 (X) が100万ポンドの現金を持つジャージー会社 (Y) を完全に所有するといった状況が生み出された。

最終結果は、納税者側が主張する、所得税及びクラス1国民保険料のない給付の支払いのように見えるものを被用者である取締役 (X) が受け取ったということである。

この事例は、2003 所得税 (給与及び年金) 法パート7A 偽装報酬ルールの回避を企画し、関連規定の政策及び原則に反している人為的なステップを持ったアレンジメントを説明する。

## D25A.1 背景

D25A.1.1 このスキームは、現金又は資産が職員給付信託に「閉じ込められている」ときに、所得税 (給与年金) 法 (ITEPA) パート7A 及び社会保障負担金規則 (SSCR) の適用を受けることなく、職員給付信託 (EBT) から価値を引き出すことを意図している。

## D25A.2 アレンジメント

RSP 社は、2010年4月に、一取締役の利益のために自由裁量信託を設定した。2010年11月にRSP社は信託に100万ポンドの追加拠出を行った。取締役がその資金にアクセスできる前に、パート7Aの反フォレストリング規定が2010年12月9日から発行した。次のステップが取られている。

\*職員給付信託 (EBT) が、ジャージーの居住者である新しい完全保有会社の株式払い込みのため100万ポンド応募する。

\*取締役は商業金利でRSP ファイナンス会社 (グループ会社) から100万ポンドの現金を

借り入れる（ローン1）。

\*取締役は、借入資金により職員給付信託（EBT）から100万ポンドでNewcoの株式を購入する。

\*RSPファイナンス会社はローン・ノート証書を100万ポンドで職員給付信託に全て売却する（ローン2）。

この点で、職員給付信託（EBT）は100万ポンドRSPファイナンス会社に貸し付けている。取締役は100万ポンドを持つ「現金箱」であるジャージー会社を持っているが、また、RSPファイナンス社に100万ポンドを負担している。

職員利益信託受託者、取締役及びRSPファイナンス会社の三者契約に基づき、

\*取締役は、職員利益信託受託者が、RSPファイナンス会社が負担するローン（ローン2）を放棄することを、確保することに同意する。

\*代わりに、RSPファイナンス会社は、取締役により負担されていた債務（ローン1）が満足されたものと取り扱われることに同意する。

この最終的なステップの後、

\*ローンは、存続せず、

\*資金は、職員給付信託には残らない、

\*取締役は100万ポンドの現金を持つジャージー会社を完全に所有する。

### D25A.3 関連租税規定

#### D25A.3.1

2003年所得税（給与及び年金）法 § 62、同法パート 7A、同法 § 188、2005年所得税法（事業及びその他所得） § 415.

#### D25A.3.2

国民保険料規定、1992年社会保障保険料及び給付金法（SSCBA） § 3 及び § 6

### D25A.4 納税者の分析

RSPファイナンス会社により行われたローンは関係する第三者（s.554A（7）（c）/（8））によるものではなく、それ故、パート7に基づく負担に結果しない。職員給付信託による取締役への株式の譲渡は、§ 554C（1）（b）上の関連ステップであるが、関連ステップの価値はゼロに減

額される (§ 554Z8 (5)/(6))。RSP ファイナンス会社からのローンは § 174 (1)/(2) 上の雇用関連ローンであるが、課税対象となるチープ・ローンではない。考察のために公開されたように、いかなる税負担も生じない。ローンは給与ではなく、それ故、クラス 1 国民保険料納付義務はない。

#### D25A.5 2013 年財政法 § 207 (2) に基づく GAAR 分析はどうか？

歳入関税庁は、ローンは社会保障負担金及び利益法 § 3 に定義される給与、また、所得税 (給与及び年金) 法 § 62 の定義する一般的給与ではないことを認めている。アレンジメントは、これ及び所得税 (給与及び年金) 法パート 7A が第三者により行われたい支払いに適用されないとの事実を悪用することを意図している。第三者を通じた (被用者への報酬支払に使用される信託又はその他のピークルを使用した)、報酬、報償、給与/雇用所得又はローンの提供を伴う、そして、所得税又はクラス 1 国民保険料の納付を回避又は繰延用とする、アレンジメントの課税上の取り扱いを整理することが、所得税 (給与及び年金) 法 7A の意図であった。これらのアレンジメントは、多くの人為的又はステップの使用により、成功裏に、又はその他のためパート 7A を回避することを明確に企画している。それらは、従って、GAAR 目的上濫用であると考えられる。

##### D25A.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連租税規定及び国民保険料規定が基礎とする原則 (明示的又は黙示的) 及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

これらのアレンジメントで主張されている最終結果は、税及びクラス 1 国民保険料のない第三者からの給与の支払いのように見えるものを被用者が受け取ったということである。それは税又は国民保険料の給与に対する主要賦課規定の意図ではなく、また、それはパート 7A の政策目的内にもない。アレンジメントの実質的結果は、関連租税及び国民保険料規定又はそれらの政策目的に一致しているとは、合理的に見做しえない。

##### D25A.5.2 実質的租税及び国民保険料結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

このアレンジメントの雇用所得の取扱いは各ステップの考慮すべき問題を伴っている。行われたアレンジメントは、高度に人為的で不自然である。ローン 1 は本当には返済されていない。ローン 2 は効果的に帳消しにされるか又は信託受託者の行為に従い放棄されている。

##### D25A.5.3 アレンジメントは、関連国民保険料規定の欠陥の悪用を意図したか？

スキームは所得税 (給与及び年金) 法のパート 7A の欠陥を悪用するか、第三当事者からの直

接支払いを回避するために多くの当事者間のローンを工夫によりパート7Aを回避しようとした。金額がパート7Aに基づく雇用所得として取り扱われるならば、それは、クラス1国民保険料の目的上給与と取り扱われる。

**D25A.5.4** アレンジメントは、2013年財政法§207(4)の濫用の指標を含んでいるか？

アレンジメントが機能するのであれば、それらはクラス1国民保険料に服す／所得税を課税される給与又は一般的給与とならない。これは、取締役が実際に受け取った価値よりも明らかに少ない。

**D25A.5.5** タックス及び国民保険料アレンジメントは、確立した実務に一致し、歳入関税庁はその実務の受け入れを示したか？

賃金、サラリー又はボーナスのような正規の給与の課税のための確立した実務は、源泉徴収制度(PAYE)の運用であり国民保険料の適用である。オフ・ショア信託への資金の配置及び、次いで、これら資金を引き出すための高度に人為的な一連のステップの実行を伴うアレンジメントは、確立した実務に一致しない。歳入関税庁は、そうした実務の受け入れを決して示してこなかった。

**D25A.6** 結論

与えられた事実関係の下では、アレンジメントは歳入関税庁がGAARの適用を求める濫用的なものである。加えて、歳入関税庁は選択肢としてパート7Aの規定に基づく技術的チャレンジを行う。

## パートVI 相続税

### D26 パイロット信託

〈参考：英国において、承継的財産設定された財産（Settled property）は下記 D26.1「背景」で説明されているように、特別の関連財産制度に基づき相続税（我が国で表現すれば贈与税であるが相続税と呼ばれている）を課税される。相続税は承継的財産設定の各 10 年記念日に資産設定された財産の価値に対し生ずる。そして、承継的財産設定に含められた財産が関係資産であることをやめた場合にはいつでも比例した相続税負担が生ずる。財産設定された財産に課せられる相続税の税率の決定において、同じ日に同じ設定者により設定された承継的財産設定（関係承継的財産設定）のすべての財産価値が考慮される。本件は、被相続人 C が 7 日間一日一つの承継的財産設定（それぞれに 100 ポンド）を設定し、その後、遺言を改訂し、各承継的財産設定に非課税の 25 万ポンドの特別遺産を残して、相続税を回避したケースである。この実務方法は、ライザフ信託受託者 V 内国歳入庁事件（[2003] STC 536）で訴訟され、歳入関税庁が事件に敗訴した。その後、法律の改正が選択されなかったので、こうした実務方法は受け入れたものと解釈されている。〉

この事例は、法が正確に厳格な境界を提供している分野における裁判所により認められた長期にわたり確立した実務を説明する。

#### D26.1 背景

D26.1.1 承継的財産設定された財産（Settled property）は、関連財産制度に基づき相続税を課税されうる。税負担は承継的財産設定の各 10 年記念日に資産設定された財産の価値に対し生ずる。そして、承継的財産設定に含められた財産が関連資産であることをやめた場合にはいつでも比例した負担が生ずる。財産設定された財産に課せられる税の比率の決定において、同じ日に同じ設定者により設定された承継的財産設定（関係承継的財産設定）のすべての財産価値が考慮される。

#### D26.2 アレンジメント

D26.2.1 C は彼の遺産を、信託で彼の 7 名の孫に残すことを望む。彼はこれら承継的財産設定が彼の死亡後、相続税に服さないことを確保することを望む。C は 7 日間一日一つの承継的財産

設定（それぞれに 100 ポンド）を設定する。彼は遺言を改訂し、各承継的財産設定に非課税の 25 万ポンドの特別遺産を残す。

彼が死亡した後、彼の遺産執行人は遺産を各信託受託者に支払う。

### D26.3 関連租税規定

1984 年相続税法 § 62、§66 及び § 68

### D26.4 納税者の税務分析

D26.4.1 C の死亡時に、彼の遺産は相続税に服すであろう。そして、税は残余遺産により負担されるであろう。しかし、さらに言えば、各承継的財産設定は、それ自体のゼロ率バンドから利益を受けるであろうし、他の承継的財産設定のそれぞれに加えた資金は、それら承継的財産設定は関連承継的財産設定ではないので、税率への到達において考慮されないであろう。承継的財産設定された財産の価値が相続税ゼロ税率バンド以下である場合、信託は税を納付しないであろう。

### D26.5 2013 年財政法 § 207 (2) に基づく GAAR 分析はどうか？

D26.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連租税規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

関連財産制度は 1982 年に導入され、承継的財産設定に保有される財産に二つの負担を課している。主たる負担は、各 10 年に 1 度の財産価値への税負担であり、その間に関係財産であることをやめる（通常承継的財産設定を離れるとき）資産への比例負担を持っている。同じ日に設けられたセトルメントは関係承継的財産設定であり、そして、それらが開始した直後の関係承継的財産設定内の財産価値は、各承継的財産設定に課せられる税率の決定において考慮される。承継的財産設定が連続した日に作られたので、それらは関係承継的財産設定ではなく、それ故、税率は他の承継的財産設定を考慮することなく計算される。但し、実質的資金の加算は一つの出来事即ち C の死亡によって到来する。

D26.5.2 実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

C の遺言が全ての彼の孫の利益のために、一つの設定信託を創設すれば、その信託は相続税の

課税に服したはずである。そして、7件の別の承継的財産設定が彼の遺言で設定されたのであれば、それらは関係承継的財産設定であり、それぞれは、税率の確定のために他を考慮されただけである。死亡前の別の日に「パイロット」信託を設定することは、信託を税務上有利な位置に置く以外の目的を持っていなかった。

D26.5.3 タックス・アレンジメントは、確立した実務に一致し、歳入関税庁はその実務の受け入れを示したか？

この実務方法は、ライザフ信託受託者V内国歳入庁事件（[2003] STC 536）で訴訟された。歳入関税庁が事件に敗訴し、法律の改正を選択しなかったことは、その実務を受け入れたものとされなければならない。

## D26.6 結論

D26.6.1 アレンジメントは歳入関税庁が受け入れた確立した実務に一致し、従って濫用とは見做されない。

## D27 割引贈与スキームと利益留保の範囲

〈参考：英国の相続税（我が国の贈与税を含む）は、納税者が生存中か又は死亡したときに、個人が資産の移転を行うときに課税される。他の個人に完全に、又は、ある特惠信託に移転される資産は、贈与者が7年間生存するならば、相続税を非課税となり、死亡時の相続税の課税範囲を減額する。しかしながら、個人が資産を与えるが、資産を使用若しくは利用し又はその他資産から利益を得ることを続ける場合は、資産は、贈与者によりなお所有されているように取り扱われ、「利益留保規定」に基づき死亡時に相続税の課税に服す。本件では、納税者は承継的財産設定（settlement）に贈与するが、保険証券の一定の権利を維持する。納税者により維持されている証券上の権利が十分明確に定義されれば、彼は贈与財産の価値に課税されない。留保される権利は、設定者が予定される支払日に生存していれば、承継的財産設定創設の継続する記念日に満期となる一連の単一プレミアム保険証券等である。相続財産上納税者が行っていると取り扱われる価値の移転は、彼が与える承継的財産設定された資金の価値額であり、彼の維持する権利の結果として大幅に割引かれることとなるとするもの。〉

この実例は、利益留保ルールを持つ贈与の範囲を説明する。同じものが判例法で同意されてきたし、長期に確立した実務で受け入れられている。

## D27.1 背景

D27.1.1 相続税は、一個人が生存中か又は死亡したときに一個人が資産の移転を行うときに課税される。多くの非課税措置や控除が税を減額し、あるケースではゼロにすることができる。他の個人に完全に、又は、ある特惠信託に移転される資産は、贈与者が7年間生存するならば、相続税を非課税となり、死亡時の相続税の課税範囲を減額する。しかしながら、個人が資産を与えるが、資産を使用若しくは利用し又はその他資産から利益を得ることを続ける場合は、資産は、贈与者によりなお所有されているように取り扱われ、「利益留保規定」に基づき死亡時に相続税の課税に服す。これらの規定は1986年に導入され（一定の法定除外に服し）一般的に納税者が贈与後に財産を利用するのを阻止している。この目的は「ケーキを持ち続けながら同時にこれを食べる」アレンジメントと呼ばれるものをストップすることである。

## D27.2 アレンジメント

D27.2.1 設定者は承継的財産設定（settlement）に贈与するが、保険証券の一定の権利を維持する。典型的には、留保される権利は、設定者が予定される支払日に生存していれば、承継的財産設定創設の継続する記念日に満期となる一連の単一プレミアム保険証券か、将来のキャピタル支払額に対するものである。

D27.2.2 そのアレンジメントは「切り取られた」又は「切り取りアレンジメント」として見られ、それ故、設定者により維持される証券上の権利が十分明確に定義されれば、彼は贈与財産の価値に課税されない。それらの権利は従って、裸の信託上で有効に保有されている設定者のための留保資金と、設定者が除外されており、子供等の他の受益者のために保有されている承継的財産設定資金に分離されている。留保資金は、設定者が生存しているならば将来の20年間、毎年元本から一定の固定金額（通常5%）を引き出す設定者の権利から構成されている。相続財産上行っていると取り扱われる価値の移転は、彼が与える承継的財産設定された資金の価値額であり、彼の維持する権利の結果として大幅に割り引かれる。

## D27.3 関連租税規定

1984年相続税 § 3A；1986年財政法 § 102；及び2004年財政法スケジュール 15

## D27.4 納税者の分析

D27.4.1 アレンジメント内において、Bは、彼が留保した権利と彼が与えた権利を、正確に定めた。彼は与えた権利から如何なる方法によっても利益を得ることはできないので、利益の留保はない。証券が信託に移転されたので、ゼロ税率限度を超える（上記注記のように割引され）移転価値金額帯に従って、即時の税負担があるであろう。その贈与は、7年以内にBが死亡すれば遺産に合算されよう。

D27.4.2 彼は有効に信託文書内で彼のための利益を「切り取り」したので、相続税目的の価値の移転は、信託受託者に移転された資産の全価値ではなく、留保された権利の価値により減額される。

D27.4.3 アレンジメントはプレ所有資産制度の下では、負担を生じさせない。

D27.4.4 歳入関税庁は、ガイダンスにおいて、留保資金は設定者のための裸の信託上に保有されていることを認めた。それ故、2004年財政法スケジュール15パラグラフ8のプレ所有資産負担はこの資金には適用されず、設定者がこれから除外される場合は、それは設定資金に適用されない。

## D27.5 2013年財政法 § 207 (2) に基づく GAAR 分析はどうか？

D27.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連租税規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

「資本移転税」は生存中のそして死亡時の双方の財産移転は課税され、包括的な揺りかごから墓場までの税であった。しかしながら、1986年の非課税移転可能性の導入により、生存中の財産移転の大部分は即時課税をやめ、譲渡人が7年間移転よりも長生きすれば全く税を免れた。これが、納税者が彼らの財産を与え、その贈与に関し相続税上の負担を負わないが、死亡するまでそうした資産の使用を維持するといった可能性を生じさせた。そうしたアレンジメントは、税を通じて馬車と馬を操縦することであったし、1986年に「利益留保ルール」が導入されたことはそれらを取り扱うことであった。1986年財政法 § 102 は、個人が贈与財産を処分し死亡前の7年間に利益を享受する場合は、死亡時に税を課している。イングラム事件において、上院は、その法律の政策目的は、どの財産が贈与者により贈与され、何が（あるとすれば）留保されたかを厳密に明らかにすることであると判決した。彼らは、贈与者が注意深くケーキをカットし、一部を与え残りのケーキを保持することを阻止する「留保付き贈与」の規定の背後には原則として何もないと述べた。後者の継続的利益享受は、前者の権利留保とはならない。

採用されたタイプのアレンジメントは、「刈取り」操作として知られている。Ss102A-C FA 1986 は、一定の土地の上の切取りスキームに関し刈取りアレンジメントを阻止するために導入された。それ故、そうしたアレンジメントに関する政策は、法律により明確に変更されたし、そうした租税スキームに関する GAAR の効力はこうした観点で考慮されなければならない。しかしこれは、全ての「刈取り」アレンジメントが阻止されたことを意味しない。上院は、そうしたアレンジメントは必ずしも法律の背後の原則に必ずしも対立しないし、その他の種類の資産に関しそうしたアレンジメントを阻止するために如何なる立法上の行為もとられなかったことを示した。割引贈与スキームは、土地以外の財産への古典的刈取り操作とみられ得る。

#### D27.5.2

実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

二つの異なる資金を作り出すこと又は切取りは人為的と見做されうる。

#### D27.5.3 アレンジメントは確立した実務に一致し、歳入関税庁はその実務の受け入れを示したか？

これら実務は確立した実務に一致する。歳入関税庁マニュアルは、利益留保規定が B の場合に適用されるべきであることを、示唆していないし、プレ所有資産制度が適用されないことを確認している。歳入関税庁の 2007 年 5 月のテクニカル・ノートは移転価値の計算の仕方に関するガイダンスを提供している。歳入関税庁はこの方法が採用されない場合のケースには挑戦するであろう。

#### D27.6 結論

D27.6.1 おそらく、B のスキームは人為的ステップを含んでいる。納税者が財産をあきらめるが、なおそれから利益を得ることを許す点において、それは留保利益ルールの「精神」から外れていると主張されよう。しかしながら、上院は、切取りアレンジメントが、納税者が、彼が何を与えたかを注意深く定義した場合には、利益留保ルールにより捕捉されないことを支持したし、歳入関税庁は、土地以外の資産に関してこの判決を妨げようとしなかった。加えて、アレンジメントは、確立した実務に一致し、それ故、GAAR の適用範囲にはない。

#### D28 課税対象外承継的財産設定と債務

〈参考：英国において承継的財産設定された財産（Settled Property）は、関連財産制度に基づき相続税（我が国の贈与税に相当するものを含む）を課税されうる。相続税負担は、承継的財産設定の各10周年記念日に設定財産の価値に対して生じ、承継的財産設定に含まれた財産が関連財産制度に服することをやめるときは、離脱税負担がいつでも生ずる。英国に居住せず又は英国に居住していると見做されない設定者により作られた承継的財産設定において、受託者により直接保有されている非英国資産は、関連財産制度に基づき相続税から除外されている。しかしながら、そうした承継的財産設定の受託者が英国の土地又はその他の英国の資産を直接所有する場合、そうした資産は関連財産制度に基づき相続税に服す財産である。承継的財産設定からの離脱税負担は、そうした設定資産が英国に存在することを中止する理由により関連財産であることを中止する場合には適用されない。

以上のような法制の下で、相続税課税対象からの除外資産の承継的財産設定の受託者が英国内の資産を購入しそれを直接保有する。10周年記念日に、英国資産は（その他のアレンジメントのない場合）最高6%の相続税に服す予定である。10周年記念日の少し前に、信託受託者は銀行から資金を借り入れ、その銀行債務をその英国資産で担保する。現金が返還されるとの理解のもとに、設定者に払い出される。10周年記念日の少しあとで、設定者は受託者に資金を返還し、信託受託者はそれを使ってローンを返済し、英国資産を担保負担から解放する。以上のような操作の下、10周年記念日に課税に服す英国財産の価値は、それに対して確保された債務の結果として、ゼロに減額され、従って、英国財産に関して相続税は納付されなし、受託者により借り入れられる現金は10周年税負担には課税対象除外財産となっており税に服さないと主張する事案を検討するものである。〉

この実例は、標準的タックス・プランニングであるものへの重要なステップの付加が、合理的なもの和不合理的なものとの境界を横切るのに十分であることを説明する。他方、各ケースは高度に事実関係に依存することを述べる。

## D28.1 背景

D28.1.1 承継的財産設定された財産は関連財産制度に基づき相続税を課税されうる。相続税負担は、承継的財産設定の各10周年記念日に設定財産の価値に対して生じ、承継的財産設定に含まれた財産が関連財産制度に服することをやめるときは、離脱税負担がいつでも生ずる。

D28.1.2 英国に居住せず又は英国に居住していると見做されない設定者により作られた承継的財産設定において、受託者により直接保有されている非英国資産は、関連財産制度に基づき相続税から除外されている。そうした受託は相続税課税除外財産の承継的財産設定と呼ばれている。

しかしながら、そうした承継的財産設定の受託者が英国の土地又はその他の英国の資産を直接所有する場合、そうした資産は（限られた例外があるが）関連財産制度に基づき相続税に服す財産である。承継的財産設定からの離脱税負担は、そうした設定資産が英国に存在することを中止する理由により関連財産であることを中止する場合、適用されない。

## D28.2 アレンジメント

D28.2.1 相続税課税対象からの除外資産の承継的財産設定の受託者が英国の内の資産を購入しそれを直接保有する。10周年記念日に、英国資産は（その他のアレンジメントのない場合）最高6%の相続税に服す予定である。10周年記念日の少し前に、受託者は銀行から資金を借り入れ、その銀行債務をその英国資産で担保する。現金が、返還されるとの理解のもとに、設定者に払い出される。10周年記念日の少しあとで、設定者は受託者に資金を返還し、受託者はそれを使ってローンを返済し、英国資産を担保負担から解放する。

## D28.3 関連租税規定

1984年相続税 § 48 (3) (a), 64, 65 (1), 65 (7), 162 (4) ; 及び 1984年相続税 § 162A

## D28.4 納税者の分析

D28.4.1 10周年記念日に課税に服す英国財産の価値は、それに対して確保された債務の結果として、ゼロに減額される。それ故、英国財産に関して相続税は納付されない。受託者により借り入れられる現金は10周年税負担には課税対象除外財産であり、税に服さない。納税者は、新しい2013年財政法スケジュール36における新しい反租税回避立法が適用されない方法でスキームを発行させていると主張している。

## D28.5 2013年財政法 § 207 (2) に基づく GAAR 分析はどうか？

D28.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連租税規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

関連財産制度は、英国財産が10周年記念日のような関連日に直接受託者により所有される場合にのみ、除外財産の承継的財産設定に適用される。英国財産に債務を負担させ、現金を外国の設定者に支払い、受託者は10周年課税を回避しようとした。納税者が2013年財政法の特別規定を回避する方法を発見したとしても、そこで表明された政策目的は、ローンが英国財産を取得するために行われた場合を除き、ローンが英国財産に対し控除されることを阻止すること

であることは明白である。純粋に英国財産を取得するために使用されない人為的借入れを使用することは、明白に、法律の意図に反している。

D28.5.2 実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

負担を取り除く意図をもって借入れ、そのあとすぐにローンを返済することは、正常な取引行為ではない。単に租税回避のために持ち出された借入れはこの場合には人為的ステップと見做される。

D28.5.3 アレンジメントは関連租税規定の欠陥の悪用を意図したか？

10年課税は、課税の時点の承継的財産設定の資産と債務の「スナップショット」に基づいている。2013年財政法まで、承継的財産設定された財産に対する債務の控除を取り扱う特別規定はなかったし、金銭の借入れの背後の理由に対して注意を払うことはできなかった。2013年財政法は、法律の一般的意図が特定の資産の取得のための行われた借入れに関してのみ相続税控除を与えることを明確にしている。但し、僅かな例外をもっている、例えば、関連する課税の時に借入れにより取得される資産価値が、借入金額よりも少ない場合（で、人為的に減額されていない）には、そうしたケースにおいては、超過借入額は他の資産と相殺されることとなっている。英国財産が10周年記念日の直前に売却される場合、歳入関税庁は、売上収入が（外国で維持される場合）相続税に服さないことを受け入れる。同様に、信託受託者が借入れを行い、下手な投資でその金を失った場合、債務は住宅に対し控除できる。但し、このケースにおいては、英国資産は10周年記念日の前後を通じて所有され続け、従って、相続税はその価値に課税されることを想定する。現実の英国財産の経済価値は減額されなかった。10周年記念日が経過すれば、できるだけ早く債務を返済するために借入れ現金を使用することが終始予定されている。そして、現金は規定を回避する意図のもとに、しかし、金銭はそのすぐ後に再確保される事前に合意した当事者を持って払い出された。2013年財政法は債務控除の制度を明確にし、より多くの異常なステップの挿入によりこれを回避しようとする試みがGAARにより捕捉されることとしている。GAARの適用を見る場合、10周年記念日前後の取引行為の幅広い背景を見ること、及び、2013年財政法の下で、債務が生じた背景を考慮することが適切である。

D28.5.4 タックス・アレンジメントは、確立した実務に一致し、歳入関税庁はその実務の受け入れを示したか？

歳入関税庁がこの実務を受け入れることを示してこなかったし、2013年財政法のもとでは、債務は一定の原則が満足されるときにのみ控除されうるものであることは明白である。

## D28.6 結論

D28.6.1 与えられた事実関係に基づくと、アレンジメントは歳入関税庁が GAAR の適用を求める濫用的なものである。

## D28.7 対処案

D28.7.1 ハウスに関し納付すべき税の計算において債務は無視され、取引行為はこれに基づいて対処される。

## D29 職員給付信託による死亡時税負担の回避

〈参考：英国の相続税（我が国の贈与税に相当するものを含む）は、個人が—生存中か又は死亡時に—資産を移転するときに課税される。多くの非課税措置及び控除によりその税負担を減額することができ、時にはゼロにできる。職員給付信託への株式の譲渡も非課税の資格がある。そうした信託は、「関連資産信託制度」から除かれており、それへの贈与は「利益留保」に服さない。

以上のような制度の下で、被相続人となる S（未亡人）の健康状態は悪く、余命は2年もなさそうであった。彼女は、死亡時に彼女の遺産が相続税にさらされるのを最小にしたいと望んでいる。そこで彼女は、彼女の私的会社、ABC リミテッドが1株2万ポンドの公認株式資本で法人化するよう手配する。彼女のアドバイザーたちが、初めに1株をそれぞれ額面金額で応募する。S（未亡人）及び彼女のアドバイザーたちはその会社のわずか3名の職員である。S（未亡人）は次いで、1万9,990株を1株100ポンド〈合計199万9,000ポンド〉のプレミアムで応募する。その会社は事業を行わず、預金でマネーを保有している。ABC リミテッドの取締役が、その会社の職員及びそれらの家族のために職員給付信託（employee benefit trust）を設立する。S（未亡人）は彼女の1万9,990株式を信託受託者に譲渡する。その後、S（未亡人）は死亡する。

以上のような経緯の下で、納税者側は、株式の信託への移転は非課税である。S（未亡人）が適格期間の間、株式を保有する或いは彼女が贈与後7年生存するといった要件は存在しない。彼女の死亡後、家族は元参加者と関係しておらず、彼らは現在ではその他の受益者のように資本分配の方法で信託から受益できる。職員給付信託で保有されることを止めた、設定財産からの支払いのある場合、少額の税負担があるが、S 未亡人の死亡時にそうでなければ負担すべきであった40%よりも相当低いものとなる。S（未亡人）のABC リミテッドへの投資は、相当

の金額がほとんど相続税非課税で、彼女の子供に移転するのを可能とさせたと言主張するものである。)

この事例は明らかに法律の精神に反するアレンジメントを説明する。

## D29.1 背景

D29.1.1 相続税は、個人が一生存中か又は死亡時に一資産を移転するときに課税される。多くの非課税措置及び控除がその税負担を減額することができ、時にはゼロにする。事業資産及び非上場株式の移転は、事業財産控除の資格が与えられる。職員給付金信託への株式の譲渡も、また、1984年相続税法§28により、非課税の資格がある。そうした信託は、「関連資産信託制度」から除かれており、それへの贈与は「利益留保」に服さない。法律のこの部分の背後の原則は、その職員のために相続税の諸経費なく、利益とインセンティブを提供し、事業の将来の発展と成功を促進することが意図されているにあることは明白である。

## D29.2 アレンジメント

D29.2.1 S(未亡人)は彼女の死亡時に彼女の遺産が相続税にさらされるのを最小にしたいと望んでいる。彼女は、AIM(中小企業株向け代替投資市場)株式への投資により彼女の投資スプレッドを変更することができたが、商業上のリスクは取りたくないし、彼女の健康状態は悪く、余命は2年もなさそうであった。そこで、彼女は彼女の私的会社、ABCリミテッドが、1株2万ポンドの公認株式資本で法人化するよう手配する。彼女のアドバイザー達が、初めに1株をそれぞれ額面金額で応募する。S(未亡人)及び彼女のアドバイザー達はその会社のわずか3名の職員である。S(未亡人)は次いで、1万9,990株を1株100ポンドのプレミアムで応募する。その会社は事業を行わず、預金でマネーを保有している。ABCリミテッドの取締役が、その会社の職員及びそれらの家族のために職員給付信託(employee benefit trust)を設立する。一方、同時に、関係者、元関係者及び彼らの家族のメンバーは、所得税負担が生ずる方法以外、その信託からの受益から明確に排除されている。S(未亡人)は彼女の1万9,990株式を信託受託者に譲渡する。S(未亡人)は死亡する。

D29.2.2 S(未亡人)は彼女の死亡前に職員給付信託を設立したが、同じ結果は職員給付信託の条件を彼女の遺言に含めることによって実現でき、或いは、彼女の遺産受益者が信託を設立するために変更証書(Deed of Variation)を執行することができた。

### D29.3 関連租税規定

1984年相続税 § 3、28、72 及び 86

### D29.4 納税者の分析

D29.4.1 S（未亡人）1万9,990株応募するとき、彼女の遺産には損失はない。職員給付信託の条件は、§ 86（職員給付信託）の規定を満足し § 28（職員信託）の規定に違反しないので、株式の信託への移転は § 28（職員信託）に基づき非課税である。S（未亡人）が適格期間の間株式を保有する或いは、彼女が贈与後7年生存するといった要件は存在しない。

D29.4.2 彼女の死亡後、家族は元参加者ともはや関係しておらず、彼らは現在ではその他の受益者のように資本分配の方法で信託から受益できる。職員給付信託で保有されることを止めた、設定財産からの支払いのある場合、少額の税負担がある。しかし、S未亡人の死亡時にそうでなければ負担すべきであった40%よりも相当低いものである。S（未亡人）のABCリミテッドへの投資は、相当の金額がほとんど相続税非課税で、彼女の子供に移転するのを可能とさせた。

### D29.5 2013年財政法 § 207（2）に基づく GAAR 分析はどうであるか？

D29.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連租税法が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

会社株式の、その会社の全て又はほとんどの被用者の利益のための信託への移転は、次のような多くの条件が満たされる場合、§ 28に基づき非課税となりうる。主として、信託受託者が少なくとも株式の50%を保有し、信託の条件が、設定財産が、関係者、元関係者又は家族の利益のために使用されることを許さないこと。その法律の意図は、株式所有の多元化のためにインセンティブ提供すること又は、少なくとも、幅広い人々の間に株式保有の利益を提供し、次いで会社を実り豊かに運営するよう誘発させることである。その会社は事業を行ってこなかったし、会社の僅か3名の職員はS（未亡人）及び彼女の2名のアドバイザーである。関係者として、S（未亡人）は信託から受益できないし（所得を得る以外）、彼女は彼女のアドバイザーが実質的範囲において受益することは予定していない。S（未亡人）が生存中、従って、信託はS（未亡人）に所得を提供する以外の目的にほとんど役立たない。しかし、死亡時には、彼女の子供らは会社の元関係者に結び付いていない。彼らが職員であるか又はそうでなければ § 86に示された受益者の認められる範囲内にあるならば、相続税法 § 72に基づくわずかな最

低の相続税で、信託受託者が彼らに信託財産を分配することを、阻止するものは何もない。この方法での会社の法人化及び職員給付信託の設立は、信託財産から受益する可能性のあるわずかな人々がS（未亡人）の子供たちである場合、明らかに、純粹の事業の職員のために有利な取り扱いを与えることを予定する、法律の背後の原則に反している。このケースでは継続を予定する純粹の事業及び純粹の職員はいない。

D29.5.2 実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

スキームは全体として人為的であり、S（未亡人）の死亡時に相続税なくS（未亡人）から彼女の子供らに財産を譲ることを許す以外に、現実的目的に役立つものではない。

D29.5.3 アレンジメントは、関連租税規定の欠陥の悪用を意図したか？

「関係ある者」の定義は、§ 270により、相続税上は拡大されているが、通常の解釈（死亡したある者との関係を断っている）は適用され続けている。§ 28は職員信託への非課税を非関連職員の最低数により制限していない。

D29.5.4 アレンジメントは、確立した実務に一致し、歳入関税庁は、その実務の受け入れを示したか？

歳入関税庁はこの実務の受け入れを示してこなかった。

## D29.6 結論

### D29.6.1

与えられた事実関係の下では、アレンジメントは歳入関税庁がGAARの適用を求める濫用的アレンジメントである。

## D29.7 提案される対処策

D29.7.1 ありうる対処策は、それは関連財産承継財産設定であることを根拠に、信託が職員給付信託として適格である事実を無視し、株式の承継の財産設定に関しSに即時加入税を課し、彼女が7年以内に死亡すればさらなる税を課すことである。

## D30 課税から除外される財産—信託上の権利の取得

〈参考：英国の相続税（我が国の贈与税に相当するものを含む）は、納税者の居住地を考慮して課税される。納税者が英国居住者である場合、彼らの全世界の遺産は死亡時に又は生存中の財産移転時に相続税の課税に服す。贈与者が7年生存し、死亡前7年間に贈与財産からいかなる利益も受け取らない場合の個人への明白な存命中の贈与は、非課税である。信託への贈与は一般に軽く好意的に課税され、特に、20%の即時エントリー税に服す。納税者が英国の何れかの地の居住者でない場合は、英国内に存在する資産の移転だけが、相続税の課税に服す。信託設定資産は英国国外に存在する場合は、設定者がその信託を作ったときに、英国の如何なる地にも居住していない場合は、それは相続税の課税から除外される。〉

以上のような英国相続税制を前提として、租税回避商品販売業者が、英国非居住者として100万ポンドを拠出して信託を設定し、その信託から受益できる所得権（中間的権利）及び残余権（将来権）を設定する。他方納税者は、英国内で相続人を受益者とする信託を設定する。納税者は英国非居住者の設定した信託の所得権を購入するオプションを百万ポンドで購入するとともに残余権の権利者に指名される。納税者は所得権を購入するオプションを行使し所得権を取得するとともに、残余権を設定した英国信託に移転する。納税者が保有する所得権は中間的権利であり課税対象とならないこと、残余権はそれ自体としては無価値である等として相続税が課税されないと納税者が主張したものである。〉

この事例は、議会が繰り返し「立ち入り禁止」のサインを出しているところにおいて、現存する「個別反租税回避ルール」を回避しようとするアレンジメントを説明する。

### D30.1 背景

D30.1.1 相続税は、納税者の居住地を考慮して課税される。納税者が英国居住者である場合、彼らの全世界の遺産は死亡時に又は生存中の財産移転時に相続税の課税に服す。しかしながら、多くの特別法定非課税措置及び控除は、相続税がしばしば、財産移転時に課税されないことを言明している。最も明白なものは、配偶者間の財産の移転時の非課税であり、その他の例は、贈与者が7年生存し死亡前7年間に贈与財産からいかなる利益も受け取らない場合の、個人への明白な存命中の贈与への非課税である。信託への贈与は一般に軽く好意的に課税され、特に、20%の即時エントリー税に服す。

D30.1.2 他方、納税者が英国の何れかの地の居住者又は見做し居住者でない場合は、英国内に存

在する資産の移転だけが、相続税の課税に服す（一般的に英国居住者に適用されるものと同じ非課税措置に従い）。信託設定資産に関する限り、そうした資産が英国国外に存在する場合は、設定者がその信託を作ったときに、英国の如何なる地にも居住していない場合は、それは相続税の課税から除外される。これにはいくらかの法定上の例外がある（例えば、ここでは取り扱わない相続税法 § 48 (3A) 又は § 81 及び § 82）。

## D30.2 アレンジメント

D30.2.1 英国非居住者の信託設定者が、Y（通常会社である）のために信託に100万ポンド設定する。Y社は全信託期間（約125年間）生ずる所得に対し権利を与えられる。当該所得は、信託受託者のそれを留保し集積する権利にのみ服すもので、残余はZ社に与えられる。

D30.2.2 Y社の所得権は125年継続し、譲渡可能であるが、Y社は所得を現在受益する現在の権利を持っていないので、相続税上の所持の権利を生じさせるには十分ではない（中間的権利）。それは、時に、中間的権利又はピアソン・タイプの権利と呼ばれている。

D30.2.3 信託受託者の権限は、現在の残余権者（Z社）の代わりに信託の将来権を与えられることとなる他の者を指名する権限を含んでいる。信託資産が海外に存在し、設定者は英国の一部に居住していなかったため、信託資産は、オフ・ショアに留まっている間は、相続税負担から除外される。

D30.2.4 Dは、英国居住者で、7年間生存の規定に煩わされることなく、100万ポンドの現金を彼の相続人に移転することを望んでいる。彼は、贈与財産からのある利益の維持を望んでおり、彼は贈与財産が開始負担を伴うことなく信託に付されることを望んでいる。Y社及びZ社はDがそれら目的を満たす方法で信託上の彼らの権利を取得することに同意する。

D30.2.5 信託受託者たちはZ社の位置にある信託に基づく将来利益権者としてDを指名する彼らの権利を行使する。その指名は、一定の期間の後取り消しできないものとなる（有効にDがそのオプションを取得した後）。Y社は追加的名目的金額の支払いで行使可能な、Y社の所得権〈中間的権利〉を100万ポンドで購入するオプションをDに与える。Dは、受益者としての彼の相続人を持つ英国信託に、彼の新しく取得される将来権〈Z将来権〉を移転し、次に、所得権を取得するために彼のオプションを行使する。

D30.2.5 信託から所得を受け取る権利は、現在はDの財産の一部であるが、将来権から分離され、

彼は所得に対し権利を持っていないので、ほとんど価値がない〈中間権〉。それ故、それは、死亡時の相続税を回避する。それでもなお、彼は、彼の生存中所得を享受することができ又はそれは英国信託に行く。

D30.2.6 更に、その所得権〈中間権〉は、Dの死亡時に中止せず、彼の遺言に基づき、彼の相続人、通常は英国信託の受益者に移譲される。結果として、Dの相続人は信託の双方の財産権にアクセスした。100万ポンドは相続税が支払われることなく、Dの相続人に移転した。この種のスキームには多くの変形がある。

### D30.3 関連租税規定

1984年相続税法 §5 (1B)、48 (3B)、55A、74A-C 及び 81A

### D30.4 納税者の税務分析

D30.4.1 Dの財産の価値は信託上の利益権購入に使われた100万ポンドにより減額された。購入時に、Dは、100万ポンドと信託内の100万ポンドへ彼がアクセスすることを可能とする権利を交換した、それ故、彼の財産にはほとんど又は少しも損失はない。Dはオフ・ショア信託の将来権を購入しなかったので、それは除外財産であることを妨げない。それ故、それが信託に移転されるとき、利益権の価値には考慮は払われなし、相続税負担は生じない。

D30.4.2 購入された所得利益権〈中間権〉は相続税法上所有の権利ではなく、それ故、§5 (1B)にかかわらず、基礎となる信託資産は納税者の財産を構成しない。§48 (3B)における規定は、除外財産信託の所有権の購入に対してのみ適用され、そのような信託における他の種類の利益権の購入には適用されない。将来権の性質はそれだけは、それは殆ど価値がないか無価値である。それ故、資産が信託を離れるとき通常適用される税負担はいずれにも適用されない。納税者はいかなる承継的財産信託の権限又は関連財産の将来権を購入しなかった。

### D30.5 2013年財政法 §207 (2) に基づく GAAR 分析はどうか？

D30.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連租税規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

このスキームは、7年間生存できない危険、及び、信託への財産の承継的財産設定に生ずべき即時加入税負担を、又は彼の死亡時の相続税を避ける彼の家族の究極的利益のため、英国居住

者である個人が信託に資産を移転することを許すために企画されている。これは、相続税の長期に継続する基本原則及び政策目的に反している。2005年に議会は、英国居住者が除外資産信託の占有権を購入し、上記概要を説明したものに類似した方法による相続税の回避を阻止するため、法律を制定した。類似のスキームを阻止する更なる法律は、2010年及び2012年に議会を通過した。従って、納税者が、現行反租税回避法の特定の用語によって捉えられない、又は、彼が幾分異なる種類の利益を購入する、若しくは、少し異なった方法で類似の利益を取得する、スキームを考案したとしても、いくつかの異なる政府により導入された法律により表明されているように、これは、明白に議会の政策及び意図に反している。歳入関税庁は、一般的にそうしたスキームがそれら自身のメリットに基づき機能するとは考えていない。信託受託者が信託受益権を変更する権限を維持する場合に、納税者は実際には無価値な信託受益権を購入しようとしている事実を含め、多くの技術的論点が生ずると見られてきた。従って、即時税負担が一般原則に基づき生じうる。いずれにしても、2005年以来、議会は、除外財産承継的財産設定の利益権購入を特に阻止するため、—2005年に§48(3B)、2010年に§5(1B)及び2012年に§74A-Cと、多くの反租税回避規定を導入してきた。上記記述したアレンジメントは、2012年財政法で導入された§74A-Cの反租税回避立法により捕捉される。

D30.5.2 実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

スキームがなければ、Dが100万ポンドを相続人に直接に移転する場合、即時税負担はなかった。しかし、彼が7年間生存するのに失敗すると、相続税の課税に服した。彼はその所得から利益を得ることはできなかった。Dが100万ポンドを信託に移転した場合、彼が生存すれば通減控除（相続税法§7(4)）に服す7年内死亡時に全額負担に達する、移転価値の20%までで課税される即時負担があった。彼が信託から受益を続けた場合、Dは7年後の死亡時においてさえ、彼の死亡時に40%の税に服した。これらは、Dが引き受けることとなる「正常なステップ」と記述され得た。Dにより取られたステップは、これら正常なステップとひどく異なっており、従って異常と呼ばれうる。スキームは、それが、税優位性を得るために、特定の順序で、そして、特定の時間枠までに実行されなければならない、多くのステップを伴っている点において人為的である。

D30.5.3 アレンジメントは、関連租税規定の欠陥の悪用を意図したか？

上記アレンジメントは2012年財政法規定により捕捉されると考えられるが、納税者は、現行の反租税回避規定に反することなく、信託に幾分異なったタイプの利益権を取得することによ

り、そして、それにより規定の欠陥を悪用する、より複雑なそして人為的変形さえを考案することができよう。

D30.5.4 アレンジメントは確立した実務に一致し、歳入関税庁はその実務の受け入れを示したか？

歳入関税庁は、これらのアレンジメントが主張する税務上の結果を生じさせるとは示してこなかった。事実、議会は、繰り返し、更なる反租税回避法を通過させることにより、それは受け入れられる実務でないことを示してきた。

## D30.6 結論

### D30.6.1

与えられた事実関係の下では、アレンジメントは歳入関税庁が GAAR の適用を求める濫用的アレンジメントである。

## D30.7 提案される対処案

### D30.7.1

可能性のある対処案は、法律に採用されているポリシー・アプローチを採用することであり、そして、信託利益権の購入に関し、D に即時エントリー税負担を課し、更に、彼が7年以内に死亡すれば更なる税を、課すことである。

## D31 外国居住者による英国不動産取得資金のための貸付

〈参考：海外居住者が住居のため英国にある住宅を購入することを希望する場合に、選択しうるオプションを9件掲げ、それぞれの相続税課税上の問題点等を検討したもの。自ら英国住宅を購入する場合、信託を利用して購入する場合、自己資金で行う場合、銀行借入に拠る場合等の区分から、9件のオプションを例示し、それぞれの相続税課税可否を論じている。課税の可能性の少ないものから、可能性の多いものへとオプションを例示しているが、先の6オプションは課税の可能性の少ないもの、7件目のオプションは境界線上にあり、ある観察者はこれを合理的ではないと見るかもしれないが、他の合理的な観察者は異なった見解に達すると見ることができ、二重の合理性の観点から違法とされないものとされ、残りの2件のオプションは原則として濫用とされるとされている。〉

この事例は、標準的なタックス・プランニングがそれに付帯する異常性のレベルを如何に増大させうるかについて説明する。多くの代替的プランニングは、それでもなお、明確に GAAR 境界線の非濫用側にある。但し、事例は、事例としての要約性の下で、凡そ如何なところで境界線は、これは常に高度に事実関係に依存するが、線引きされるかを示すことを目的としている。事例は、アレンジメントが一つの合理性のテストでは失敗するが、二つの合理性のテストで救われる場合（オプション7）を示すことも目的としている。

### D31.1 背景

D31.1.1 相続税は英国に居住する者の全世界資産に課税され、英国国外に居住する者の英国資産に課税される。同様に、英国国外に存在する財産で、英国国外に住所を有する者により設けられた信託に保有されている財産は課税から除外され、そうした英国国外に住所を有する者により設けられた信託により所有されている英国資産は相続税の課税に服す。

D31.1.2 外国居住者である個人及び彼らに作られた信託は、従って、英国不動産を取得するときは、特に、居住用財産が当該個人又は彼らの家族により居住される場合は、資産の借入による使用を考える。資産の借入は、現在ではよりありそうなものである。何故なら会社組織を通じた資産の所有により相続税を軽減しようとする代替的戦略は、新しい住宅用不動産年税及びキャピタルゲイン税の可能性を発動させるものである。

### D31.2 アレンジメント

D31.2.1 Rは海外居住者で、彼の住居のため英国に価値ある住宅を購入することを希望する。彼はいくつかのオプションを持っている。

オプション1〈英国非居住者の自己資金による英国住宅直接購入〉

Rは、購入資金とするため彼自身の源泉からの現金を使用して、彼自身の名によって住宅を購入する。

オプション2〈英国非居住者の自己資金による海外信託設定及び海外信託の英国住宅購入〉

Rは彼自身の源泉から当該住宅を購入する信託に現金を設定する。Rは信託の受益者である。信託を使用する理由は、一部は非税関係のもので、秘匿の希望を含み、複雑な遺言検認手続きを避けること、又は、Rの死に自動継承プランを提供することある。

オプション3〈英国非居住者の銀行借り入れによる英国住宅の取得〉

Rが、彼の現存する財源から購入資金を確保できるが、大部分の資金即ち購入価格の70%を銀行から借り入れることを選択する。

オプション4〈英国非居住者の海外信託の設定及び同信託の銀行借入並びに英国住宅の購入〉

Rが（上記オプション2のように）一部を信託に資金供給する。信託受託者が（上記オプション3のように）次に、銀行から購入価格の残額を借り入れる。

オプション5〈英国非居住者による銀行の海外投資勘定への預金及び銀行借入並びに英国住宅購入、更に、購入した英国住宅の担保差入〉

Rが、銀行が資産の購入資金の大部分（例えば、95%）を貸せるようにするために、銀行の海外投資勘定に預金する。当該借入は再度、当該財産で担保される。

オプション6〈英国非居住者の信託への少額資金の資金提供及び信託の借り入れ保証、信託の英国住宅購入後、担保差入〉

Rが住宅の購入価格の例えば5%の価値の金額を信託に資金提供し、信託受託者の借入を保証することに同意する。これはRの信託が購入価格の残額を銀行から借り入れることを可能とする。当該借入は再度当該資産で担保される。

オプション7〈英国非居住者が設立した非居住者及びその成人した子供を受益者とする信託が、非居住者が所有するオフ・ショア会社から資金を借り入れ、英国住宅を購入〉

Rは数年前に彼が設立した現存する実質的自由裁量信託を有している。Rはその信託の受益者であるが、彼の成人した子供もまた受益者であり、彼らは全員数年にわたりその信託から利益を受けてきた。その信託受託者は以前英国の住宅を所有していたが、2年前にそれを売却した。信託受託者は、R及び彼の子供が年に数週間英国を訪問するので、彼らの使用に適した新しい英国資産を探してきた。信託受託者たちは、現在ある財源で新しい住宅を購入することができたが、完全にRにより所有されているオフ・ショア会社を通じ、住宅購入代金を貸し付けるRからの申し入れを受け入れる。そのローンは無利子で要求払いである。Rに所有された会社は、その住宅のローンに担保を確保する。

オプション8〈英国非居住者が、海外の財源から海外信託を設定し現金を信託設定し、同信託が子会社を通じて、英国非居住者に住宅資金を貸し戻し、英国非居住者が英国住宅を取得〉

Rは、彼自身の名で住宅を購入するため、彼の海外の財源から新しく設立された信託に現金を

信託設定し、次いで、それが、現金を、子会社を通じ、彼自身の名による住宅の購入のため彼に貸し戻す。

オプション9〈英国非居住者が海外に彼が設立者で受益者であるローン信託を有している。非居住者の配偶者又は親族が1,000ポンドの現金でプロパティー信託を設立する。ローン信託は海外会社を設立し資金を移転する。海外会社がプロパティー信託に資金を貸し付け、プロパティー信託が英国住宅を取得〉

Rは、彼の海外の財源から、彼が設定者であり受益者であるローン・トラストとして知られた信託に現金を加える。彼の配偶者又は親族は、プロパティー・トラストとして知られた、言わば、1,000ポンドの現金の資金で他の信託を設立する。Rは、プロパティー・トラストに資金の追加を行わない。ローン・トラストは、海外の会社を作り、それに現金が移転される。そして、その会社はその現金をプロパティー・トラスティーに貸し付ける。彼らはRが居住を望む英国資産を取得する。そのローンは、要求払いで、無利子、有利子又はインデックス・リンクである。プロパティー信託受託者は、貸主はその住宅のみに償還請求権を持っているので、人的債務は生じない。

### D31.3 関連租税規定

1984年相続税§48(3)(a)及び162(4)；1986年財政法§102(3)及び103並びにスケジュール20；並びに2004年財政法スケジュール15の Paragraph 11

### D31.4 納税者の分析

D31.4.1 上記オプション1及び2は、税務上のメリットがないし、実際オプション2に関して追加10年課税が発生する。これらのオプションはRが持つ選択肢の範囲を説明し次のオプションと比較するために含まれている。

D31.4.2 オプション3及び4では、借入がオプション1及び2に比較し、明白な相続税上のメリットを提供している。Rは、英国の居住者ではなく、彼が個人的に海外に保有する現金は相続税には服さず、英国財産は商業借り入れにより減価される。

D31.4.3 同じ税務上のメリットが、高額ではあるが、オプション5から9の利用に主張される。

D31.4.4 利益権留保ルールは、オプション1、3、5及び8には、Rが財産を所有するので、適用されない。オプション2、4、6及び7では利益権留保があるが、納税者は、これは財産の正味

価値に関してだけであると主張する。

D31.4.5 オプション 8 では、その債務は、それは除外財産により資金供給されているので、自ら生み出した債務として 1986 年財政法 § 103（一定の債務及び先取特権の取扱）に捕捉されない（1986 年財政法 § 103（4）参照）と、主張される。

D31.4.6 オプション 9 では、R の死亡時に税負担はない。何故なら、R はプロパティー信託に財産を贈与しなかった（従って、利益権留保規定は適用されない）、そして、R は除外財産を保有するローン・トラストだけの受益者である。R は、プロパティー・トラストに贈与していないので、1986 年財政法 § 102（留保付きの贈与）及びスケジュール 20（留保権付贈与）パラグラフ 5（信託設定された贈与）（4）は意味がない。R がそうした贈与をしたのであれば、英国の財産はそれを取得するために行われたローンにより減価していると主張される。

D31.4.7 事前所有資産税負担は、R は財産の処分を行っておらず、財産は第三者ではなく彼により取得されたので贈与条件を満たさないの、オプション 1、3、5、及び 8 に適用されない。それは、寄贈条件が満たされていたとしても、そのことを基礎に他のオプションに適用されない。R が利益を維持するローン（又はオプション 2 の場合は住宅自体）は、住宅の価値自体に由来するものであり、従って、スケジュール 15 パラグラフ 11（3）に基づく保護が利用できる。

D31.4.8 債務は英国財産を購入するために生じており、従って、その額面に基づき、それは、2013 年財政法スケジュール 36（相続税上の債務の取扱）により認められる。

D31.4.9 歳入関税庁は、R の法律分析、特に、オプション 2、4、6 及び 7 に基づき彼が利益を維持する英国財産に対するローンの控除可能性を受け入れない。  
下記の GAAR 分析は、この点を心にして読まれるべきである。

D31.5 2013 年財政法 § 207（2）に基づく GAAR 分析はどうか？

D31.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連租税規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

D31.5.2 実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

税務上のメリットを獲得することが7から9のオプションの主たる目的又は主たる目的の一つであったと結論することが合理的である。これは3から6のオプションに関してはそうではないこともあり得る。彼の現金で他の投資を行うためのより自由度を彼に許すため又は彼の流動性を維持するために、Rは銀行からの借入を優先したかも知れない。相続税の背後の意図は、英国資産と英国居住者に課税することである。国外居住者の海外資産は、第一に、相続税の適用領土範囲外にあるので除外財産であるが、彼らが所有する英国資産は課税に服す。オプション3と4は、相続税は英国資産の正味価値に課税されるとするルールの適用である。R又は彼の信託受託者が海外投資を使用して購入の資金確保ができたということは関係ない。Rは、彼の借り入れ動機が何であれ、相続税の適用範囲外にある資産を相続税に服す資産に変えることを強要されない。R又は信託受託者の借り入れは、正常な商業取引であり、人為的又は異常なものではない。オプション4に関しては、利益権保留がポイントにあるが、GAARは、オプション3又はオプション4に適用されるとは考えられない。オプション5及び6は、同様に、R又は彼の信託受託者の商業上の決定を示す。R又は彼の信託受託者は追加借り入れに関する商業上のリスクをとっているし、Rは、借入／保証を支持して、預金資金の経済的下落を受けている。高額な借り入れを選択することは、同様に、人為的でも異常でもない。Rは、商業的に借りることの経済結果を受け止めている。彼は、どこかに置くことを彼が選んだ現金を失うかもしれない。それは、行為の合理的過程として合理的に見做しうる。オプション7では、信託への貸付は、いろいろな税外理由で生ずるので、それ自体必ずしも異常又は人為的であると考えすることはできない。たとえローンが税に動機づけられて、(ある意味で)自然発生的であるとしても、それは一回の率直なステップを含んでいる。しかしながら、その信託が、既にしばらくの間設立されていないか実質的なものでなかった場合は、見解は十分異なったものとなる。例えば、Rが唯一の若しくは主たる受益者か又は信託受託者を指揮できるか若しくは信託を廃止できる場合、そうした新たに作られた信託へのローンは人為的と見做されよう。上記例において、ローンはいずれにしても主として税に動機づけられていないこともあり得る。例えば、信託受託者が流動性目的から現金を保持することを希望し得る。しかし、そうであったとしても、そのアレンジメントはなお、必ずしも濫用ではない。オプション8においては、現金は、信託及びアレンジメントにより、循環し設定者の下に帰っている。GAARに基づく見解は、その信託がある期間存在してきており、贈与がローンバックの意図のもとに行われなかった場合、異なったものであろう。設定者は、彼自身への貸付手段として信託を設けた。信託及び会社の設置は単に設定者にローンがバックされることを可能とするために行われている、そして、これは人為的ステップである。1986年財政法§103は、贈与される資産が受贈者により貸し戻されることを阻止するために企画された。そして、オプション8は、意図された政策目的を回避するために使用可能な§103のループホールを使用していると考えられ得る。オブ

ション9では、別のローン信託の存在を持った資産所有のために特に設けられた名目的価値の信託設定、及び、非遡及での貸付を行うに使用されることを確保する会社装置の結びつきは、これらの事実関係の下で、人為的税務上の控除を実現するためにだけ、設けられた。そして、個々に見られた場合、そのステップは正常と見做しうるが、結合して見られた場合、それらは異常とみられよう。しかしながら、各ケースはそれ自身の事実関係に基づいて取り上げられ、状況は、例えば、双方の信託が実質的で存在している信託の場合、又は、ローンが完全に商業的である場合、若しくは、財産信託が設定者とは異なる別の受益者のために設立された場合は、異なって考えられよう（上記、オプション7参照）。

D31.5.3 アレンジメントは確立した実務に一致し、歳入関税庁はその実務の受け入れを示したか？

最後の二つのオプションは確立した実務に一致せず、歳入関税庁は、原則として、国外居住地は§103に捕捉されないとの解釈の受け入れを示してこなかった。

## D31.6 結論

D31.6.1 オプション1及び2は税務上のメリットに結果しない。3以降のオプションの税務上のメリットを単に説明するために上記に含められた。

D31.6.2 オプション3及び4は法律規定の直接適用であり、GAARにより決して捕捉されない。同様に、オプション5及び6は人為的でも異常でもない商業的アレンジメントを伴っており、歳入関税庁は、それらに対しGAARの発動に努めない。

D31.6.3 オプション7に関しては、経済的に債務が自然発生するよう見え、信託は、実質的なものであり、アレンジメントは必ずしも、人為的又は異常ではない。従い、ある観察者はこれを合理的ではないと見るかもしれないが、他の合理的な観察者は異なった見解に達すると見ることができる。そうしたわけで、これら特定事実はGAARにより十分には捕捉されまいであろう。しかしながら、これは境界ラインのケースであり、説明目的のために、事実関係が不可避的に要約されている場合のものであることを理解することは重要である。各ケースはそれ自体の事実関係に基づいて検討されなければならない、わずかな事実関係の相違は異なった結論に結果し得るものである。

D31.6.4 オプション8及び9は、これらの特異な事実関係に基づき、GAARにより捕捉されよう。

債務は、住宅に関し納付すべき税の計算において無視され、取引行為はこれに基づいて対処されるであろう。しかしながら、オプション7に関して、各ケースはその完全な事実関係に基づいて検討されなければならないが、異なったシナリオが二重の合理性のテストにより GAAR から救い出されるということが、不可能ではない。

D31.6.5 全てのオプション（特にオプション7、8及び9）に関し、歳入関税庁は、彼らが行使できるその他の法律上の手段が、請求された税務上の取扱へのチャレンジに使用されるべきか否か検討する。

## パート VII 印紙土地税

### D32 セール及びリースバック

〈参考：印紙土地税関連法はいくつかの控除規定を含んでいる。その一つは、資産の購入者により売主に与えられるリースに基づき支払われるリース料に印紙土地税が支払われないこととするものであり、他方、グループ会社間の取引行為にも印紙土地税非課税の措置が与えられている。本事例は、売主が関連のない第三当事者とセール・アンド・リースバック・アレンジメントに入ることを希望するが、リースが売主自体ではなくその子会社に与えられることを望む場合、どのような取り扱いとなるかを検討したものである。〉

この事例は、納税者が合法的選択を行う場合の正常なタックス・プランニングを説明する予定である。

#### D32.1 背景

D32.1.1 印紙土地税関連法はいくつかの控除規定及び課税対価の計算方法を決定する規定を含んでいる。

D32.1.2 一つの控除は 2003 年財政法 § 57A（セール及びリースバック）において提供されている。これは、購入者により売主に与えられるリースに基づき支払われるリース料に印紙土地税が支払われないことを規定している。目的は本質的には金融取引にあるものに印紙土地税の課税を回避することである。売主は纏まった金額を獲得し資産の購入者にリース料の形で「利息」を支払う。しかしながら、リースが終了すると、購入者は負担のない自由保有権を獲得する。それ故、印紙土地税は、資産の売主に支払われる購入価格に支払うものとしてとどまることが適当である。

D32.1.3 その他の控除が 2003 年財政法 § 62 及びスケジュール 7（グループ控除）に提供されている。この規定は定義されたグループ会社間の取引行為に印紙土地税非課税を提供している。スケジュール 7 は、一定の状況が生じた場合、それ自体の反租税回避規定及び控除の回収の規定を含んでいる。グループ控除は、1930 年以来印紙税（印紙土地税の前身）のために提供されてきた。そして、所有権が個々のグループ会社内において変更したとしても、グループ外に所有権の実質的变化のない場合には、取引税を課税しないとの政策目的を達成している。

D32.1.4 2003年財政法 § 57A (セール及びリースバック) 控除の要件の一つは、売主が又リースバックを受ける者であることである。

## D32.2 アレンジメント

D32.2.1 売主 (X1) は、関連のない第三当事者 (Y) とセール・アンド・リースバック・アレンジメントに入ることを希望する。しかし、リースが X1 の子会社 (X2) に与えられることを望む。

D32.2.2 X1 は、次のいずれかを行うことができた。

\*まず、資産を X2 に譲渡又は移転する。X2 は、その移転に対する対価として、X1 に社債を発行する。X2 は資産を Y に売却する。Y は X2 にリースバックを行う。そして、ことがうまく進展し、X2 はそれ自身の資金又は Y から X2 に支払われた現金から社債を返済する。又は、

\*通常の方法でセール・アンド・リースバックに入り、リースは Y から X1 に与えられる。そして、X1 が即時にリースを X2 に移転又は譲渡する。

## D32.3 関連租税法規定

2003年財政法 § 53、57A 及び 62、スケジュール 7 並びにスケジュール 17A のパラグラフ 11

## D32.4 納税者の分析

D32.4.1 最初の実例において、X2 はグループ控除に依存することを求めるので、印紙土地税は資産の X2 への譲渡又は移転に対し支払われない。そして、セール・アンド・リースバック控除の要件が満足される (それ故、Y は購入価格に印紙土地税を支払うが、X2 はリースバックのプレミアム又はリース料に印紙土地税は支払わない)。

D32.4.2 第二の実例において、X1 はセール・アンド・リースバック控除が満足されている旨主張する。そして、X2 は、グループ控除が利用でき X2 が X1 支払う (又は、2003年財政法 § 53A により支払われると扱われた) 如何なる対価に関しても印紙土地税は支払われない、と主張する。

## D32.5 2013年財政法 § 207 に基づく GAAR 分析はどうか？

D32.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連租税規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

全体としての取引行為を見れば、資産はX1に所有されていたが、YからのリースバックはX2へととなっている。X1がYに売却するが、リースはX2に与えられたとの形を取引行為がとれば、セール・アンド・リースバック控除は利用できなかった。制限内で、印紙土地税グループ控除制度は、資産がグループ内に留まっている場合、税負担が生ずるのを阻止することを意図しているとの事実を考慮すれば、セール・アンド・リースバック前に資産を移転すること、又はリースバックに続きリース物を譲渡することは、法律の背後の原則及び政策目的に一致しているように見える。この判断は、2003年財政法スケジュール17Aの paragraph 11 に含まれている反租税回避規定（その規定は、セール・アンド・リースバックに基づいて印紙土地税なく事前に与えられたリースを、それが譲渡されるとき新たに与えられたものとして扱っている。）が、X2がそのリースをX会社グループ外に譲渡した場合、適用されるとの、事実により支持される。

D32.5.2 実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを含んでいるか？

グループ内の会社が、資産又は資産内の利益権を、他のグループ会社に移転する又は保有させる取引行為に入ることは、通常のことである一方、二つの取引行為の近似性が異常であるとの見方もあり得よう。しかしながら、多くの商業的取引行為においては、特に、外部からのファイナンスが求められ、貸主が資産に対し担保を要求する場合には、相互に密接に続く、連続的取引行為を行うことが必要である。グループを伴う多くの取引行為はインフォーマルで行われるが、社債の発行は、通常ではない。

D32.5.3 アレンジメントは関連租税規定の欠陥の悪用を意図したか？

§57Aが、リースバックが売主以外の他の者に与えられることを許さない限りにおいて、X1及びX2はまさに罠にかかることを回避しようとしている。彼らは単に二つの控除を結合しようと努めている。

D32.5.4 タックス・アレンジメントは、確立した実務に一致し、歳入関税庁は、その受け入れを示してきたか？

ノー。

請求された結果は（パラアグラフ2（4A）を含むスケジュール7の要件の歳入関税庁の考慮に

従うと) 法定控除に矛盾しないが、請求される税務上の結果は、確立した実務には一致しない。

## D32.6 結論

### D32.6.1

事実関係に基づくと、アレンジメントは歳入関税庁が GAAR の適用を求めるようなものではない。

## D33 長期リースの延長

〈参考：A は関係者である B に資産をリース（20 年リース）していたが、B はそのリースを延長すること（35 年に）を希望する。その場合、① A が、A が B のリースの明け渡しを受け入れる代わりに、A が B に 35 年のリースを与えることに同意する、又は、② A が 15 年の将来リースを B に与える、との方法をとることができるが、これらの印紙土地税上の問題点を検討するものである。〉

この実例は、納税者が合法的選択を行う正常なタックス・プランニングを説明することを予定している。

### D33.1 背景

D33.1.2 A は関係者である B に資産をリースしていた。B は更に 20 年の期間を持つものと見做されるリースを延長すること（35 年に）を希望する。リースは、A は、A が B のリースの明け渡し（及び、B が A からリースを受けるとの B の同意）を受け入れる代わりに、A が B に 35 年のリースを与えることに同意することができた。A 及び B は、税務上の助言を得て、その代わりに、A が 15 年の将来リース（即ち、B のリースが 20 年目に終了するときに開始する 15 年リース）を B に与えることを決定した。

### D33.2 アレンジメント

D33.2.1 A は将来リース（reversionary lease）を B に与えることに同意する。そのリース条件は（開始日を別として）同じものでありえたとし、又は、A は、現在のリースの下で現在課しているよりも新しいリースの下で高額のリース料を課すことを選択することができた。

D33.2.2 従って、BはAから二つの連続的リース、一つは20年間のそして第2は15年間のリースを保有している。

### D33.3 関連租税法規定

2003年財政法 § 50 及び 53、スケジュール 4 のパラグラフ 5 並びにスケジュール 17A のパラグラフ 9 及び 16

### D33.4 納税者の分析

D33.4.1 唯一の印紙土地税債務は、新たな期間 15 年のリースに基づいて支払われるリース料に対するものである。

D33.4.2 その取引行為が、BのAへの旧リースの引き渡しとAの35年の新リースの提供により行われた場合、納税者は以下のように主張する。：スケジュール 17A パラグラフ 16 は、Bが放棄するBの現在のリースの価値はAによる新リース提供の対価ではない（即ち、非名目的負担）そして、AのBに新リースを与える約束の価値は、Bの古いリースの放棄の対価ではないとの効力を持っている。旧リースが印紙土地税（SDLT）を誘引していた場合は、印紙土地税は、旧リースに基づき支払われたそれに比較される、新リースに基づく追加的リース料に対しのみ負担される（旧リースが印紙税（stamp duty）を誘引していた場合は、「重複控除」は使用できない—スケジュール 17A パラグラフ 9（4）参照—ので、印紙土地税は35年間のリース料に対し負担される。）。

D33.4.3 歳入関税庁の公表された見解は、A及びBが関係者である場合、対価は市場価値よりも低いものではなく、パラグラフ 16 の特則（新しいリースは旧リース放棄の課税対価ではなく、旧リースの価値は新リースの課税対価を構成しない、旨規定する）は、効力を持たないとするものである。スケジュール 17A パラグラフ 9（2）用語（「このパートの目的上」）は、歳入関税庁は、§ 53（1A）（b）の目的上、リース料は、二重控除により減額されるリース上の印紙土地税が、パラグラフ 9 の効力により減額されたものとして受け止められる、ことを受け入れることを意味する。

### D33.5 2013年財政法に基づく GAAR 分析はどうか？

D33.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連租税法規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

印紙土地税規定は、土地の権利が譲与、移転又は引渡により取得された場合に取引行為に課税すること、；そして、リースに対して提供される（法律により定められた）対価に課税することを予定している。初めにリース料に注目すると、将来リースとして新しいリースを組織することにより、古いリースが印紙税を引き付けていた場合、新しいリースの印紙土地税は、新しい35年リースに基づいて支払われたであろう印紙土地税と比較して減額されると言えよう。納税者は、古いリースを放棄し、35年のリースの再付与を獲得するか、古いリースを維持し新しい15年リースを獲得するかの英国土地法上の選択権をイングランド、ウエールズ、及び北アイルランドでは持っていると言主張するであろう。

我々は、リース料に関するアプローチはその税の政策目的に一致していることを認める。放棄をして再授与かどうかの決定に注目した場合、政策目的は、取引行為が関係者間である場合、市場価値を参照して最小限印紙土地税を課すことであると言える一方で、歳入関税庁は、一般ルール（§53のような）はまた対価を取り扱う特別法律規定に従うことであるとの主張があることを認識している。我々は、これら取引行為の合理的見方は、それらは政策及び原則に一致していることであることを受け入れる。

D33.5.2 実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っているか？

ポートフォリオ管理の一部として、放棄し、再授与すること、及び、将来リースを与えることは、人為的又は異常なステップではない。

D33.5.3 アレンジメントは関連租税規定の欠陥の悪用を意図しているか？

ノー。

D33.5.4 タックス・アレンジメントは、確立した実務に一致し、歳入関税庁はその実務の受け入れを示したか？

実務家は、歳入関税庁の§53の適用スタンスが2011年に公開されるまでは、スケジュール17Aのパラグラフ16を関連当事者間の取引行為に適用する実務は、歳入関税庁の確立した実務に一致すると理解されてきたと主張するであろう。歳入関税庁は、この分野には確立した実務はなかったと争うであろう。

## D33.6 結論

### D33.6.1

歳入関税庁は GAAR の適用を求めない。

## D34 繰延べられた対価

〈参考：売主 A から買主 B が土地を取得することを予定していたが、売主 A に 100% 子会社 X を設立させ、X 子会社の株式全てを買主 B が取得する。次いで、X 社を受益者とする信託を設定し、Y 社が受動信託受託者となる。その後、売主から信託にリース期間 999 年の譲渡予定の土地をリースする。以上のような方法により、印紙土地税を回避しようとしたスキームである。〉

この事例は、個別的租税回避対処法を回避し、それによって法律の基礎となる政策に一致しない結果を実現するために、商業的取引行為に異常なステップの挿入を伴うアレンジメントの説明を予定している。

### D34.1 背景

D34.1.1 ある不動産の取得を望む購入者が、将来特定の日を支払われる繰延対価により株式を取得する。購入者の株式取得前に、不動産の売主とは関係のない指定された会社に名目的リース料で長期リースが与えられる。

D34.1.2 このスキームは、2003 年財政法 75C (1) の条件を理由に、2003 年財政法 § 75A の印紙土地税の回避法律規定の迂回を主張する。

### D34.2 アレンジメント

D34.2.1 スキームの基本的な詳細は次の通りである。

- \* 売主 (A) が、購入者 (B) に対し、不動産を売却する契約に入り、B は A に手付を支払う。
- \* A が次いでオフ・ショア会社 (X Ltd.) を設立し、初めに、A が X リミテッドの株式資本の 100% を所有するが、不動産取引契約が完了する前に、B は A から全ての株式 (資本) を購入することに合意する。
- \* B は、次いで、別の第三当事者である会社 (Y Ltd.) がリース授与 (grant) に関し X リミテッドの受動信託受託者 (bare trustee) として行為するようアレンジする。

\*Xの株式のために金銭は、BによりAに支払われ、金額は、AからBへの契約に基づく不動産の価格と同じ金額であった。同じ日に、そして、最終結末として、A及びB間の契約は取り消され、名目的なリース料の999年リースがAからYリミテッドにXのためにその不動産を保有するために与えられる。

D34.2.2 Bは、従って、子会社と受動信託受託者を伴うより複雑な構造に依ってではあるが、それが取得を望んだ土地の権利を取得した。

### D34.3 関連租税法規定

2003年財政法 § 53、75A 及び 75C (1)

### D34.4 納税者の分析

D34.4.1 子会社及び受動信託によるものであるが、有効なBの土地の権利の取得であるものに関して支払われる金額に関し、印紙土地税は負担がないことが主張される。なぜなら、999年リースは名目リース料のプレミアムなしで与えられた。

D34.4.2 2003年財政法 § 53 は購入者が売主と関連会社である場合、適用され、譲渡される不動産に印紙土地税に対する市場価値に負担を課税する。しかしながら、このスキームにおいては、§ 53 は、リースがAによりYに与えられるときには、発動されないとされている。なぜなら、2003年財政法スケジュール16のパラグラフ3(3)は、YLtdを購入者として取り扱うと言われており、XLtd及びYLtdの何れも、リースが与えられた時には、売主Aとは関連を持っていなかった。

D34.4.3 2003年財政法 § 75A は不動産を処分した者及びそれを取得した者の間の概念上の取引行為に課税しようとする。§ 75A は、また、概念上の取引行為に対する課税対価についても述べている。

D34.4.4 しかしながら、金銭又は金銭価値が支払われた唯一の行為である、株式に対して支払われた金額は、§ 75C (1) の条件により、§ 75Aに基づく名目的取引行為の課税対象対価として取り扱えないと主張される。

D34.4.5 §75C (1) の規定は、一連のスキームの最初の取引行為であった株式移転の対価は、§ 75A の目的上無視されるべきと述べている。それ故、§ 75A は、取られたスキームに基づいて生

ずるよりも当事者に対し高額な租税債務に結果しない。

#### D34.5 2013年財政法 § 207 (2) に基づく GAAR 分析はどうか？

D34.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連租税規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

2003年財政法 § 75A は、次の状況における概念上の取引行為に課税するために導入された。

- \*ある者が土地を処分する (V)、
- \*ある者が土地を取得する (P)、
- \*その処分に関し関連する多くの取引行為又はステップがあること、
- そして、
- \*最終結果は、印紙土地税の減額が生ずること。

これらの状況において、§ 75A は V 及び P 間の概念上の取引行為に課税するが、その目的は、概念上の取引行為のための課税対価のための単純な用語で、V がそのスキーム取引行為で受け取るか、または、いずれの者がそのスキーム取引行為に対して与える金額の高いものであるべきであるということである。2003年財政法 75C (1) は以下のように述べている。「株式又は証券の移転は、このサブセクションがない場合、それが、一連のスキーム取引行為の最初のものである場合には、§ 75A の目的上無視されるものとする。」。§ 75A が導入されたとき、それがある予想外のターゲットを攻撃できるのかとの懸念があった。例えば、不動産は、ある会社により数年間その唯一の資産として保有されてこられうる。その会社の株式は、次いで、新しい親会社 P Ltd により取得され、P Ltd は会社を清算しその不動産が P Ltd に配布されるということがありえた。清算による P Ltd へのその不動産の移転は対価なしであり得るが、2003年財政法は市場価値チャージを課し得る。しかしながら、§ 54 (4) は、会社資産からの分配に § 53 を適用しない。歳入関税庁は § 75A が政策を変更することを望まなかった、しかしながら、このスキームは、不動産に長期継続する権利を持たなかった会社に § 75C (1) の適用を求め、それによって、§ 75A を弱体化している。歳入関税庁は、このスキームへの GAAR の発動を求めるであろう。これは追加されるステップが、次のものを伴うからである。

- \*B が X を取得す、
- \*B の指示により X の受動信託受託者として行為する第三当事者会社 YLtd、
- \*当初の契約の撤回、及び、
- \*対価のない 999 年リースの授与及び受動信託への名目的な対価、

上記は、税務上の利益を得るために全く作り出されているように見える。特に B の当初の意図は、A との土地取引契約に入り預金を支払うことにより、通常の方法で当該資産を取得する

ことであつたように見える。

D34.5.2 実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップを伴っていたか？

イエス。

このスキームでは、明白な自由保有権譲渡ではなく株式購入及び長期リースによるものであつたが、売主は、その所有不動産を売却し、不動産の将来権を除く全ての権利を処分し、希望価格であると予想されているものに等しい金銭を受け取つた。Bは子会社（X Ltd.）及び受動信託を伴うより複雑な構造によるものであるが、その不動産に価値ある権利（999年リース）を取得した。その不動産移転が、通常の方法の率直な土地取引行為を伴つたものであつた場合、歳入関税庁は、Aがその不動産を売却し、Bが購入価格を支払い、印紙土地税納付義務を負担し、それを取得したであろうことを期待している。仮に、その当事者が入ろうとした取引行為がX又はXのための被指名者へのリースの授与を伴つた場合は、印紙土地税を誘引したであろう（そして、或いは、売主が会社であつた場合は、ディグルーピング・チャージがこの順序により）。スキームにおけるステップは、土地が通常の方法で取得される場合に行われたであろうステップに比較し人為的である。

D34.5.3 アレンジメントは関連租税規定の欠陥の悪用を意図したか？

必ずしも法律の欠点でなく、異常なステップがBにより取られた。Xの株式の取得は§75Aの目的上の最初のスキーム取引行為であると主張することにより、Bは§75C（1）の諸条件の発動に努めている。次いで、Bは、株式移転のための金額は、名目的取引行為に基づく課税対価を減額するため、§75Aに基づくスキーム取引行為として無視されるべきであると主張する。

D34.5.4 タックス・アレンジメントは、確立した実務に一致し、歳入関税庁はその実務の受け入れを示したか？

ノー。

主張される税務上の結果は、確立した実務に一致しない。

## D34.6 結論

D34.6.1 与えられた事実関係の下では、これらのアレンジメントは、歳入関税庁がGAARの適用を求める濫用的タックス・アレンジメントである。

D34.6.2 これらアレンジメントの唯一の或いは重要な目的は、政策目的に一致しない、人為的又は異常なステップを伴う、印紙土地税の回避であるように見える。

### D35 副次的販売

〈参考：人物 A が人物 B に土地を売ることに合意するが、その最初の取引行為が完了する前に、人物 B がその同じ土地を人物 C に売却することに合意する（又は人物 B が最初の契約に基づいてその権利を C に移転することに合意する）場合に適用される 2003 年財政法 § 45 の規定の正しい適用について説明するものである。〉

この実例は、関連法律規定を基礎づける政策と原則に一致しない方法で税を回避するために人為的又は異常なステップが取引行為に挿入されたアレンジメントを説明することを予定している。

#### D35.1 背景

D35.1.1 2003 年財政法 § 42 は、2003 年 12 月 1 日から英国土地取引行為に関し課税されることを規定する印紙土地税を導入した。

D35.1.2 2003 年財政法 § 45 は、土地取引行為契約に基づく購入者の権利がその契約が完了する前に第三者に移転される場合に控除を設けた。その意図は、購入者が本質的に土地の全て又は一部の最終購入者の導管として行為している場合には、印紙土地税の二重課税がないものとするべきであるということである。

D35.1.3 そうした取引行為は、第三者が契約の主題の全て又は一部を取得する権利を与えられることに結果する二次販売、割当又はその他の取引行為の形式をとり得る。そうした取引行為は印紙土地税上「権利移転 (transfer of rights)」行為と呼ばれる。

D35.1.4 最初の取引行為 (A から B の取引行為) が第二の取引行為 (B から C への取引行為) と同時に (そして第二の取引行為に関連して) 完了するときには、A から B の取引行為の完了は無視され B には課税はない。但し、その意図は、通常、C に課税があるべきであるということである。

#### D35.2 アレンジメント

D35.2.1 AがBに土地を売却することに同意し、Bが同じ土地をCに売却することに同意する。

D35.2.2 A-B契約が完了するのと同じ時に、B-C契約は完了する。この取得は「権利移転 (transfer of rights)」により成就される。Bは、A-B契約の完了は2003年財政法§45により無視されるので、印紙土地税は課税されないと主張する。一方、Cは、2003年財政法§45(3)の条件の適用により(より詳細には、下記実例を参照)、印紙土地税は課税されないか又は減額されると主張する。

### D35.3 関連租税規定

2003年財政法§45及び§75A

### D35.4 納税者の分析

D35.4.1 Bは2003年財政法§45の故に、彼のAから取得された不動産に対する権利は、同時にそしてBの即時の/二次的Cへの譲渡と連続して移転されたので、印紙土地税は生じないと主張する。しかし、Cは次いで、印紙土地税は生じないか減額される、そして、これは次のような多くの理由からそうであると主張する。例えば、CのBへの関係の故に、若しくは、Cが請求する権利を与えられていると述べる控除の故に、又は、Cにより行われる支払金額が印紙土地税のゼロ税率帯にあるが故に。

#### D35.4.2 実例

\*B及びCは、それぞれ夫及び妻である。それ故Cは、印紙土地税負担は生じないと主張する。何故なら、彼女は土地のため彼女の夫に対し何物も支払わなかった、それ故、納税義務はない。

\*会社Bは、購入者Cにより所有されており、その不動産の購入契約に入ったが、次いで、この不動産を配当としてCに分配することを主張する。B及びCは、会社Bの購入は2003年財政法§45の印紙土地税ルールに基づき無視される、そして、C自身としては、その不動産に対してなにも支払っていないので、いずれも印紙土地税を支払う必要はない、と主張する。

\*AはBに土地を売ることに同意する。そして、Bは同じ土地を、パートナーがB及びBの関係者であるパートナーシップCに売ることに同意する。A-B間契約の完了と同時に、B-C間契約が完了する。彼の契約は2003年財政法§45により無視されるので、Bは、印紙土地税義務は無いと主張する。一方、Cは、2003年財政法スケジュール15パート3の

規定に基づき、Bとの関連により印紙土地税を課税されないか又は軽減されると主張する。  
 \*Cは、Bと関係する信託であり、Bはその信託の受益者であり設定者である。BはA（無関係の第三者）からその土地を取得し、次いで、その土地をCに売るために2003年財政法 § 45 の権利移転ルールを利用する。Cはその土地を少ない金額で購入する。Bは、彼の契約は2003年財政法 § 45 により無視されるので、印紙土地税は生じないと論じ、Cは、CはBとの契約において求められた価格全額を支払ったこと、及び関連する金額が印紙土地税ゼロの価格帯にあるので租税債務は生じないと主張する。

### D35.5 2013年財政法 § 207 (2) に基づく GAAR 分析はどうか？

D35.5.1 アレンジメントの実質的結果は、関連租税法規定が基礎とする原則（明示的又は黙示的）及びそれら規定の政策目的に一致しているか？

2003年財政法 § 45 の規定は、大まかにいえば、人物Aが人物Bに土地を売ることに合意するが、その最初の取引行為が完了する前に、人物Bがその同じ土地を人物Cに売却することに合意する（又は人物Bが最初の契約に基づいてその権利をCに移転することに合意する）場合に適用される。Cへの権利の移転は土地取引行為と見做されず、Cは概念上の「第二契約」に基づく購入者と扱われる。Cの取得が完了したときに、Cは、その権利移転に対して支払われる対価と最初の契約に基づきC（又はいずれかの関係者）により支払われる対価の合計額に、印紙土地税を課税される。AのBに対する取引行為が、BのCに対する取引行為と同じ時に完了するときは、その取引行為の完了は、無視されBに対する課税はなく、Cに対してのみ課税される。それ故、権利移転ルールは、人物Bが土地購入の契約に入ったが、実際に土地の保有を行うことなく、その土地の幾らか又は全てを人物Cにパスすることを望むときに、印紙土地税の二重課税を阻止することを意図していた。権利移転ルールのない場合、Bが、土地がCに移転されると同じ時に、実質的に、その契約を行うか又は完了するときには、二重課税が生じうる。

これらのルールが、慣行上、土地の中間購入者への税の適用を阻止する状況は、

- \*一団の土地の契約に入ったが、Bはこの土地の一部だけを望み、その契約の事実上の完了前に、Bが望まない部分をCに売却する合意に入る場合、
- \*Bが他の人物Cのために土地購入のため契約するが、Cはその時点に存在しない（例えば、新設慈善団体等）場合、
- \*Cの身元を秘匿することが望まれる場合、又は、ある者が建設が完了する前に「計画から」の土地を購入し、引き取りできないか、引き取りを望まず（例えば、その人物の資金

繰りの悪化により)、代わりに、即時にその土地を第三者に移転する場合。  
従って、2003年財政法§45の規定の基礎となる原則は、印紙土地税の二重課税の回避である。  
しかしながら、上記シナリオの全てにおいて、印紙土地税負担は、結局はCに対して生ずる。  
上記セクションD35.4.2の1-4の実例と比較したとき、これら商業的状況における相違は、  
実例では、印紙土地税負担がCに生じない。何故なら、

\*Cは、Bと関係があること

\*Cが控除請求の権利を与えられていると述べていること

\*Cにより行われた支払額は零税率土地税価格帯内にあること、又は

Cは、信託を伴う取引行為にもかかわらず、その信託はBのための被指名者であるので、  
不動産の受益的所有権において変化のないアレンジメントに入った。そして、それ故に、  
真のBからCの政策に一致した取引行為はない。

D35.5.2 実質的税務上の結果を実現する手段は、一又はそれを超える人為的又は異常なステップ  
を伴うか？

イエス。

印紙土地税サブ・セールによる回避は、取引行為への不必要な、ステップの人為的挿入又は特  
別な存在を伴っている。その不動産を二度移転する明白な商業的理由はない。その目的は全く  
印紙土地税負担を軽減することであるように見える。それ故、その不動産が通常の方法で取得  
された場合には、この余分なステップは通常の又は必要なものではないであろう。上記1-4  
の実例に関してそうである。

\*C(妻)は、その不動産を直接購入できた。

\*Cは、Aに支払うための資金を会社Bに与える必要があったのであるから、CはAから  
直接に購入することができた。

\*パートナーシップの例において、B及び彼のパートナーは直接購入することができた。そ  
して、

\*受益者としてのB又は信託受託者としてのCは直接アームレングス・プライスを支払う  
ことができた。

D35.5.3 アレンジメントは関連租税規定の欠陥の悪用を意図したか？

イエス。

2003年財政法§45は真正な取引行為を支援し、印紙土地税の二重賦課を阻止するために存在  
し、土地取引を印紙土地税から完全に非課税とするためのものではなかった。

D35.5.4 タックス・アレンジメントは、確立した実務に一致し、歳入関税庁はその実務の受け入れを示したか？

歳入関税庁は、そのアレンジメントが請求される税務上の結果を生ずることを決して受け入れてこなかった。歳入関税庁は、その2003年財政法§75Aに関する技術的ガイダンス及びスポットライト・アーティクル10においてこの効力に関する助言を発行した。

## D35.6 結論

D35.6.1 歳入関税庁は、その権利移転ルールは、潜在的二重の印紙土地税負担だけでなく、不動産購入の1回の負担さえ除去しようとする濫用に服してきたと考えている。

### D35.6.2

与えられた事実関係に基づくと、各種の印紙土地税サブ・セール租税回避スキームは、歳入関税庁がGAARの適用を追求する濫用的アレンジメントを含んでいる。

## D36 [削除]

## パートⅧ 適用開始

### D37 適用開始規定：2013年財政法 § 215 〈適用開始及び移行規定〉

D37.1 GAARは、国民保険料以外のGAARが適用される税に関し、2013年財政法が君主の裁可を得た日である2013年7月17日以降に開始される全てのタックス・アレンジメントに適用される。国民保険料に関しては、GAARは2014年3月13日以降に開始される全てのタックス・アレンジメントに適用される。

D37.2 それら各日以前に開始されたタックス・アレンジメントには適用されない。

D37.3 GAARが適用される日又はその後に開始されるタックス・アレンジメント（適用日以後開始タックス・アレンジメント）が、その日以前に開始された幅広いアレンジメント（「幅広いアレンジメント」）の一部を構成することがある。これは、アレンジメントの幅広いそして弾力的意義（ガイダンスのパートB参照）から生ずる。

D37.4 「幅広いアレンジメント」は、歳入関税庁が、適用日以後開始タックス・アレンジメントが濫用であることを示すことを許す目的のため、歳入関税庁により考慮することはできない。これは、歳入関税庁が、適用日以後開始タックス・アレンジメントを貶めること及びそうしたGAARの適用期間の拡大のために適用日前開始の出来事を使用することができることを阻止する。

D37.5 納税者は、適用開始日以後タックス・アレンジメントが濫用ではないことを示すために、「幅広いアレンジメント」を考慮できる。

D37.6 これらのルールは、（「幅広いアレンジメント」を考慮することなく）適用日以後開始タックス・アレンジメントが、それ自身内で濫用であるか否か決定することが可能でない場合に、納税者が、適用日後アレンジメントが濫用ではないことを示すために、納税者が幅広いアレンジメントにまで遡って参照できること、しかし、歳入関税庁は、適用日以後アレンジメントが濫用であることを示すために「幅広いアレンジメント」を使用することはできない、ということである。

D37.7 しかしながら、適用日以後タックス・アレンジメントがそれ自体、幅広いアレンジメントの

一部として、如何なる早期のステップが取られたにもかかわらず、濫用である場合は、歳入関税庁は GAAR を尚適用することができる。

D37.8 GAAR は、濫用的タックス・アレンジメントから生ずる税務上の利益に関してのみ効力を持つ。濫用的タックス・アレンジメントが「幅広アレンジメント」の一部を構成する適用日以後タックス・アレンジメントである場合、打消措置は、適用日以後開始タックス・アレンジメントから生ずる税務上の利益に対してのみ適用できる。適用開始前に行われた幅広アレンジメントから生ずる税務上の利益の範囲には、GAAR は効力を持つことはできない。

### D38 実例 1：適用日以後開始アレンジメント それ自体における濫用

D38.1 より詳細には上記実例「D8 債務としての株式」を参照。要約すると、そのステップは次の通りである。

\*適用日前開始→会社 A が関連会社の株式を取得、会社 B は、「債務としての株式ルール」の条件に合致する目的のスキームの目的のために作られた。

\*適用日以降開始→会社 B は、会社 A が、「ローン関係ルール」に基づき控除し得る株式に公正なる価値の損失を認識する効力を持つ債券のボーナス発行の形式で配当を行う。

D38.2 最初の問いは、配当の支払いが、それらが単一のアレンジメントを構成する範囲で、適用開始日前のステップ及び配当の支払いをともに考慮することなく、独自の根拠に基づき濫用である「タックス・アレンジメント」としてみなされうるかである。

D38.3 第 2 の問いは、配当の支払いが独自の観点から「濫用的タックス・アレンジメント」と見做されるとしても、ともに考慮される適用開始日前及び後のそれらステップは当該支払いを非濫用とすることができるか？

D38.4 配当の支払いはアレンジメントを構成する。配当を支払う主たる目的は、株式価値を低下させ、税務上の利益を結実させることであつた。そのアレンジメントは、それ自体、人為的に「債務としての株式ルール」の政策原則に反しているタックス・アレンジメントである。従つて、その適用開始日以降開始タックス・アレンジメントは、それ自体により GAAR が適用される濫用的アレンジメントである。適用開始日前開始ステップ及び配当の支払いをともに考慮することは、配当の支払いが濫用的であることを妨げるものではない。

### D39 実例2：適用日以後開始アレンジメントから税務上の利益が生じない

D39.1 アレンジメントは次のようなものである。

\*適用日前開始→A納税者が濫用的グループ内転換可能ローン関係スキームに入る。ローン関係デビットが適用開始日前にそのスキームから生じる。

\*適用日以降開始→デビットが適用日以降ローンから生じ続ける。当初のスキームの一部として、ローン・ノートが次いで、グループ内債権者により売却され、そのノートが次いで償還される。処分と償還は既にその日までに発生している、デビットの金額を増加させない。

D39.2 後の処分はそれ自体アレンジメントを構成する。しかしながら、このアレンジメントからは税務上の利益は生じない。そして、税務上の利益を獲得することがそのアレンジメントの主たる目的と見做すことは合理的ではないとの結果になる。結果として、適用日以降開始アレンジメントはタックス・アレンジメントではなく、GAARは適用されない。

### D40 実例3：濫用幅広アレンジメントの一部の適用日以降開始アレンジメント

D40.1 会社Aは事業会社で、近い将来に、顧客Xから一括事業収入を受け取ることを期待している。通常の場合、法人税目的上その事業利益の計算にこの収入を計上することを求められる。会社Aは会社Bと呼ばれる完全所有の子会社を有している。

\*適用日前→その収入に関する〈租税〉債務を回避するために、会社Aは顧客X及び子会社Bとの契約に入る。その契約に従い、当事者は、会社Bが、顧客Xが会社Aに対して行う責任がある支払に権利を与えられることに合意する。見返りに、会社Bはこれらの受け取りに関し会社Aに対し株式を発行することに同意する。

\*適用開始日後→顧客Xは、顧客Xが会社Aに債務を負担し取引上の支払いを行う取引に署名し、支払を行う。契約に従い、会社Aはその支払いを維持する権利を持たない。そこで、会計原則に従いその経理上所得を認識しないで、子会社への投資を計上した。そして、会社Aは結果としてその支払いは課税対象とはならないと主張する。

D40.2 適用日以後開始アレンジメントが、タックス・アレンジメントであると仮定すると、それ自体濫用ではない。幅広アレンジメントは濫用的であるが、これは2013年財政法§215(2)

により適用日以降アレンジメントを害することはできない。従って、そのタックス・アレンジメントが適用部以降開始を生じさせるにもかかわらず、そのアレンジメントは、GAARの適用対象外である。

#### D41 実例 4：適用日以降開始アレンジメントがそれ自体濫用的

D41.1 より詳しくは、メイズ事件〈「D15 デイビット・メイズ v 歳入関税委員会」〉における控訴裁判所判決のパラグラフ 30 を参照されたい。要約すると、ステップは次の通りである。

##### \* 適用日開始日前→

- ステップ 1：ジャージー居住者の個人が数件の生命保険証券からなる債券を購入する。
- ステップ 2：その個人はその債券をルクセンブルグ会社に譲渡する。

##### \* 適用日以降開始→

- ステップ 3：ルクセンブルグ会社がトップ・アップ保険料を各保険証券に支払う。
- ステップ 4：その会社が、ステップ 3 で支払われた総額を引き出す。返済金は支払われたトップ・アップ保険料の金額を反映する保険証券の一部解約及び、部分解約日の保険証券発行者からの投資の返還と取り扱われる。
- ステップ 5：その会社は、債券を英国の LLP に譲渡する。
- ステップ 6：その LLP はその債券を納税者に譲渡する。
- ステップ 7：その納税者は全額債権を解約し、解約から生ずる所得税上の控除を請求する。

D41.2 適用期日以降に生じた取引行為は、明確に、「アレンジメント」と見做すことができ、そのステップは税務上の利益を実現する主たる目的をもって行われた。そのアレンジメントは法律上の欠陥を悪用するために企画された人為的ステップを伴っている。適用期日後アレンジメントは、先ず、その税務上の損失を生み出すための根拠は経済的損失に一致しておらず、その損失を具体化していると結論する。そのアレンジメントは、従って、それ自体で濫用的であり、ステップ 1 から 7 の全体を参照したとしても濫用であることから救われないものである。



### III 英国の一般的租税回避対処法ガイダンス (E)

#### 目次

パート E GAAR 手続 .....	208
E1 GAAR の適用 .....	208
E2 納税者による打消 .....	208
E3 歳入関税庁による打消 .....	208
E4 助言委員会 .....	215
E5 税務上の利益の打消 .....	217
E6 各税に対する GAAR の執行 .....	218
E7 派生的是正措置 .....	224
E8 GAAR に関する裁判所又は審判所における手続 .....	225

(2015 年 1 月 30 日から有効 GAAR 助言委員会の承認には服さない)

## パート E GAAR 手続

### E1 GAAR の適用

E1.1 大まかにいえば、税務上の利益が一般的租税回避対処ルール (GAAR) に基づき打消しされる方法に、納税者による自主査定是正 (又は相続税の場合の勘定書の提出及び税の納付) に拠るものと、歳入関税庁 (HMRC) による打消によるものと、二つある。

### E2 納税者による打消

E2.1 自主査定 (又は相続税の場合の勘定書の提出及び税の納付) を行う場合、納税者は、公正で合理的な原則に基づき、自主申告 (又は相続税の場合の勘定書の提出及び税の納付) に関係する、濫用的タックス・アレンジメントから生ずる税務上の利益を是正しなければならない。

E2.2 納税者は、納税者が GAAR を適用しなければならないことを歳入関税庁から通知を受けなかったとの事実にかかわらず、そして、納税者が行った濫用的タックス・アレンジメントに関し意見が助言委員会により与えられなかった事実にかかわらず、これをしなければならない。

E2.3 自主査定による是正措置による打消のより詳細については、下記 E5 に記載されている。

### E3 歳入関税庁による打消

E3.1 「一般的反濫用ルール」と呼ばれる「スケジュール」の適用前の手続：手続要件 (手続スケジュール)

E3.1.1 アプローチの統一性を確保するため、GAAR が適用される可能性がある場合、問題が納税者又は職員に生ずる前に、歳入関税庁租税回避対処監 (HMRC's Counter-Avoidance Directorate) は、全てのアレンジメントを検討する。加えて又、歳入関税庁が正規の GAAR チャレンジを行うべきであるとの勧告がされる前に、関連事業分野の上級官吏及び租税回避対処監に拠るものを含め上級レベルで審査される。

## E3.2 手続スケジュール

E3.2.1 歳入関税庁が前進し GAAR を適用することを望む場合には、歳入関税庁は税務上の利益が GAAR に基づき取り消さなければならないとの通知を与えることができる前には、手続スケジュールに規定する要件に従わなければならない。

E3.2.2 これらの要件は納税者のための保証措置である。それらは、指定官吏と助言委員会の双方〈の制度〉を伴うものである。

E3.2.3 指定官吏は、GAAR のために歳入関税庁運営委員会により指名された歳入関税庁の官吏である。彼又は彼女は歳入関税庁の上級官吏である。官吏が指定されるべきとの要請は、歳入関税庁による GAAR の運用方法の一貫性を確保するものである。

E3.2.4 下記 E4 で更に詳細に記述されているように、助言委員会は歳入関税庁運営委員会により任命され、タックス・アレンジメントに関する独立した見解を提供する制度である。

E3.2.5 「手続スケジュール」の詳細な要件は下記に示されており、要約図が E3.10 に示されている。歳入関税庁の是正措置により打消できる方法のより詳細は、下記 E5 に含まれている。

## E3.3 税務上の利益打消案の納税者への通知

E3.3.1 指定官吏が次のように考える場合、

- \* 税務上の利益が濫用であるタックス・アレンジメントから納税者に生じた、そして、
- \* その利益は打消されるべきである。

官吏は、その旨の通知書を納税者に与えなければならない。

E3.3.2 通知は、次のものでなければならない。

- \* そのアレンジメント及びその税務上の利益を特定し、
- \* 官吏は、税務上の利益が濫用的であるタックス・アレンジメントから納税者に生じたと、なぜ考えるか説明し、
- \* 要求される是正措置の詳細及びそれらが計算された方法を含む、官吏がとられるべきと考える打消措置を示し、
- \* 納税者に態度表明を行うための期間を通知し、そして、
- \* 納税者が態度表明をし又はしない場合、次に起きることを説明する。

通知の内容は、付託ケースの取扱いのための手続に関する「助言委員会ガイダンス」のセクション3に示された歳入関税庁に要求されると助言委員会が示した情報を考慮する。歳入関税庁は、「付託事案の取扱いのための GAAR 助言委員会文書手続」の写しを、その通知と共に納税者に送付する。

E3.3.3 通知が納税者に与えられる場合、納税者は、指定官吏への通知に応え書面による態度表明を送付するために、通知が与えられる日に開始する45日を有している。「助言委員会ガイダンス」のセクション4はそれらの態度表明の内容に関する最善の実務方法を示している。法律は、納税者が態度表明書を作成するために追加的時間を必要とする場合、指定官吏がこの時間制限を延長することを許している。この時間制限を延長するための要求は、納税者により文書で行わなければならない。実際上は、我々は、そのアレンジメントは通知が発せられる前の期間における以前の連絡事項の主題であったろうから、そうした場合は例外であると期待している。納税者の態度表明が採らなければならない規定された形式はない。

#### E3.4 助言委員会への付託

E3.4.1 態度表明が納税者により行われなければならない場合は、指定官吏は助言委員会に事案を付託しなければならない。

E3.4.2 納税者により態度表明が行われる場合、指定官吏はそれらを検討しなければならず、彼又は彼女が税務上の利益は取り消されるべきであるとなお考える場合は、事案を助言委員会に付託する。

E3.4.3 指定官吏が事案を助言委員会に付託するための定められた期限はないが、納税者が態度表明をする場合は、官吏は、官吏により態度表明が受け取られた日に開始する45日間に付託することを目指す。

E3.4.4 事案が助言委員会に付託される場合、指定歳入関税庁官吏は、付託と同じ時に委員会及び納税者に一定の情報を提供しなければならない。

E3.4.5 その官吏は、助言委員会に次のものを提供しなければならない。

- \*納税者に送付された当初通知の写し、
- \*納税者により行われた態度表明の写し、
- \*官吏がそうした態度表明に対して持つ、コメント、及び、
- \*事案の助言委員会への付託に関し官吏により納税者に送付される通知の写し。

E3.4.6 その官吏は、納税者に次の通知を提供しなければならない。

- \* 事案が付託されることを明記する、
- \* 納税者により行われた態度表明に関し官吏により行われたコメントの写しを含み、そして、
- \* 納税者が助言委員会に態度表明をする更なる機会を持っていることを納税者に知らせる。

### E3.5 助言委員会に態度表明を行う更なる機会

E3.5.1 一度、事案が助言委員会に付託されると、納税者は、提案された打消措置又は指定官吏により委員会に提供されたコメントについて、文書により態度表明を委員会にすることができる（写しを指定官吏に）。納税者はこれをするために21日を有している。法律は、納税者が態度表明書を作成するために追加期間を必要とする場合には、助言委員会がこの期間を延長することを許している。再度、そうした納税者による要求は、文書で行われなければならない。

E3.5.2 態度表明が、事案に関して納税者により送付される最初の態度表明でない場合は、歳入関税庁は更なる態度表明にコメントを行うことはできない。

E3.5.3 これらの態度表明が、事案に関し納税者により送付される最初の態度表明である場合、指定官吏はこれらの態度表明に関しコメント（納税者に対しては写し）を提供することができる。規定された期間制限はないが、官吏は、納税者の態度表明が官吏により受け取られる日に開始する45日の期間内にコメントを提供するよう努める。

E3.5.4 指定官吏が追加コメントを提供するためにこの機会を与えられなかった場合には、納税者が指定官吏から官吏がGAARの適用を考えると最初の通知を受け取ったときに、納税者は態度表明をすることを避けることができるであろう。そして、その代わりに、納税者は態度表明を行うために助言委員会に事案が付託されるまで待つことができたとはいえない。そうであれば、歳入関税庁がこれらの態度表明に対応する機会はなくなるであろう。納税者は態度表明を遅らせることにより、有利な立場に置かれることとなろう。

E3.5.5 助言委員会は事実認定機関ではない。「手続スケジュール」は、歳入関税庁及び納税者が助言委員会に付託されたケースの取扱いに関する「助言委員会ガイダンス」のセクション3及び4に示された情報（ケースを根拠づける膨大な証拠を必ずしも伴うことなく）を与え、できるだけ迅速に提案された打消措置に関する彼らの見解を開示し、相互の見解に対応することができるならば、最高に機能する。

### E3.6 助言委員会の決定

E3.6.1 助言委員会が付託を受けた場合、委員会議長は、付託事案を検討するために三名の委員（彼らの内一人が議長）の小委員会を選択しなければならない。

E3.6.2 小委員会は、一定の期限内に追加情報を提供するために歳入関税庁又は納税者を招待することができる。情報が提供されると小委員会委員がよりよき情報に基づいた意見に達するのを助けるであろうが、納税者又は指定官吏には、この情報を提供する法律上の義務はない。情報が提供されると、委員会は応答がない場合又は不適切な場合においても、適切な結論を引き出すことが期待されている。

E3.6.3 指定官吏により提供される追加情報は納税者へコピーされなければならない、納税者により提供される情報は指定官吏へコピーされなければならない。

E3.6.4 小委員会は、タックス・アレンジメントについての一つの意見又は複数意見を作成しなければならない、指定官吏及び納税者に意見書のコピーを与えなければならない。各意見は次の事項について述べなければならない。

- \* タックス・アレンジメントに入り行うことが、法律に掲げられている全ての状況を考慮し、濫用の指標を考慮した場合、関連租税規定に関し合理的行為の過程であったか否か、或いは、
- \* その事項に関し利用できる情報に基づけば、それは不可能であること、そして、
- \* その意見の理由。

E3.6.5 各意見は、検討されるアレンジメントは法律で定義する「タックス・アレンジメント」であるとの前提に基づいて与えられるべきである。別の表現をすれば、委員会はタックス・アレンジメントが存在するか否か、税務上の利益がアレンジメントの主たる目的の一つであるか否かについては考えない。しかし、このことは、納税者が裁判所又は審判所において、GAARはアレンジメントがタックス・アレンジメントでないので適用されないと主張することを排除するものではない。

E3.6.6 小委員会が意見書を作成する法定期限はないが、小委員会が、その意見を提供するために、歳入関税庁及び納税者から最後の連絡を受けた時から、又は（対応がない場合は）対応のために与えられている期限から、ほぼ60日を超えることが期待されている。  
この期間は、特に、事案の複雑性及び助言委員会の事務量により延長する。

### E3.7 助言委員会の意見検討後の最終決定の通知

E3.7.1 指定官吏は小委員会の意見を検討した後、納税者にアレンジメントから生じた税務上の利益が打消されるべきか否かを示す通知書を与えなければならない。それらが打消されるべきときには、通知は、

- \* 打消に効果を与えるために要求される是正措置を示さなければならない、そして、
- \* 適切な場合は、納税者が打消に効力を与えるために行うことを求められるステップを示さなければならない。

E3.7.2 歳入関税庁がアレンジメントは合理的であるとの委員会の見解の下で事案を継続することから排除されない間は、歳入関税庁はその継続のための理由に非常注意深い考慮を払い、意思決定プロセスに強固なガバナンスがあることを確保する必要がある。

### E3.8 打消の通知は如何なる効力を持つか？

E3.8.1 指定官吏により与えられる打消に効力を与えるために求められる是正措置を示す通知は、陳述的だけの効力を持つ。それは打消しの効力を生じさせるものではなく、通知自体は申立権を伴わない。その代わりに、通知の発行は、濫用的タックス・アレンジメントから生ずる税務上の利益打消のため歳入関税庁官吏により採られるべきステップを許す。

E3.8.2 ひとたび、是正措置を示す通知が与えられると、関連税（法人税、所得税、国民保険料、相続税等の）の執行上及び査定手続上において是正措置が効力を有す。

E3.8.3 納税者が打消に効力を与えるために要求されかもしれない、打消の通知に示されたステップの条件において、一つの例は、納税者の会社が被った損失があれば、打消により減額されることであろう。納税者は、1998年財政法スケジュール 18 パラグラフ 75 に基づき、当初サレンダー同意の取消又は新しいものへの取換の内、適切なものを要求されよう。

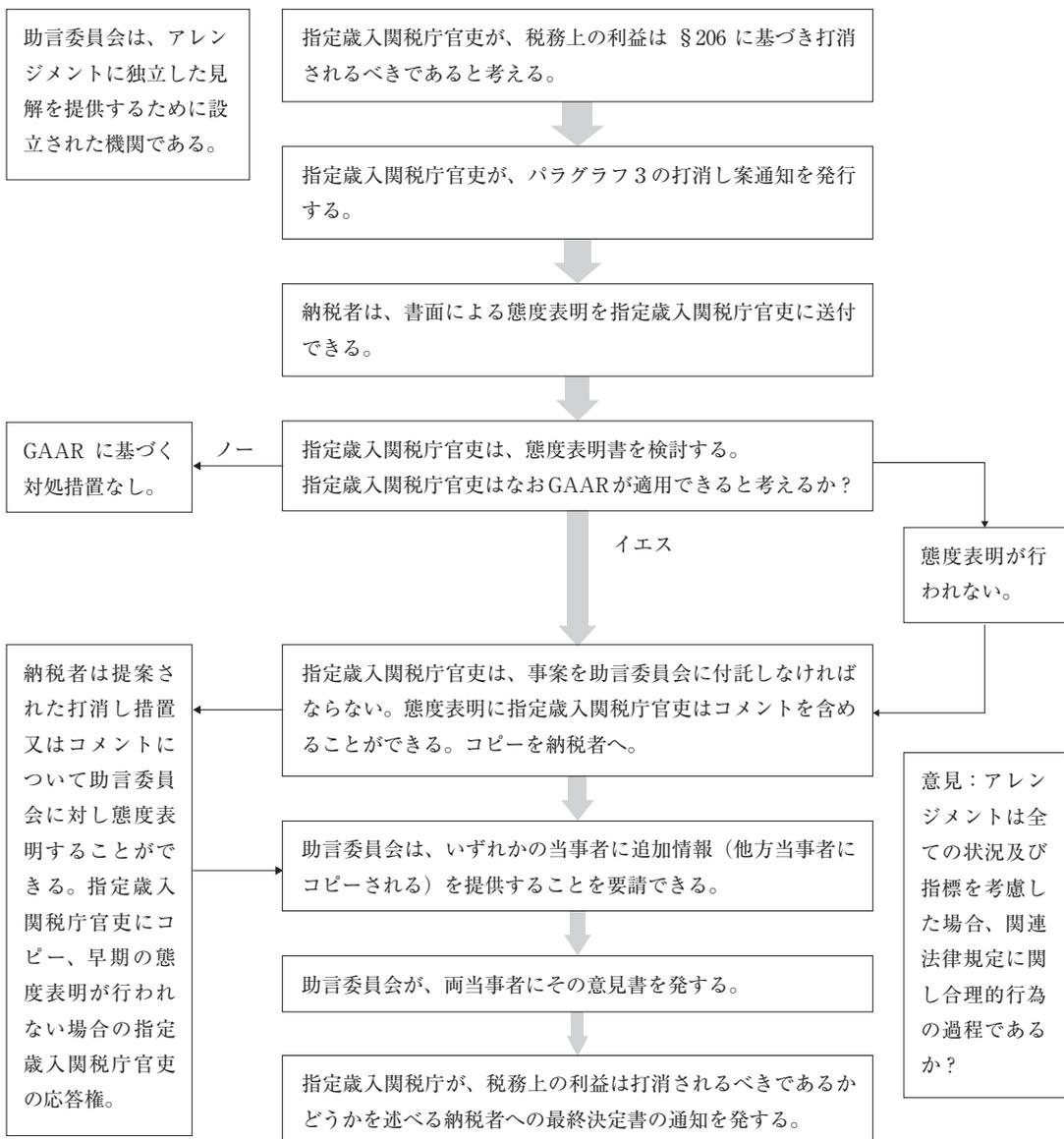
### E3.9 納税者は、歳入関税庁は手続スケジュールに基づくその義務の履行のために長くかかりすぎていると納税者が考える場合、何をすることができるか？

E3.9.1 手続スケジュールは、納税者が各種の義務を行わなければならない期限を示している。歳入関税庁又は小委員会に対しては法定の期限はないが、歳入関税庁がその義務の履行に時間が

かかりすぎていると考える納税者を支援する各種の方法がすでに法上存在している。

E3.9.2 例えば、法人税の分野において、1998年財政法スケジュール18の Paragraph 33に基づき、会社は、審判所に歳入関税庁の官吏が一定の期間内に終結通知を与えるとの指示を申請することができる。審判所は、官吏が一定の期間内に終結通知を与えないための合理的理由を持っていることに満足しない場合、指示を与えなければならない。類似の納税者の権利が、1970年租税管理法 § 28A (4) から 28A (6) に、所得税及びキャピタルゲイン税の分野に存在する。

### E3.10 助言委員会手続の要約図



## E4 助言委員会

### E4.1 機能の比較及び概観

E4.1.1 助言委員会は、GAARの目的のために歳入関税庁運営委員会により設置される委員会である。

E4.1.2 各助言委員会委員は、歳入関税庁運営委員会により任命される。「議長」は、歳入関税庁運営委員会により助言委員会の議長に任命される。彼又は彼女の任命期間中、議長は助言委員会の任命に関し歳入関税庁運営委員会に助言する。

E4.1.3 助言委員会は、事業界、税務助言者及び幅広い納税者利益を含む広範な利益を代表する。委員会は歳入関税庁から独立した見解を提供し、歳入関税庁の官吏は委員会の委員とならない。

E4.1.4 助言委員会の目的は、GAARの適用に独立した非歳入関税庁の見方を提供することである。アレンジメントが事業分野で行われる場合は、それは、また、GAARの適用に対し商業の見方を提供する。これは納税者のために保証措置を提供するためである。

E4.1.5 助言委員会は、次のような二つの機能を持っている。それに付託されるケースに意見を提出すること及び歳入関税庁により提出される歳入関税庁 GAAR ガイダンスを承認すること。

### E4.2 意見

E4.2.1 第一の機能は、関連タックス・アレンジメントについて歳入関税庁及び納税者に対し熟慮された意見を提供することである（「手続スケジュール」に示されているように）。

E4.2.2 委員会議長は、意見書を提供するための小委員会を構成するために十分に経験を有する三名の委員を選択する。小委員会は、一つの合同の熟慮された意見書を作成することができ、或いは、三名の構成員が同意できない場合は、二件または三件の異なる熟慮された意見を提出することができる。

E4.2.3 意見は、関連タックス・アレンジメントに入りそれを行うことが、GAARの「濫用」の定義に掲げられたそれら状況を含む全ての状況を考慮し、関連租税法律規定に関して合理的な行為の過程かどうかに関し与えられる。

E4.2.4 意見は、何がタックス・アレンジメントが「濫用的」であるか否かに関する法律上の各事例、また、タックス・アレンジメントが合理的行為の過程か否かの指標であるとの原則（濫用的の指標は、タックス・アレンジメントが行為の合理的過程ではないことを示す）に基づき与えられる。何が合理的であるか否かの事例は、絶対的なものではない。それらはまさに例示である。

E4.2.5 本質的に、小委員会は「単一の合理性の」問題に答えている。小委員会の見解では、アレンジメントは、行為の合理的過程のものであるか否か？これは、タックス・アレンジメントが濫用的であるか否かを決定するときに、考慮しなければならない「二重の合理性」問題とは異なっている。これは、委員会メンバーは特にこの問題について見解を形成する相応しい地位にあることに基づいており、また、裁判所及び審判所の役割から彼らの役割を区別するものである。

E4.2.6 小委員会が、タックス・アレンジメントは合理的行為の過程であるか否かに対する見解に達するため十分な情報を提供されていると信じない場合は、小委員会はその事案に関し見解に達することが不可能であるとの意見を与えることが可能である。

E4.2.7 小委員会の意見は、GAAR 及び関連タックス・アレンジメントに関する争点の判定において、裁判所又は審判所によって考慮されなければならない。これが機能する仕方に関する更なる情報については、下記 E8 参照。

E4.2.8 ほとんどのケースにおいて、各意見が与えられた少し後に、小委員会により同意された意見の匿名版が、歳入関税庁により発行される。歳入関税庁は、納税者の秘密が保護されることを確保するため、意見が公表される形式に非常に注意深い考慮を与える。納税者の秘密が害されないことを確保する形式で意見を公表することができない場合には、いくつかの事例で、必ず、公表が控えられる。

E4.2.9 助言委員会は司法的機能を行わず、助言委員会手続は、事案が提出され聴聞が行われる場合、正式の聴聞を伴わない。助言委員会は、意見を提供するが司法的判断は提供しない。意見は、歳入関税庁或いは納税者を拘束しない。

### E4.3 GAAR ガイダンス

E4.3.1 助言委員会のその他の機能は、歳入関税庁により起案される GAAR ガイダンスに同意する

ことである。パート A のパラグラフ A4 で注記されているように、これは、ガイダンスのパート A から D は助言委員会により審査され、そして、必要な場合は、最終同意の前に、彼らに対しなされた勧告を反映するために歳入関税庁により改定されることを意味する。助言委員会による各同意は、次の同意が与えられる時まで継続する。

E4.3.2 裁判所又は審判所は、タックス・アレンジメントが行われたときに同意されていた GAAR ガイダンスに関連する争点を検討するとき、考慮しなければならない。

## E5 税務上の利益の打消

### E5.1 公正で合理的な是正措置

E5.1.1 濫用的タックス・アレンジメントがある場合、そのアレンジメントから生ずる税務上の利益は、是正措置を行うことにより打消されるべきである。

E5.1.2 税務上の利益を打消するためになされることを求められる是正措置は、是正措置が何であれ、公正で合理的であることである。これらの是正措置の決定は、適切な比較すべき取引行為が存在するか否かに関する考慮を伴う。ガイダンスのパート A から C は、パラグラフ C2 で「税務上の利益」が存在するか否かを結論する場合における比較すべき取引行為を説明している。税務上の利益を特定するために使用される比較すべき取引行為の使用は、状況において公正で合理的な是正措置の査定まで貫かれるべきである。

E5.1.3 そうした是正は、査定、査定の修正、請求の修正若しくは不許可又はその他によって行われる。是正は関連税において生ずる（法人税、所得税、国民保険料、相続税等かどうか）。関連税査定規定が、次いで、各関連税のための法律に基づいて発動される。是正は、問題の税又はその他の税に関して行われうる。

### E5.2 GAAR 及び優先ルール間の関係

E5.2.1 租税法律は、特定租税規定が他の規定を排除し又は他の規定に優先するとの効力を持つと述べる様々な優先ルールを含んでいる。

E5.2.2 そうしたルールの一例は、2009 年法人税法パート 5 のローン関係ルールに関し特別の事項に関して考慮される金額は、その事項に関し法人税法上考慮されうる金額のみであると述べる

2009年法人税法 § 464 である。

E5.2.3 かかる全ての優先ルールは、GAAR自体の規定に服す。このことは、GAARに基づく打消は租税法律内の他の優先ルールにより排除されえないことを意味する。

## E6 各税に対する GAAR の執行

E6.1 GAAR（結果是正に関する規定以外の）は、それが適用される各税のために関連する全ての通常の執行制度に適合する。このことは、通常の期間制限が適用され、通常の査定方法が使用され、通常の不服申し立てルートがこれら査定方法から生ずることを意味する。

E6.2 通常の期間制限が GAAR に基づく是正措置に適用される事実は、是正を行う権限は他の法律の期間制限に従うと述べる法律に明確に表現されている。

E6.3 下記のパラグラフ E6.5 から E6.12 は、法律に明確に表現されている GAAR の異なる税務執行ルールにおける適合の仕方の概観を示している。

### E6.4 ペナルティー

E6.4.1 GAAR のための特別のペナルティー制度は存在しないが、2007年財政法スケジュール 24 に示されている通常の正しくない文書（申告書を含む）に対するペナルティーが GAAR に關して潜在的に適用される。

E6.4.2 全ての他の租税法律に関するように、GAAR に基づく成功した歳入関税庁のチャレンジは、それ自体が、文書が不正確であること及び罰則が科せられることを示すものではない。ペナルティーを生じさせるためには、不正確が、不注意、又は故意によるものでなければならない。

### E6.5 キャピタルゲイン税、所得税及び法人税のための自主査定

E6.5.1 納税者は、彼らが自主査定申告書を完成させ、或いは 1970 年租税管理法スケジュール 1A の請求を行う場合には常に、GAAR を考慮しなければならない。彼らは、申告又は請求に対し公正で合理的な是正を行うことにより、濫用的タックス・アレンジメントから生ずる税務上の利益を打消さなければならない。

E6.5.2 手続上の必要条件の完了の後、歳入関税庁は是正措置により打消することができる。これは、例えば、調査の終了に続く申告書の修正又はディスカバリー査定の実行若しくは申告書が提出されない場合の決定等、各種の方法で行われうる。歳入関税庁は、また、1970年租税管理法スケジュール 1A の終了通知手続により、請求を修正又は不許可とすることができる。そうした査定方法に対する全ての通常の期限及び制限が適用される。

E6.5.3 自主査定申告書への調査が完了する場合、歳入関税庁調査官は、次の終了通知を發出しなければならない。

- \* 納税者に調査が完了したことを知らせ、
- \* 彼の結論を述べ、
- \* 適切な場合には、それらの結論に効力を与えるために必要とされる申告の修正を行うこと。終了通知が発せられるべき条件に関する詳細ガイダンスが、「調査マニュアル」で提供されている。

E6.5.4 GAAR が考慮されるケースにおいて、官吏は一定のアレンジメントに関し、彼の調査から次のように結論することができる。

- \* (例えば、関連法が誤って解釈された場合) 技術的論拠が適用され申告書は従って修正されるべきである、或いは、
- \* 税務上の利益が GAAR が適用されるべき濫用的アレンジメントの結果として獲得された、そして、申告書は打消に効力を与えるために修正されるべきである。

E6.5.5 より複雑なケースでは、終結通知及び結論は、調査の主題であった多くの事項又は選択肢を反映しなければならない。実際、個別租税回避対処法が税務上の利益を減額する（除去ではない）ために適用され、歳入関税庁が残る税務上の利益を打消するために GAAR の適用に努めるケースがあり得る。そうである場合、終結通知は調査から代替的結論を述べることができるが、当該官吏は代替的修正を行うことができないので、歳入関税庁の優先的地位に効果を与えるよう、申告書を修正する。

E6.5.6 全ての通常の申立権はこれらの査定方法から生ずる。

## E6.6 源泉徴収できる税

E6.6.1 稼得時納付制度 (PAYE) は特に次のものを扱う。稼得時納付制度 (PAYE) は別として、控除により税が納付される多くのその他の場合がある。税または税に関する金額の控除を要求

するいくつかの立法例は次のものである。

- \* 2007年所得税法パート15（年次利子）
- \* 建設産業スキーム法（2004年財政法パート3チャプター3）、そして、
- \* 不動産投資信託（「REIT」）規則

E6.6.2 法律に税を控除する義務がある各ケースの場合には、GAARは、税が控除される時、それら控除に関する申告書が作成される時、そして、控除された税（または、税に関する金額）が歳入関税庁に支払われるときに、適用されるべきである。

E6.6.3 手続要件の完了に続き、歳入関税庁は、また、控除により納付される税に関し是正措置を行うことにより打消すことができる。そうした是正措置の例は次のものである。

- \* その所得は、金額が2007年所得税法パート15に基づき〈源泉〉控除されるべきである所得であるとの指示
- \* 所得は、2004年財政法パート3チャプター3における建設産業スキーム法の目的のための「契約支払金」であると指示、又は、
- \* 所得は不動産投資信託（「REIT」）分配金であるとの指示。

## E6.7 稼得時納付制度（PAYE）

E6.7.1 稼得時納付制度（PAYE）は、歳入関税庁が関連支払いから源泉で所得税を徴することを許す徴収制度である。2003年所得（稼得及び年金）税法§683及び2003年所得税（PAYE）規則（「PAYE規則」）は、PAYE所得として記述されるもの及びPAYE所得に関する雇用主の義務を示している。

E6.7.2 雇用主は、PAYE所得の支払を行うときにGAARを適用しなければならない。この義務は、また、年度末申告書申告及び費用および利益に関する情報の提供にまで及んでいる。PAYE規則は、情報申告及び納付の期限を示している。

E6.7.3 PAYE規則は、また、支払われない税に関し、決定により過小納付税額の回復のための規定を設けている。手続要件の完了に続き、歳入関税庁は、GAARに関してそうした決定を行うことができる。1970年租税管理法の§34及び§36に示された期限が適用される。

E6.7.4 通常決定申立権が、丁度、その他のPAYE決定に適用される申立権のように、GAAR決定に関して適用される。

## E6.8 石油収入税

E6.8.1 手続要件の完了に従い、税務上の利益打消のための GAAR に基づく是正措置が増額査定、損失減額決定又は請求の是正措置により行われる。

E6.8.2 是正措置が査定又は損失額決定により行われるときは、これは 1975 年石油税法（OTA）スケジュール 2 パラグラフ 12 の規定による。

E6.8.3 是正が請求によって行われるときは、これは、請求に対する決定又は変形請求決定による。それぞれ 1975 年石油税法スケジュール 5 のパラグラフ 3 及び 9 参照（そして 1975 年石油税法スケジュール 6、7、及び 8 に基づく請求に適用されるように）。

E6.8.4 申立手続は通常のルールに従う。是正措置が査定又は損失決定の方法による場合には、申し立ては、査定の実施に続く 30 日以内になされなければならない（参照、1975 年石油税法スケジュール 2 パラグラフ 14）。

E6.8.5 是正措置が請求決定の方法に拠る場合は、1975 年石油税法スケジュール 5 パラグラフ 5 は請求から 3 年間の申立期間を許している。是正措置がその他の請求決定に拠る場合は、申し立ての期限はその他の請求決定通知に続く 30 日である（参照、1975 年石油税法スケジュール 5 パラグラフ 5）。

## E6.9 相続税

E6.9.1 納税者は、1984 年相続税法 § 216 に基づく勘定書又は 1984 年相続税法 § 217 に基づく集合勘定書を作成し提出する時にはいつも、GAAR を考慮しなければならない。彼らは、彼らの勘定書への適切な是正を行うことにより、濫用的タックス・アレンジメントから生ずる税務上の利益を打消すべきである。そして、勘定書の提出時に納付すべき相続税がある場合は、その納付額は打消を反映すべきである。

E6.9.2 手続上の要件の完了に従い、歳入関税庁は公正で合理的な是正措置により打消を行うことができる。適切な是正が納税者との対応により合意できない場合は、歳入関税庁は 1984 年相続税法 § 221 に基づく通知を発することにより事案を決定する。

E6.9.3 課税対象資産移転に関する過小納付税額の回復に関する全ての通常期限及び制限が適用される。

E6.9.4 1984年相続税法§221に基づく決定に関する通常の申立権が適用される。

## E6.10 印紙土地税 (SDLT)

E6.10.1 納税者は、彼らの土地の取得に印紙土地税 (SDLT) を納付する義務があるかどうか、そして、2003年財政法§76の基づき土地取引申告書を提出することを義務付けられているか否かを決定するとき、GAARを検討しなければならない。納税者は、濫用的タックス・アレンジメントから生ずる税務上の利益を打消すために申告書を是正しなければならない。そうした是正措置は、そうでなければ申告書が提出される必要がない場合に申告書が要求されることに結果しうる。

E6.10.2 手続要件を完了することに続き、歳入関税庁は是正措置により税務上の利益を打消すことができる。これは、例えば、調査の終了に続く申告書の修正又は申告書が提出されない場合の発見査定若しくは決定によりと様々な方法で行われうる。

E6.10.3 印紙土地税調査及び査定に関する手続及び期限は2003年財政法スケジュール10に示されている。

E6.10.4 通常の印紙土地税 (SDLT) 申立権は、GAARに基づき歳入関税庁により行われる印紙土地税の是正措置に適用される。

## E6.11 居住用不動産税 (Annual Tax on Enveloped Dwellings)

E6.11.1 納税者は、彼らが特定の住居の所有に基づき居住用不動産税の範囲にあるかどうか、そして、その所有は提供される法定控除の一つの結果として救済されるか否かを決定するとき、GAARを考慮しなければならない。彼らが、課税の範囲にあるが、控除を請求するときは、彼らは「零」申告書を提出しなければならない。課税の範囲内にあり段階税率の一つで納付することを求められる場合は、課税申告書を提出しなければならない。納税者は、濫用的タックス・アレンジメントから生ずる税務上の利益を打消すため、申告書を是正しなければならない。そうした是正は、納税者が零申告書又は全くの無申告書よりもむしろ課税申告書を作成する必要に結果しよう。

E6.11.2 手続要件の完了に従って、歳入関税庁は、是正措置により税務上の利益を打消することができる。これは様々な方法で行うことができる。例えば、調査終了に続く申告書の修正により又は申告書の提出がない場合は発見査定若しくは決定により行われる。

E6.11.3 住居用不動産税（annual tax on enveloped dwellings）調査及び査定に関する手続及び期限は、2013年財政法に示されている。

E6.11.4 通常の申立権が、GAARに基づく歳入関税庁による是正に適用される。

## E6.12 国民保険料

E6.12.1 異なるクラスの国民保険がある。GAARに関係する主要なクラスの国民保険は、自営業利益に関する人々に納付されるクラス4保険料、被用者及び雇用主（又は規則に基づき雇用主と扱われる人々）により納付されるクラス1国民保険料、及び、被用者に支払われる一定の課税利益に対し主として雇用主により納付されるクラス1A国民保険料である。

### E6.12.2 クラス1又はクラス1A国民保険料

E6.12.3 雇用主は、彼らの被用者に対し若しくは被用者のために支払をなすとき、又は、彼らの被用者に利用できる課税利益を提供するとき、GAARを適用しなければならない。雇用主は、国民保険料のための稼得金額を計算し、改定金額のクラス1国民保険料を計算するときには、クラス1国民保険料が支払われるべき稼得金額の増額により、又は、無視されるべき金額の減額により求められる是正を行うべきである。クラス1A保険料に関しては、クラス1A申告書が是正されるべきである。改定された国民保険料の金額が支払われるべきであり、雇用主により申告書に含められ、歳入関税庁に納付されるべきである。

E6.12.4 国民保険料（NIC）規則は、歳入関税庁が2003年所得税（PAYE）規則（PAYE規則）が適用される所得税と類似した方法で徴収することを定めている（PAYE及びGAARに関する更なる情報についてはE6.7を参照）。

E6.12.5 2001年社会保障（拠出金）規則（SSCR）（「国民保険料規則」）は、情報申告及び納付のための期限を示している。

E6.12.6 国民保険料規則は、また、未納付のクラス1又はクラス1A保険料の回復のための規定を設けている。手続要件の完了に従い、歳入関税庁は、1999年社会保障（機能の移転その他）法§8に基づき申立可能決定書を発することができる。

E6.12.7 クラス4国民保険料

E6.12.8 クラス4国民保険料は、大まかに言って、クラス4に適用される自営業利益及び自主査定税制に関連している。自主査定所得税のための同じ手続きが、また、クラス4保険料債務に適用され、GAARがE6で示した自主査定所得税と同じ方法で適用される。

## E7 派生的是正措置（Consequential Adjustments）

E7.1 派生的是正措置は、通常の税務執行手続きの外にある。派生的是正措置は、救済的是正措置である。それらは、納税者の責任を増額することはできない。

E7.2 派生的是正措置は、全体として過大課税がないことを確保することを意図している。例えば、打消措置が税負担の増進を伴う場合、同じ金額に関し税が後で再度課税されれば二重課税が結果する。

E7.3 納税者が打消措置に服さないが、取引に関係するあるケースでは、彼らの租税債務に対してなされる派生的是正措置が請求される。

E7.4 派生的是正は、GAAR打消措置が確定する日から12カ月以内に請求されうる。GAAR打消措置が確定するとは、打消を有効とするためになされた是正措置及び、それら是正措置の結果から生ずる金額が、申し立て又はその他に拠っても変更できないことを意味する。

E7.5 打消が自主査定により行われた場合は、派生的是正措置は、歳入関税庁が納税者により打消しについて通知された場合にのみ可能である。

E7.6 なされる請求に基づき、歳入関税庁は、公正で合理的な派生的是正措置を行う（そうである場合）。請求の方法は、次のように、問題となる税に依存する。

\* 請求が、所得税、キャピタルゲイン税又は法人税に関する場合、1970年租税管理法スケジュール1Aが適用される、

\* 請求が、石油収入税（PRT）に関する場合は1970年租税管理法スケジュール1Aが適用

される、

- \*相続税に関する請求の場合は、それは、歳入関税庁に文書で行われなければならない、請求が同法に基づく請求のように相続税法 § 221 が適用される、そして、
- \*請求が、印紙土地税又は住居用不動産税に関係する場合は、2003年財政法スケジュール 11A が適用される。

E7.7 上記の全ての請求方法は、納税者が、公正で合理的な派生的是正措置が行われていなかったと信ずる場合に、納税者のために申立権を提供する。

## E8 GAARに関する裁判所又は審判所における手続

### E8.1 立証責任

E8.1.1 GAARに関する裁判所又は審判所における手続において、次のことを示す立証責任は、歳入関税庁にある。

- \*濫用的タックス・アレンジメントがあること、そして、
- \*アレンジメントから生ずるタックス・アレンジメントの打消は、公正で、合理的であること。

E8.1.2 これは、申立における立証責任が申立人にある、ほとんどの申立（いくつかの罰則に関する申し立てを除く）の場合と異なるものである。

E8.1.3 GAARに関する裁判所又は審判所における証拠の基準は、民事上の証拠の基準である（蓋然性の比較考量）。

### E8.2 考慮されなければならないこと

E8.2.1 GAARに関する争点の確定において、裁判所又は審判所は次の事項を考慮しなければならない。

- \*タックス・アレンジメントが行われたときの、助言委員会により同意された GAAR に関する歳入関税庁のガイダンス、及び、
- \*当該アレンジメントに関する助言委員会の意見。

E8.2.2 これは、裁判所又は審判所が注意深くかかるガイダンス又は意見を考慮しなければならない、

それに適正な重要性を与えなければならないことを意味する。

E8.2.3 同意された GAAR ガイダンス及び助言委員会意見は「考慮されなければならない」、GAAR に特定されている裁判所又は審判所により「考慮されうる」その他の事項（公の場における資料）と異なる（下記 E8.5 参照）。

### E8.3 助言委員会により同意された歳入関税庁ガイダンス

E8.3.1 助言委員会は、法定機関ではないが、法律において特定された、そして、委員会の付託事項で示された特定の他の機能を行うために庁運営委員会により設立され任命されている。

E8.3.2 それに提出される歳入関税庁ガイダンス草案の助言委員会の同意手続は、法律よりもこれらの委任条件に示されている。

E8.3.3 同意が、この手続に従い与えられるならば、それは、GAAR 法の目的のために助言委員会に同意された助言委員会に提出された歳入関税庁ガイダンスの一部となる。

E8.3.4 歳入関税庁ガイダンスの助言委員会による同意は、ガイダンスの後のバージョンが同意されるまで継続する。考慮されなければならないガイダンスは、関連アレンジメントが開始された時のガイダンスである。

### E8.4 アレンジメントに関する助言委員会の意見

E8.4.1 タックス・アレンジメントが指定官吏により助言委員会に付託される場合には、委員会の議長はそれを検討するために、助言委員会の三名の委員を選択しなければならない。この小委員会は、指定官吏及び納税者に対し、一、二、又は三件の意見通知書を与えなければならない。これらの通知書で達している意見は、その他の通知書で達した意見と異なり得るものであり、各意見は異なる理由で達せられうる。

E8.4.2 裁判所又は審判所は、納税者が行った特定のタックス・アレンジメントに関し発せられた全ての意見通知を考慮しなければならない。これは、小委員会の委員が反対の見解に達することを許し、それらの反対の見解が考慮されることを許すものである。

E8.4.3 小委員会のメンバーにより与えられる意見は、関連タックス・アレンジメントに入りこれ

を行うことが、GAAR法に掲げられた事情及びGAAR法に掲げられた指標を含む全ての状況を考慮した場合に、関連租税法規定に関し合理的行為の過程であるかどうかに関する意見である。それらの意見は、納税者の行為過程に関する委員会メンバー自身の見解に基づくものであろう。

E8.4.4 先のE4.2で述べたように、これは、後にタックス・アレンジメントが濫用であるか否かの判断において、裁判所又は審判所に検討される問いとは異なる問いである。裁判所又は審判所は、タックス・アレンジメントに入り又はこれを行うことが全ての状況と法律に掲げられた指標の全てを考慮した場合、関連租税法規定に関し合理的行為の過程として、合理的にみなしうるかを判断しなければならない。

## E8.5 考慮されうること

E8.5.1 GAARに関する争点の判断において、裁判所又は審判所は次のものを考慮することができる。

- \* アレンジメントが行われたときに公的な場にあったガイダンス、声明、その他の資料（歳入関税庁、省大臣又はその他の）及び、
- \* その時点の確立した実務慣行の証拠。

E8.5.2 この規定は、裁判所又は審判所に、その他の場合証拠として認められないとしても、望む場合にそれらの事項を考慮しうる権限を与えている。それは、裁判所又は審判所に、これらの事項を考慮することを余儀なくする或いは強要するものではない。

E8.5.3 大臣声明への言及は、裁判所又は審判所が、議会の討論で大臣により行われた声明のみならず、関連タックス・アレンジメントが行われたときに公共の場にあった、租税回避行為スキームが閉鎖された時の大臣生命も、また、考慮することができることを意味する。

## E8.6 証拠排除ルールはどうか？

E8.6.1 法的解釈への助けとしての議会資料の参照は、証拠として認められないとする一般的な判例法がある。これは証拠排除ルールとして知られている。

E8.6.2 証拠排除ルールには若干の例外がある。これらは、証拠排除ルールは、当該法律が、あいまいで、不明確で、一定のその他の条件が適用される場合は、緩和されるとする、Pepper v

Hart 事件 [1992] STC 898 において、ブラウン・ウイルキンソン卿により定式化されたルールを含む。

E8.6.3 多分、証拠排除ルール (Pepper v Hart 事件判決により修正された) は、関連租税規定の原則又は政策目的が何であるかのような事実を証明するために、議会資料が使用されるのを阻止することができるであろう。議会資料がそうした事実の証明に使用されうことは、裁判所又は審判所は大臣の声明又はその他の資料を考慮できるので、疑問の外にある。

E8.6.4 更に、証拠排除ルール (Pepper v Hart 事件判決により修正された) は、議会資料が GAAR 法それ自体の意味及びその法的解釈に示すために使用されるのを阻止できたのであろうが、議会資料がこの意味を示すために使用されうことは明確にされている。